Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

実質優先の会計判断と会計基準設定に関する研究

岡本，紀明

(Degree)
博士（経営学）
(Date of Degree)
2006-03-25
(Date of Publication)
2012-08-07
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲3636
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003636

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

博士論文

実質優先の会計判断と
会計基準設定に関する研究

平成 18 年 1 月 23 日

神戸大学大学院経営学研究科
古賀　智敏研究室
会計システム専攻

学籍番号　018B008B
氏名　　岡本　紀明

実質優先の会計判断と会計基準設定に関する研究

氏　名　岡本 紀明

『実質優先の会計判断と会計基準設定に関する研究』

構　成

序章

第1節　本論文の問題意識と分析視座…… 1
第2節　本論文のアプローチと特徴…… 5
第3節　本論文の構成…… 7

第1部　現代の経営環境と会計問題

第1章　現代における企業環境…… 12

第1節　はじめに…… 12
第2節　経営者のインセンティブの変遷…… 13
第3節　株価重視の経営への傾倒…… 18
第4節　小括…… 21

第2章　形式優先主義の蔓延―エンロン事件を中心に…… 23

第1節　はじめに…… 23
第2節　エンロンの発展と零落…… 23
第3節　エンロンの会計スキーム…… 26
第4節　蔓延する利益操作とクリエイティブ・アカウンティング…… 29
第5節　小括…… 34

第2部　会計における実質優先主義の理論的考察

第3章　原則主義・細則主義と実質優先主義…… 37

第1節　はじめに…… 37
第2節　アメリカにおける細則主義への批判と原則主義への転換…… 37
第3節　イギリスにおける原則主義会計…… 44
第4節　原則主義・細則主義のバランスと経済的実質の反映…… 47
第5節　小括…… 59

第4章　会計における実質概念の探究…… 60

第1節　はじめに…… 60
第2節　制度論からの接近―制度論における２つの視点…… 61
第3節　制度的実在と会計における実質…… 65
第4節　規範に関する集合的合意の会計への展開…… 72
第5節　小括…… 79

第3部　実質優先の会計判断と会計基準設定

第5章　ミクロ・マクロレベルの分析視座—会計判断と会計基準設定… 81

第1節　はじめに…… 81
第2節　マクロレベルとミクロレベルからの視点…… 81
第3節　判断主体に基づく視点からの分析…… 85
第4節　実質優先の会計判断と会計基準設定…… 87
第5節　小括…… 89

第6章　実質優先の会計判断—イギリスのFRRPの判断に焦点を当てて…… 90

第1節　はじめに…… 90
第2節　イギリスにおける離脱規定と実質の裁定者…… 91
第3節　会計基準への準拠と実質優先の会計判断…… 98
第4節　小括……108

第7章　会計基準設定を対象とした研究アプローチ……111

第1節　はじめに……111
第2節　基準セッターと基準設定プロセス……112
第3節　会計基準設定に関する先行研究のレビュー……122
第4節　会計基準設定における社会的規範からの逸脱に対する制裁……128
第5節　小括……129

第8章　会計基準設定による経済的実質の反映—リース会計基準…… 131

第1節　はじめに……131
第2節　リース取引の特性と位置付け……131
第3節　アメリカにおけるリース会計基準の史的展開……136
第4節　リース会計基準設定における社会的規範からの逸脱に対する制裁…146
第5節　新たなアプローチの理論的検討……156
第6節　小括……161

第9章　会計基準設定による経済的実質の反映—証券化・連結の会計基準…… 163

第1節　はじめに……163
第2節　証券化とSPEの連結問題……163
第3節　SPE連結にかかる会計基準—エンロン事件以降の原則主義への転換…165
第4節　証券化と基準濫用抑止の目的の衝突—SFAS140へのコメントレターの分析…170
第5節　小括……176

第10章　会計基準設定による経済的実質の反映—企業結合の会計基準…… 179

第1節　はじめに……179
第2節　企業結合会計の2つの方法……179
第3節　アメリカにおける持分プーリング法濫用に対する集合的な認識……183
第4節　企業結合会計基準の一本化—IASBへのコメントレターの分析……187
第5節　小括……193

第11章　わが国会計基準設定における実質の反映…… 194
第1節　はじめに…… 194
第2節　わが国会計基準設定による経済的実質の反映—リースおよび企業結合会計 … 194
第3節　アングロ・サクソン諸国との相違の解釈…… 200
第4節　小括…… 203

第12章　結論と課題…… 205
第1節　本論文における主張の要約…… 205
第2節　本論文の課題と展望—哲学・社会学的制度論からの接近…… 210

参考文献…… 212

図表番号

図表 1 S&P 500 社における経営者の報酬体系の変遷
図表 2 S&P 500 社における経営者の平均的報酬の内訳
図表 3 アメリカにおける財務諸表の修正再表示
図表 4 2001 年後半のエンロン崩壊までの経緯
図表 5 SPE を利用したエンロンの会計手法
図表 6 Psaros=Trotman [2004]の実験研究に用いられたケース
図表 7 Psaros=Trotman [2004]の実験 1・2 の結果
図表 8 監査人による財務諸表の修正と基準の関係(Nelson et al. [2002]の調査結果)
図表 9 制度に対する 2 つの見方
図表 10 企業の集合的志向性・合意に基づく実質概念の構図
図表 11 各国における実質優先主義の適用状況
図表 12 英国企業の離脱の実態（1998 年～2000 年）
図表 13 FRRP 処理手続の概略図
図表 14 これまでの FRRP の処理の概要
図表 15 FASB の構造
図表 16 IASB の構造
図表 17 FASB に影響を与えるとされる団体
図表 18 FASB のデュー・プロセスにおける活動と公表
図表 19 会計基準設定に関する先行研究
図表 20 アメリカにおける民間設備投資額と新規リース取引額
図表 21 SFAS13 設定に至る概要
図表 22 ポジション・ペーパーに対するコメントレターの内訳
図表 23 ポジション・ペーパーの質問項目と回答の内訳
図表 24 コメントレターにおける主張の内訳
図表 25 資産概念の拡大と会計認識の拡張
図表 26 証券化取引の概要
図表 27 年代別の ABCP の割合の変化
図表 28 証券化に関する会計基準の体系図
図表 29 公開草案の内容
図表 30 公開草案に対するコメントレターの内訳
図表 31 エンロン事件もしくは基準の濫用への言及

図表 32 コメントレターにおける主張の内訳
図表 33 公開草案の改訂
図表 34 SEC [2003] における SPB16 と SFAS141 の対比
図表 35 ポジション・ペーパーに対するコメントレターの立場
図表 36 コメントレターにおける持分プーリング法濫用への言及
図表 37 コメントレターにおける質問への回答
図表 38 コメントレターにおける主張の内訳
図表 39 各国のリース会計基準の比較
図表 40 所有権移転外ファイナンス・リースの処理方法
図表 41 わが国リース基準改訂へのアンケート
図表 42 わが国企業結合会計基準における持分プーリング法の適用
図表 43 日米の企業特性の相違

序章

第1節　本論文の問題意識と分析視座

本論文は、企業における取引の拡大・複雑化を踏まえて、規則的規範と社会的規範との相克という視点から、実質を反映する会計判断と会計基準設定を理論・制度・事例研究の各側面から総合的に究明し、会計制度の構築に向けての 1 つの方向性を提示しようとするものである。

周知のように、先進諸国において、製造業・商業活動の相対的ウェイトが減少する半面、金融サービスをも含めた各種サービス活動の重要性が増大している[1]。この潮流は、モノを代表とする有形財が中心を占める経済から、カネや情報を代表とする無形財が中心を占める経済へのシフトと捉えることができる。無形財重視の経済のもとでは、企業の経済活動は、もはや製造物のような物財の流れでは全て描写し得ず、データやイメージおよびシンボルといった極めて無形的なものの流れからも描写される[2]。しかしながら、無形資産の移転は目に見えるものではなく、価値の算定が物的資産よりも容易ではないため、企業が何を得て何を失ったかという経済活動の実質的な把握が、従来よりも困難になる。このような状況を鑑みれば、企業の経済的実質を反映する会計の役割が、ますます重要となるだろう。

Tweedie=Whittington [1990]は、金融商品の売買が市場を席巻し始めた当時、情報利用者指向的な視点から「経済的実質主義アプローチ」を掲げ、企業の財務状況や取引実態について経済的実質(economic substance)または経済的実態(economic reality)の反映を図る会計モデルの重要性を主張し、伝統的な会計モデルの不備を補う体系的な解決策を提示した。Tweedie=Whittington [1990]の主張は、純粋な法的形式ではなく、企業の現在の実態や過去の活動の経済的実質に関する情報を提供しなければならないという、実質優先主義[3]

---

[1] 古賀 [1999], 8 頁。
[2] Goldfinger [2000], p. 59.
[3] 英語では大抵、「substance over form」と表現される。わが国では、実質優先原則、実質優先性など様々に呼称されるが、根本にある理念は、ほぼ同様であると考えて差し支えないだろう。本論文では、これらの表現を相互互換的に捉えるが、一貫性を保つため、考え方自体を指す場合は、「実質優先主義」と表

を基底にしたアプローチと言えるだろう。

実質優先主義は、欧米における会計制度の根底をなす伝統的な原則として、法的な所有権や会社関係を基礎にした認識とは異なり、経済的な便益や支配力に基づき、資産（もしくは負債）を認識する会計の論理として、これまで主に用いられてきた[4]。実質優先主義が会計において重要性を増した端緒に言及するためには、少なくとも 1933 年にまで遡る必要があると思われる。

1933 年から 34 年にかけて、アメリカ議会が SEC を設立し、財務報告を規制する法的権限を与えたのを契機として、会計制度の基準化(standardization)が進められた[5]。それまで企業による財務報告実務は、規範や慣行に大部分依存していたため、当初は会計に関連する社会規範やコモンローを、ある程度強制力のある基準として成文化することが一般的であった[6]。その後、会計手続委員会(CAP)が会計調査公報（1939 年-1959 年）を、会計原則委員会(APB)が意見書（1959 年-1973 年）を、以降は FASB が基準書(1973 年-現在)を公表するにつれ、基準化の度合いは高まっていった。

しかしながら、企業環境や会計慣行は流動的に変化するため、設定される基準との間には歪みが生じる。実質優先主義は、その歪みを矯正し、情報利用者のため、現行の形式では反映されない経済的実質を指し示す考え方と言えるだろう。

だが、会計において、実質がいかに反映されるのかという問いに、端的に答えるのは容易ではない。従来、リース会計等、個別のコンテクストにおいて実質優先主義が主張されることがあっても、全体的な視点からは、法的形式に拘らない実質の反映が主張されるの

現する。また、特に断りのない限り、実質優先主義における「実質」を特に強調する場合、「経済的実質」と互換的に表現する。

[4] 本論文では、実質優先主義や経済的実質といった表現に拘泥し、論文を展開している。こういった会計において反映すべき「実質」は、時には「実態/実体(reality)」もしくは「真実(truth)」などとも互換的に表現される。また、アメリカでは、表現の忠実性(representational faithfulness)の特性のなかに実質優先主義の特性がほぼ含まれると表現される(FASB [1980], par. 160, 平松＝広瀬 [2002], 137 頁)。ヨーロッパでは、真実かつ公正な概観（true and fair view）という言葉がより一般的だが、真実かつ公正な概観と実質優先主義は、互換的に用いられることも少なくない。

[5] Sunder [2005b], p. 373.

[6] Sunder [2005b], p. 373.

みであった[7]。果たして、会計における実質はいかに反映されるのであろうか。この問いは、抽象的かつ概念的であるのみならず、哲学的であるがゆえに、相当に体系的な結論を提示した先行研究は、皆無に近い。

本論文は、当該問題意識に基づき、会計において実質がいかに反映されるのか、体系的な理論化を試みるものである。まず、理論的な考察に基づき、会計における実質反映の構図を構築する。次に、実際の会計判断と会計基準設定を考察対象とし、理論的基盤を強固にする。

上述のとおり、会計において反映すべき実質は、時代と共に変化する。企業の取引形態の変容や経済基盤の変化により、過去に企業の経済的実質を反映すると考えられた会計処理が、現在では問題視されることもある。学際的な観点から、会計制度を理論的に考察した結果、本論文では現代の会計における実質を構成する準拠枠として、2 つの規範の存在を仮定する[8]。

第 1 に、基本的に明文化・概念化される規則的規範と呼ばれるものである。既存の会計原則や会計基準、概念フレームワークが、代表的なものである。規則的規範の生成には、集合的合意の形成が重要な位置を占める。我々は、基準セッターが設定する会計基準に集合的に合意している。会計基準として明文化されるフォーマルな規則的規範もあれば、基準ではないが、一部の集団の間で合意されている慣行の要約といったインフォーマルな規則的規範もある。よりフォーマルであり、かつ準拠することが一般的な規則的規範を逸脱した場合には、何らかの制裁が伴う。例えば、会計におけるインフォーマルな規則的規範として、取得原価主義を挙げることができる。原価―実現を基底として積み重ねられた伝統的な取得原価主義は、規則的規範として、現在の会計制度においても重要な位置付けを占めているが、企業の取引慣行の変容と共に、少しずつ変化を見せつつある。最近では、デリバティブのような金融技術の発達が、伝統的な所有権の移転に基づく会計認識を変容

[7] AICPA [1971a], p. 255.
[8] 2 つの規範については、第 4 章で詳述する。

させ、公正価値による評価の浸透をもたらした。しかし、公正価値評価モデルに基づく会計制度が、伝統的な取得原価に基づく評価モデルに完全に取って代わったわけではなく、積み重ねられた会計慣行と整合性を図るかたちで制度設計が徐々に進められつつある。本論文では、このような従来の会計原則や基準との整合性を図らなければならない規範を「規則的規範」と表現し、会計における実質に影響を与えるものとして考える。規則的規範に従い、会計における実質が首尾良く反映されるよう制度設計が進められるのが望ましいが、必ずしもそうではない。

第 2 に、会計における実質に影響を及ぼす規範として、制度に参加するものが相互に期待する信念とも言える社会的規範がある。例えば、企業による行き過ぎた利益操作や投資家を欺くような行為に対する抑止力と見なされる規範である。特に最近、金融取引等、企業の取引が複雑化するのに伴い、取引を巧妙に仕組み、会計数値を思うがまま操作するような企業行動が、欧米諸国で散見される。このような企業行動は、基準セッターからは、基準の濫用と捉えられ、排除の対象となる。本論文では、行き過ぎた利益操作を「社会的規範からの逸脱」と捉え、逸脱に対する制裁として、基準の濫用を防止するという政策的目的から、実質を反映すべく制度設計が進められると捉える。例えば、社会的規範からの逸脱として、エンロン事件を中心としたアメリカの会計不正問題を挙げることができる。アメリカでは、会計不正問題への対策として、会計基準の設定や会計規制を総合的に見直す大幅な改革が進められている。一連の改革のなかで、従来の会計基準設定の見直しが求められ、会計基準設定をそれまでの規則を重視する立場（細則主義：rules-based）から、原則を重視する立場（原則主義：principles-based）へと転換する動きが見られ、現在の会計基準設定に反映されつつある。

このように、本論文は会計における実質を構成する 2 つの規範に着目している。これは主に、Searle[1995]や Tuomela[2002]の「社会的制度は、関連する当事者の意図を集合的に含む」という主張を会計に適用したものであり、会計における実質も社会的制度のもとで反映され得ると考えるためである。こうした制度を協同的な側面から捉えるアプローチは、

現代の社会科学では、どちらかというと軽視されがちである[9]。しかしながら、基準セッターが設定する会計基準に多くの企業が準拠しなければ、会計基準は全く機能せず、社会における権威は失われるだろう。また、企業が公表する財務諸表数値が全く信用できないものと社会が認識するならば、投資家は企業への投資を避け、社会システムが混乱することになるだろう。そのため、会計制度を考える上で、どうしても社会との関係を切り離して考えることはできない。会計における実質についても、会計制度に参加している者の集合的な容認なしには、実質となり得ないのである。

本論文では、会計における実質は集合的に容認された主に 2 つの規範に基づき反映されると考えるが、当該規範は、ミクロレベルにおける特定の会計・監査判断においても作用し、またマクロレベルにおいても基準セッターが会計基準を設定する際に作用すると思われる[10]。ミクロレベルにおいて、会計制度に参加する個人が、特定の状況で実質優先の会計判断を下す場合、2 つの規範が作用する。勿論、特定の会計判断の局面では、経営者が実質を反映しない会計判断を下すおそれがあり、監査人の判断等により対処することになる。また、マクロレベルにおいて、基準セッターが会計基準を設定する際にも、2 つの規範が作用する[11]。基準セッターが、意図的に実質を反映しないような基準を設定しようと試みることは考えにくい。基準セッターは、経済的帰結の悪化を非難する利害関係者の主張を参考にしつつ、可能な限り企業の経済的実質を優先する基準を設定するよう努めるはずである。

第2節　本論文のアプローチと特徴

このように、本論文では、会計における実質概念を理論的に構築した後、会計における実質を会計判断と会計基準設定の両面から考察するというアプローチをとる。

前者については、特定の状況において、実質を優先させる会計判断が下された事例を集

---

[9] Tuomela [2002], p. 4

[10] 本論文の目的は、こうしたミクロ－マクロレベルの視角の結びつけに関する理論を提示するものではないため、当該問題に関する深遠な議論は行なっていない。そういった企図に基づく作業は、石井他 [1998] などを参照されたい。

[11] 会計基準設定により、経営者をコントロールし、利益操作を抑制させるという役割も指摘される。詳しくは Alles=Datar [2003]を参照されたい。

めて検討することにより、共通点を見出すことを目的とする。実際に下された判断が、実質を反映したものかどうかの判定は困難であるため、制度上公益に資する目的のもと設立された、最終的に実質を決定するイギリス特有の機関の判断に限定し、事例分析を行う。

後者については、基準セッターによる会計基準設定プロセスに焦点を当てる。勿論、基準セッターにより設定される会計基準が、経済的実質を最も良く反映すると断言するつもりはない。流動的な企業環境や会計慣行を把握し、利害関係者の主張に耳を傾け、最も実質を良く反映する会計処理を選定し、カレントに基準に反映させていくことは不可能である。それでも、基準セッターはデュープロセスに従い、種々の利害関係者の主張を考慮した上で最終的な決定を下す。そこで本論文では、基準セッターによる決定のみならず、基準セッターに対する利害関係者からのコメントレターを考察対象として分析し、集合的な合意の解釈を試みる。

また、本論文では、アメリカを中心にイギリス（国際会計基準の動向も含めて）における動きを中心に取り上げ、国際的な視点から考察を進めている。現在のところ、会計基準は国際的かつ統一的な会計基準の設定に向けて、各国の会計基準の収斂が益々進みつつある。目下、アメリカとヨーロッパ諸国との会計基準の収斂が進められている。そのため、本論文のように主に欧米、特にアメリカの動きを軸として議論を展開するのは、今後の会計制度を展望する上でも必要であろう。当然、当該国際的視点からの考察結果は、わが国の会計制度についても、示唆を与えるものと思われる。

本論文は、特に次の 2 点において、従来の研究には見られない独自性と斬新性を有すると考えられる。第１に、会計制度を社会的制度として捉え、社会学ならびに哲学における制度論を援用しつつ分析しようとするものであり、斬新かつ明確な方法論的基礎に立つものである。第 2 に、会計における実質優先主義の具体的適用領域として、リース、証券化および企業結合会計を取り上げ、規則的規範と社会的規範の 2 つの側面から、会計における実質優先主義の適用と問題点を浮き彫りにしている。しかも、実質優先をめぐる海外の判断事例やコメントレター等の裏付けを加えることによって、従来、一般的・抽象的に論

じられがちであった実質優先の会計のあり方を一層具体的かつ鮮明なものとしている。

第3節　本論文の構成

本論文は、大きく分けて3部から構成されている。

第1部は「現代の経営環境と会計問題」と題して、問題提起に加えて、議論の前提となる考察を行う。まず第1章では、現代の企業環境の特徴に論及する。近年、アメリカを中心に、企業による行き過ぎた利益操作が問題視されている。ここでは、取引の複雑化といった企業を取り巻く環境の変化に加えて、経営者の報酬体系が大きく様変わりしたことが、経営者の利益操作を助長している点を指摘する。

第2章では、そのような要因により引き起こされたとされるエンロン事件を取り上げる。アメリカで2002年に起こったエンロン事件は、本論文の意義を考える上で見過ごせない出来事である。なぜなら、エンロン事件以降の会計改革の流れにおいて、会計基準設定を細則主義から原則主義への転換することにより、より経済的実質の反映をもたらすという信念が見られ[12]、本論文の主題とも関連するからである。ゆえに、エンロン事件を検討材料として詳細に分析し、示唆される現在の会計問題を浮き彫りにすることで、次章以降の理論的考察への糸口をつかむことにしたい。

第2部「会計における実質優先主義の理論的考察」は、制度論的見地から実質優先主義の概念を理論的に考察することを目的とする。すなわち、第2部の主題は、会計において経済的実質が反映される構図を探究することにある。まず第3章で、第1部で提起された問題に対し、論争の的となっている原則主義と細則主義の議論を検討することにより、実質優先主義に対する考察の足掛かりとする。具体的に、アメリカの細則主義とはコントラストをなすイギリスの原則主義を取り上げ、原則主義と細則主義を対比しつつ、制度的観点から考察を加える。検討の結果、原則を重視する原則主義のもとでは、より専門的判断が介入することになるが、実質を優先する意図に基づく会計判断が導出されるかどうかは

---

[12] SEC [2003], p. 11.

不明である点を指摘する。

第 4 章は、会計における実質反映の構図を見出すために、理論的な考察を加える。第 3 章で提示した実質を優先する意図を手掛かりとし、主に制度論的見地から学際的考察を試みることにより、社会的制度としての会計制度における実質概念を探究する。会計における実質は、制度に参加する者の集合的意図（容認）から構成されるという観点から、会計における実質概念を追究することにより、理論的基盤を構築する。

最後の第 3 部「実質優先の会計判断と会計基準設定」では、第 2 部において構築された理論的基盤に基づき、会計判断と会計基準設定を考察対象とし、いかに実質が反映されているかを分析する[13]。実際の分析に入る前に、第 5 章において、実質優先主義に関する諸説を検討することで、分析視座を明確にする。会計における実質概念自体、非常に抽象的であるため、視点を明確にした上で分析するのは重要である。第 5 章では、特にミクロレベルとマクロレベルの分析視座の区別を意識し、ミクロレベルにおいては会計判断を、マクロレベルにおいては会計基準設定に焦点を当てる立場を明確にする。

第 6 章では、会計判断に関して、イギリスにおいて会計基準からの離脱とそれが容認された事例を取り上げて分析する。イギリスでは、監査済み財務諸表の正当性を最終的に判断する特有の機関を設立しており、社会からの評価を得ている。具体的事例を詳細に分析した結果、特定の取引が事業目的を有するかという主観的判断に加えて、当該取引が企業に商業的効果をもたらすかの客観的な判断が重要である点を明らかにする。

第 7 章以降は、個別の会計基準を取り上げ、実質を優先する会計制度の分析を試みる。主に個別の会計基準に焦点を当て、すでに変更された、もしくは変更されつつある事実に

---

[13] 第 3 部では経済的実質を反映する主な手段として、主に会計判断と会計基準の設定を対象としている。勿論、企業による財務諸表作成プロセスは、それらのみならず、独立監査人による監査や企業独自の内部統制・コーポレート・ガバナンスといった要素からも影響を受けているが、本論文ではそれらを大きく取り上げていない。加えて、第 8～10 章において会計基準の設定を考察する際、リース会計、（連結を含む）証券化の会計、企業結合の会計のみを取り上げている。本論文で構築する理論的フレームワークは、これら以外の会計基準についても適用可能と思われる。本論文で特に 3 つの会計基準を取り上げた理由として、これらの会計に関して、特に実質優先主義が強調される点に加えて、現在、新たな基準設定の動きがあり、注目されている点が挙げられる。こういった限定は、論文の焦点が分散する可能性を減少させ、議論を収斂させるために必要であったと判断している。

基づき、いかにして実質が反映されているかを解釈的に論じる。その際、基準設定に対する利害関係者によるコメントレターの内容分析(content analysis)や主張分析を適用し、基準設定にいかに反映されているかを考察する。まず第 7 章で、関連する先行研究における研究方法論や研究結果をレビューし、本論文における立場を明らかにする。

第 8 章では、リース会計に焦点を当て、経済的実質の反映を考察する。従来のリース会計基準は、法的な所有権の移転を基礎とするのではなく、実質的な所有権の移転を基礎とする資産認識を導入した、実質優先主義を体現した基準と認識されてきたが、近年、基準の濫用が問題視されている。ここでは種々の文献やコメントレター等を分析し、当該問題が広く認識されつつある点を確認する。また、理論的整合性の観点から、代替的基準として、資産を構成要素に区分して認識する財務構成要素アプローチを検討する。

第 9 章では、証券化の会計基準を題材として検討し、経済的実質の反映を考察する。証券化取引には、通常、複雑な金融商品が組み合わされており、証券化に伴う資産の移転を売却（認識の中止）と実質的に見なすのかが問題となる。証券化取引は、エンロンによる会計スキームの中心をなすものであり、エンロン事件以降、基準の検討が進められているが、証券化取引には、リスクの小口化といった正当な事業目的も内在している。関連する種々の文献やコメントレター等を分析した結果、さほど基準の濫用は問題視されているわけではなく、これまでの財務構成要素アプローチが維持される点を示唆する。

第 10 章では、企業結合の会計基準を取り上げて、経済的実質の反映を考察する。ここでは特に、パーチェス法への一本化という動きに焦点を当てる。果たして、全ての企業結合取引にパーチェス法を適用することで、企業の経済的実質は反映されるのであろうか。同様にコメントレター等を分析した結果、伝統的な持分プーリング法の維持を望む声も多かったが、基準の濫用を抑制しようとする強い動きから、基準が導入された点を指摘する。

第 11 章は、わが国における会計基準設定を取り上げて、経済的実質の反映を考察する。具体的に、近年のリース会計基準ならびに企業結合会計基準の動向を考察対象として、わが国独自の特性の解釈を試みる。

最後に、第 12 章で、本論文の結論と課題に言及する。

以上が、本論文の構成である。大まかではあるが、各部の位置づけを要約すれば、主に第 1 部は問題提起部分、第 2 部は会計における実質概念を考察する理論的検討部分、第 3 部が実際の会計判断ならびに会計基準設定を取り上げた解釈的分析を加える理論構築部分と位置付けられる。

第1部

現代の経営環境と会計問題

第1章　現代における企業環境

第1節　はじめに

21 世紀に突入し、世界の情報化およびグローバル化がますます進展するのに伴い、企業を取り巻く環境は、近年、目まぐるしく変化してきた。投資家の観点からすれば、情報技術の発展により、世界各国において、瞬時に企業情報を入手できるようになった。また、企業側の観点からすれば、国内だけではなく、国外から資金を調達する可能性が大幅に増大した。しかし、それはまた、企業競争がグローバルなレベルで生じることを意味する。株主である投資家の観点からすれば、競争が激化すればするほど、他社と比較して、少しでも有能な経営者を雇い、企業価値を増大することが望まれる。そのためには、投資家は、少しでも経営者のコミットメントを引き出すようなインセンティブ・プランを設計する必要がある。また、潜在的な投資家は、それが充実している企業を投資対象として選択する。一方、経営者の観点からすれば、少しでも高い報酬が得られることを望むのは当然である。経営者の報酬体系は、近年、株価と連動したものがますます主流になってきている。

このように、現代の企業環境を俯瞰すれば、投資家の観点から、「経営者のインセンティブ」、企業側の観点から、「株価重視の経営」というキーワードが浮き彫りになる。企業にとって資金提供者である投資家を重視しようとすればするほど、少しでも株価を高めて、企業価値を増大させようと努めるのは至極当然の流れである。

しかしながら、あまりにも過度に短期的な株価の高騰を追求する結果、経営者は企業の成績表である財務諸表を少しでも良く見せるため、その数値の操作を試みることになる。これが、利益操作(Earnings Management[1])やクリエイティブ・アカウンティング[2]と呼ば

---

[1] Earnings Management の定義自体、確固としたものが確立されているわけではない。例えば Giroux [2004]は、Earnings Management は「保守的会計→節度ある会計→攻撃的会計→粉飾」という連続帯をなすとの見方を提示し、中でも攻撃的会計と粉飾が機会主義的であり、問題であると主張する（Giroux [2004], pp. 3-4）。本論文でもこの主張を参考に、基本的には利益操作を望ましくないものとの認識の上、議論を進める。日本語による表現も利益調整、利益管理もしくは単にアーニングス・マネジメントと様々であるが、本論文では一貫して利益操作と表現する。

[2] 原語は Creative Accounting であり、こちらもその定義自体が曖昧である。McBarnet=Whelan [1999], p. 99. Earnings Management という表現がアメリカで用いられるのに対し、ヨーロッパでは Creative Accounting と一般的に表現される。わが国においても、クリエイティブ・アカウンティングは利益操作や利益管理とほぼ同義に定義される場合もあれば、利害関係者の創造的活動に焦点を当てており、イノ

れる行動である。このような利益操作がどこまで容認されるかは、後の議論における問題として、この利益操作が行き過ぎた結果として明るみに出たのが、エンロン事件を中心とするアメリカにおける会計不正問題である。エンロン事件を中心とした会計不正問題は、アメリカのみならず世界各国に大きなインパクトを与えた。なぜなら、それまでアメリカの会計基準（監査やそれに準ずるシステムも含めて）は、世界をリードする最も厳格なものと考えられていたからである。このような問題は、対岸の火事として傍観していて良いのだろうか。エンロン事件が発覚する以前までは、アメリカの会計基準は世界でも先駆的であり、国際会計基準も含めた多くの国の会計基準が、大部分それに追随してきた点は、否定できないであろう。そのため、アメリカにおける問題を対岸の火事として捉えるのではなく、その問題から何が学べるか、吟味して考察する必要がある。

そこで、本章では、現在における会計問題に影響を及ぼす要因を浮き彫りにしたい。まず第 2 節で、先に述べた「経営者のインセンティブ」、第 3 節で「株価重視の経営」という 2 つのキーワードに焦点を当てて、それがいかに現代の会計問題と結びつくのか論じることにしたい。最後に、第 4 節で、本章の要約を括ることにしたい。

第2節　経営者のインセンティブの変遷

本章の目的は、先ほど述べた「経営者のインセンティブ」と「株価重視の経営」という 2 つのキーワードに基づき、現代の企業環境の特徴を浮き彫りにすることにある。勿論、本論文全体の目的は、そういった企業環境を考察対象として深遠な議論をするものではないため、先行研究を参考に、掻い摘んで論じることにしたい。

その際、考察対象とする国は、基本的にアメリカである。これは、研究蓄積が豊富である点に加えて、何よりもアメリカが、経営者のインセンティブの設計で世界をリードする「トレンドセッター」であることに異論がないからである[3]。本節では、経営者のインセン

ベーションを伴うという特徴も指摘される(澤邉 [2005], 166 頁)。本論文では、利益操作とクリエイティブ・アカウンティングを特に区別せずに論じる。

[3] Jensen=Murphy [2004], p. 2.

ティブが近年、大きく変化してきた点を指摘する。

ここ 30 年間にわたる世界経済、規制環境および産業技術は、根本的に大きく変化し、まさに「現代の産業革命」と名付けられる[4]。規制緩和が進み、資本主義経済が進展し、グローバル化が生んだ結果、産業競争に大きな影響を及ぼした。競争が世界規模で激化するのに伴い、多くの産業において、広範囲にわたってキャパシティの超過が生じたのである。その結果、経営者は、他の企業を出し抜き、産業のキャパシティの超過を削減しようと、企業の余剰資金を株主へ分配することに躊躇いながら、時には正統性を欠く多角経営や投資プログラムを通じて、多くの資金を浪費するようになった[5]。そういった経営者の行動は、敵対的買収やレバレッジド・バイアウト[6]として形になり、金融商品や経営者に過剰な資金を引き出させる手段として、高利回り債が利用されることになった[7]。

また、1990 年代は、インターネットが急速に普及し、ニューエコノミーの台頭に伴い、いわゆるドットコム企業が次々と登場した。それとともに、アメリカ NASDAQ を中心とした株式市場に新規公開する企業が増加し、株式市場も著しく高騰した。

このような経済構造の変化は、経営者の報酬体系にも大きく影響を及ぼした。企業の中で、経営者に対する報酬の割合が、著しく増加したのである。**図表 1** は、アメリカにおける経営者に対する報酬体系の変遷である。このグラフは、縦軸に報酬額、横軸に年度をとって、S&P(スタンダード・プアーズ)が選ぶ 500 社の経営者の報酬体系の変遷を表している。1970 年には、経営者の報酬の大部分は、現金による報酬により占められていたが、1980 年以降、報酬に占める現金の割合が低下し始め、1995 年以降は、現金以外の報酬が急激に増加している。一体、1980 年代から 1990 年代にかけて、いかなる変化が生じたのであろうか。

---

[4] Jensen=Murphy [2004], p. 23.
[5] Jensen=Murphy [2004], p. 23.
[6] レバレッジド・バイアウトとは、会社を買収する際に、買収会社（買い手）自身の自己資金や借入金または株式を対価するのではなく、ターゲット会社の資産や将来のキャッシュフローを担保として資金調達を行う方法である。
[7] Jensen=Murphy [2004], p. 23.

アメリカにおいて、1980 年代は、市場の原理がより浸透した時代と表現される[8]。コーポレートガバナンスにおいても、市場の作用が強く働いた。すなわち、超過する余剰資金を効率的に運用しない企業は、敵対的買収のターゲットとされたのである。そういった敵対的買収を働きかけるレバレッジド・バイアウトを専門とする企業は、過小評価されている企業を買収し、新たな経営陣を送り込み、それまでの経営内容を一新し、株価の向上を目指した[9]。敵対的買収をかける企業は、積極的に企業に働きかける投資家により保有され、支配されていた[10]。これは、受動的な株主により分散所有され、内部の取締役により主に支配される伝統的な企業スタイルとは異なるものである。

図表1　S&P500における経営者の報酬体系の変遷

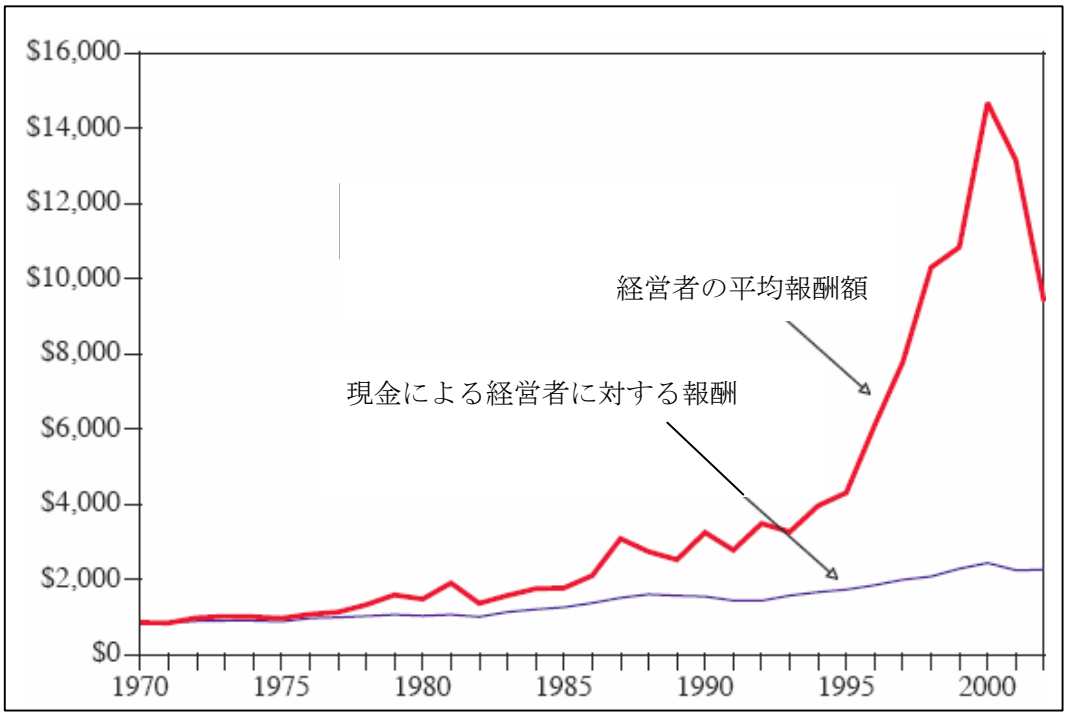

（出典：Jensen=Murphy [2004]の Figure 1 を加筆・修正したものである）

そういった積極的な投資家によるガバナンス体制は、経営者が企業価値の増大へと邁進

[8] Jensen=Murphy [2004], p. 27.
[9] Coffee [2003], p. 29.
[10] Jensen=Murphy [2004], pp. 27-28.

するのを奨励していったのである。それまで伝統的に、企業の規模や安定性、または収益性に焦点を当ててきた経営者のインセンティブは、価値創造にとって代わったのである[11]。1980 年代中に、積極的な投資家や学会も、ストック・オプションやそれ以外の形態の株価と連動したインセンティブの増加に伴い、経営者の報酬は企業価値と密接に結びついているべきであると要求するようになっていった[12]。

ストック・オプションを付与するメリットとして、企業の株価のパフォーマンスと経営者の報酬を直接的に関連付けることにより、経営者が株主の利害のために行動する大きなインセンティブを与えることが挙げられる[13]。加えて、現金による報酬の代わりにストック・オプションを与えることにより、企業が直接に現金を費やすことなく、高い志を持った経営者や従業員を引き付け、雇い入れることが可能となる[14]。

1990 年代に突入し、ストック・オプションによる経営者の報酬は、ますます増加していった。その背景として、法的制度も影響を与えていた。1991 年以前までは、公開会社の役員は、1934 年証券法のセクション 16(b)により、オプションの権利行使時以降、対象証券を最低 6 ヶ月保有していなければならなかったが、その規制が 1991 年に緩和され、権利行使時と同時に対象証券を売却できることになった[15]。

しかしながら、1990 年代に入り、アメリカでは、ストック・オプションによって経営者に過剰な報酬を与えているのではないかという疑問が社会で巻き起こり、頻繁に報道されるようになった[16]。当時、経営者の報酬に歯止めをかけようと、IRS（内国歳入庁）が、ストック・オプションを用いた経営者の報酬に対し、100 万ドルを超過する部分の損金算入を認めないと規定したが、業績連動型の報酬は規定の対象とならず、結局は、多くの企業が 100 万ドルまでは現金で報酬を支給し、それ以上は業績に連動した報酬体系を選択すること

[11] Jensen=Murphy [2004], p. 28.
[12] Jensen=Murphy [2004], p. 28.
[13] Hall=Murphy [2003], p. 49.
[14] Hall=Murphy [2003], p. 49.
[15] Coffee [2003], p. 32.
[16] Street et al. [1997], p. 217.

になり、歯止めをかけるまでには至らなかった[17]。

ここで、**図表 2** に経営者の報酬の平均の内訳を示した。図表から読み取れるように、1995 年以降の報酬額の増加とともに、オプションによる経営者の報酬が増大している。1992 年には 24%であった割合が、2000 年には倍増している。この背景には、当時急速に増加した、従業員数や売上が歴史ある企業と比較して相対的に低く（それに対し市場価値は高い）、研

図表 2　S&P 500 社における経営者の平均的報酬の内訳[18]（縦軸の単位:1,000 ドル）

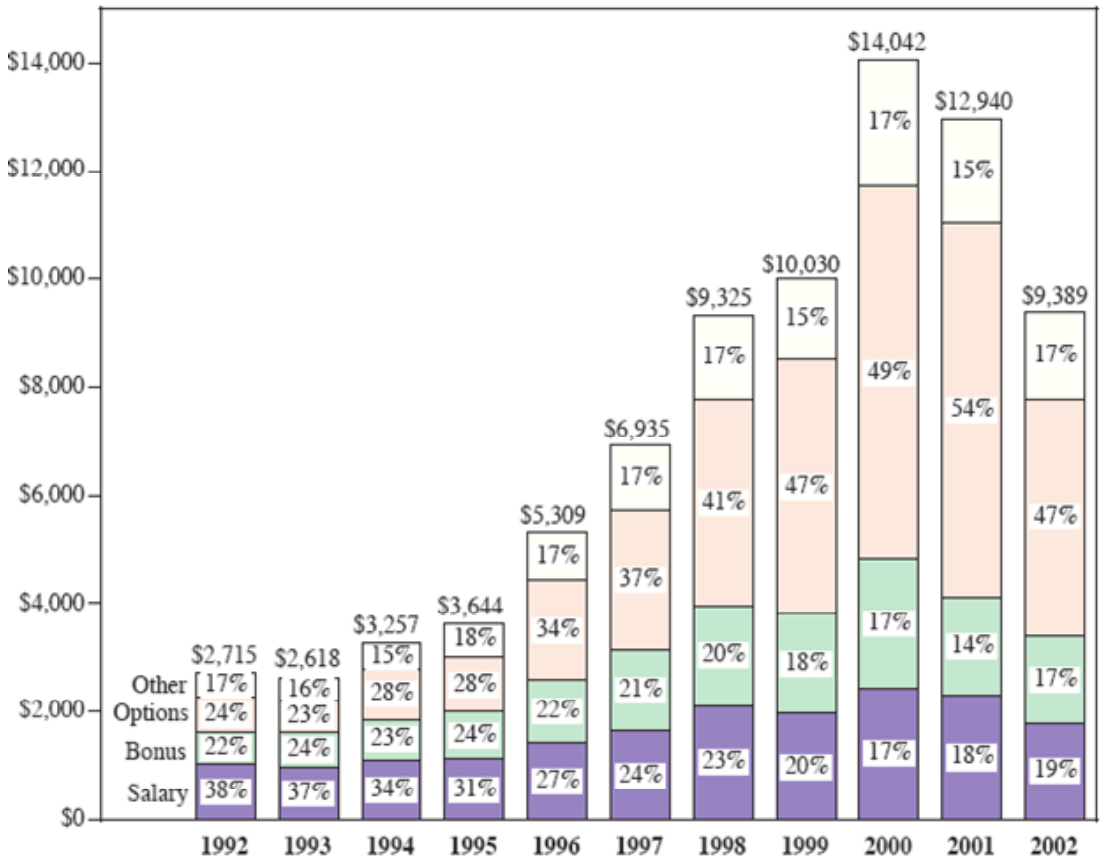

（出典：Jensen=Murphy [2004]の Figure 3 を抜粋したものである）

[17] Jensen=Murphy [2004], p. 30. 1994 年に制定された内国歳入法セクション 162(m)により規定されている。当該規定により、最も報酬の多い上位 5 人の役員に対する 100 万ドルを超過する報酬の損金算入は認められないことになった。それまでは ERTA(Economic Recovery Tax Act)1981 により、ストック・オプションに関して望ましい税務処理が可能であった。特に特定の状況下では,
ストック・オプションの権利行使価格と売値の差額は 20%のキャピタル・ゲイン課税が認められた（それまでは 28%、この優遇措置は 1986 年に撤廃された）。

[18] グラフにおけるオプションの価値は、付与日における修正ブラックショールズモデルにより、ExecuComp から入手している。

究開発に特化するニューエコノミー企業（ソフトウェア業や通信業が中心）が、ストック・オプションを好んで採用した事実がある[19]。何故これほどまでに、オプションによる報酬の割合が増大したのであろうか。

その理由として提示されるのが、オプション付与の意思決定が、オプションは報酬の支払手段として低コストであると知覚(perceive)している経営者を含めた取締役会により下されているというものである[20]。オプションの価値は、企業の株価とともに上昇するだろうと安易に考えられ、ストック・オプションの付与に関して、実際の経済的なコストは異なるコストが知覚されていたと指摘される。その結果、ニューエコノミー企業を中心に、多くの企業でストック・オプションによる報酬が選好され、株価との関連性が低い、それ以外の報酬体系の割合が急激に低下していったのである。

第3節　株価重視の経営への傾倒

このように、ストック・オプションによる報酬体系が中心となった結果、当然、経営者は出来る限り株価を高めようと努める。その際、少しでも財務諸表の数値を調整し、株価に良い影響を与えることが、選択肢として含まれる。市場はある程度その選択を評価し、企業のコアの価値とは乖離し、企業の株式が過大評価されることになる[21]。一度、企業の株式が過大評価されれば、経営者もそれ以降、その期待に応えるプレッシャーに駆り立てられる。その理由として、経営者自身が、企業が過大評価されているのに気付いていないか、または気付いていても自らの保身のため、業績の悪化を隠そうと努める点が挙げられる[22]。一度登ったのは良いが、降りる梯子を外されてしまうのである。

---

[19] 詳しくは Murphy [2003]を参照されたい。

[20] Jensen=Murphy [2004], p. 37.　この際、オプションを付与する企業は、オプションの価値とコストを注意深く比較するのを一般的に怠り、オプションの付与は、まるでコストを伴わないと考えられていたと指摘される。

[21] Jensen=Murphy [2004], p. 44.

[22] このように、過大評価された株式が経営者にプレッシャーを与える結果、債権者や長期保有目的の株主に与えるコストは、Jensen=Murphy [2004]により「過大評価された株式に関するエージェンシーコスト(agency cost of overvalued equity)」と提唱され、Effendi et al. [2005]等が当該理論をベースに検証を行なっている。

こういった一連の傾向は、麻薬の中毒のように、悪化の一途を辿ることになる[23]。過大評価された株式は、株価と連動した報酬体系に基づく経営者に、さらに株価を上昇させるプレッシャーを与える。そのようなプレッシャーに駆り立てられた経営者は、より積極的に財務諸表数値を調整したり、将来の収益を当期に出来る限り認識したりと、それに応えようとする[24]。この結果、経営者は企業の長期的な価値創造を無視し、短期的な株価の上昇に邁進するようになる[25]。このような経営者による短期的な株価の上昇への傾倒にとって、ストック・オプションによる報酬体系は、炎に対するガソリンとしての役目を果たしていたと表現される[26]。

市場の過度な期待に応えるため、経営者が短期的に株価を高める手段として、様々なものが考えられるであろう。例えば、株主が経営者の短期的なインセンティブをさらに高める報酬体系を組み込むのも、１つの手段である。しかしながら、最も単純な手段は、経営者が財務諸表数値を操作し、投資家を誘導することであろう。財務諸表作成には、主たる作成者である経営者の裁量が介入し、数値の見積もり等、操作する余地が存在する。利益操作やクリエイティブ・アカウンティングを厳密に定義するのは困難であるが、ひとつの参考資料として、企業の財務諸表の修正再表示(restatements)を挙げることができる。アメリカの会計検査院(GAO)の報告に基づき、1997 年から 2002 年にかけての上場企業の財務諸表の修正再表示[27]を**図表 3** に図示した。

図表 3 によれば、上場企業の財務諸表の修正再表示の割合が、1997 年から 2000 年以降

---

[23] Jensen=Murphy [2004], p. 45.
[24] Jensen=Murphy [2004], p. 45.
[25] Jensen=Murphy [2004], p. 44.
[26] Jensen=Murphy [2004], p. 47.
[27] 1972 年 8 月に設立された強制執行部(The Division of Enforcement)は、当時ワシントンの管轄であった複数の強制執行部門を統合したものである。強制執行部のスタッフは、連邦証券取引法の違反を調査し、行政処分と同様に、連邦裁判所へ行政裁判を起訴することを任務とする。具体的に、SEC による強制執行は、程度によって以下の 4 つに分類される。
①連邦裁判訴訟―連邦裁判所に SEC が行政訴訟に訴える
②行政処分―SEC 内部で行政処分が下され、公表される
③行政法審判官による決定および命令―行政法審判官（正式の聴聞手続を主宰することを職務とする連邦の行政官）により発表される行政処分
④SEC 意見書―SEC による当初決定の要求や自主規制機関（NYSE や NASD）による処分規定の公表
例えば 2001 年には、上記のうち約 2 割程度が会計問題に関連するものであった。Giroux [2004], pp. 14-15.

にかけて倍増している。修正を行った具体的な会計処理は、誤った収益認識に関するものが多く、収益を過大計上（もしくは費用を過小計上）する利益操作が行われた可能性が高いとの検討がつけられる[28]。

図表 3　アメリカにおける財務諸表の修正再表示

年度	上場企業数	財務諸表の修正再表示を行った数	割合
1997	9,275	83	0.89%
1998	9,179	94	1.02%
1999	8,239	151	1.73%
2000	8,534	171	2.00%
2001	7,902	195	2.47%
2002	7,446	220	2.95%
1997~2002	8,494(平均)	845	9.95%

(出典：GAO [2002], Table1)

この増加は、図表 1 および 2 に示した経営者に対する株式報酬の増加と関連しているのがわかるだろう。それは、実証的にも検証されている。Effendi et al. [2005]は、2001 年から 2002 年にかけて財務諸表の修正再表示を行なった企業を抽出し、種々の数値との関連を分析した結果、経営者に対する全体の報酬のうち、イン・ザ・マネー（権利行使価格＜株式の市場価格＝利益を得られる状態）のストック・オプションによる報酬の割合が高い企業ほど、財務諸表の修正再表示を行なう可能性が有意に高いことを示している。

また Johnson et al. [2003]は、財務諸表の修正再表示[29]よりも罪が重い粉飾（fraud）に焦点を当て、SEC の会計監査執行通牒（AAER）より粉飾を指摘された企業が、他の企業よりもストック・オプションや持株の価値ならびにストック・オプションの権利行使率が有意に高いこと示している[30]。Erickson et al. [2003] も同様の分析を行い、粉飾を行った企業が、そうでない類似企業と比較して、経営陣に対する全体の報酬のうち、ストック・

[28] Giroux [2004], pp. 14-15.
[29] 修正再表示命令は、GAAP の適用に関する何らかの抵触や違反に対するものである。
[30] 実証結果によれば､粉飾を行った企業がコントロール企業よりも経営者の財務インセンティブが大きく、コントロール企業と比較して、1%の株価の上昇により、58,844 ドル多くの報酬を得ていた点が示されている。Johnson et al. [2003], p. 3.

オプションの割合が高いことを示している[31]。また、最新の研究においても、Cheng=Warfield [2005]が、利益操作とストック・オプション付与の関係を実証的に検証している[32]。

ここまで報酬体系の変遷と関連付けて議論を展開したが、それ以外にも企業による利益操作を助長している要因として、取引の複雑化も挙げることができるだろう。本論文の冒頭でも述べたように、金融商品の普及や情報技術の発達が、サービスを小口化することを容易にし、取引の組み合せにより、複雑に取引を仕組む(transaction structuring)ことが可能となった。それにより、企業が会計基準の抜け穴（loophole）を見出し、望ましい会計数値をもたらすことは、以前よりも困難ではなくなったことも考えられる。

このように、利益操作や会計不正の問題は、近年、アメリカでは広く蔓延していると認識されている。そういった注目される利益操作や会計不正の問題が明るみに出て、世界各国に大きなインパクトを与えたのが、エンロン事件である。そのため、エンロン事件を詳細に分析することは、問題の核心へ迫る１つの道筋ではないだろうか。

第4節　小括

1980 年代、アメリカでは市場の原理によって、敵対的買収や効率的な経営に対する圧力が、経営者に向けられた。その結果、経営者には株価と連動した報酬体系が与えられ、経営者は敵対的買収や自身の報酬の削減を恐れ、ますます短期的な株価を追求する結果に至った。こういった短視眼的な株価の追求は、企業が長期的な成長をもたらす革新的な戦略を実行するのを犠牲にし、妨げることになる[33]。

経営者の短視眼的な行動の手段の１つとして考えられるのが、利益操作や会計不正とい

---

[31] Erickson et al. [2003], p. 6.

[32] Cheng=Warfield [2005]は、「利益操作と経営者の株式報酬は正の相関がある」との仮説を構築し、1993 年度から 2000 年度までのストック・オプション付与の割合と、アナリスト予測誤差との相関を分析し、仮説を支持する結果を得ている。それによれば、株式報酬割合の高い経営者は、ストック・オプション付与の次年度以降に株式を売却する可能性が高いという結果を得ている。さらに、株式報酬の割合の高い経営者は、アナリスト予測に合致する可能性が高いという結果を示し、仮説を支持している。

[33] Blair [2003], p. 54.

った方法である。会計上、経営者の見積りや会計処理の選択が容認されているため、株価向上のプレッシャーに駆り立てられた経営者は、可能な限り報告利益を増大させる戦略を選択することになる。そういった利益操作や会計不正の問題として、近年、特に注目を浴びているのがエンロン事件である。次章では、このエンロン事件を取り上げて、精緻に分析することにより、会計問題を浮き彫りにすることにしたい。

第2章　形式優先主義の蔓延―エンロン事件を中心に

第1節　はじめに

ますます増加する株価連動型の報酬が、経営者に対し短期的に株価の上昇を追い求めるようプレッシャーを与えている。そのプレッシャーが、問題視される利益操作やクリエイティブ・アカウンティングの誘因のひとつと考えられる。金融・情報技術の発達が取引の複雑化をもたらした結果、巧妙に会計基準の抜け穴を探し、望ましい会計数値を仕組むことが可能になったのもそれを助長している。そういった行き過ぎた利益操作により引き起こされた問題が明るみになったのが、エンロン事件を中心としたアメリカにおける一連の会計不正問題である。本章では、特にエンロン事件を取り上げて、問題の本質を探るべく検討し、背後にある会計問題を明らかにすることにしたい。具体的に、第 2 節でエンロン事件の概要を論じる。第 3 節では、エンロンが仕組んだ会計スキームを具体的に取り上げる。加えて第 4 節では。アメリカ以外の国々でも問題となっている利益操作やクリエイティブ・アカウンティングに言及することにより、蔓延する形式優先主義の問題を提起する。

第2節　エンロンの発展と零落[1]

エンロンは、不正会計の問題が表面化する以前までは、市場原理と金融テクノロジーを融合した革新的ビジネスモデルにより、急速な成長を遂げた超優良企業と認識されていた[2]。1990 年代前半には 7 ドルであったエンロンの株価は、2000 年度中頃には、90 ドルを越えるほどまで成長した。特に、1999 年には 56%、2000 年には 87%の株価の成長を遂げた。それぞれの年度における株価全体のインデックスの成長率は、それぞれ、20%、マイナス 10%であった[3]。さらに、2000 年 12 月 31 日時点のエンロンの株式時価総額は、純利益の 70 倍、簿価の 6 倍もあり、『フォーチュン』でも、「米国における最も革新的な企業」と評

[1] 本節は主に Powers et al. [2002]、Healy=Palepu [2003]、Swartz=Watkins [2003]等に依拠している。Powers et al. [2002] は、SEC の任命により、エンロンの財務諸表の修正や関連取引を精査すべく組織されたテキサス大学の Williams, Powers 教授を筆頭とした委員会による報告書であり、「Powers Report」と呼ばれている。

[2] エンロンの経営革新性に関しては、山地 [2003], 89-104 頁を参照されたい。

[3] Healy=Palepu [2003], p. 3.

されていた[4]。

エンロンの創業は、創業者であるケネス＝レイがヒューストン・ナチュラルガス社とインターノース社を合併した 1985 年に遡る。創業時から、エンロンは天然ガスの採掘とそれをパイプラインで各州へ輸送するのを主な業務としていた。当時、こういった契約は、take-or-pay 条項による契約が基本であった。Take-or-pay 条項による契約とは、生産者－パイプライン業者、パイプライン業者－消費者の取引において適用され、実際のガスの引き取りの有無に関わらず、一定量のガスを一定価格で長期に渡って引き取ることを予め約する契約のことである。1980 年代までは、関連する契約は、take-or-pay 契約が主流であった。しかし、1980 年代中期以降、天然ガスに関する規制が次々と撤廃され、規制緩和が進んだ。当時、米国政府が、段階的なパイプラインのアクセス開放、価格規制の撤廃を実施していったのである。その結果、天然ガスに関する契約は弾力化し、生産者と消費者を繋ぐマーケット・メーカーが必要となった。そこに目を付けたのが、全米の多くのパイプラインを保有していたエンロンであった。エンロンは、天然ガスの生産者から天然ガスを買い占め、それを消費者が望むように提供し、市場を創造するマーケット・メーカーとして、確固たる地位を築いたのである。当時、エンロンは「ガス銀行」として重要な仲介機能を果たしており、金融商品も複合したサービスを提供していた。

このように、1980 年代後半から 1990 年代前半にかけて、エンロンはガス会社というよりは、金融会社のように事業展開して、天然ガスの売買方法に革命を起こした。さらに、その後も「エンロン・オンライン」により、インターネットとエネルギー売買の融合を達成し、時代にマッチした変容ぶりを見せていた。この自己変容ぶりは、ウォール街に、同社を IBM やエクソンのような伝統的な大企業とは違うニューエコノミーの申し子、つまりペースが速く、変幻自在で、一瞬で事業基盤を変えて時代変化に適応でできる企業に見えていたようである。このように急激に成長したエンロンは、当時、90

[4] Healy=Palepu [2003], p. 3.

年代のハイテク巨人たちであるシスコ・システムズやマイクロソフト、産業界の巨人である GE とも肩を並べるほどの評価を受けていたのである。『フォーチュン』は、5 年連続でエンロンを「最も革新的な企業」にランクするのみならず、「働くべき 100 の職場」リストの上位 4 分の 1 内にもランクインさせるほどであった。そういった追い風にも支えられ、エンロンは、自社のビジネスモデルを海外において展開し、さらなる拡大路線を進むつもりであったし、株式市場もそれも期待していたようである。

しかし、そういった有数の優良企業と考えられていたエンロンであるが、2001 年後半から、一気に衰退の道を辿ることになる。2001 年後半のエンロンの経緯を**図表 4** にまとめた。一連の経緯の中でも重要なのが、2001 年 10 月以降の会計上の修正である。まず、2001 年 10 月 16 日には、主に SPE の連結によりオフバランスとなっていた債務と、利益の過大報告を修正すべく、約 12 億ドルの株主資本を切り下げた。また 11 月には、パートナーシップ契約等の問題から、5.1 億ドルの株主資本を切り下げた。結果的に、エンロンは株主資本を 1 ヶ月の間に約 17 億ドル過少修正することになった。これは、当時の株主資本の約 20%

図表 4　2001 年後半のエンロン崩壊までの経緯

日　時	内　容
2001 年 8 月 14 日	ジェフ＝スキリングが CEO 職を個人的な理由で辞し、創業者であるケネス＝レイと交代する。
2001 年 8 月中旬	シャロン＝ワトキンスが、ケネス＝レイに対し、エンロンの会計処理が疑わしい旨の手紙を匿名で送る。また、彼女は抱いていた懸念をアンダーセンのエンロン担当監査チームと相談する。
2001 年 10 月 12 日	アーサー・アンダーセンの弁護士が、エンロン幹部に、不必要な書類を破棄するよう持ちかける。
2001 年 10 月 16 日	エンロンは、税引後利益や負債を遡って修正し、結果的に株主資本を 12 億ドル切り下げる旨を公表する。
2001 年 11 月 8 日	SEC が、エンロンとその取締役ならびに特別パートナーシップに関する取調べを開始する。
2001 年 11 月 9 日	エンロンは、過去 4 年間のパートナーシップ契約を見直し、財務諸表を遡及修正する。利益を遡って下方修正し、結果的に株主資本を 5.1 億ドル切り下げた。
2001 年 11 月 28 日	エンロンは、ダイナジー社と合併契約を締結する。
2001 年 12 月 2 日	エンロンは、ニューヨーク州に破産申し立てを申請し、ダイナジー社が契約不履行でエンロンを訴える。

(出典：Powers et al. [2002]および Healy=Palepu [2003]の Exhibit 1 を参考に加筆・修正したものである)

を占め、その圧迫によりエンロンは倒産に追い込まれ[5]、結局、2001 年末の株価は 1 ドルにも満たなかった。エンロン株は、多くの退職年金プラン等に組み込まれており、株価の急落は関連する投資家にとって大打撃となった。

第3節　エンロンの会計スキーム

エンロンの倒産は、つかの間に起こったアメリカの歴史上最も大きな企業倒産であることに加え、優良企業からの脱落があまりにも突然であったことから、会計基準や監査基準に対し重大な疑義を生み出す契機となった[6]。背景には、監査人の独立性や監査法人によるコンサルティング業務の兼務といった問題も併存しているが、ここでは会計問題に焦点を絞り論じることにしたい[7]。

エンロンの会計手法は、デリバティブ商品の組み合わせによるオフバランスシート戦略や、シンセティック・リース[8]を活用した資金調達など多岐にわたるが、中心となったのは、SPE 連結基準を利用したオフバランス化であった。オフバランスとされていた SPE に関する会計処理の修正から、エンロンは約 12 億ドルも株主資本を下方修正し、これが破綻への大きな引き金となった。

SPE（特別目的事業体）は、何らかの特別目的または活動のために形成される企業体と定義される。SPE は、当初、銀行を中心とした金融機関により、モーゲージ・ローンやそれ以外の債権といった金融資産を証券化するため、譲渡先となる目的で設立された。原債権者（資金調達者）にとっての目的は、オフバランスとして取り扱うことによる企業の財務指標（自己資本比率・負債比率等）の改善による格付けアップならびに、低コストによる資金調達にあり、対象資産の便益とリスクが、原債権者によって一部留保される部分と

---

[5] 2001 年 12 月 2 日、ニューヨークの連邦破産裁判所に米連邦破産法 11 条（日本の会社更生法に相当）に基づく会社更生手続の適用を申請。
[6] Benston et al. [2003], p. 23.
[7] Baker=Hayes [2004]のケースに依拠して概要を説明する。
[8] シンセティック・リースとは、通常、企業が所有物件を SPE（特別目的事業体）等に売却し、当該企業が SPE からリースバックを受ける仕組みである。SPE はリースバック契約を担保として証券化し、リース料の支払いに充てる。会計上はリースとしてオフバランス化しつつ、税務上は金融取引と処理し、当該物件の減価償却費を損金として算入する。

証券発行者に移転される部分に 2 分割されるという効果がもたらされる[9]。

企業にとって重要なのは、SPE に譲渡される資産がオフバランスとなるかどうかである。当時のアメリカの基準では、オフバランスとなる規準は、以下の要件を満たすことであった。

- SPE が発行する証券に原債権者とは異なる第三者が投資する
- 第 3 者からの当該投資のリスクが実質的である（全投資の 3%以上[10]）
- 第 3 者が SPE を財務的に支配している（持分の 50%以上）
- 第 3 者が SPE への投資から発生するリスク・便益を保持している

エンロンは、これらの規準をオフバランス化の目的で利用していたとされる。実際、1993 年から 2001 年まで、エンロンは 3000 以上の SPE を設立している。中核となったのは、Calpers(カリフォルニア州公務員退職年金基金)と共同で設立した SPE であった。

1993 年、エンロンと Calpers は、共同でジョイント・ベンチャー形態の Joint Energy Development Investments(JEDI)を設立した。エンロンは、ジェネラル・パートナーとして 2 億 5 千万ドルを株式で、Calpers は現金でそれぞれ拠出した。エンロンは JEDI を実質的に支配していながら、51%以上の持分を所有していなかったため、連結せずに、関連会社として持分法を適用していた[11]。さらに、1997 年に新たな市場へ進出する際、エンロンは新たなパートナーシップを Calpers と開始することを望んでいた。だが、Calpers は最初に JEDI への投資を回収することを要求した。そのため、エンロンは初期投資とパートナーシップ利益合計 3.8 億ドルを一旦 Calpers に提供し、JEDI をオフバランスのままにしておくため、別の SPE である Chewco を設立した。ここで、Calpers の替わりとして、Chewco に JEDI の過半数の持分を所有させれば、JEDI はエンロンに連結されることはない。問題は、いかに 3.8 億ドルを調達するかである。また、全体のうち、第三者からの投資リスクの 3%の投資リスク（約 0.1 億ドル）が実質的であれば、JEDI はオフバランス化される。当

[9] 古賀 [1999], 216 頁。
[10] EITF 90-15 がベースとなっている。3%規準については後述するが、その背景は Hartgraves=Benston [2003], pp. 252-253 が詳しい。
[11] Baker=Hayes [2004], p. 6.

該規準を満たすために、Chewco はそれ以外の約 3.7 億ドル（97%）の投資のうち、2.4 億ドルはエンロンが保証する Barclays 銀行からの劣後ローン、1.3 億ドルは JEDI からの貸付金で賄い、残りの持分約 0. 1 億ドルは、外部の投資家が占めることとした。Chewco を利用した一連の取引を**図表 5** に図示した。取引がいかに複雑であるか理解できるだろう。

図表 5　SPE を利用したエンロンの会計手法

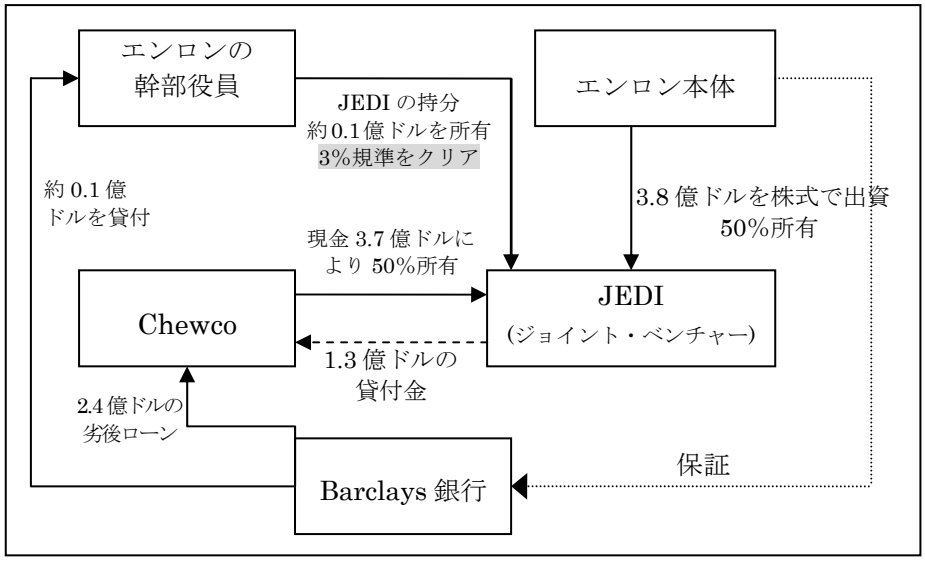

(出典：Baker=Hayes [2004], Fig. 1 を参考に作成)

会計手法がここまで巧妙になれば、もはや取引の目的は、JEDI のオフバランス化のための資金調達と判定規準の回避以外の何物でもないだろう。しかし、一連の会計処理は、アーサー・アンダーセンの外部監査人や取締役から、US GAAP に準拠していると結論付けられた。問題が発覚したのは、業績不振にあった Dynergy 社との合併交渉中に、Dynergy がエンロンに対して、合意に至る前に完全に透明性の高い財務諸表を要求したからであり、それ以後、エンロンは過去に遡って売上高を減少し、負債を増加させるよう財務諸表を修正するよう追い込まれた。その過程において、3%規準を満たした外部からの投資家は、実はエンロンの幹部とその友人によるものであることが発覚した。

このように、他社からの指摘があってエンロン問題が発覚したのだが、会計基準に明ら

かに違反しているのは、SPE 連結の%規準を満たした外部からの投資が内部関係者からであった事実のみである。それ以外の処理は、会計基準の枠内では、容認され得るものであった。それまでエンロンは、3000 を越える SPE に不良債権化したプロジェクト資産を売却(その購入資金はエンロンが保証した借入金とされる)することで、見かけ上の業績を良く見せることができたが、取引の実質を考慮すれば、エンロンが SPE を支配しているのは明白であった。

上記に挙げた会計処理以外にも、エンロンはエネルギー契約のような長期にわたる契約に関して、市場を参考(mark-to-market)に評価を行っていた。中には 20 年以上にもわたる契約もあり、将来のキャッシュフローの流入の見積もりが不確実な場合もあったようである[12]。

以上、本節では、SPE を使ったエンロンの会計スキームを具体的に例示することで、エンロンがいかに形式を優先させ、オフバランス目的を達成させたかを示した。エンロンにとっては、会計基準も業績を向上させるツールの一つであったと言っても、過言ではないだろう。

第4節　蔓延する利益操作とクリエイティブ・アカウンティング

第 1 項　米国における利益操作の蔓延

近年のアメリカにおける過度な利益操作や攻撃的[13]な会計報告は、何もエンロンに限ったものではない。ここ数年、様々な企業による同様の問題が指摘されている。**図表 6** は、21 世紀以降のアメリカにおける企業の会計に関するスキャンダルをまとめたものである。

図表から、2001 年から 2002 年までに複数の大企業の会計スキャンダルが明るみになったことがわかる。勿論、これは表面に浮かび上がった氷山の一角であり、水面下では多くの会計スキームが仕組まれていると予想される。エンロンに加えて、図表に挙げた企業の

[12] Healy=Palepu [2003], p. 10.
[13] 財務報告が攻撃的(aggressive)であるとは、企業の現在の財政状態が、事実上や主要な実務指針等で明確に表現されない場合、財務諸表作成者もしくは監査人にとって最も望ましく企業の状態を描写するような報告・開示手段を選択することとされる。Psaros=Trotman [2004], p. 82.

図表 6　21 世紀以降の米国における企業の会計スキャンダル

企業名	年度	監査法人	内　容
Cisco Systems	2001	PwC	商品に対する需要が実現していないうちに、take-or-pay 契約に基づき、棚卸資産を 28 億ドル切り下げる。
Lucent Technology	2001	PwC	当初は 12 億ドルと公表していた事業再編費用を、最終的に 114 億ドルへと訂正。1999 年には 75 ドルあった株価が、2001 年には 5 ドルへ急落。
JDS Uniphase	2001	E&Y	合併に関する暖簾や資産の減損が適切ではなかったとして、株主が代表訴訟を起こす。実際、400 億ドルもの減損が必要であった。
Global Crossing	2002	AA	利益の過大計上とネットワーク・キャパシティのスワップ契約から利益を水増しし、最終的に破綻。SEC と FBI による調査が進行中。
WorldCom	2002	AA	本来ならばラインコストとして計上されなければならない費用が、固定資産として計上。その後、倒産。調査の結果、そういった計上されなかった費用の総額は、100 億ドルにも達する。
Tyco	2002	PwC	企業買収に関する不正な会計処理が問題になり、1999－2001 年の財務諸表数値を修正。CEO と CFO の両方が起訴される。
Qwest	2002	AA	「ホロースワップ」と呼ばれる数千万ドル単位の契約に関する会計処理をめぐって、司法省の捜査を受ける。
Adelphia	2002	D&T	ケーブルテレビ業務の契約に関する利益を過大計上する。倒産に追い込まれ、CEO は起訴される。
Xerox	2002	KPMG	過去 5 年間にわたる利益を過大計上し、最終的に税引前利益を 60 億ドル遡って下方修正する。SEC から 1 千万ドルの罰金を科される。
Bristol-Myers Squibb	2002	PwC	売上を水増ししていたことが発覚し、20 億ドル下方修正する。
AOL-Time Warner	2002	E&Y	当時の企業の簿価の 3 分の 1 にも当たる 540 億ドルもの暖簾を償却。

（出典：Giroux [2004], Table 2.1 を参照に作成したものである。）

中には、倒産に追い込まれたものが複数あり、それらを含めると、歴史上 2002 年までに起こったアメリカ企業の倒産規模（倒産時直前の資産規模）トップ 5 のうち、3 社を占める。それらは、1 位：WorldCom(1,070 億ドル)、2 位：Enron(634 億ドル)、5 位：Global Crossing(255 億ドル)である[14]。これらの倒産は、2001 年から 2002 年の間に起こっており、アメリカの国内全体に非常に大きな影響を及ぼしたのである。

[14] データは http://www.BankruptcyData.com から入手した。

第 2 項　諸外国におけるクリエイティブ・アカウンティング

本章ではここまで、アメリカにおける問題を対象として考察してきたが、他の諸外国ではどうであろうか。以下では、イギリスとオーストラリアにおける状況に目を向けることにしたい。特に、1980 年代以降、その後の対応に差こそあれ、両国においても同様に、クリエイティブ・アカウンティングが問題視された点を指摘することにしたい。

(ｉ) イギリスにおけるクリエイティブ・アカウンティング

イギリスでは、1980 年代に様々な規制緩和が進み、アメリカと同様に企業買収がブームになった。自由市場を推進する政府の政策に後押しされ、M&A の総額は 1970 年代(1970~1979 年)には約 110 億ポンドであったのに対し、1980 年代(1980~1989 年)には、約 980 億ポンドに膨れあがっている[15]。こういった M&A ブームの過の背景には、90 年代にイギリスで横行したクリエイティブ・アカウンティングがあると、以下のように指摘される。「継続的な買収による成長は、麻薬のようなものである。それぞれの買収契約が成功すればするほど、企業成長のインパクトを市場に示すために、より大きな買収契約が必要となる。これこそが、1980 年代後半以降、イギリス企業を堕落させたクリエイティブ・アカウンティングの根源だったであろう[16]。」1990 年代に入っても薬品会社等の合併が盛んになり、イギリスでの M&A ブームの勢いは続いた[17]。

こういった背景のもと、イギリスでは 1985 年以降、クリエイティブ・アカウンティングが広く問題視されるようになった。関連する慣行を示した書籍が、相次いで発行されたのである[18]。特に、1992 年に刊行された Terry Smith 氏の『*Accounting for Growth*』は大きな波紋を呼んだ。Smith 氏は、企業の実名を取り上げて、実際に横行しているクリエイティブ・アカウンティング実務を説明していたのである[19]。当該著書の第 2 版である Smith

---

[15] Smith [1996], p. 15.
[16] Smith [1996], p. 19.
[17] Smith [1996], p. 22.
[18] 例えば、Grifith [1995]や Smith [1992]など。
[19] Smith 氏は、著書の発行後の出版差し止めの指示を断ったため、研究員として当時在籍していた UBS

[1996]でも、実際に10以上ものクリエイティブ・アカウンティングの手法を紹介し、破綻に追い込まれた企業が、いかにクリエイティブ・アカウンティングを行って業績を良く見せようとしていたかを示している。

例えば、Coloroll社のケースを取り上げてみたい[20]。Coloroll社は、1985年中に上場を果たし、売上高は3,700万ポンドもあった。公開当初の株価は135ポンドであったが、吸収合併を繰り返し、業績を上げ、1987年には株価は385ポンドまで上昇した。だが、Coloroll社は公開から5年後の1990年、株価が10ポンドを下回り、上場廃止となった。その引き金となったのは、企業結合に関する会計基準を利用したクリエイティブ・アカウンティングであった。Coloroll社は、公開から3年ほどの間に10社もの企業を買収していた。Coloroll社は1986年度および1987年度の買収の会計処理に関して、合併後の再編準備金と称して、それぞれ1,100万ポンドおよび2,200万ポンドを設定した。そのうち、損益計算書において償却されたものは、それぞれ200万ポンド、100万ポンドであった。当時の税引き前利益が、それぞれ1,000万ポンド、2,600万ポンドであったことを考慮すると、設定された準備金の額は非常に大きなものであったことがわかるだろう。さらに、倒産の1年前にあたる1998年度には、税引き前利益が5,600万ポンドであるにもかかわらず、再編準備金を5,200万ポンド取り崩していた。こういった合併準備金の存在により、暖簾の償却や諸費用として費用計上される額が過小になり、非効率な買収が財務諸表を通じて市場に伝達されないままであったのである。

この著書の影響も少なからずあり[21]、1990年代前半から、イギリスではTweedie卿の強いリーダーシップのもと、実質優先主義を掲げた会計改革[22]が進められた[23]。それが一定の成果を達成しているようで、エンロン事件はイギリスでは起こらなかったという主張さえ

銀行を解雇された。

[20] Smith [1996], pp. 195-201.

[21] 当時ASBの議長を務めていたTweedie卿は、「Smith氏は我々と同様の問題を認識している」と述べていたようである。Smith [1996], p. 7.

[22] Tweedie=Whittington [1990]は、経済的実質の反映を主眼とした財務報告の改善を提示している。

[23] イギリスにおける実際の会計規制については、第6章で詳しく取り上げる。

見られる[24]。

（ⅱ）オーストラリアにおけるクリエイティブ・アカウンティング

それでは、オーストラリアにおける状況はどうであろうか。イギリスと同様に、オーストラリアでもクリエイティブ・アカウンティングの問題が認識されている。ここでも、1980年代以降の時代背景と絡めて概略的に論じることにしたい。

1980年代におけるオーストラリアの特徴として、イギリスと同様に企業買収・再編が進み、複雑な企業組織や関連取引が登場した。そういった取引の複雑化を背景に、1980年代は「特定の企業の財政状態の会計的描写に関して、取引の形式が財務的実質を支配していた[25]」と表現される。

例えばAdelaide Steamship社は、1875年創業の旅客船会社であり、1980年代当時、オーストラリア国内でも最も巨大なコングロマリット会社と認識されていた。Adelaide Steamship社は、経営者がSpalvin氏になって以降、「各産業の1番（少なくとも2番）の企業を手に入れて成長する」という経営理念を掲げていたため、数多くの買収を重ね、巨大企業に成長していた。各関連企業または子会社は、互いの株式を相互に持ち合っており、持分が50対50のジョイント・ベンチャーを組むなど、非常に複雑な構造をなしていた。さらに、その複雑な構造を利用して、まさにエンロンのごとく、当時の連結の規準を巧みに潜りぬけていたのである。その後、Adelaide Steamship社の一連の会計問題が明るみに出て、株価は急落し、破産状態となった。その後、1994年になって、5億2000万ドルもの架空の利益を計上していたとして、株主が損害賠償を求めて集団訴訟を起こした。Adelaide Steamship社以外にも、例えば1987年度に1億4,200万ドルの利益を計上したAriadne社に関して、翌年には6億4,000万ドルもの損失が発覚しており、他にも問題は散在していたようである[26]。

---

[24] Perry [2001], p. 1.
[25] Clarke et al. [2003], p. 151.
[26] Clarke et al. [2003], p. 150.

2000 年に突入しても、大規模な会計不正による倒産が続いた[27]。中でも、オーストラリアで最も大規模な企業破綻とされる HIH 社のケースを説明する[28]。1992 年設立の HIH 社は、一時には 240 もの企業から成り、16 の国々で事業を展開する保険会社であった。HIH 社の問題は、有数の保険会社であった FAI(Fire and All Insurance)社を 1999 年に買収したことに始まる。買収額はおよそ 3 億ドルであり、周囲からは高い買い物だとの批判が浴びせられ、（多くの責任準備金を正確に見積もれば）1 億ドルが妥当であるとの声もあった。さらに、問題は会計処理にもあった[29]。HIH 社は、2000 年まで、企業買収に基づく営業権を増加させていったのである。当時、このような処理は論争を呼んでいたが、買入暖簾を超過収益力と考えれば、AASB1021 などから認められるとの動きもあった。その他にも、繰延べ買収費用や税金資産（AASB1020 により規定）が過度にオンバランスにされるなど、後の調べでは、全く資産としては認められない約 10 億ドルが計上されていたという。

最終的に残った資産は、負債額を大きく下回っていたようである。その結果、HIH 社は 2000 年には債務超過の状態に陥り、2001 年には暫定的に破産状態となる。HIH 社の最終的な債務額は、53 億ドルにも達すると見積もられた。HIH の倒産は、株主だけではなく、保険契約を結んでいた顧客にとっても大打撃となった。

第5節　小括

本章では、前章における経営環境の変化を受けて、具体的な事例を交えながら、現代の会計問題を浮き彫りにした。第 1 に、エンロン事件における会計問題を取り上げ、いかに会計ルールを逃れるような会計処理が達成されていたのかを論じた。第 2 に、近年のアメリカにおける利益操作の問題を指摘し、かつ諸外国（イギリスならびにオーストラリア）における動向をいくつかの事例を取り上げ、問題に言及した。アメリカを筆頭として、イ

---

[27] Clarke et al. [2003], p. 217 に対 GDP 比が整理されている。2000 年以降は、対 GDP が大きい企業倒産が相次いでいる。

[28] Clarke et al. [2003], pp. 222-245.

[29] HIH が行った一連の複雑な会計処理や倒産までの詳細な経緯は、HIH 王任委員会による調査結果を集めた以下のサイトにて閲覧可能である(http://www.hihroyalcom.gov.au/finalreport/index.htm)。

ギリスやオーストラリアでも同様に、クリエイティブ・アカウンティングの問題が蔓延しているようである。

これらの問題に共通して言えることは、特に近年の取引ならびに会計基準の複雑化に伴い、企業が会計基準に形式的に準拠しつつ、攻撃的な財務報告を行うという動きが見られる点である。事例として取り上げたのは、問題が表面化し、何らかの制裁の対象となったケースであるが、それらは氷山の一角であり、水面下には、取引の実質ではなく基準の形式要件を満たしただけの処理がさらに多くあると予想される。このような処理は、会計基準に準拠しているため、どこまでを逸脱したものと捉えられるかは、重要な問題である。

当該問題について、アメリカにおける FASB や SEC は、会計基準設定に関して、細かな規則よりも原則を重視し、企業の経済的実質を反映する意図を示している。原則を重視することで、複雑な取引を用いた利益操作を抑制しようとする意向がある。投資家は、企業の経済的実質が反映された会計情報を当然に要求するだろうが、原則主義への移行が、即企業の経済的実質の反映へと結びつくのであろうか。次章において、アメリカにおけるエンロン事件以降の動向を深く掘り下げ、会計規制における原則と規則について、考察することにしたい。

第2部

会計における

実質優先主義の理論的検討

第3章　原則主義・細則主義と実質優先主義

第1節　はじめに

第 1 部は、本論文の問題提起をなすものであった。特に、近年における企業環境の変化とそれに伴う会計問題について、アメリカにおけるエンロン事件を中心に検討した。本章は、エンロン事件を中心とした会計不正問題がアメリカで認識された後、いかなる動きが見られるのかに焦点を当て、考察するものである。

会計不正の問題に対するアメリカの国を挙げての対応は多岐にわたり、様々な角度からの改善が進められた。その中でも会計における動きとして注目すべきなのが、規則に偏った会計基準が、問題の発端の 1 つとして認識されている点である。SEC や FASB が、アメリカにおける会計基準を、規則を中心とした細則主義から、原則を中心とした原則主義へと転換する意図を示したのである。その主張の中には、実質優先主義を徹底するべきであるとの提言が見受けられる。果たして原則主義への移行が、経済的実質の反映へと導くのであろうか。

本章では、このような問題意識に基づき、最近になって注目を浴びている細則主義と原則主義の議論を検討材料として、会計における実質概念の理論的探求への足掛かりとする。具体的に、第 2 節でアメリカにおける細則主義への批判と原則主義の主張を取り上げて論じる。さらに第 3 節で、アメリカの細則主義とは対照的なイギリスの原則主義を取り上げて対比して論じる。さらにその対比に基づき、第 4 節で原則主義と細則主義の関係を分析し、実質優先主義の概念への知見を得ることにしたい。

第2節　アメリカにおける細則主義への批判と実質優先主義の台頭

エンロン問題が発覚したことにより、アメリカでは会計問題に関する議論が活発となった。投資家保護を重視し、世界で最も優れていると考えられていたアメリカの会計基準への信頼は大きく揺らいだ。

勿論、問題の背景には、監査人とエンロン幹部が共謀していた事実や、アナリストによ

る利益予測に合致するよう短期的な利益を追求し過ぎた点が指摘される。しかし、問題を会計基準に限定すれば、前章で取り上げた SPE の連結に適用される形式的な規準の存在が挙げられる。問題は、3%規準をめぐっての議論にとどまることなく、アメリカの会計基準全体に対するものとして認識されるようになった。

特に、アメリカの会計基準が形式的な規則に基づくものであり、取引の実質を反映するものではないという主張が顕著に見られる。エンロン事件における SPE 連結に関して、外部からの投資が 3%以上という数値による判定規準ではなく、取引の実質を反映するよう「支配力」に基づく判断を促すような規準であったならば、エンロンのオフバランス化戦略は、未然に防げた可能性が高い。実質優先主義が徹底して適用されていたならば、エンロンの業務に関する財政状態や経営成績のより実態が、投資家ならびに債権者に伝達されていたであろう[1]。

こういった問題が認識されるや否や、アメリカは早急に国を挙げての対応に取り組んだ。特に、議会において当該問題が議論の対象となり、数多くの聴聞が行われた[2]。ここで、アメリカ上院議会の聴聞における専門家各氏の証言を資料として参照することにより、現代のアメリカ会計基準が抱える問題を提示することにしたい。

上院議会における「エンロンその他企業により提示された会計および投資家保護の問題」に関する聴聞において、1993 年から 2000 年まで SEC の委員長を務めた Arthur Levitt, Jr. の次の言葉に注目されたい。

エンロンの崩壊は、決して孤立したものではない。その背景には、多くのアメリカ企業が、毎期の利益拡大計画に過度に専心する傾向がある。私が SEC にいた頃、この傾向を「反則すれすれの精神」と呼んだ。

この「反則すれすれの精神」は、規則を都合良く解釈し、数値を微調整し、明らかに重

---

[1] Baker=Hayes [2004], p. 6.
[2] エンロン事件に関する各聴聞の詳細は、以下のサイトで入手可能である。
http://www.loc.gov/law/guide/enronhrgs.html

大な矛盾を無視することを受け入れる。また、数値の実態を優先させるのではなく、ウォール・ストリートからの要求・圧力に企業を屈せさせる。

ビジネスにおいては、あり得ないことが通常となる。現代の非常に競争的な経済下において、ますます多くのビジネスリーダーが、倫理的な一線を踏み越えるような財務戦略を利用している。会計規則は、「いかにうまく逃れるか」または「明確に禁止されていないのであれば、何をしてもいい」と捉えられている。財務諸表の多くは、企業成績を正確に反映しておらず、単なる虚飾に過ぎない。

（2002 年 2 月 12 日 議会での聴聞における証言の一部）

また、FASB の会長を 10 年以上も務めた Dennis R. Beresford は、同様に次のように問題を指摘している。

今日のビジネス環境における複雑さのなかで、私が特に懸念するのは、会計規則および規制が過度に複雑化し、企業の財務報告に関する情報を入手し、入念に分析する者の負担が増大していることである。

この複雑さの根源を指摘するのは有益であろう。会計基準がこれまでこのように複雑だったわけではない。詳細な基準を優先する現在の動向は、部分的に、*「規則により明確に規定される以外の処理をする必要はない」*とする財務諸表作成者の姿勢に加えて、*「明確に除外されない処理は当然容認される」*とする姿勢から生じたものであろう。それ以外でも、企業は競争目的に合致するよう規則を理解し適用するため、「より限定的な適用指針」を必要とする。（2002 年 2 月 26 日 議会での聴聞における証言の一部）

いずれの主張にも共通するのが、アメリカ会計基準は純粋に遵守されているというよりは、濫用されているということである。またそれに拍車を掛けるのが、詳細な規則である。個別的かつ具体的に規定された基準は、それを都合良く利用することで競合他社よりも優

位な状況をもたらす。現 SEC 委員長である Harvey L. Pitt は、以下のように述べる。

FASB の昨今の指針の多くは、規則主導であり、かつ複雑である。デリバティブならびに証券化の会計基準が顕著な例をなす。広義の原則ではなく詳細な規則に主眼を置くため、タイムリーに指針を公表する妨げになる。加えて、基準が原則ではなく規則に基づき設定されるため、柔軟ではなく、将来の市場の発展に寄与しない。そのため、予想し得なかった取引に対する会計処理は、透明性が乏しく、基本的な原則と一貫し得ないものとなっている。細則主義の会計基準は、企業の経済的目的ではなく、むしろ会計目的のみを達成する財務エンジニアリング技術の利用を促している。

（2002 年 3 月 21 日 議会での聴聞における証言の一部）

ここまでアメリカの会計問題を指摘した証言を見てきたが、問題に対する解決法の提示も聴聞において証言されている。細則主義の会計基準の問題が、いかなる方向性で解決されるべきであろうか。過去の SEC の委員長である Harold M. Williams は、以下のように表明している。

我々が統制や法定による解決策を探る場合、規制当局や立法者が形式的な規則を課せば課すほど、多くの人間は、規則の意図する広範な目的ではなく、規則の文言を満たすようになる。実質よりも形式がより重要である、もしくは法の精神ではなく文言に従うのを認めるといった姿勢を貫いたとしても、規則に抜け穴を残すのは避けられない。その反面、あまりにも全体的な原則は指針を欠くことになり、過度に都合良い解釈を促すことであろう。（2002 年 2 月 12 日 議会での聴聞における証言の一部）

Williams の発言は、会計基準の問題を的確に指摘し、解決策を提示している。現在のアメリカの会計基準が細則主義であるという問題は、基準の実質や精神を重視した、より包

括的・全般的な会計基準を設定することで解決される反面、過度に包括的な基準は、逆に比較可能性を損なう恐れがある。

これまでの各氏の証言を整理すると、次の主張が示唆される。すなわち、エンロンの崩壊を中心とする一連の会計問題は、アメリカの会計基準が原則ではなく、規則や例外を強調する点にある。規則や例外を含む会計基準を指向した結果、その抜け穴を利用し、会計基準は企業の経済的実質を反映するのではなく、単なる会計目的を達成するための形式と捉えられている。

ここまで挙げた聴聞における各氏の主張が形となって現れたのが、2002 年 7 月 25 日に成立した「企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)」の第 1 章「公開会社会計監視審議会」のセクション 108 である。そのセクション 108「会計基準」の(d)では、以下のように規定されている。

企業改革法　第 1 章「公開会社会計監視審議会」セクション 108「会計基準」

(d)原則主義会計の適用に関する調査・報告

(1)調査

(A)一般：委員会(SEC)は、アメリカにおける原則主義の会計システムによる財務報告システムの導入に関する調査を行うこととする。

(B)調査トピック：調査において要求される上記表題(A)には、以下の研究を含めることとする。

(ⅰ)アメリカにおいて原則主義の会計および財務報告が存在する範囲
(ⅱ)細則主義から原則主義へ移行するのに必要とされる期間
(ⅲ)原則主義の会計システムの適用が可能な見通しと方法
(ⅳ)原則主義のシステムの導入に関する経済的分析

(2)報告—当該法案の施行日から 1 年以内に、委員会は(1)のパラグラフにおいて要求される調査の結果の報告書を該当する委員会に提出することとする。

この規定にいち早く対応して、2002 年 12 月、FASB が原則主義と細則主義の問題に対

する提示を公表した[3]。FASB が懸念事項として提起しているのが、原則への例外および解釈・適用指針である。例外が存在するということは、基準に原則が適用されない状況を生み出す。例えば、特定の取引や事象に対する会計処理が代替的方法で処理される例外規定や、望ましい会計結果を意図し、利益のボラタリティを低減させるための例外規定、さらには移行期間のための例外規定がある。FASB は、これらの例外規定が基準の形式を複雑にし、実質を反映しないと指摘する。

解釈・適用指針については、その存在により、同様の取引に対し同様の処理が行われるよう規定されることになり、比較可能性が向上するメリットが指摘される[4]。また、こういった指針は、曖昧な状況に対し認められた唯一の処理を規定するため、現代の訴訟社会において重要な機能を果たす点も指摘される[5]。しかしながら、詳細な例外や規準が過度に増加し複雑化することにより、財務・会計エンジニアが、規則の周辺において取引を巧妙に仕組み、結果的に会計基準の意図や精神を無視して抜け道を探すことになる[6]。

上記の問題に対処するため、FASB は原則主義への転換の具体的方策として、基準への例外を極力抑えること、および解釈・適用指針を削減することを提示し、それはコスト・ベネフィットの観点からも望ましいと結論づける。基準に含まれる例外を削減することにより、同様の取引・事象に対し同様の処理が行われ、取引の経済的実質が反映される[7]。また、解釈・適用指針は、基準の趣旨や精神と合致した専門的判断を行使させるような重要な場合のみに提供されるべきである[8]。

以上が FASB の主な提示である。原則主義への転換の基礎として、財務諸表作成者および監査人の専門的判断に焦点が当てられ、専門的判断の行使が取引・事象の経済的実質の

---

[3] FASB はこれらの提示に対する各界からのコメントを募り、寄せられたコメントレターを公表している。また原則主義と細則主義に関する問題は、FASAC（財務会計基準諮問委員会）でも取り上げられている。2002 年度の FASAC 年次調査で、FASB が対処すべき重要な問題は何かという問いに、委員会のメンバー22 人のうち 12 人が当該問題を挙げていることは、この問題が関係者の間でいかに注目を集めているかを示す証左となるだろう。

[4] FASB [2002], p. 3.

[5] FASB [2002], p. 3.

[6] FASB [2002], p. 2.

[7] FASB [2002], p. 7.

[8] FASB [2002], p. 8.

反映には重要であるとの主張を見て取れる。

企業改革法による要請を受けて、SECがアメリカ会計における問題を詳細に検討し、2003年に調査報告書を公表した。SEC [2003]は、当該報告書で目的指向型(objectives-oriented)の基準を提唱する。目的指向型の基準は、各会計基準の目的に最も合致するよう会計専門家の専門的判断を容認し、基底にある経済的実態を最も良く把握する[9]。専門的判断を極力排除・軽視する現在の細則主義の会計基準に対し、SECは以下の3つの反論を掲げる[10]。

第1に、基準セッターは、会計基準が規定する多種多様な経営環境を十分に把握することなどほぼ不可能である。画一化された詳細な規則を適用することは、かえって企業固有の経済的状況を伝達することを困難にする。

第2に、過度に詳細な規則を適用することは、現場の最前線にいる経営者、会計担当者、ならびに監査人が有する企業特有の情報を拒否することにつながる。実務の最前線にいる経営者等が、投資家にとって極めて重要な情報へ接近することができ、基準セッターの過度な努力は、かえって価値ある情報の提供を阻害することになる[11]。

第3に、会計基準の適用に際して、専門的判断を完全に排除することが不可能である[12]。そのためのコストも不必要であり、規制の焦点も見当違いとなる。

SECは、目的指向型の基準の名のもと、資産負債アプローチと収益費用アプローチの議論にまで言及する[13]。経済的な観点からは、両アプローチとも大差ないと捉えられるが、実用的な会計基準設定の観点からは、著しく異なる。特に収益費用アプローチは、収益の認識を規定する際の視野が一定ではない。一方では、実現主義の名のもと広範な基準による収益の認識が許容されるが、他方で特殊な状況では、狭義の基準のもとでの収益認識も許容される[14]。SECが提示するのは、認識される収益は期首と期末の富の差額であり、経済的同質性に基づき、「最適な視野」を基底にした基準により資産・負債が識別される資産・

[9] SEC [2003], p. 12.
[10] SEC [2003], pp. 12-13.
[11] SEC [2003], p. 13.
[12] SEC [2003], p. 13.
[13] SEC [2003], pp. 21-22.
[14] 例えば、工事進行基準の収益認識など。

負債アプローチの優先である。

基準設定の際に基底となる「最適な視野」とは何か。SEC は、目的指向型基準の設定を論じる際、この概念を中心に据えて主張を展開している。最適な視野を決定する過程として、まず調査および研究のもと、取引もしくは事象の根底にある経済性を理解しなければならない[15]。さらに、基準セッターは、取引もしくは事象が企業の財政状態にいかに影響を与えるかを決定しなければならない。すなわち、基準が信頼でき、意味をなし続けるためには、根底にある経済的実質が、基準の視野の展開を絶えず促すべきである点が主張されている[16]。

以上、本節では相次いで発表された FASB ならびに SEC の報告書を概説した。どちらの報告書とも会計基準が原則主義へと転換するのを支持し、根底に経済的実質を反映する精神があり、共通するものである。FASB の報告書はまだ提示段階であり、専門的判断のさらなる行使が主立った主張であるが、SEC の報告書は、議論のレベルがより具体的であり、原則一辺倒の基準(principles-only)や細則主義とは異なる目的指向型基準の設定を意識したものである。

しかしながら、原則主義への転換が、経済的実質の反映へと結びつくならば、会計は原則により規定されれば望ましいということになる。果たしてそうであろうか。それを解明するため、次節において、アメリカとは対照的に原則主義であるとされるイギリスの会計規制に焦点を当てることにしたい。

第3節　イギリスにおける原則主義会計

前節で取り上げた FASB による提示ならびに SEC による報告書は、ともに離脱規定に言及している。イギリス会計基準や国際会計基準に含まれる離脱規定は、ともに真実かつ公正な概観(True and Fair View : 以下 TFV)の反映のために、既存の会計基準から離脱するこ

[15] SEC [2003], p. 22.
[16] SEC [2003], p. 22.

とを容認するものである。FASB [2002]による提示には、議論の必要性に係る最近の問題、アメリカにおける会計基準設定における原則主義のアプローチの存在や実行可能性に関する議論、およびコメントの募集を対象とした 6 つの質問が含まれている。その中で本節の主題に関する質問の 1 つが、以下である。

「審議会は IAS1[17]に該当する包括的報告フレームワークを確立すべきか。
もしそうであれば、そのようなフレームワークには真実かつ公正な概観
を与える離脱規定は含まれるべきか。」

真実かつ公正な概観の反映を徹底するということは、抽象的な原則を基礎とするため、それまでのアメリカの会計規制スタイルとは対照的に、原則主義であると言えるだろう。

さらに注目すべき言葉として、現 IASB の会長である Tweedie 卿が、エンロンの崩壊は、イギリス会計基準もしくは国際会計基準では起こり得なかっただろうとの意見がある[18]。Tweedie 卿は、各氏と同様にアメリカ議会に招かれ、聴聞において次のように証言した。

国際財務報告基準と US GAAP の多くは類似している。国際基準と US GAAP はともに、会計概念の体系を掲げる点で原則主義を目指すものである。全体的に、US GAAP はその会計規定がより明確で、かつ多くの詳細な適用指針を含む傾向がある。

我々は、企業とその監査人に対し、考えられる会計処理が基本的原則と一貫しているか一歩下がって考えるよう要求するアプローチを選好する。これは決して寛大な選択ではない。我々のアプローチは、企業と監査人に対し、ともに公益のため、専門的判断の行使を要求する。我々のアプローチは、すべての取引を忠実に表現する財務諸表作成者の強い使命感、さらにクライエントからの強いプレッ

[17] パラグラフ 13 から 17 には離脱規定が含まれている。
[18] Perry [2001], p. 1.

シャーを阻止する監査人の強い使命感を必要とする。このような使命感がなければ、それは機能しない。基準で明確に規定されない取引や、その組み合わせが今後も現れるであろう。我々は、根本原則を明確に定めることにより、詳細な規則に頼ることなく、企業ならびに監査人がそのような状況に対処できると考える。

（2002 年 2 月 14 日 議会での聴聞における証言の一部）

Tweedie 卿の主張は、現行の国際基準やイギリスの会計基準が、より原則に基づくものであり、問題はアメリカ特有のものであるという指摘である。国際財務報告基準やイギリスの会計基準は、US GAAP と比べて、企業と監査人の専門的判断をより重視し、取引の実質を反映するアプローチを選好すると Tweedie 卿は考える。加えて、2002 年にニューヨークで開催された世界経済フォーラムにおいて、財務サービス協会会長の Howard Davies 卿は、以下のように述べる。「実質優先主義を強調し、根底にある経済的実体の描写を求めるイギリスのアプローチは、エンロンのような事件を生じにくくしている[19]」。果たして、イギリスの会計基準が原則主義であり、実質が望ましく反映されているのだろうか。

繰り返すが、イギリスや国際基準下では、TFV の反映を包括的原則として最上位に位置付け、原則や概念に基づく会計基準を指向する。こういった原則に基づく会計基準下では、取引の根底にある経済的実質がいかに反映されるか、財務諸表作成者ならびに監査人の判断に重点が置かれ、時には会計基準から離脱することも認められる。それに対しアメリカでは、真実かつ公正な概観のような包括的原則が最上位に置かれているのではなく、離脱も特に容認されていない。たとえミスリーディングな概観を与える場合であっても、US GAAP への絶対的な準拠が要求される[20]。

これは包括的原則の有無の違いであるが、実際の会計基準はどうであろうか。これに関して Gill [2003]は、会計基準の基準書の容量を単純に比較する[21]。それによれば、3 巻から

[19] Kershaw [2005], p. 611.
[20] Myddelton [2004], p. 69.
[21] Gill [2003], p. 972.

成るアメリカ FASB の公式見解集（original pronouncements）と ETIF による文書を加えた厚さは 18 センチ近くに達する。これに対し、イギリスの場合、「会計基準ならびに関連規定集」の厚さはおよそ 6 センチであり、アメリカのものよりも大きなフォントで印刷されている。勿論、単純には比較できないが、この事実は、いかにアメリカの基準が複雑かつ詳細であるか予想する材料の一つとなるだろう。

このように、アメリカがイギリスと比較して、細則主義であると予想される。しかしながら、イギリスの会計規制が、そういった包括的原則の存在により、何も問題がないわけではない。実際、1990 年代前半、イギリスでは会計基準を都合よく利用した創造的会計（Creative Accounting）が横行し、問題視された時期があり、事後的に真実かつ公正な概観を反映しているのかを追究する必要性が認識され、対策が立てられた。現在のイギリス会計規制において、最終的な裁定者に注目した場合、財務報告違反審査会（Financial Reporting Review Panel：以下 FRRP）という独立した審査機関が存在し、企業の財務報告が実際に真実かつ公正な概観を反映しているか判断し、必要とあれば、企業に財務諸表の修正を命じ、企業が当該指示に従わなければ、法廷で争う権限を有している。これまで FRRP は、実際に法廷まで持ち込んで、企業と財務諸表の正当性を争ったことはなく、問題を協調的に解決しており、FRRP に与えられた権限が、企業が真実かつ公正な概観に反する処理を行うことに対する抑止力として機能していると捉えられるであろう[22]。

つまり、原則主義であれば実質が反映されるというわけではなく、原則主義であっても、原則を都合良く解釈した会計処理は起こり得るのである。それでは、原則主義と細則主義、ならびに経済的実質の反映の関係はいかなるものか。

第4節　原則主義・細則主義のバランスと経済的実質の反映

前節においてイギリスにおける原則主義を取り上げ、アメリカの細則主義と対比した結

[22] イギリスの会計規制がいかに機能しているかについては、McBarnet=Whelan［1999］及び拙稿［2004a］を参照されたい。また FRRP の裁定による経済的実質の反映については、第 6 章で詳しく取り上げる。

果、原則に依拠した原則主義であっても、原則の曖昧さを都合よく解釈した創造的会計の問題が生じる可能性があることを論じた。それでは、原則主義と細則主義のバランスをいかに置くか。原則と規則をバランスよく構築するのは重要であると認識できるが、そこから踏み込んで、そのバランスを追究し、導出するのは容易ではない。まず、(1)どこまでが原則で、どこからが規則かの区別が曖昧である。加えて、(2)原則主義と細則主義の関係を考慮する必要がある。さらに、(3)原則主義と細則主義のバランスを判断するメタ基準を考慮する必要があるだろう。こういった制約を考慮しつつ、(1)～(3)の論点について、以下各項でそれぞれ順を追って考察することにしたい。

第１項　原則と規則の区別

原則と規則の最適なバランスを追求するためには、原則と規則をそれぞれ何らかのかたちで定義し、ある程度、区別する必要があるだろう。例えば SEC[2002]は、細則主義を特徴づけるものとして、明確な境界線(bright-line)に基づく規準、多様な例外的処理、過度に詳細な基準、ならびに内的な不整合性の 4 つを挙げている[23]。しかしながら、特に後者 2 つの特徴などは、どこまで容認され得るかといった程度問題が残る。これは、会計基準が一般的に、抽象的な原則と詳細な規則を両極とする連続帯をなすからである[24]。そのような連続帯のなかで、上記に挙げた複数の特徴等に基づき、原則と規則の程度を考慮するのは容易ではないだろう。

こういった特徴づけとは異なる視点から原則と規則を論じたのが、Kaplow [1992]である。Kaplow [1992]は、特に法の設定を対象として原則と規則の経済学的分析を試みているが、その視点は会計基準設定にも参考になると思われる。まず Kaplow [1992]は、原則と規則を、法の内容(content)が与えられるのが事前(*ex ante*)か事後(*ex post*)かで区別する。つまり、規則は主にその設定者が、規制される側の行動以前に内容を定めるものであり、原則は主

[23] SEC [2003], p. 11. FASB[2002]も同様に、例外や過度な適用指針を問題として挙げている。
[24] SEC [2003], p. 11.

に規制される側の行動の後に、その内容が定められるものと考える。

その区別を所与とすれば、規則は原則よりも設定コストが高く、原則は事後の強制コストが高くなる[25]。つまり、規則はその都度、原則よりも様々な要素を考慮して設定する必要があるが、一度設定されたら、その後の追加的コストはさほど増大しない。それに対し、原則はその内容の確定や意見の衝突などの解決に付随するコストが増大する[26]。

同様の時間軸に基づく視点の会計への適用を試みる。細則主義の特徴である明確な境界線に基づく規準や多様な例外的処理は、財務諸表が作成される前に、基準セッターが設定するものであり、慎重な審議を経て設定されるのは容易に想像できる。それに対し、原則主義の下では、細則主義と比べて、財務諸表作成の際、多くの見積もり等が必要であり、その後も監査人などとその処理をめぐって意見が衝突する可能性が高い。このように、原則主義と細則主義に係る議論は、Kaplow [1992]を援用することにより、会計において反映されるべき実質[27]が、主に事前に決定されるか、事後に決定されるかという問題に置き換えられる。

第 2 項　原則主義と細則主義の関係

それでは、一体、会計において実質は、主に事前もしくは事後に反映されるのであろうか。事前規制は会計基準設定の問題と主に関連し、事後規制は会計基準への準拠性ならびに会計・監査判断の問題と主に関連する。ここでは議論を制度に関するもの絞り、会計において、事前と事後の実質の反映が相補関係にある点を指摘する。

財務会計における報告主体である財務諸表作成者が、取引の実質に接近し、他者と比較し、最も情報優位であることは確かである。そのため、財務諸表作成者が誠実に経済的実

---

[25] Kaplow [1992], p. 577.

[26] Kaplow [1992]は、原則と規則の望ましさに重要な要素は「頻度(frequency)」であると指摘する。要するに、規制される側の行動の頻度が高ければ高いものほど、規則の方が経済的に望ましいと主張する。しかし、規則が起こりうる行動全てに対応するのは不可能かつ無駄であり、そういった頻度が高くないと思われる行動は、原則により規制するほうが望ましいと指摘する。

[27] Kaplow [1992]は法の内容と表現したが、会計上、同様の意味合いを含む言葉として実質と便宜的に表現した。

質を反映するよう動機づけられているならば、何も問題は生じない。しかしながら、必ずしもそのように動機づけられているわけではなく、財務諸表作成者は、会計数値を望ましい方向へ操作するインセンティブを有する。そういったインセンティブに動機づけられた処理をどこまで抑制し、また規制するのかが重要な課題となる。一体、事前ならびに事後の規制が、いかにこの課題に取り組み得るのか。

事前に設定される会計基準は、財務諸表を作成する指針となるが、それが過度に規則に偏った場合、聴聞での各氏の発言にもあるように、財務諸表作成者による準拠自体が目的となり、情報伝達の意義を歪め、基準の目的と合致しないことになる[28]。事前にすべての状況を想定し、会計基準を設定することはほぼ不可能である。つまり、会計基準の適用には、グレイゾーンが存在し、専門的判断が介入することは避けられない。そのため、流動的な将来のすべての状況を想定し、会計基準を設定するよう努力すること自体、不必要であり、過度な介入である[29]。ゆえに、事前の会計基準設定だけでは、会計制度が円滑に機能するのは不十分であり、事後的な報告プロセスにおいて、実際に誠実な専門的判断が下されるかが重要になる。

一方、SEC [2003]も指摘するように、原則に大きく依存し、事後的な規制に過度な重点を置くことは、財務諸表作成者にとって、適用の際に十分な指針となり得ず、比較可能性を損なう結果をもたらす[30]。つまり、基準が事前にある程度、画一的に処理を規定する必要もあるということである。この点に関して、Melone[2004]は、法制度（特に税務）と対比することで、会計における事前の基準設定の重要性を指摘する[31]。その理由として、会計制度の枠組みにおいて、最終的な裁定者が不明瞭であることを挙げる[32]。事後に実質の反映を決定する主体を考慮すれば、法制度においては、最終的に裁定を下す裁判所が存在してい

[28] SEC [2003], p. 11.
[29] SEC [2003], p. 13.
[30] SEC [2003], p. 20.
[31] Melone[2004]は、会計と税務は互いに大きく異なるが、そのような差異は、会計専門家が税務の専門家と比較して、経済的実質の確定に成功しているという自信を持つほどには寄与していないと指摘し、両者を対比している。Melone [2004], p. 1198.
[32] 先ほど述べたイギリスにおける FRRP は、ここでは例外であると位置付ける。

る。それに対し、会計は監査人による監査が存在する。法廷では時には数年という歳月をかけて納税者の処理の正当性が争われるのに対し、監査プロセスは通常それほど長くはない。また、税務の場合、争点となるのは、課税当局が最終的に税金を徴収すべきかどうかであり、納税者とコンフリクトが生じ得る対象は、主に課税当局のみである。それに対し、会計における情報の利用者は無数に存在し、会計情報は公表後直ちに株価等に影響を与えるため、税務のように長期的に処理の正当性を争うのは相対的に重要性が低いと言える[33]。そのような論理展開に基づけば、会計において事前の規制もある程度重要であると言えるだろう。

このように、ここまで原則主義と細則主義の議論を、事前と事後の規制という観点から論じたが、結局、互いに重要で、どちらかに偏り過ぎても問題があり、お互い相補するかたちでバランスをとるのが望ましいという結論に至ったように思われる。

この議論は、Nelson [2003]の主張する、情報伝達と制限という財務会計の機能の視座からも捉えることができるだろう[34]。Nelson [2003]は、「情報伝達」の機能に関して、境界線に基づく規準や追加的な規則は、正確性を増加させるが、同時に基準の複雑化を招くため、基準セッターは細則主義と原則主義のトレードオフに直面すると指摘する[35]。また「制限」の機能から、財務諸表作成者自らが望むように数値を歪めるインセンティブがあるため、詳細な規則はかえってそれを正当化するのに利用されるが、過度に原則的な基準は、基準や数値を都合よく解釈する結果をもたらすため、両者を都合よく組み合わせるのが望ましいという立場をとる[36]。

---

[33] Melone [2004], p. 1207.　同様の指摘はAlles=Datar [2003], p. 13にも見られる。蛇足だが、1950年代、アーサー・アンダーセンが会計裁判所の設立を提案したことがあった。

[34] ここで情報伝達とは、企業の会計慣行を会計士に伝達し、財務報告の意味に関する解釈を共有するのに機能する基準の役割と位置付けられる。一方、制限とは、情報伝達の正確性を評価・保護する基準として、歪んだ財務報告を抑制するのに果たす基準の役割を示す。

[35] Nelson [2003], p. 96.

[36] Nelson [2003], p. 100. Nelson [2003]の主張は、原則主義と細則主義はトレードオフの関係にある点を指摘しつつも、過去数年間の企業による攻撃的な財務報告の劇的な増加が、社会的な問題として認識されている点を鑑み、原則主義への転換を推し進めるよう結論付けるものである。

第 3 項　原則主義と細則主義のバランスの追求

前項では、事前規制を重視する細則主義と事後規制を重視する原則主義が相補する点を指摘したが、制度設計を任務とする基準セッターは、最終的にどこに落ち着けるかを決定しなければならない。原則主義と細則主義のバランスを判断する、何らかのメタ基準が必要となる。これには、様々なアプローチからの接近が考えられるだろう。

例えば、会計規制における原則主義と細則主義の費用便益を分析し、効率的な方を選択するアプローチが考えられる。これは、論理的かつ整合的な基準であり、社会的にも望ましい方法である。しかし、会計規制の費用便益分析に関する体系的な考察を試みたMeeks=Meeks [2002]は、現段階で費用便益を把握するのは困難であると認識している[37]。例えば、規制される側である企業が、規制によって負担することになる準拠コストのうち、追加的なものを把握するのが困難である[38]。つまり、恒常的に発生する準拠コストと、ある会計基準が原則から規則に変更された場合に、規制される側の追加的な準拠コストを分離して把握することが困難である。

このように、費用便益分析に基づくアプローチは、現時点ではその把握が非常に困難であるため、ここで再度、アメリカの細則主義の問題に目を向けることにしたい。先にも述べたとおり、細則主義の根本の問題は、会計基準が企業によって濫用されていることが認識されたことから生じたものである。それに対し、過度な原則主義も、逆に企業の都合よい解釈を助長する恐れがある。そのため、原則もしくは規則が、そういった行動をいかに抑制するのかに基づき検討することが、問題の解決策として整合的である。このようなメタ基準の下では、原則と規則がそれぞれ、財務諸表作成者や監査人の行動にいかに影響を与えるかを考慮する必要があるだろう。

---

[37] Meeks=Meeks [2002]は、費用項目と便益項目を大別し、費用項目には「規制する側のコスト」および「準拠コスト」を、便益には「情報サーチコストの削減」、「シグナリング・コストの削減」、「契約コストの削減」および「市場の失敗の抑制」を含めて議論している。

[38] Meeks=Meeks [2002], p. 10.

(ⅰ)原則と規則が行動に与える影響

これまでの先行研究でも、特定の状況において、原則と規則が規制される側の行動にいかに影響を与えるかが分析されている。こういった研究結果は、基準セッターが基準を設定する際、重要な判断材料となり得るであろう。先行研究では、実験的研究やサーベイ調査といった研究アプローチが用いられている。それは、主に基準のタイプを独立変数とし、規制される側の行動を従属変数として関係を分析するものであり、分析の主な対象は、財務諸表作成者と監査人である。規制される側の行動として主に取り上げられるのが、攻撃的な財務報告であり、基準のタイプがそれを抑制するかどうかに着目される。以下、それぞれを被験者として分析した先行研究の主要なものを取り上げて、考察を加えることにする[39]。

(ⅱ)財務諸表作成者を対象とした研究

会計基準が原則主義か細則主義であるかが、財務諸表作成者に与える影響を分析した研究は、監査人を対象としたものほど多くはない[40]。これには、外部者が企業おける財務諸表作成プロセスに直接介入し、客観的なデータを入手するのが困難であるという理由が挙げられるだろう。そういった困難を克服するアプローチとして、実験的研究がある。

Psaros=Trotman [2004]は、原則主義[41]と細則主義の基準が財務諸表作成者の判断に与える影響の実験的研究を試み、興味深い結果を示している。当該研究における被験者は、上場企業の財務・経理担当責任者を対象としている[42]。被験者には、架空のＤ社の財務・経理担当責任者であると仮定してもらい、会計期間においてＤ社は積極的にＴ社に投資していると想定してもらう。さらにＴ社との関係に関し、以下の情報が与えられ、被験者は責任者としてＤ社の連結を指示するかどうか問われる(**図表 6** 参照)。

---

[39] 本稿は、多くの関連研究を網羅的にレビューするのではなく、特定の先行研究を取り上げ、分析視座に関する議論を展開するのを主眼とするものである。行動科学的視点から、原則と規則を論じた研究のレビューについては、Nelson [2003]を参照されたい。

[40] Psaros=Trotman [2004], p. 79.

[41] Psaros=Trotman [2004]は、原則主義を実質優先主義と表現して細則主義と対比させている。

[42] 被験者の経理の平均実務経験年数は約 17 年であった。

図表 6　Psaros=Trotman [2004]の実験研究に用いられたケース

・Ｔ社の取締役会は 11 人で構成されており、そのうち 5 人はＤ社の幹部役員により占められている。 ・Ｄ社はＴ社の議決権付き株式の 33%を所有している。 ・Ｄ社はＴ社の将来の借入や業務に関する意思決定を承認する権限を有している。 ・Ｔ社は当該会計期間において 730 万ドルの損失を計上している。 ・Ｄ社は次期会計期間において、積極的に資金調達する計画を立てており、被験者は上司に対して良い業績を示すよう動機付けられている。

まさにこれらの項目は、対象企業が被投資会社を支配しているかいないかのグレイゾーンに該当する。持株基準では 50%に満たないため、形式上は連結とはみなされないが、実質的には支配していると判断されるケースであろう。加えて、責任者は被投資会社を連結から除外するインセンティブを有するとされる。

まず実験 1 において、被験者が準拠すべき会計基準は、連結の判断基準として被投資会社を「支配しているか」の規準のみに基づく判断によるものである。実験 2 では、同様の条件のもと、被験者が参考すべき会計基準は、被投資会社の支配力のうち、51%以上を占めているかに基づき判断を求める規準である。この規準は実験 1 と比較し、数値に基づく判断が要求される。図表 7 に実験 1・2 の結果を示した。

図表 7　Psaros=Trotman [2004]の実験 1・2 の結果

被験者	全体	連結を指示	連結しないよう指示	
支配力基準に基づき判断	58	33(56.9%)	25(43.1%)	χ^2=3.40 p 値=0.066
支配力 51%規準に基づき判断[43]	28	10(35.7%)	18(64.3%)	

実際、「支配力」というより概念的な言葉に基づく規準を参考にした場合の方が、損失を抱えたＴ社を連結に含める指示をより多く促す結果となった。一方、支配力が 51%以上と

[43] 支配力が 51%あるかどうかを要件とする規準である。両規準の差異が、それほど大きいものかどうかは議論の余地がある。

する基準に依拠にした場合、T社を連結から外すよう指示する行動が多く見られた。これには特に、持株は50%にも満たず、また取締役会の人数でも50%を占めていないという情報が参考になったと予想される。また、この差異は統計的にも有意であることが示されている。

この Psaros=Trotman [2004]の実験結果は、連結の処理に限ったものであるが、単に支配しているかどうかという原則的な基準が、数値に基づく基準と比較して、経営者による意図的な損失のオフバランス化を抑制する結果として認められるであろう。特に、51%という数値が、被験者の都合良い解釈を助長したと予想される。しかし、これは財務諸表作成者による判断を分析したものであり、財務諸表利用者が通常入手するのは、監査人による監査済みの財務諸表である。財務諸表作成者の攻撃的な報告は、監査プロセスにおいて、監査人により修正が命じられる場合もあるため、原則主義と細則主義の基準が、それぞれ監査人の行動にいかに影響を与えるかも当然、分析の対象となる。

(iii)監査人を対象とした研究

監査人を対象とし、原則と規則に対する行動を調査した研究として、Nelson et al. [2002]が挙げられる[44]。Nelson et al. [2002] は、クライエントである企業が利益操作を意図したとされる状況に直面した監査人の経験に基づき、分析を試みたものである[45]。**図表 8** に結果を示した。パーセンテージは、クライアントが利益操作を試みた割合のうち、監査人が修

図表 8　監査人による財務諸表の修正と基準の関係（Nelson et al. [2002]の調査結果）

	取引が仕組まれない	取引が仕組まれる	全体
基準が抽象的(原則主義)	A:115/292=39%	B:7/21=33%	122/313=39%
基準がより明確(細則主義)	C:97/156=62%	D:7/46=15%	104/202=51%
全体	212/448=47%	14/67=21%	226/515=44%

[44] この先行研究は、内藤 [2004]や澤邉[2004]でも取り上げられている。

[45] 主要な監査法人の監査人(平均経験年数 14 年)からの回答に基づくものである。これらは監査人のこれまでの経験を基礎としているため、監査人が実際に財務諸表の修正を命じるかどうかの問題は、ここでは特に議論の対象としない。

正を命じた割合である。会計基準が数的な規準や特別な要件により、特定の会計処理を指示する場合、基準がより明確であるとする。また企業がその取引・契約・活動の性質や時期を操作した場合、取引を仕組んだと判断している[46]。まずセルＡとセルＣを比較する。ここでは、原則主義の基準よりも細則主義の基準に対し、監査人が財務諸表の修正を指示している。しかし、これは取引が仕組まれていないと考えられる状況においてであり、財務諸表作成者の解釈や判断に依存する部分が大きい処理に関するものである。この比較において、原則主義に関して、監査人が財務諸表の修正を指示しないのは、取引の解釈が主観的であるがゆえに、監査人が、企業の処理の正当であるかどうかの結論を控えたことが理由として指摘される[47]。

次に、取引を仕組んだと判断される処理に関するセルＢとＤを比較する。この場合、原則主義の基準に対し、監査人が財務諸表の修正を指示する結果となっている。この理由として、財務諸表作成者が細則主義の GAAP に準拠しているのを強調することにより、監査人が反対意見を表明しにくい状況が生み出され、企業自らが望む会計目的を達成していると予想される[48]。

この点に関して、Nelson [2003]は、通常、クライエントが詳細な規準に完全に準拠している場合、監査人が「実質優先主義」を声高に主張する傾向はあまりないと述べている[49]。これらの結果を考慮すれば、原則主義の基準が、細則主義の基準と比較して、経営者が会計目的を達成するための取引の偽装を排除する点で、有効に機能している点が示唆される。

第 4 項　原則主義・細則主義の議論と実質優先主義との関係

ここで挙げた 2 つの先行研究はいずれも、監査人ならびに財務諸表作成者にとって、細則主義の基準が、場合によっては、攻撃的な財務報告を助長する可能性が高いことを示唆

---

[46] これらの判断は、利益操作の内容や関連する会計基準に関する監査人からの回答に基づき、複数の会計士と著者の一人が行っている。Nelson et al. [2002], pp. 188-189.
[47] Nelson [2003], p. 97.
[48] Nelson [2003], p. 96.
[49] Nelson [2003], p. 97.

するものである。個別の基準に対する状況を設定し、このような研究が蓄積されれば、会計基準の設定に非常に有効な判断材料となり得ると言える。しかしながら、原則と規則がいかに当事者の行動に影響を与えるかの分析について、考慮すべき課題を指摘できる。

それは、何が利益操作であり[50]、どこまで容認され得るのかという問題である。ここで取り上げた 2 つの研究はいずれも、経営者の攻撃的な報告は望ましくないと位置づけ、それを抑制する方向で、原則と規則の影響を論じている。しかしながら、Parfet [2000]のように、株主価値創造を目指した好ましい利益操作が存在すると捉える視点[51]や、澤邉 [2004]のように、会計制度の進化の過程では、細則主義の基準と、それに対するクリエイティブ・アカウンティングは共進化構造と考える見方[52]もある。また、Lev [2003]は、利益操作を会計的手段と実体的手段に分け、さらに会計的手段を、会計基準に準拠したものと準拠しないものに区別する。その上で、より巧妙な会計基準準拠型の利益操作を解明するのは困難であると指摘する[53]。これらの指摘を考慮すれば、どこまでが攻撃的な会計処理であるかは、その解釈や、それをどこまで加味するかをめぐって[54]、研究者間でも必ずしもコンセンサスが得られていないようである。

投資家の観点からは、一見、細則主義がより厳密であるため、比較可能性を向上させ、望ましいと直感的に思われる。しかし、細則主義であっても抜け穴を利用した利益操作の余地がある点はこれまで指摘してきた。それでは、投資家は経営者による利益操作をどのように認識しているのだろうか。投資家が経営者の利益操作をどこまで倫理的に捉えているかを分析した Kaplan [2001]は、投資家は、自分が株主である企業の経営者が、企業全体のために利益操作をしていると認識する場合、経営者が個人のための利益を追求して利益操作をする場合と比べて、利益操作をより倫理的であると判断する結果を示している。投

---

[50] Nelson [2002]は、論文の冒頭で Schipper[1989]や Healy=Wahlen [1999]を引用し、利益操作の包摂する内容の前提を置いているが、厳密に定義するのは困難であると認識している。Nelson [2002], p. 176.
[51] Parfet [2000], p. 485.
[52] 澤邉[2004], 108 頁。
[53] Lev [2003], p. 34.
[54] この点に関して、鈴木[2003]は、実証研究の成果の考察を踏まえた上で、会計処理選択における経営者の裁量を認めつつ、経営者の最良に伴う利益調整の問題に対応していく方向性が望ましいと考えている。鈴木[2003], 36 頁。

資家が株主ではない場合、それらの差異は乏しかった。これは、投資家の利益操作に対する認識は、自己中心的な傾向がある点を示唆するものであり、投資家を重視する立場からも、利益操作をいかに捉えるかの判断を困難にさせる。

そのため、ここまでの結論として、原則主義か細則主義かの議論は、企業の攻撃的な報告や利益操作が望ましいか、明確な結論を導き出すことができない。アメリカでは、原則主義への移行が、経済的実質の反映へと結びつく主張が見られるが、それは基本的には、財務諸表作成者や監査人による実質優先の会計判断があってこそ機能する。しかし、そのような会計判断への過度な期待が達成される可能性は高いとは言えず、会計基準設定によってある程度、企業の会計判断・処理を規定する必要がある。

本節では、原則主義と細則主義の観点から、実質優先主義の探求を試みたが、この観点からは、首尾良く納得のいく結論が見出すことはできなかった。原則主義において重要になる実質優先の会計判断が、実際に導出されるかどうかは不明であるからである。

それでは、アメリカにおける「原則主義への転換＝実質優先主義の徹底」の主張をいかに捉えるべきか。この主張は、基本的に実質優先の会計・監査判断が導出されることを暗黙的に仮定している。そのような仮定を置いた上でも、会計基準の濫用（過度な利益操作）が大きく問題視され、排除しようとする動きが強いことが認識できる。実際の会計処理が、会計基準の濫用であるかを解明するのは困難な点を考慮すれば、特に問題視されているのは、企業による会計基準の濫用をしようとする意図ではないだろうか。SEC による最新の報告書[55]も、取引の経済的実質とは一致しない結果を得ようと企てて取引を仕組む「会計に動機づけられた取引（accounting-motivated transaction）[56]」を排除することが重要であると結論付けている[57]。望ましい会計数値のみを達成しようと意図された「会計に動機づけら

[55] 当該報告書は、企業改革法セクション 401(c)により要請された、財務諸表がオフバランス契約の経済性を透明に表示しているかの問題に対する調査結果を示したものである。

[56] 「会計に動機づけられた取引」には、財務報告にもたらされるとされる「便益」なしには成立し得なかった取引のみならず、特定の会計数値を達成するために無理に複雑な形式が選択される取引も含む。これには、ある企業が期末直前に利益を上げるために、売上努力を増加させることは含まれない。そのような場合、売上が後に実現すれば、売上として取引の経済性が映し出されると一般的に考えられるためである。SEC [2005], p. 100.

[57] SEC [2005], p. 100.

れた取引」を排除することにより、財務諸表の透明性と信頼性が確保される[58]。

第5節　小括

本章の目的は、原則主義と細則主義に関する議論を検討し、会計における実質概念の探究の足掛かりとすることにあった。まず、アメリカにおける近年の細則主義への批判と原則主義へ転換する動きを取り上げて、議論の本質を確認した。その上で、イギリスにおける原則主義会計を取り上げて互いを対比し、原則主義と細則主義について検討し、実質優先主義との関係について考察を加えた。

考察の結果、経済的実質の反映を目的とした、会計基準が原則主義か細則主義であるべきかの議論は、最終的には、どこまでが問題となる利益操作や攻撃的な財務報告かを判断するのが非常に困難なため、結論を導き出し難い。

むしろ、アメリカで現在問題視されているのは、企業による会計基準の濫用（過度な利益操作）の意図が蔓延しつつあることではないだろうか。基準セッターも含めた制度に参加する社会の構成員により、特定の会計処理が基準の濫用（過度な利益操作）をもたらしていると集合的に合意されるならば、当該会計処理は排除されるべきであろう。

このような検討を踏まえて、次章では、制度に関連する者の意図や合意が制度を構成するという理論を参考にしつつ、会計における実質概念の探究に引き続き取り組むことにしたい。

[58] SEC [2005], p. 100.

第4章　会計における実質概念の探究

第1節　はじめに

企業による過度な利益操作の背後には、取引を複雑に仕組むなどして取引の実質を覆い隠し、会計数値を思うがまま操作しようとする意図が存在する。制度に関連する者の意図と制度の関係はいかなるものであろうか。会計に限定すれば、実質を反映する意図と会計制度の関係がいかなるものかという問題が提起される。何かを行なった意図は、その行為の結果に基づき判断しなければ、基本的に明らかにならない。しかし、行為の結果から、第 3 が行為者の意図を構成することは、困難が伴う。

これまで述べたように、会計において反映すべき経済的実質に関して、具体的かつ明示的に示された定義は見当たらない。SEC [2005]によれば、「取引の経済性とは、取引のリスク、便益、権利および義務を一般的に意味する[1]」と表明されているが、リスクや便益といったもの定義や測定規準の妥当性を明示するのは難しく、結局は循環論に陥る恐れがある。流動的な企業環境を考慮すれば、それは困難な作業であると考えられる。

そこで本論文ではむしろ、実質がいかにして反映されるのかというプロセスに焦点を当てる。すなわち、会計における実質の反映の構図を提示することを目的とする。本論文では、会計における実質を以下のように考える。会計における実質概念とは、明示的であれ潜在的であれ、制度に関連する当事者によって集合的に容認(accept)された規範に基づき導出される。会計は、関連する当事者間の関係から構成される社会的制度であるため、規範とも呼べる制度に関連する者の集合的な容認がなければ、実質は実質として長期的には成立し得ない。

こういった主張を強固にするために、本章では主に哲学・社会学的な制度論からの接近を試みる。会計における認識・評価・測定・伝達といったプロセスは、全て制度の範疇に包含されるだろう。本章では、制度を一般的な視点から捉えようとする制度論的見地から、

[1] SEC [2005], p. 8.　取引の経済性(economics of arrangement)とは、取引の経済的実質と考えても大差ないように思われる。

会計における実質を検討することにしたい。まず次節において、制度論的アプローチを整理し、明確にする。続く第 3 節および第 4 節では、得られた知見を会計に適用し、実質概念を探究し、理論的な考察を試みる。

第2節　制度論からの接近―制度論における 2 つの視点

財務会計は、それ自体 1 つのシステム（体系）である以上、これを社会体系の 1 つの扇面として、換言すれば、「制度」の側面から把握することが可能である[2]。制度としての財務会計を考察する場合、「制度」そのものの性格を明らかにする必要が生じる[3]。特定の会計処理は、紛れもなく「制度」の 1 形態である。「制度」に関して、現在様々な学問からの接近が並存し、かつ複数の見方が存在する。どのような制度の定義を採用するかは正誤の問題ではなく、分析目的に依存する[4]。そこで本節では、錯綜する制度に対する見方を整理し、本章における接近方法を明示することにしたい。

制度に関する比較的最近の文献を整理すると、「制度」は大きく分けて、社会学的制度と経済学的制度の観点に大別することができる[5]。前者は制度を「アクターの現実理解や行動を意味付けるもの」、後者は制度を「アクターの行動に課されるパターン化された制約」と捉える[6]。

まず社会学的制度とは、主に社会学者達によって提示されているものである。それは古くは 1950 年のウェーバーの官僚制に関する研究に遡るが、とりわけ現象学的社会学と呼ばれる知的伝統から多大な影響を受けている[7]。その中でも Berger=Luckman [1967]の『社会的現実の構成(The Construction of Social Reality)』が、その流れに与えた影響は大きいと考えられる。Berger=Luckman [1967]によれば、制度とは、習慣化された行為が社会の成員に受け入れられたものとして捉えられている。特に制度に関して、以下のように定型化

[2] 武田 [1982], 3 頁。
[3] 武田 [1982], 3 頁。
[4] 青木 [2001], 14 頁。
[5] 河野 [2002], 13 頁。このような区分に関するさらなる検討は、磯谷[2004]の第 2 章を参照されたい。
[6] 河野 [2002], 13 頁。
[7] 河野 [2002], 35 頁。

される。「制度化は習慣化された行為が行為者のタイプによって相互に類型化されるとき、常に発生する。いいかえれば、そうして類型化されたものこそが制度に他ならないのである。この場合の類型性とは行為の類型性だけでなく、制度のなかにおける行為者の類型性も含む[8]」。このように、Berger=Luckman [1967]を代表とする社会学的制度観は、制度の認知的側面を強調するものであり、制度とは一定の行為パターンの慣習化である、という考えが根底にある。

一方、経済学的制度論は取引費用の経済学やゲーム理論の発展を背景として、最近ではもっぱら制度をゲームの均衡として概念化する。例えば青木 [2001]は、制度の性質を「ゲームが繰り返しプレイされる仕方の際立った特徴に関して共有された予想の自己維持的システム」と理解する[9]。ここで、共有された予想とは、経済主体の予想をコーディネートするゲームのある特定の均衡表現ないし縮約情報(compressed information)である[10]。こういった考えに基づく制度は、人間の相互作用の結果、落ち着いた状態が制度であり、制度の効用や機能を重視した考え方である[11]。このアプローチの強みとして、特に制度の起源と実効性に関する問題を内生的に扱い得る点が挙げられる[12]。この点に関して、経済学的制度論が社会学的制度論より優れているという印象を与えるかもしれないが、重大な欠陥がある。経済学的アプローチは、多様な可能性（複数均衡）の中から、なぜある特定の制度が選択されるのかを説明できないのである[13]。

2 つのアプローチによる制度観をまとめると、**図表 9** のようになる。まず経済学的制度は、先に「個人」ありきであり、個人の信念や選好を先験的に設定し、自立した個人の外部に制度が存在し、それが個人の行動に制約を及ぼすものと捉える。それに対し、社会学的定義のもとでは、個人が安定した信念や選好を持ち得ること自体、先験的に制度があるから

---

[8] Berger=Luckman [1967], 山口 [1977], 84 頁。
[9] 青木 [2001], 14 頁。
[10] 青木 [2001], 14 頁。
[11] 河野 [2002], 16 頁。
[12] 青木 [2001], 19 頁。
[13] 河野 [2002], 16 頁。

だという立場をとる[14]。

図表 9　制度に対する 2 つの見方

	経済学的制度[15]	社会学的制度
制度のタイプ	規制的	構成的・生成的
存在論的与件	個人	制度
長所	制度の創発と変化を均衡によって説明し得る。	慣習や儀式といった必ずしも効用や機能的観点から説明できない制度までも説明し得る。
短所	複数の制度（均衡）の中から、いかにして特定の制度が選択されるのかという問いに答えられない。	制度がいかに生成されるかという問いに答えるには不十分である。
分析視座	制度の変化（機能の果たされなかった制度は淘汰）	制度の持続性

（河野 [2002], 7-28 頁をもとに作成）

次に、それぞれの長短所として、経済学的制度の長所は、制度の創発と変化というものを分析し得る。これは主として、人間行動の相互作用の結果として生まれる制度を比較的・歴史的に分析するアプローチを可能であることを意味する。例えば、交通ルールは、個人の目的を達成するために、互いに衝突しないよう、効率的に生じたと捉えられるのである。その一方、短所として、複数の制度の中からいかにして特定の制度が生じるのかを説明できない。つまり、経済学的観点から、なぜ国によって左側通行と右側通行の違いが生じ得るのかという問題を説明するのが難しくなる。

これに対し、社会学的制度の長所は、効用や機能の観点からは非効率的な制度というものを、行動パターンの慣習化といった側面から説明し得る点にある。その反面、なぜ特定の制度が存在するのかという問いには、単に慣習化されているとか埋め込まれているといった理由付けにより説明することになる。そのため、互いのアプローチの視座を説明すると、経済学的制度は制度の変化に焦点を当てるのに対し、社会学的制度は制度の持続性・

[14] 河野 [2002], 14 頁。

[15] ここでの経済学的制度論の区分は、ミクロ経済学を基礎にした合理的行動新制度主義に位置付けられるものである（磯谷 [2004], 50 頁）。経済学の領域においては、ヴェブレンやコモンズを創始者とした、社会習慣や儀式的行動を基礎として分析する制度学派の経済学も存在している（赤澤他 [1999], 28-29 頁）。

維持性に焦点を当てると言える[16]。

ここまで制度に対する 2 つのアプローチについて概説したが、これらのアプローチの間に優劣をつけようとしたり、そのどちらか一方だけの有効性だけを主張したりすることは好ましくない。そもそも、それぞれがある分析対象に当てはまりやすいと考えられるから、異なるアプローチがとられているのかもしれない。どちらの見方がより有効であるかは、何の制度について、どのようなことを知りたいのかという、分析者本人の関心と問題設定に大きく依存する[17]。

制度に対するこうした対照的な見方の橋渡しをするとされる見方が、Searle[1995]の構成的制度と規制的制度の捉え方である[18]。構成的制度は「C において X は Y とみなす」という形式により、対象に新たな地位を付与するものであり、規制的制度は文字通り行為を規制するものである。Searle[1995]は、これら 2 つの制度の共在を仮定しており、特に構成的制度によって制度的実在(Institutional Reality[19])が構成されると述べる。

ここで、会計における実質を考える上での議論に話を戻す。基本的に、会計制度は会計規制という言葉が存在するように、規制的性格を強く帯びているものなのかもしれない。しかし、現在の借方・貸方に基づく複式簿記システムや減価償却の方法が、情報の受け手と送り手の相互の行動を規制した結果、生じたものと説明するのは困難であろう。さらに、有効な会計規制は規制の存在しない環境で自発的に発展する実務に自然と基礎付けられる[20]といった主張や、「会計規定は、それ自身完全な独立的完結性を持つのではなく、あくまでも生成的なもの（例えば、商人の公正な会計慣行、あるいはその要約としての会計原則）を前提として、それぞれの目的を満たすために必要な最小限の規定を設けることによって満足する以外にはないのである[21]」との主張もある。

---

[16] 河野 [2002], 17 頁。
[17] 河野 [2002], 24 頁。
[18] 河野 [2002], 18 頁。
[19] ここで Reality を実在と訳しているが、これは、Searle の主張のなかに Realism(実在論)と関連付けたものがしばしば登場するためであり、実在論との関係を考慮して、ここでは実在と訳す。実在論とは、「実在とは観念であり、人間の考えによって生まれたもの」とする観念論の対語である。
[20] Edwards [1989], p. 212.
[21] 武田 [1982], 193 頁。

この問題は後の議論に譲り、ここでは一旦、構成的制度を基礎とする Searle [1995]の制度的実在論の理論を手掛かりとしつつ、会計における実質概念を検討していく[22]。それは、本論文におけるこれまでの議論とも符合する。なぜなら、Searle[1995]が制度的実在は、関連する当事者の集合的な意図（志向性）により構成されると提唱している点において、前章における実質概念の検討と重なる部分があるからである。次節では、Searle[1995]を中心とした集合的志向性学派[23]の理論に依拠しつつ、会計における実質概念に迫ることにしたい。

第3節　制度的実在と会計における実質

Searle [1995]は「制度的実在」の理論を提唱しているが、実在とは、哲学的見地から「あるものが、我々がそう思うからそこにあるように見えるのではなく、本当に我々とは離れて別にあるということ」である。広辞苑によれば、実在とは「一般に、観念・想像・幻覚など主観的なものに対し、客観的に存在するもの、またその在り方」と定義される。Searle [1995]はその理論のなかで、制度的実在が独立して存在するには、集合的志向性(collective intentionality)が必要であると述べる。ここで志向性（intentionality)とは、「世界内の対象や事態に向けられ、あるいはそれと関わり、あるいはそれについて生じているような、多くの心的状態ないし出来事の特性」であると定式化される[24]。この志向性という言葉は、意図(intention)と語形の類似を有するが、何かをしようと意図することは、信じるとか、望むとか、欲するとかといった諸々の心的状態の一形態にすぎない[25]。そのため、集合的志向性とは、志向性の集合的な形態と検討がつけられるだろう。

本論文ではこれまで、実質を優先させる会計判断・処理かどうかは、企業の主観的な意図が重要である点を指摘した。企業の意図と表現したが、例えば企業の財務諸表作成者である経営者は、利益操作を意図するかもしれないし、また単に望むかもしれないし、期待

[22] 同様のアプローチが Mouck [2004]にも見られる。Mouck [2004]は、論文の冒頭において、Searle [1995]を基礎として、経済的実体(economic reality)と財務会計数値の間の関係を探究する目的を明言している。
[23] 特にこういった学派がひろく認識されているわけではないが、Searle [1995]、Tuomela [2002]および Miller [2001]等は、ひとつの流れを形成していると考えられる。
[24] 坂本 [1997], 1 頁。
[25] 坂本 [1997], 4 頁。

するかもしれない。これは厳密には言葉の表現の問題であるかもしれないが、その厳密さを考慮し、それらを包摂するものとして志向性と表現した Searle の見解にここで一旦随うことにする。Searle の制度に対する集合的志向性の理論を基軸とし、制度的実在論を糸口として、広く言えば主観から客観への転換のもと、会計における実質概念の理論的基盤を構築することにしたい[26]。

本節では具体的に、まず次項で Searle [1995]の理論に焦点を当て、主張を整理する。さらに第 2 項では、その主張の会計への適用を試みた Mouck [2004]を検討する。その上で、第 3 項で Searle の理論の発展・拡張を試みた Tuomela [2003]の所説に焦点を当てて、会計制度と実質の反映について独自の見解を提示する。

第 1 項　制度に関する事実と集合的志向性

制度の本質を探求した Searle [1995]の『社会的実在の構成』は、その刊行以降、大きな議論を呼んでいる[27]。Searle [1995]が提起した様々な論点に対し、賛否両論があるが、Searle 自身、『社会的実在の構成』は制度に関する事実(institutional fact)の分析に費やしたものであることを述べている[28]。Searle[1995]の分析の中核をなす制度に関する事実とはいかなるものであろうか。

(i) Searle [1995]の理論の基本的特質

Searle [1995]は、まず「生の（制度に関しない）事実 (brute fact)」と「制度に関する事実」を区別する。ここで、制度に関する事実とは、その存在のため人的制度を必要とするものと定義される[29]。例えば、一枚の紙切れが千円札であるには、紙幣という人的制度が存在しなければならないため、「これが千円札である」ことは、制度に関する事実である。対

[26] 集合的志向性に基づく分析視角は、特定の社会的環境を想定しているが、明示的に個人にも言及する点で評価される。すなわち、社会的に埋め込まれた個人という全体論的視点と個人主義の橋渡しするものと捉えられる。Davis [2003], pp. 163-164.
[27] Koepsell=Moss [2003], p. 4.
[28] Smith=Searle [2003], p. 300.
[29] Searle [1995], p. 2.

照的に、「生の事実」とは、事実を言明するのに言語を必要とするが、言語やその他の制度とは全く独立して存在する事実である。例えば、「富士山に雪が積もっている」という事実がこれに該当する。

Searle [1995]によれば、制度に関する事実は、社会的実在に含まれる。社会的実在には、機能の付与（割り当て）、集合的志向性、および構成的ルールの 3 つの要素が必要であると提示される[30]。

第 1 に、我々は事物および現象に機能を付与する。川の流れを移動手段に用い、木を材木として利用するなど、様々な機能を事物に割り当てる。ここで重要なポイントは、機能が決してあらゆる事物や現象に内在しているのではなく、意識ある観察者および利用者によって外から割り当てられていることである[31]。つまり、機能は決して内在的ではなく、常に観察者相対的である[32]。例えば、心臓の機能は血液を送り出すことであると当然として我々は捉えているが、これも観察者相対的である。そうでなければ、我々は健康や不健康な心臓と言い回すことができないからである。

第 2 に、社会的実在には集合的志向性が必要である。集合的志向性の概念は、これまでなかった Searle [1995]の特筆すべき観点である。集合的志向性とは、端的に言えば、我々が何かすることの一部としてのみ何かをしようとしている状態である[33]。例えば、オーケストラのバイオリン奏者が、オーケストラの一員として交響曲の自分のパートを演奏する場

---

[30] Searle [1995], p. 13.
[31] Searle [1995], p. 14.
[32] Searle [1995]によれば、割り当てられる機能には、エージェント的な機能と非エージェント的な機能の 2 つが存在する。エージェント的な機能は、我々が事物に志向的に割り当てる利用目的である。我々が「この石は文鎮である」、「これはネジ回しである」、もしくは「これは椅子である」と言う時、これら 3 つの機能的な概念に関して、我々は事物に与える利用目的に注目している。ここでの機能は、我々が発見するものではなく、また自然に発生するものでもないが、エージェントの実用的な興味・関心について割り当てられている。それに加えて、エージェント的な機能の中には、単なるサインのように「意味すること」もしくは「象徴」として機能するものもある。それに対して、非エージェント的な機能は、実用的な目的を果たすために事物に付与されず、自然に発生する事物に割り当てられ、当の現象の理論的説明の一部として作用するものである。例えば、「心臓の機能は血液を送り出すことである」という因果関係に割り当てられるのがそうである。この 2 つの機能の間を分かつ明確な境界線は存在しない。時には、我々が「人工心臓」を造り出す場合のように、エージェント的機能が非エージェント的機能にとって代わることもできる。一般的には、エージェント的機能の場合は、利用者にとってその維持の一部として継続的な志向性が必要になる。それに対して、非エージェント的機能は我々の努力とは一切関係なく断続的な因果関係の結果として機能し続ける。Searle [1995], pp. 20-21.
[33] Searle [1995], p. 23.

合である。加えて、2 人の男性がプロボクシングの試合をするためには、高い次元の集合的志向性が存在しなければならない。彼らは互いに相手をノックアウトするため、試合をするのに協力的でなければならない。この観点から、プロボクシングの試合は、単に路地で殴り合うのとは異なる。この集合的志向性に関するあらゆる事実は「社会的事実」と表現される[34]。例えば、2 人の人間が一緒に散歩をするという事実は社会的事実である。社会的事実の特別な段階が、人的制度に関連した「制度に関する事実」である。

第 3 に、社会的実在における制度に関する事実に必要な要素は、構成的ルールである。Searle [1995]は、制度を「規制的」ルールと「構成的」ルールに区別する[35]。「規制的」ルールは例えば、「車は道路の右側を走らなければならない」というものであり、文字通り運転を規制する。しかし、運転することは、そのルールの存在以前に存在することができる。しかしながら、ルールの中には単に規制するだけでなく、ある活動のほかならぬ機会を創造するものがある。それが構成的ルールである[36]。例えば、将棋はそれぞれの駒の動きのルールが無ければ存在し得ない。将棋という活動を構成するという意味で、構成的ルールは規制的ルールとは区別される。構成的ルールは基本的には、以下の形式に従う。

「X は Y とみなす」、もしくは「X は C において Y とみなす」

Seale [1995]によれば、制度に関する事実は、構成的ルールのシステムにおいて存在する。構成的ルールのシステムは、制度に関する事実を創造する。例えば、「私が将棋に勝ったという事実」、「小泉純一郎は総理大臣であるという事実」といった制度に関する事実の例は、特別なルール（例えば、将棋の駒の動きや総理大臣の選出に関するルール）の適用によって創造される。王を詰めることによって将棋に勝利するということは、将棋のルールである。

以上が社会的実在の構成に必要な要素であり、Searle [1995]の主旨の根幹をなす部分である。本論文で焦点を当てるのは、会計制度が生み出す制度に関する事実である。そこで、

[34] Searle [1995], p. 26.
[35] Searle [1995], p. 27.
[36] Searle [1995], p. 28.

次に社会的実在の一部をなす、制度に関する事実の創造に対する主張に目を向けることにしたい。

（ⅱ）制度に関する事実の創造と継続的存在

制度に関する事実の創造にも、上記に挙げた 3 要素が重要な位置づけを占める[37]。基本的に、「X は C において Y とみなす」という構成的ルール（慣習・手続き）に従って、集合的志向性が、ある現象に特別な地位機能を付与することにより、制度に関する事実が創造される。実際に新たな地位機能は、既に地位機能を有する現象に付与されるケースが多い。例えば、新たな財産権の創造は、典型的には、売買行為や譲渡行為という制度に関する事実の上に創造されるのである。原則として、付与された地位機能にさらに地位機能を反復的に付与することに関しては、上限はないようである。

このような制度に関する事実は、厳格なルールに従った明示的な発話行為をなすことによって創造される傾向がある[38]。例えば、戦争は宣言されたから戦争であり、男女は結婚したから夫婦であり、取締役は任命されたから取締役である。

それでは、一度創造された制度に関する事実は、いかにして支持され得るのであろうか。制度に関する事実の継続的存在を理解するには、主要な集団に関わる個人および十分な数の構成員が、そのような事実の存在を認識し、容認し続けることである。時には、集合的合意によって構成され、果たされる機能は地位を必要とするため、当該地位に関する継続的な合意が存在することは、その機能にとっては必要不可欠である。例えば、社会の全てもしくは大部分の構成員が、革命やその他暴動のように、財産権を認識することを拒否する時には、財産権はその社会において、もはや存在しなくなる[39]。すなわち、制度が継続的に存在し続けるためには、ある現象に付与される機能に関する集合的志向性が存在し続ける必要がある。ここでの集合的という意味は、決して集団の 100%とか過半数の支持を明示

[37] Searle [1995], p. 31.
[38] Searle [1995], p. 34.
[39] Searle [1995], p. 117.

的に意味しているのではない。我々は、実際に集合的志向性に基づく機能の付与について全て意識しているわけではないのである。事物に機能を付与する一つの方法は、その事物がその機能を果たすよう、ただ利用することにある。

Searle [1995]の内容は、ここで述べた制度に関する事実に関する細部まで、極めて深く取り扱っているが、制度に関する事実に対する上述の主張のエッセンスを抽出するとすれば、以下の 2 点に集約できる。

1. 制度に関する事実は、事物に内在しない（地位：エージェント的）機能を付与することにより創造される。
2. 制度に関する事実の創造および維持には、その事物に機能を付与されることに関する集合的志向性が存在する。

以降では、Searle [1995]の基本的主張の会計への適用について検討する。まず、Searle の主張の会計一般への適用を試みた Mouck [2004]をレビューし、その上で当該主張の再構築や拡張を試みた Tuomela[2003]を参考にしつつ、会計における実質概念への展開を試みる。

第 2 項　Searle [1995]の会計への適用

(i) Mouck [2004]の見解

Mouck [2004]は Searle [1995]の主張の会計全般への適用を試みている。その適用に関する主旨のうち、ここでの検討に重要なものは、以下の 2 点に要約される。

Mouck [2004]は Searle の理論に基づき、会計における経済的実体(economic reality)への解釈を提示している。ここで Mouck が述べる経済的実体とは、包括的に会計における経済的実質を指すと解釈される。Mouck [2004]は、制度に関する事実に必要とされる構成的ルールを参照し、企業の経済的活動は、会計制度の存在以前に存在することが可能であるため、厳密に言えば、我々は経済的実質の報告を行う際に、経済的実質を構築しているわけ

ではないと主張する[40]。その一方、会計数値は存在論的には全く主観的でありながら、同様に主観的なゲームのルールとしての会計ルール（複式簿記を基礎とした）に従った結果、認識論的には客観的なものであると主張する[41]。この見方は、会計における方法論的基礎として、ラディカルな社会構築主義的アプローチと科学的な個人還元主義的アプローチの中庸をいく新たな視点を提示すると Mouck [2004]は主張する。

Searle [1995]を会計に適用した Mouck [2004]の視点は斬新なものであるが、会計ルールが構成的か規制的であるかという問題は解決していない[42]。さらに、Searle[1995]が提示した「集合的志向性」という特徴的な視点にはさほど焦点が当てられていない。これまでの考察からも、集合的合意による機能の付与が制度的実在を生み出すという主旨こそが、Searle の主張の中心部分をなすと考えられるが、その点は重視されてない。この点を考慮し、以下ではさらなる検討を進める。

(ⅱ)機能の付与、集合的志向性と会計における実質概念

会計制度に関して、集合的志向性と機能の付与との関係を的確に指摘しているのが、Ordelhide[2003]である。Ordelhide[2003]は Searle [1995]を参照しつつ、会計基準を社会的制度ととらえ、集合的志向性に関して、以下の 3 つの過程を経て、企業が会計情報を利用者に伝達するとに述べる[43]。

(a) 関連する者が、社会における会計に与えられた機能について合意している

(b) それらの機能に関して、関連する集団が共通の理解を共有しているという事実を認識している

(c) この共通認識は、会計がその機能を果たすのに不可欠な前提となる

---

[40] Mouck [2004], p. 533.
[41] Mouck [2004], p. 540.
[42] Mouck も Searle [1995]の会計への適用に関して、会計おける構成的/規制的ルールの区別は曖昧にならざるを得ない点を認めている。Mouck [2004], p. 536.
[43] Ordelhide [2003]、pp. 276-277.

Ordelhide[2003]の主張では、Searle の集合的志向性の概念は、集合的な合意や共通の理解と認識されているようである。確かに、集合的志向性は集合的合意や信念を包括するため、このように理解しても大きな問題はないであろう[44]。その場合、資産もしくは負債の計上は、ある項目が特定の条件のもと、資産もしくは負債の定義を満たすと集合的に合意されれば、その項目は資産もしくは負債としての地位機能が付与されると仮定される。

このように、集合的志向性が制度の根幹をなすという主張は、前章の結論部分で取り上げた問題提起に対し、ひとつの方向性を提示するものである。前章では、会計判断の実質優先性の不明瞭さと、それを集合的に解釈する基準設定の困難さを指摘した。換言すれば、特定の会計判断ならびに会計処理が、実質を優先させる意図に基づくものかどうかが不明であった。これに対し、「集合的志向性」というキーワードは、そういった問題を解決へ導くひとつの概念であると思われる。すなわち、これまでの議論を踏まえて、社会的制度としての会計制度を考えれば、実質を反映する会計処理は、集合的志向性に基づく機能の付与によって導かれることになる。

本章での検討の基礎になった Searle[1995]は、「主要な集団に関わる個人および十分な数の構成員」の集合的志向性を対象としている。同様に、会計の枠組みにおいても、会計制度に関わる、企業も含めた社会全体の集合的志向性をいかに捉えるかが、考察対象となる。集合的志向性は抽象的であり、明確に把握するのが困難であると考えられるため、その認識プロセスの大まかな枠組みを把握することにしたい。そこで、Searle[1995]の理論に独自の解釈を加えて、再構築を試みた Tuomela [2003]の提示する 2 つの規範に基づく視点から、集合的志向性と会計制度についての理論を提示する。

第4節　規範に関する集合的容認の会計への展開

Tuomela[2003]は、Searle[1995]の理論の基本的アイデアは正しいものであると支持しな

[44] 典型的にそのような合意状態は、合意という心的行為によりもたらされ、かつ何が合意されているのかについての表明、もしくは主たる心証となる考え（集団の他の構成員の合意等）に基づくものである。同様に、個人による合意も概して志向的である。Tuomela [2003], p. 104.

がらも、あまりにも狭められた範囲のみへの適用であるとの限定を付け加えている[45]。その上で、より広範な説明を展開し、社会的制度の規範的特質に焦点を当てる。以下では、Tuomela[2003]に依拠し、実質を優先させる会計制度を模索することにする。

Tuomela[2003]によれば、社会的制度は、「集合的容認(collective acceptance)」という観点から捉えることができる。Searle 自身も、「制度的実在が創造され、維持される厳密な根本の論理作用がある。それは、―我々が『S は A をする権限を持つ』と集合的に容認、承認、認識、賛同等々する―という形式をとり、単に―我々は『S は A をする権限を持つ』を容認する―と短縮できる[46]」と述べ、集合的志向性と同様に集合的容認の重要性を指摘する[47]。ここでの議論においても、互いの厳密な区別はさほど重要な問題とは考えられない。Tuomela [2003]も Searle [1995]に言及した上で自説を展開しており、重要なのは、2 人に共通する「集合的」という言葉であり、何らかの「集合的」なものが個人ないし制度に作用するという点では、2 人の主張は共通する。ここで、集合的容認とは、基本的に関連当事者が「我々としての態度（we-attitude）[48]」を持つことであり、集合的容認に必要な「我々としての態度」とは、態度における意図や信念の一群に基本的に属するものである[49]。この「我々としての態度」のみならず、「私としての態度(I-attitude)」も当然存在するが、多かれ少なかれ、社会的制度には何らかの「集団のための意識(forgroupness)」が少なからず存在する[50]。この「集団のための意識」として何かを認識するのは、集合的に規範のシステムに傾倒すると見なされる[51]。この規範のシステムは、社会の構成員に対してある行為を行うことを要請し(ought)、またそれ以外の行為を行うことを容認する(may)[52]。Tuomela [2003]は、Searle [1995]と比較して、集合的な容認が、ミクロ・マクロレベルにおいて「しなけ

[45] Tuomela [2003], p. 149.
[46] Searle [1995], p. 111.
[47] Tuomela は Searle [1995]が集合的に容認、承認、認識、賛同等々といった複数の異なる表現を用いていることに関して、理論を曖昧にすると指摘し、集合的容認への統一を試みる。Tuomela [2002], p. 184.
[48] 我々としての態度は、我々としての意図(we-intention)、我々としての希望(we-wants)や我々としての信念(we-belief)等を包含する。Tuomela [1995], p. 38.
[49] Tuomela [2003], p. 125.
[50] Tuomela [2003], p. 126.　この集団のための意識は、それを共有(share)しているという見方よりも、相互に互恵的(reciprocal)であるという見方の方が近い。
[51] Tuomela [2003], p. 126.
[52] Tuomela [2003], p. 126.

ればならない」という規範的な側面を有する点をより強調する。しかも Tuomela [2002]は、Searle [1995]における構成的/規制的ルールの区別について、日常の現実社会においては 2 つの区別は困難であり、曖昧であると主張した上で、自説を展開している[53]。

Tuomela [2003]によれば、制度とは、集合的な容認に基づく集団環境における集合的な行為の繰り返しを前提とする[54]。加えて、そのような社会的制度に関して、制裁（sanction[55]）が伴う規則的規範と（適切な）社会的規範の 2 つに関して集合的な容認が存在する[56]。

規則的規範とは、権威に基づく規範とも呼ばれ、形式的もしくは非形式的であり、直接的もしくは間接的に集団によって集合的に権限を与えられた合意形成に基づき、事物に新たな機能が付与されるものであり、基本的な制度設計がこれに該当する[57]。この規範は、形式的もしくは非形式的（言葉に表されるのみなど）な形をとるが、基本的には文章化・概念化され、集団が準拠することになるものである。規則的規範には、権限を有する政府や類似する機関により、公式の手続きによって決定されるものが含まれる。規則的規範の逸脱に対する制裁は、明文化されているものもあり、例えば法律違反に対する罰則等がそれに該当する。また、規則的規範の確立には、合意(agreement)の形成が重要な位置づけを示す。程度の弱い規則的規範に関しては、多くの人々が注意を払っていなくても存在し続ける。

その一方、社会的規範とは、当の集団において、相互に規範的に行動することが期待されるものであり、しばしば明文化されず、慣行として止まり、おそらく言語的にも表現されない潜在的かつ暗黙的なものである[58]。社会的規範には良否の価値判断が伴い、その逸脱に対し、しばしば制裁（sanction)が加えられることになる。制裁は、結果的に機能の付与

---

[53] Tuomela [2002], p. 185.
[54] Tuomela [2003], p. 137.
[55] サンクションには正のサンクションと負のサンクションがあると考えられるが、ここでは社会的規範の逸脱に対する負のサンクションを対象として制裁とした。サンクションについての詳しい議論は、盛山 [1995], 125-139 頁を参照されたい。
[56] Tuomela [1995], pp. 16-22., Tuomela [2003], p. 138.
[57] Tuomela [2003], p. 138.
[58] Tuomela [2003], p. 138. しかしながら、社会的規範は語り継がれて教え込まれる性格を具備しており、時にはその内容が概念的構造ではなく事例によって与えられる側面がある。Tuomela [1995], p. 19.

や剥奪として制度に顕在化する[59]。社会的規範は、相互の信念(mutual belief)としての抽象的な存在と位置付けられる[60]。また、社会的規範は慣習における社会化の過程で人々が備えるものだと指摘される[61]。基本的に社会的規範は明文化されないが、社会学者や他の社会科学者により表現され、例外的に見出され得る[62]。

規範の逸脱に対する制裁も、明文化された規則的制裁と社会からの排他といった社会的制裁が存在する。規則的規範の逸脱に対する制裁には両者の制裁が含まれるが、社会的規範の逸脱に対する制裁には、明文化されない社会的制裁のみが伴う。

これら 2 つの規範の関係はいかなるものか。規則的規範は、（適切な）社会的規範に優先する。換言すれば、社会的規範の内容が規則的規範として表されるならば、規則的規範が社会的規範に取って代わることになる[63]。しかしながら、規則的規範が社会的規範へとは変遷し得ない。勿論、多くの場合、2 つの規範は共存して制度を構成する。だが、例えば組織的な制度の場合には[64]、2 つの規範に基づく地位が伴う秩序立った課業システムにより構成されるが、2 つの規範が衝突し、相克が起こり得る状況も想定される[65]。

少なくともこれら 2 つの規範に基づく集合的容認が、制度設計において集合的な問題を解決するよう、事物に新たな機能を付与する（剥奪する）。2 つの規範の観点から、実質を優先させる会計制度を社会的制度と捉えた場合、集合的な容認が重要な位置を占める。未だ抽象的な仮説提示段階ながら、制度に関するこれまでの考察に基づき、ここで**図表 10** に会計における実質反映の構図を図示した。図表 10 は、社会的制度を創造するのは、2 つの

---

[59] Tuomela [2003], p. 156.
[60] Tuomela [1995], p. 6.
[61] Tuomela [2002], p. 165.
[62] Tuomela [1995], p. 13.　社会的規範は、概念により表現されるというよりは、例示によって示される。
[63] Tuomela [1995], p. 20.
[64] Tuomela [2002]は、社会的制度を厳密に以下の 4 つに分類する。
(a) 規範により統制された社会行為もしくは「行為の規則性」としての制度
(b) 何らかの存在物(人間、事物、活動等)に対し、新たな概念および社会的地位を与える制度
(c) 問題となる集団の構成員にとって、新たな義務的な地位（とそれに伴う地位機能）を与える制度（Searle の制度観）
(d) 社会的立場や秩序立った課業システムに関する組織としての制度
Tuomela は、(b)、(c)および(d)が集合的容認に基づく標準的な社会的制度であるとして議論を展開している。
[65] Tuomela [2002], p. 165.

規範に関する集合的容認であるという Tuomela[2003]の主張を会計制度へ適用したものである。会計における実質を突き動かすのは、2 つの規範による集合的容認に基づく機能の付与に関するものである点を図示した。

図表 10　集合的容認に基づく実質反映の構図

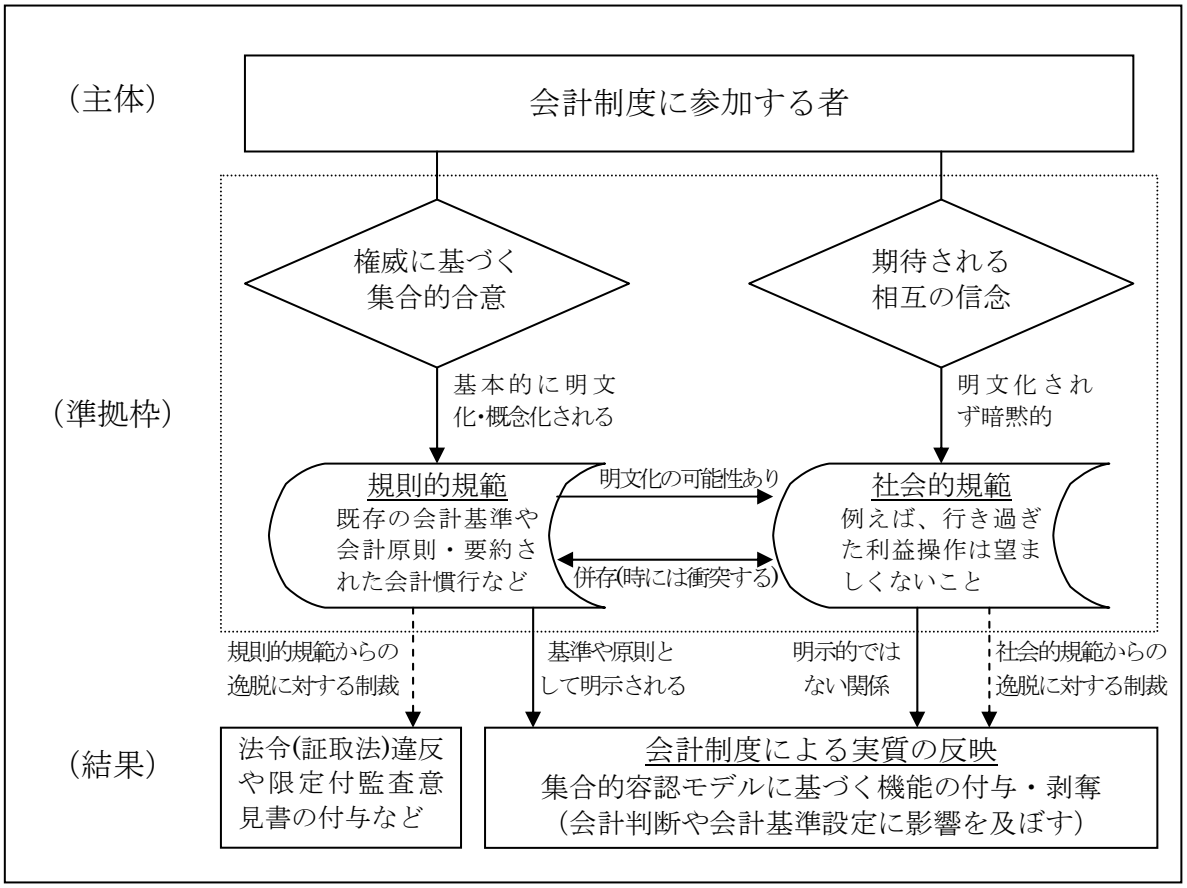

まず 2 つの規範は、会計制度に参加する者による（権威に基づく）集合的合意（規則的規範）と（期待される）相互の信念という観点から区別される。左側の流れは、会計制度に参加する者の集合的合意によって、明文化もしくは概念化される規則的規範を表している。例えば、会計原則や会計基準といった既存の会計制度がこれに該当し、集合的に合意された権威ある基準セッターにより設定される。財務諸表作成者である企業は、一般的に既存の会計原則や会計基準に従わねばならず、もし規則的規範から逸脱した会計処理を選

択すれば、制裁として監査人から限定付監査意見が付され、上場している企業であれば、証券取引法に抵触するといった規則的制裁を受けることになる。加えて、企業の信用の失墜といった社会的制裁も受けることになる。

一方、左側の流れは、社会的規範と会計制度の関係を示している。社会的規範と会計制度との関係は明示的ではない。だが、時には明文化されていない社会的規範が、会計に関する規則的規範と変化することはあり得る。また、社会的規範の逸脱に対する制裁は、明文化されない社会的制裁である。この場合、社会的規範の上では容認できない何らかの問題が集合的に認識された場合、制裁を加える機関として、基準セッターが基準を改訂することにより、対処することが考えられるだろう。例えば、現在のエンロン事件を契機とした会計基準改訂の動きは、こちらのケースに主に該当するであろう。

これら会計における 2 つの規範の存在は、Tweedie の提示する真実かつ公正な概観の概念の 2 つの形態を基礎にして考えることもできる。Tweedie によれば、真実かつ公正な概観は、前進的(progressive)または退行的(regressive)な形態をとり、前者は時代遅れの法や古びた会計制度に取って代わるものであり、後者は競合他社が採用している慣行に対し、商業的に不利な状態から、監査人も含めて後ろ向きに納得せざるを得ないものである[66]。Tweedie は前者が望ましいとし、後者の退行的な慣行に対する否定的な見解を示す。すなわち、前者がここでの規則的規範に該当し、後者の退行的な慣行の表現が社会的規範からの逸脱と捉えられ、Tweedie が望ましくないと考えるものである[67]。

最新の文献においても Sunder [2005a]が会計における規範に言及している。ここで、会計に関する規範は、会計に携わる個人レベルにおいても内在し埋め込まれ、かつマクロレベルにおいても制度を突き動かすものであると位置付けられる。Sunder [2005a]によれば、規範に望まれるのはコンセンサスであり、規範を完全に定義するのは困難であり、不必要であるとされる[68]。さらに、会計における社会的規範に関して、経営者の業績連動型の報酬

[66] Parker=Nobes [1994], p. 9.
[67] 規則的規範が社会的規範の逸脱と捉えられる状況も想定される。
[68] Sunder [2005a], p. 10.

体系や監査サービスの競争激化、ならびに経営者と監査人の自由裁量決定権の欠如（互いの決定は後知恵により修正される）により、財務報告における社会的規範の効力が弱体化していることを指摘する[69]。

規則的規範は、基本的には明文化され、既存の文献の中から言説として見出すことが可能であり、議論の対象となる。しかし、社会的規範は明文化されていないため、会計制度の背後に存在する数ある社会的規範のどの部分に焦点を当て検討するかを考慮する必要がある。図表 10 にもあるように、社会的規範にはその逸脱に対する制裁メカニズムが主に制度設計に作用するため、以降では、本論文の問題提起における主張と一貫性を図る目的から、望ましくない過度な利益操作やクリエイティブ・アクンティングを社会的規範からの逸脱と捉えて、主に考察することにしたい。過度な利益操作は、定義するのは困難であるが、信念のレベルでは社会的に見ても望ましいものではなく、社会的規範のコンテクストで議論できるだろう。

こういった規範の存在を前提とする規範的会計論は、特に最近では軽視されている。規範の解釈に関して、解釈者の主観的判断が介入する点が挙げられるだろう。しかしながら、Mattessich[1995]が提唱する条件的―規範的会計理論の主張もあり、Mouck [2004]はその枠組みを参照しつつ、自説を展開している[70]。

以上、本節では会計における実質概念をさらに探究し、その構図を図示したが、これまでの理論的検討は、演繹的に導き出したものであり、実際の状況を未だ考慮に入れていない。事象の背後にある規範をある程度認識しようとすれば、解釈者の主観的な価値判断が介入せざるを得ない。また、2 つの規範を明確に区別するのも困難であるし、特に社会的規範については潜在的であるため、明示するのが困難である。それはまるで、社会的に望ましくない利益操作を明確に定義できないのと同じである。さらに、ここでの分析は、制度

[69] Sunder [2005a], pp. 14-15., Sunder は本論文のように規範を 2 つに区別せず、両者を包摂したものとして用いている。

[70] 条件的―規範的会計論は、目的指向型の条件的―規範的会計方法論から導出される会計理論であり、(1)我々の経済的実在の理解をもたらす規範（代替的目的）が選択され、(2)選択された目的を達成するのに必要な会計表示の（応用科学的）類型を指示する目的―手段関係が形成されることになる。Mattessich の主張については冨塚 [1997]が詳しい。

論の見地からであるため、抽象的な議論になっているのも否めない。制度の背景には、選択、適用、淘汰、自己複製というような動学的なプロセスが、常に働いているはずである。制度の可変制や持続性を内生化し説明する視角は、そうしたプロセスを見据える視角でなければならない[71]。そのため、理論と実践の間の溝を埋めるために、実際の事象を対象として分析するのが必要となる。そこで、実際の会計判断や会計基準の動きを取り上げて、第 3 部以降で分析することにしたい。

第5節　小括

本章は、制度論に基づく学際的な視点から、会計における実質概念に対する考察を加えた。特に、会計における実質は社会的制度のもとで反映されるという仮定を置き、本章を展開した。本章における考察のベースとなったのは、Searle [1995]の制度に関する事実の理論である。制度に関する事実が存在し、それが維持され続けるには、事物や現象にはそれまで内在しない機能が付与され、制度に関連する構成員の当該機能の付与に関する集合的志向性が必要である。Searle [1995]の主張が精妙であるのは、集合的志向性という概念が、ミクロ・マクロレベルにおいて、制度（に関する事実）の確立に作用するとした点にある。本章ではさらに、Searle [1995]に依拠しつつ独自の再構築を試みた Tuomela [2003]の所説を参考に、制度における集合的容認を構成する 2 つの規範という観点から分析を加えた。その結果、会計制度を規則的規範と社会的規範から捉え、これら 2 つの規範に基づく集合的容認が、会計における実質をドライブしているのではないかという独自の仮説を構築した。例えば、本論文の前半部分で検討したアメリカにおける会計不正問題は、会計制度に関する社会的規範を逸脱したものであると集合的に捉えられ、それに対する制裁として、基準が原則主義へと大きく動きつつあると見なすことができるであろう。

[71] 河野 [2002], 28 頁。

第3部

実質優先の会計判断と会計基準設定

第5章　ミクロ・マクロレベルの分析視座―会計判断と会計基準設定

第1節　はじめに

第 2 部では、実質優先主義、特に会計における実質概念について理論的考察を加えた。その結果、会計における実質は、集合的合意に基づく会計的規範と社会的規範の相互作用によって導出されるのではないかという仮説を提示した。会計において実質の反映を維持するためには、従来の原則・基準等（規則的規範）との整合性を図りつつ、社会的規範を逸脱する（実質を覆い隠す）動きには、何らかの制裁が加えられる必要がある。第 3 部では、こういった理論構築を支えるべく、現実に即した考察を加える。すなわち、これら 2 つの規範に関する集合的合意が、会計において実質の反映にいかに作用を及ぼしているのか検討することにしたい。本章では、その前提として、考察を行う上での分析視座を明らかにする。まず次節では、実質優先主義の各国における適用状況を考慮しつつ、マクロレベルとミクロレベルの分析視座を区別して整理する。さらに第 3 節では、その区別に基づき、会計判断と会計基準設定からの視点を明確にする。

第2節　マクロレベルとミクロレベルからの視点

会計において実質がいかに反映されているか分析する際、マクロレベルとミクロレベルとを分けて考える必要がある。マクロレベルでの経済的実質の反映は、集合的に企業を対象とした会計基準設定と主に関連し、ミクロレベルでの経済的実質の反映は、個別の会計判断・選択と主に関連する。また、実質優先主義に関するこれまでの諸説を俯瞰しても、非常に抽象的かつ包括的な視点に基づく主張から、個別の会計基準に基づく視点からの主張にまで及ぶ。実質優先主義が実際いかに位置付けられているか、まず検討することにしたい。

実質優先主義は、現在では世界的に容認された会計原則であり[1]、各国の会計基準・原則に含まれている。世界で初めて原則として導入されたのは、1970 年のアメリカにおける

[1] Lanjendijk et al. [2003], p. 3

APB ステートメント第 4 号であると考えられる。そのなかで実質優先主義は財務会計の基本的特質として位置付けられ、次のように表現されている[2]。

「事象の法的形式が異なり、異なる会計処理を要求するものであっても、経済的実質に厳密に基づくべきである。通常、事象の経済的実質は、その法的形式と一致して会計処理される。しかし時には、実質と形式は異なる。会計の技能を有する者は、与えられる情報に、企業の経済的活動がより反映されるよう、事象の経済的実質に焦点を当てるべきである。(パラグラフ 127)」

APB ステートメント第 4 号の視点は、抽象的なマクロレベルでの主張である。会計に関する認識・評価・測定等に特に言及することなく、また個別の会計基準に関して言及するわけでもなく、包括的な考え方を示すものであると言える。

それでは他国における状況はどうであろうか。**図表 11** の各国における実質優先主義の適用状況を参照されたい。図表 11 によれば、原則のなかで実質優先主義に明確に言及しているのは、アメリカ、IAS、イギリスならびにオーストラリアである。これらのうち、後者 3 国においては、包括的な実質優先主義の主張が見られる。イギリスにおける FRS5 に関しては、資産の認識・測定等に関する規定が存在し、より具体的なレベルまでその適用が及んでいる。それ以外の国に関しては、特にリース会計基準等に個別に実質優先主義が適用されているだけであり、全体を包括する原則として位置付けられているわけではない。

これまでの先行研究における諸説についても、マクロレベルの視点から実質優先主義を論じたものが多い。例えば Tweedie＝Whittington [1990]は、オフバランス問題やのれん、ブランドにわたるまでの会計問題に焦点を当て、それらに対する会計基準のあり方として「経済的実質アプローチ」を採用し、以下のように主張する。「基準設定プロセスがどうであれ、一般的に大まかな方向付けが必要である。現代の会計に共通する特性に関する議論

[2] AICPA [1971]b], p. 9081.

図表 11　各国における実質優先主義の適用状況

国名	位置付け・該当する基準	内容
アメリカ	APB ステートメント第 4 号 (パラグラフ 127) 概念ステートメント第 2 号 (パラグラフ 160)	事象の法的形式が異なり、異なる会計処理を要求するものであっても、経済的実質に厳密に基づくべきである。 実質優先主義もまた支持された概念の一つではあったが、いまさら必要がないという理由から階層構造図には含まれていない。信頼性の特性、特に表現の忠実性の特性には、実質よりも形式を優先する会計上の表現が入り込む余地がほとんどない。いずれにせよ、実質優先主義は、正確に定義できないかなり漠然とした概念である。
イギリス	財務報告基準第 5 号 「取引の実質の報告」 (全体において実質の反映を規定) (パラグラフ 1—目的)	当該基準の目的は、企業の取引の実質が財務諸表により報告されるのを確保するものである。企業の取引の商業的効果、およびそれにより生じる資産・負債・利得・損失が、財務諸表に忠実に表現されるべきである。
IAS（現 IFRS）	IAS 概念フレームワーク (パラグラフ 35)	情報が表示しようとする取引その他の事象を忠実に表現するためには、取引その他の事象は、単に法的形式に従うのではなく、その実質と経済的実態に即して会計処理され表示されることが必要である。取引またはその他の事象の実質は、その法的形式または考案された形式から明らかにされる内容と、必ずしも一致するとは限らない。
オーストラリア	AAS（オーストラリア会計基準）6 号 —会計方針：決定・適用・開示 会計方針を選択する際に遵守すべき要素と位置付けられる。それ以外は目的適合性、継続性、重要性、中立性がある。	実質優先主義—取引および事象は、財務的実態に合致するよう会計処理され、単に法的形式に従うものではない。 AASB1024—連結財務諸表において具体的に適用。
ドイツ	経済性重視、実質優先主義	明文化されているわけではないが、実質優先主義は重要な概念と位置付けられる。法的権利の移転が、直ちに資産の移転とは見なされない。 HGB § 246, 249—法的権利を有さない資産のオンバランス化、法的債務以外の事実上の債務に対し引当金を計上。
ベルギー	実質よりも法形式が優先されていたが、近年、実質を優先する動きが見られる。	実質優先思考に基づき、1983 年国王法令第 48 号により、リースの資本化が容認される。 1991 年、判定規準がさらに緩和された。
フランス	会計を規定する法には実質優先原則は含まれていない。	個別財務諸表については、形式優先主義が採用され、連結基準では実質が優先される。
デンマーク	実質優先原則は、法的に明文化されたものではないが、実務において重要視される。	リース資産の認識など、資産の認識規準に関して、法的形式よりも実質に基づく実務の傾向が見られる。
カナダ	関連基準—CICA1000. 43 資産の認識規準	具体的な原則として規定されているわけではないが、実質優先主義は重要な概念として位置付けられる。法的権利の移転は資産の移転とはみなされない。 CICA1000. 43 は、資産の認識に関して、特別な状況においては、資産の認識を専門的判断に委ねる。

(出典：Ordelheide=KPMG [1995]を参考に作成したものである。)

は、会計基準は、単純な法的形式よりもむしろ企業の現在の状態及び過去の活動の経済的実質に目的適合的なデータを表現することを指向すべきである[3]」。

このように、会計基準設定の方向性を提示し、その歪みを矯正するものとして実質優先主義を捉えようとする主張が、多く見られる。Clarke et al. [2003]は、取引を会計処理する際に「実質優先主義」の概念の存在は、実質的な制度のチェック・バランス機能を果たすものとして適用されるとする[4]。太田[1996]も「実質優先ルールについては、それを用いた論理構成それ自身に意義があるというよりも、現在の一般に認められた会計原則の体系にある矛盾点を明るみに出すという点に真の意義がある[5]」と主張する。これらの主張は、前章での検討における規範的側面の１つと符合するものと考えられる。

実質優先主義の概念のさらなる特徴として、非常に抽象的な点が指摘される。Rutherford [1988]は、実質優先主義に係る主張の内容は、その原則の意味や位置付けが慣行とは独立して決定されるのには十分ではなく、循環論に陥る恐れがあると指摘しつつ、その曖昧さを指摘する[6]。例えば、実質優先主義(substance over form)の表現形式に関しても、「形式(form)」の指す内容が「法的形式」のみならず、「形式的な特徴」もしくは単に「形式」と様々に表現され、「実質(substance)」についても「経済的実質」、「商業的実質」、「経済的実態/実体(reality)」もしくは単に「実態/実体」とも表現され、一貫しているわけではない[7]。

特にイギリスでは、実質優先主義に言及する際、単に一般に認められた会計原則に準拠するだけでは十分ではないという精神が強調される[8]。この指摘によれば、実質優先主義の概念が、既存の会計基準に準拠しただけでは十分ではないという意味で、イギリスにおける真実かつ公正な概観との共通点を持つ。これに関して、Alexander=Archer [2003]は、実質優先主義の原則とは、財務報告において新たに低いレベルの規則が形成されるのと同様に、低いレベルの規則の適用を構成することを意図したメタ規則であり、それらの規則の

[3] Tweedie=Whittington [1990], p. 97.
[4] Clarke et al. [2003], p. 297.
[5] 太田[1996], 168 頁。
[6] Rutherford [1988], p. 21.
[7] Rutherford [1988], p. 22.
[8] Rutherford [1988], p. 22.

「精神」を構成すると論じる[9]。ここでのメタ規則としての実質優先主義の位置付けは、個別的な会計基準を優越する最上位の位置付けであり、真実かつ公正な外観の反映における離脱規定に付与された特性と共通する。

このように、これまでの諸説を概観すると、マクロレベルから実質優先主義を捉えようとする見方が多い。第 2 部における理論的検討も同様に、包括的なマクロレベルの視点から、会計における実質概念を探究したものであった。マクロレベルからの主張が多く見られる理由として、ミクロレベルから特定の会計処理を指示し、それが実質を反映すると主張するには、その根拠を提示しなければならず、さらにその根拠の妥当性を提示する必要が生じるというように、循環論に陥る恐れがあるからである。そこで本章では、まず分析視座を一定程度明確にし、会計判断と会計基準設定に対する考察へと移ることにしたい。

第3節　判断主体に基づく視点からの分析

実質優先主義は、既存の形式では経済的実質が反映されない場合に実質を反映しようとする精神もしくは原則を表すが、一体誰が実質を判断するのかという問題に直面する。Hopwood [1990]は、「実質優先主義および関連する概念に係る問題は、会計規制それ自体よりも、誰が規制を行うのかという問いに根拠付けられる[10]」と述べ、Freedman=Power [1992]も、「誰が答えを導くのかが重要であり、実質優先主義の議論の多くは、会計処理の問題に関して、経済的実体もしくは実質の最終的な決定者は誰かに係るものである[11]」とする。この考え方は、実質優先主義の包摂する内容を正面から定義しようという試みではなく、むしろ実質を判断する主体が異なれば、実質の内容も異なるという限定を置き、側面から捉えようとする視点に基づくものであり、特定の誰が実質を決定すべきかを暗示しているわけではない[12]。

---

[9] Alexander=Archer [2003], p. 9.
[10] Hopwood [1990], p. 84.
[11] Freedman=Power [1992], pp. 17-18.
[12] それ以外にも、実質は財務報告の役割期待に伴い変化するという見方として、古賀 [1999]がある。それによれば、財務報告において写像されるべき「経済的実態」は、それぞれの時代を背景とした会計環境

それでは、以降の分析のために、実質を判断する主体をいかに区分するか。まず、会計情報の送り手である財務諸表作成が、実質を判断する主体として挙げられるだろう。通常、外部の情報利用者と比較すれば、財務諸表作成者である企業が、自身の情報に関して圧倒的に情報優位の状況にある。しかし、財務諸表作成者である企業が、誠実に経済的実質を全て反映するよう動機付けられているわけではない。それでも、基本的に財務諸表作成者は、一定の会計基準に準拠して財務諸表を作成しなければならず、見積りや会計選択等、財務諸表作成の際に介入する判断の程度は限られている。財務諸表作成者の選択や判断に制約を与えているのが、基準セッターが設定する会計基準である。その点において、基準セッターは、会計基準設定によって実質を判断するもう 1 つの主体であると言えよう。

この観点から、経済的実質を判断する主体として 2 者に分けて考えることができるだろう。財務諸表の作成者、いわゆる情報の作成者である企業と、その企業の取引に関して基準を設定することで経済的実質を反映する枠組みを策定する者（主に基準セッター）である。監査人は財務諸表作成者の判断を保証する重要な存在として、前者の範疇に含めることができると捉えられる[13]。

財務諸表作成者が、複数の代替的会計手段のうち、最も実質を反映するものを選択するのは実質優先主義に基づく判断であり、また基準セッターが、現在の基準では実質が反映されないとして、新たに基準を設定するのも実質優先主義に基づく基準設定であろう。勿論、互いの決定は相互排他的なものではなく、制度設計の際にどちらの判断をどの程度重視するかが重要となる。

前者、つまり実質の判断主体は主に企業（財務諸表作成者）であるとした場合、当然、財務諸表作成者の判断が重要視される。この場合、A という特質と B という特質を含む取引の実質を判断する場合、実質が A であるか B であるかは作成者の判断に委ねられることに

に動機づけられるものであり、財務報告のどのような側面（すなわち、利益概念）が強調されるかによって規定される。古賀 [1999], 9 頁。

[13] 経済的実質の判断主体として、当然監査人の存在がある。会計基準が概念的であり抽象度が高い場合、また会計基準が詳細であり企業が準拠している場合、監査人は企業の処理に対抗するのがそれほど容易ではないと考えられるため、ここでは特に大きく取上げていない。これは、監査人は受動的であると捉える Gibbins [2002]の主張に基づくものである。Gibbins [2002], p. 205.

なる。このアプローチのもとでは、例えば原則に重点を置くことにより、個々の取引に適合した会計処理が行われる可能性があるが、それには作成者の倫理観ならびに自主規制に基づく誠実な報告が要求される。A と B という特質を含む取引に影響を与える C という要素が現れれば、A か B の判断は依然として作成者の判断に委ねられる。

しかし、このアプローチを強調すれば、各々の企業による経済的実質の判断が異なるため、財務報告の標準化の度合いが乏しくなり、比較可能性が損なわれる可能性がある。そのため、企業外部から実質の反映を規制する必要性が生じる。この立場を重視したのが、後者のアプローチである。

後者、すなわち経済的実質は主に基準セッターが判断するという立場を強調すれば、A および B という特質を含む取引の処理基準を、ある程度外部から決定することになる。財務報告の標準化ならびに結果の比較可能性を重視した場合、この立場が強調される。この場合、基準セッターによる介入が進み、財務諸表作成者の判断がさほど要求されない代わりに、基準の標準化の度合いが強くなる。A と B という特質を含む取引に影響を与える C という要素が新たに現れれば、実質を反映するために、今度は C が取引に与える影響を処理する基準が必要となる。そのため、このアプローチは明示的な基準が蓄積される傾向にあり、取引が複雑になるにつれ、基準が加えられていくことになる。ゆえに、トレードオフにある前者および後者のアプローチの妥協点をどこに置くかによってその規制のモデルも異なると考えられる。

この 2 つの観点は、先に述べた原則主義と細則主義の議論と符合する。前者の立場を強調したのが原則主義であり、後者の立場を強調したのが、細則主義である。また、前者の場合、監査人の判断も含めた会計判断が重要であるのに対し、後者の場合、会計基準設定に重要なウェイトが置かれることになる。

第4節　実質優先の会計判断と会計基準設定

このように、実質を反映する 2 つの判断主体に基づき、会計判断と会計基準設定の側面

からの分析が可能であると考えられる。実質優先の会計判断に関して、ある特定の会計判断が実質を反映するか、もしくはその判断をいかに導出するかという問題を究明するには、財務諸表作成者だけでなく監査人の判断も重要な考察対象となり得る[14]。監査人の判断について、利用者指向を標榜する現代の会計を重視し、実質優先の会計判断の導出に関して敢えて述べるとすれば、以下の Tweedie [1983]の主張に集約されると考えられる。

> 社会的判断や専門的技術の変化とともに発展する真実かつ公正な外観の反映には、細かな条件が必要であるが、取締役や監査人の両方が直面する根本的問題は不変である。彼らが答えるべきは、**「もし自分が企業の外部に存在し、企業の経営成績の詳細な知識を持たず、一見では企業の最終的な財政状態が理解できないとしたら、自分がその財務諸表から、明確かつ明瞭な現実の描写を得られるのか」**どうかである[15]。

このように、実質優先の会計判断は、最終的には、情報利用者を尊重した利他主義の倫理的な会計判断が下されるかどうかに依存していると思われる。Tweedie [1983]の主張は、先述の議論に基づけば、規則的規範よりもむしろ社会的規範の大枠を示そうとしたものである。しかしながら、個別の局面において倫理的な会計判断は何か、それはいかに下されるかを考究するのは容易ではない。前章でも述べたように、例えばどこまでが望ましい利益操作で、どこまでが望ましくないか、つまり財務諸表作成者に内在する意図を解明するのが困難な作業であるからである。

マクロレベルにおける実質の反映に関して焦点を当てるのは、実質を優先させる会計基準の設定である。会計基準設定には会計判断も考慮されるが、それは集合的なレベルにおいて許容幅が決定されるのみである。特定の会計判断が最も実質を反映するものかどうか

---

[14] 監査判断と実質優先主義の関係に関する研究として、McEnroe=Martens [1992]および[2002]がある。
[15] Tweedie [1983], p. 449.

は、最終的には財務諸表作成者の心的な側面に関する問題であるが、基準セッターはそういった財務諸表作成者の意図を集合的に解釈し、考慮する必要があるだろう。会計基準設定に際して、当然、財務諸表利用者にとって必要な情報かどうかが極めて重要であるし、また財務諸表作成者の意図もある程度は考慮されるだろう。

このマクロ・ミクロレベルの橋渡しをするのが、前章で述べた、制度を構成する規範に関する集合的容認である。制度を構成するのは、ミクロレベルでも個人に埋め込まれた 2 つの規範（規則的規範と社会的規範）であるという観点である。次章以降でも、この分析視角から、実際の事象を取り上げて検討していきたい。

第5節　小括

本章では、実質優先主義に関する諸説を参考に、マクロ/ミクロレベルの視点からの分析視座について論じた。会計において実質がいかに反映されているのかの考察を試みようとすれば、実質の判断主体を区別して考察する必要がある。判断主体によって、それぞれ実質の捉え方が異なるからである。現代の会計制度においては、財務諸表作成の大部分は会計基準によって規定されているが、会計選択や見積り等、財務諸表作成者である企業の裁量も認められている。本節では、以降の分析のために、マクロレベルでは会計基準設定を、ミクロレベルにおいては会計判断を取り上げて考察する意向を明らかにした。また、前章で議論した規範に関する集合的容認が、両方において作用すると考えられる点を指摘した。次章以降の考察では、具体的に第 6 章でイギリスにおける FRRP の実質優先の判断のケースに焦点を当て、第 7～10 章では、3 つの会計基準設定を取り上げて、いかに実質が反映されているかを検討する。

第6章 実質優先の会計判断

第1節 はじめに

会計判断は、特定の観点（歴史的・法的・倫理的・政治的・社会的）から常に導出される限りにおいて、判断者の属性に依存するところが大きい[1]。主たる判断主体の候補として考えられるのは、財務諸表作成者である企業の経理・財務担当者や監査人であろう[2]。しかしながら、特定の状況における会計(監査も含めた)判断が、実際に実質を反映していると単に結論付けるのは難しい。そのため、本章では監査済み財務諸表の正当性を最終的に判断する、財務報告違反審査会(Financial Reporting Review Panel：以下 FRRP と表記する)と呼ばれるイギリス特有の機関の判断事例に限定し、実質優先の会計判断を考察することにしたい。

イギリスにおける FRRP は、会計における実質の最終的な裁定者として位置付けられ、企業の財務諸表が真実かつ公正な概観(以下 TFV と表記する)を反映していないと判断した場合には、企業にその旨を通告し、必要とあれば裁判所にその判断の是非を持ち込む権限を有する独特の機関である。FRRP の最終的判断に関する個別事例を緻密に分析することにより、イギリスに限ってではあるが、会計において反映すべき経済的実質はいかなるものか、その特徴を把握することができるのではないだろうか。ここで、FRRP の下した判断が実質を反映していると断定するつもりはない。今後、裁判において FRRP の判断が覆される可能性もある。それでも、FRRP のこれまでの活動は、イギリス国内において概ねポジティブな評価を得ている[3]のは見過ごせない事実であり、本章で取り上げることにしたい。まず次節において、FRRP に関する制度的概要を論じ、第 3 節では具体的な事例や諸説を取り上げて考察を加える。

---

[1] Shapiro [1997], p. 172.
[2] これまでの専門的判断に関する心理学的・行動科学的な先行研究においては、監査人を対象としたものが多い。
[3] Hines et al. [2001], p. 80.

第2節　イギリスにおける離脱規定と実質の裁定者

イギリスの会計規制を論じる上で前提となるのは、包括的な最上位原則である TFV の反映である。TFV を反映するためには、時には既存の会計基準から離脱することも容認される。以下では、その概要を詳しく概説する。

第１項　離脱規定の意義と実態

（ｉ）制度

周知のように、イギリスでは企業の財務諸表は TFV を与えるという包括的原則が最優先される。TFV の概念自体は、1844 年会社法(登記法)から存在しているとされ、その重要な特質として、企業の取締役が TFV を与える際、単に基準に準拠する以上の責務を課し、会社法の会計規定から離脱するのに適用される[4]。離脱規定は、欧州の共同体内の会社法調和化計画において容認された第 4 号指令の影響を受け、1981 年に初めて会社法の文言に含まれた。

具体的には、1985 年会社法第 226 条第 2 項において、「貸借対照表は年度末の企業の財政状態に関して真実かつ公正な概観を与えなければならない。加えて、当該年度の企業の損益に関して真実かつ公正な概観を与えなければならない。」ことが規定され、同条第 5 項において、「企業が特別な状況において、貸借対照表や損益計算書に関連する規定への準拠が、同条第 2 項の規定を満たさない場合、企業の取締役は（同条第 2 項を満たす限りにおいて）当該規定から離脱しなければならない。」と規定される。これらの規定がいわゆる離脱規定であり、同条第 6 項により、当該離脱の理由ならびに影響に関する注記が要請される。

（ⅱ）離脱の効果

離脱規定が果たす役割として、会計処理が企業を取り巻く環境の変化に即応することが挙げられる。既存の規制形式がその変化に対応できず、企業の経済的実質が反映されない

[4] McGregor [1991], p. 414.

状況は、極力排除されるべきである。実質優先主義に係る問題は最終的に誰が実質を判断するかという問題に帰着するという主張があるが[5]、離脱規定を容認する規制は、財務諸表作成者の判断を優先させることにより、最もよく経済的実質が反映されるとする立場である。これは、有効な会計規制は法的に形成されたものではなく、規制の存在しない環境で自発的に発展する実務に自然と基礎づけられるものであるという主張[6]と合致するものであろう。Alexander[1999]も、ダイナミックな経済下においては、より広範な根本目的なしには変化に対応する規制の達成は不十分であると、包括的原則に基づく離脱規定の援用の重要性を示唆している[7]。

こういった効果がある反面、会計基準からの離脱を容認するということは、財務諸表作成者の主観的判断に大幅に依存することになる。それゆえ、離脱規定は財務諸表作成者が意図的に会計数値を操作するのに利用される可能性がある。実際、イギリスにおいて企業による基準からの離脱はいかに行われているのであろうか。

(iii) 離脱の実態

会社法の会計規定からの離脱は、イギリスでは一般的と考えられているようである。例えば、Parker=Nobes[1994]は、463 の企業の財務担当役員にアンケート調査を実施し、そのうち 308 社が会社法からの離脱をする意思があり、また 411 社が会計基準から離脱する意思があることを示した[8]。さらに、実際の会社法からの離脱の状況を**図表 12** に示した。図表 12 は、1998 年から 2000 年におけるイギリス企業の離脱の状況を、離脱のタイプ別に表わしたものである。

最も多い離脱は、投資不動産の減価償却を行わない処理であり、全体の 7 割以上を占める。イギリスでは一般的に、離脱は会社法(現在の会計規定は主に 1985 年法により規定)からの離脱を意味する。会社法の他にも、プライベートセクターとして ASB(会計基準審議会)

[5] Freedman=Power [1992], pp. 17-18.
[6] Edwards [1989], p. 212.
[7] Alexander [1999], p. 252.
[8] Parker=Nobes [1994], pp. 19-37.

が FRS(財務報告基準)や SSAP(標準会計実務ステートメント)といった多くの会計基準を設定し、社会的に支持されている。勿論、会社法の会計規定と ASB が設定する会計基準の大部分は合致しているが、異なる点も存在する。

図表 12　イギリス企業の離脱の実態（1998 年～2000 年）

離脱のタイプ	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	合計
投資不動産の減価償却を行わない	539					539
固定資産の減価償却を行わない					7	7
のれんの償却を行わない			55			55
繰延収益に含まれない補助金や寄付金		50			3	53
合併や逆合併にパーチェス法以外の方法の適用	5			11	16	32
会社法とは合致しないのれんの決定	23				1	24
未実現の利得の計上		21				21
開示に関連する離脱	10				7	17
親会社の投資勘定の価値減少を認識しない				16		16
原価ではなく市場価額で表示された流動資産				13	3	16
その他	5			8	11	24
合計	582	71	55	48	48	804
割合（%）	72	9	7	6	6	100

(出典：Livne=McNichols [2003], Table1 を参考に作成したものである。)

タイプ A：会計基準や適用指針が単一の処理を規定しているが、会社法は異なる処理を規定しており、離脱が行われる。
タイプ B：会計基準や適用指針が複数の処理を容認しており、いずれかが会社法の規定する処理と異なる場合、離脱が行われる。
タイプ C：会計基準や適用指針が複数の処理を容認しているが、通常いずれかを優先させる場合、優先される処理が会社法の規定と異なり、離脱が行われる。
タイプ D：特定の問題に対して会計基準や適用指針は何も規定しておらず、会社法の規定のみが存在している場合、会社法の規定からの離脱が行われる。
タイプ E：会計基準や適用指針ならびに会社法のいずれにも何も規定がない場合。

離脱のうち多くを占める投資不動産に関する処理（タイプ A）は、会社法の会計規定と会計基準が異なるケースである。ASB が設定した SSAP19 は、投資不動産の減価償却を容認していないが、会社法では減価償却が強制される。つまり、SSAP19 に準拠すれば、自動的に会社法から離脱することになる。SSAP19 は、投資目的の不動産とそれ以外を区別する明確な規準を置いて区別するのではなく、投資不動産に関して、(a)建設および開発業務が完了したもので、かつ(b)投資ポテンシャル、レンタル収益のために保有した土地および(または) 建物に対する権益という原則的な定義を置く。他社からの賃貸収入や価値増殖（値上がり益）の取得を目的とする上記の定義を満たす投資不動産は、企業の毎期の生産・販

売活動に間接的に貢献する通常の固定資産と比べて、独立的かつ確定的なキャッシュフローを直接的に意図するものである。そのため、投資不動産は将来のキャッシュフローに直接貢献する「商品」としての性格を含んでおり、企業はその価値を可能な限り高めようと行動するのに対し、他の固定資産と同様に減価償却するのは矛盾が生じるであろう。

この投資不動産に関する会社法からの離脱は、会社法に準拠しただけでは、投資不動産の経済的実質が反映されないという思考が根底にあり、イギリスでは一般的な離脱と認識されているようである。タイプ B およびタイプ C の離脱に関しても、選択肢として会社法とは異なる会計基準や適用指針が同様にある。

その一方で、全体の 12%を占めるタイプ D およびタイプ E の処理は、何ら参考すべき処理が存在しない環境にもかかわらず、会社法からの離脱が行われている。これらの離脱は、果たして TFV を反映しているか、注意を喚起する必要があると思われる。イギリスでは、このような会社法や会計基準からの離脱が、果たして TFV を反映しているかどうか疑義が抱かれる場合、それを審査する FRRP の介入により対処してきた。

第 2 項　クリエイティブ・アカウンティングと FRRP による監視

(ｉ) クリエイティブ・アカウンティングの問題と FRRP の設立

FRRP は、1985 年会社法の会計規定ならびに適用される会計基準からの離脱を調査し、必要と判断すれば、裁判所に申し立て、企業に財務諸表を修正させるよう命じる権限を国務大臣により与えられている。FRRP は、イギリスにおける一連の財務報告規制の改革の結果として、1991 年に設立されたものである。

FRRP の設立等、新たな財務報告規制の基礎となったのは、基準設定の構造と過程、会計規制と法の関係ならびに財務報告規制の強化の調査を目的とする、Dearing 卿を代表とする検討委員会であった。当該委員会は、特に会社法に会計基準の遵守を強制する条項がなく、会計基準からの離脱を規制するメカニズムが、監査人による限定意見付の監査報告書

のみであった問題を認識していた[9]。

それに加えて、1980 年代後半以降、クリエイティブ・アカウンティングと呼ばれる利益を操作する会計手法がイギリスで蔓延していた事実が、FRRP の設立に拍車を掛けた[10]。クリエイティブ・アカウンティングとは、経営者が会計基準の曖昧さや矛盾を利用し、財務業績の歪んだ写像を伝達するプロセスと理解される[11]。企業がクリエイティブ・アカウンティングを行う動機として、利益の過大計上、財務比率の向上、財務リスクの隠蔽、ならびに借入条項の回避等が挙げられる[12]。

こういった慣行は、企業の財務業績を歪めることになり、投資家やアナリストが企業間比較を困難にし、さらに会計規制の基本的目的に反する。すなわち、クリエイティブ・アカウンティングは、会計基準の設定プロセスを無為なものとし、平等な競争をもたらすのではなく、それを利用した企業に不公平な利益をもたらすことになる[13]。そのため、会計基準を無視するか、過度に柔軟に解釈することにより、自らが望むよう財務数値を操作する企業を FRRP の監視により取り締まる必要があったのである。

(ⅱ) FRRP の処理手続[14]

FRRP による規制は、事前的ではなく事後的なものである。換言すれば、FRRP は企業に対し何らかの基準に準拠して財務諸表を作成するよう指示するのではなく、財務諸表作成後にそれが基準に準拠しており、TFV を反映しているか検討する。

しかしながら、FRRP がすべての財務諸表を調査するのは、資源の観点からも困難であるため、特に注意を喚起すべき財務諸表を対象とする。注意の対象となるのは主に、(a)関連する報道記事、(b)個人や企業からの告発、(c)証券取引所より通知される限定付き監査報

---

[9] Brandt et al. [1997], p. 28.
[10] Brandt et al. [1997], pp. 28-29.
[11] Shah [1998], pp. 83-84.
[12] McBarnet=Whelan [1999a], p. 5.
[13] Shah [1998], p. 84.
[14] 処理手続の概要は、FRRP のサイト(httm://www.frrp.org.uk/frrp)における情報および Brandt et al. [1997]を参考にした。

告書[15]および基準からの離脱に関する開示である。

また委員会の法的な権限は、会社法に従って年次財務諸表を作成するすべての企業の法定財務諸表にまで及ぶ。しかし、貿易産業省との合意により、通常、大規模な公開会社の財務諸表のみを対象とする。**図表 13** に FRRP の処理手続の概略を示した。

図表 13　FRRP 処理手続の概略図

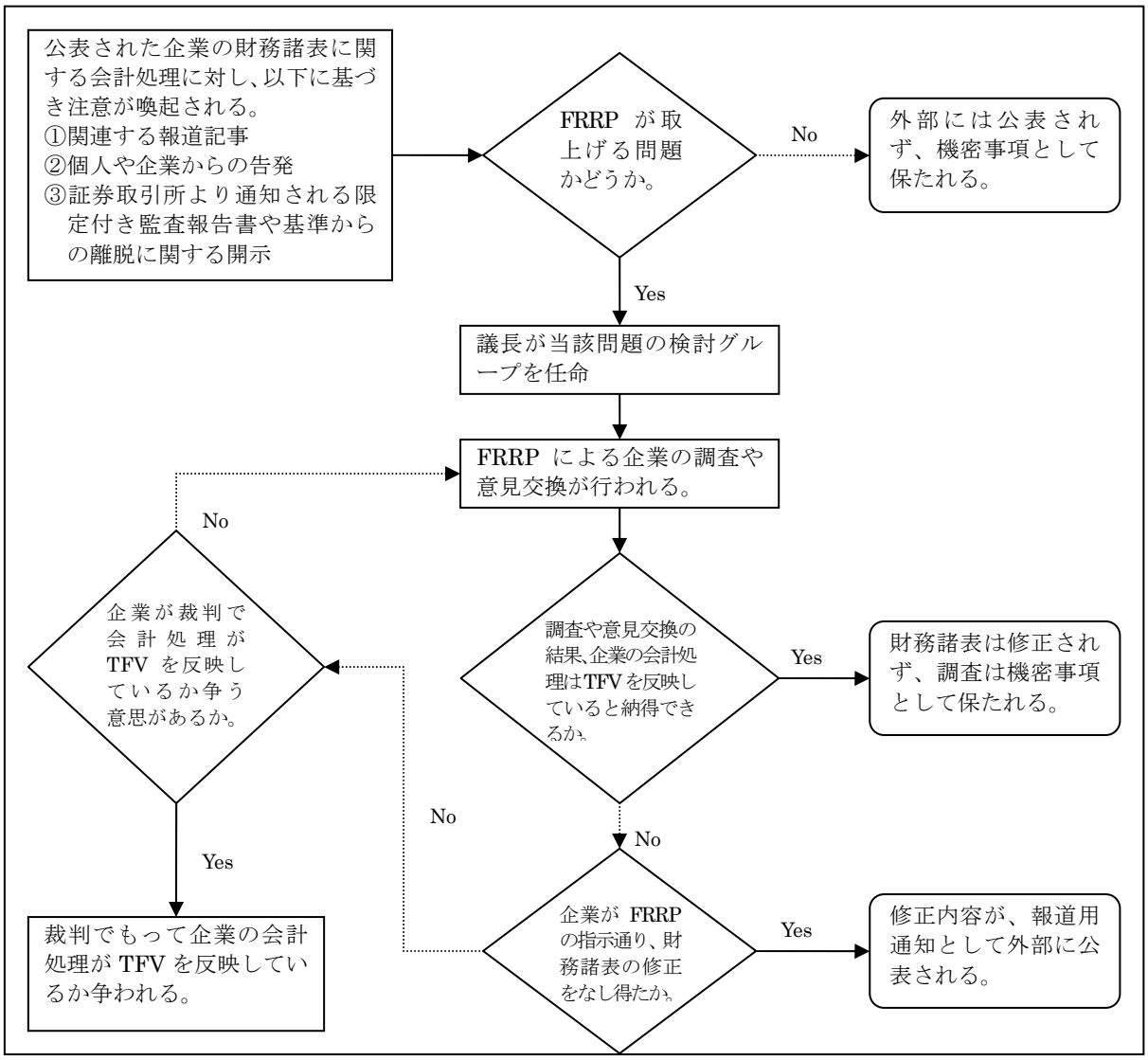

[15] 1997 年以来、ロンドン証券取引所は限定付き監査報告書を通知していない。

図表 13 にもあるように、FRRP は、出来る限り企業との協調的な解決に努める。特に任命される検討グループは、不明な点を企業の取締役に問い合わせ、意見交換や会議を通して協調的に議論する。議長は、取締役が監査人と相談し、監査人から必要と思われる助言を請うよう促す。検討グループは、説得により企業の取締役と合意に達することを目的とするものである。

検討グループが企業側の説明で納得した場合、調査はそこで終了し、調査が行われた事実は機密事項として保たれる。取締役自体が何らかの是正措置に同意した場合、FRRP はその内容を報道用通知として外部に公表する。

その一方、取締役が問題事項の自発的な訂正を拒否し、FRRP が企業の説明を聞いた上で、当該問題は追及すべき会計規定の違反であるという結論に達した場合、その事実は取締役に直ちに通知される。議長は会社法 245 条(1)(B)に従い、裁判所に申し立てる意思を文書により説明し、企業が望む場合、会議への参加を請う。企業には、FRRP による是正措置に反対する機会が与えられる。その後 FRRP は、企業との意見交換または会議を通じて、提出された文書や回答を検討する。それでも当該処理では不十分であると判断した場合、議長は取締役会長に対し最後通告書を送付する。当該通告書は、財務諸表が会計基準を含む会社法の会計規定に違反していると確信する根拠を提示し、文書に記された日時から一定期間後いつでも FRRP は裁判所に申し立てる意思があることを示すものである。FRRP は、最後通告書に対する企業からの回答を検討する。FRRP は、寄せられた回答に満足しない、もしくは返答がない場合、最終的に裁判所へ申し立てることが可能である。

このように、FRRP は会計基準からの離脱を調査・検討し、問題ありと判断した場合、企業に対し財務諸表の修正を要求する。それでも企業が従わず、修正がなされなかった場合、FRRP は裁判に持ち込む権限を有している。FRRP は法的手続に進む事を考慮し、約 2 百万ポンドの資金を蓄えている[16]。

財務諸表が問題となり、裁判所にまで持ち込まれたら、企業にもたらされる潜在的コス

[16] McBarnet=Whelan [1999a], p. 56.

トは計り知れない。企業が FRRP に対抗する態度を示せば、裁判で是非が争われ、結果的に不利な公表によりもたらされるリスクを負う。株価への影響、投資家からの懸念、さらに FRRP による受託責任の精査等が相俟って企業の評判を脅かし、結果的には格付けにも影響する[17]。そのため、企業は FRRP の最終的な手段（法的な手続）が行使される前に、問題を円滑に解決することを望み、FRRP 自体もそれに十分対応するよう対処する。事実、現在(2006 年 1 月)までに、FRRP は取上げられた全てのケースを、裁判所命令を適用せずに解決するのに成功している[18]。また、FRRP の活動は、1989 年 12 月 23 日以降に始まる会計年度の財務諸表に関する検討から始まっているが、これまで企業が財務諸表の修正を命じられ、報道用通知として公表されたケースは、74 のみである。図表 12 によれば、1998 年から 2000 年の間、企業が会社法から離脱した数はおよそ 800 であったが、1998 年度から 2000 年度の財務諸表で、FRRP により修正が命じられ、内容が公表されたのはおよそ 20 のみであった。つまり、イギリス企業の基準からの離脱のうち、FRRP と意見が衝突したものはほんの僅かであると結論づけることができるだろう。イギリス企業の離脱の実証研究を試みた Livne=McNichols [2003]も、会社法からの離脱規定が企業により機会主義的に濫用されているわけではないことをほのめかしている[19]。

第3節　会計基準への準拠と実質優先の会計判断

第 1 項　FRRP のこれまでの処理の概要

ここまで、TFV の反映という包括的原則を標榜したイギリス会計規制における離脱規定、ならびにその離脱を監視する FRRP に関して、制度的な側面から論及した。勿論、企業や

---

[17] McBarnet=Whelan [1999a], p. 59.

[18] 当該情報は、以下の FRRP のサイトで確認した。http://www.frrp.org.uk/frrp/about/

[19] Livne=McNichols [2003]は、以下の仮説を導出し、検証を行った。

仮説１：離脱の頻度は、GAAP（ASB の設定する基準）が会社法と対立する場合に最も高く、GAAP と相反する離脱は最も少ない。

仮説２：企業は機会主義的な目的のため離脱を選択するわけではない。

仮説３：TFV 反映のため離脱を選択した企業の財務諸表の情報価値は、同様の離脱を選択しなかった企業と大差はない。

総じて、Livne=Mcnichols [2003]の調査結果は、仮説 1～３を支えるものであった。しかし、これはイギリスに限定した調査であり、この結果を国際的なものへと昇華させるのは注意が必要である。

投資家にとっての関心は、実質を反映させる目的のもと、どこまでの離脱が容認され得るのかという問題であろう。企業は経済的実質を反映するため基準からの離脱を試みるが、基準からの離脱は、逆に FRRP による調査の対象となる可能性がある。その場合、企業は単に既存の基準に準拠しさえすれば良いのかと、結局、循環論に帰する結果となる。単に基準に準拠しただけで、TFV が反映されると全面的に容認されるのであれば、そもそも離脱規定の存在の意義が問われることになる。それでは、具体的に FRRP はどのような処理を取り上げて、TFV の反映が疑問視されていると捉えているのだろうか。これまでの FRRP の調査・処理を**図表 14** にまとめた。図表 14 によれば、FRRP はこれまで 74 の財務諸表の問題に取り組んでいる。1991 年に設立された点を考慮しても、強制的な変更を命じ、その内容が公表されたのは 1 年平均 5.3 であり、さほど多いとは思われない。また、取り上げた処理に関しても、認識・評価・開示等複数にまたがっており、決して偏った処理を問題視して取り上げているわけではないということがわかる。さらに、全てのケースにおいて、企業と FRRP は最終的には合意に達しており、最後まで意見の衝突が解消せずに裁判所まで持ち込まれたケースはない。以下では、74 の事例のうちいくつかを詳しく取り上げて、FRRP がいかにして実質の反映を判断しているのかを論じることにしたい。

第 2 項　クリエイティブ・アカウンティングの問題の本質

先に、FRRP の設立の背景にはクリエイティブ・アカウンティングの蔓延が関係していたと述べたが、このクリエイティブ・アカウンティングには大きく分けて 2 つがある[20]。まず 1 つは、TFV を反映する名目で既存の会計基準を離脱するケースである。TFV の解釈は多様であるため、純粋に投資家を意識して経済的実質の反映を試みようとする場合と、解釈が曖昧な点を利用して基準から離脱し、自らが望むような結果を意図する場合が考えられるが、基準から離脱するという点では一致する。この場合、独立機関である FRRP が離脱を監視し、時には権力を行使することで、TFV の反映に務めている。この際、FRRP は

[20] McBarnet=Whelan [1999b], p. 68.

図表 14　これまでの FRRP の手続

報道用通知番号	公表日時	企業名	財務諸表年度	問題となった処理	関連基準	財務諸表訂正後
4	1992/1/28	ULTRAMAR社	1990/12/31	回収不能な前払（予定）法人税が配当費用として含まれていた	SSAP8,1985CAス4para3(7)	ULTRAMAR社が1991年にLASMO社に買収されたたため、FRRPは強制的変更を指示せず合意
5	1992/1/28	Williams Holdings社	1990/12/31	注記の例外的項目が税引きで表示されていた	SSAP3,1985CA EPS	基準に準拠することで合意
6	1992/1/31	Shield Group社	1991/3/31	特定の不動産、財産、ローンの評価損を過去の損失として計上(約350万ポンド)	SSAP6	当期に損失を計上することで合意
7	1992/2/4	FORTE社	1991/1/31	投資不動産の減価償却等4つの項目	SSAP19	追加的情報を開示することで合意
10	1992/8/10	Williamson Tea Holdings社	1991/3/31	在外の資産（不動産やリース資産）の減価償却等	SSAP19	次期の財務諸表から複数の会計方針を十分に開示することに合意
11	1992/8/10	Associated Nursing Service社	1991/3/31	開業費の計上、会計方針の変更に関する記述の不備	SSAP13	ANS社の説明によりFRRPが納得
12	1992/8/10	GPG社	1991/9/30	FRED1の公開草案に準拠して財務諸表を作成した結果、EPSが異なる	SSAP6, SSAP3	FRED1の公表が間近なことから例外的に容認
13	1992/10/15	TRAFALGAR House社	1991/9/30	前払（予定）法人税ならびに資産の分類に関する処理等	SSAP8	当初はFRRPの指示と対立していたが、最終的には従うことに合意
14	1992/10/26	British Gus社	1991/12/31	決算期を12月末から3月末に変更した際の表示方法	1985CA 223(3),227	FRRPは、企業は投資家を誤導する意図はなかったとして、若干の修正で容認。
15	1992/10/26	S.E.P. Industrial Holdings社	1991/9/30	投資不動産の減価償却を行わない等	SSAP12	FRRPの指示に従い、SSAP12に準拠
16	1993/2/22	Eurotherm	1991/10/31	製造活動の廃棄コストへの引当金にかかる処理	FRS3	FRRPの指示に従い数値を訂正
17	1993/3/17	Foreign & Colonial Investment Trust 社	1991/12/31	役員報酬にかかる開示の不備、連結の範囲にかかる疑義	FRS2, 1985CA 232(1)-(2) ス6	FRRPの指示に従い、約員報酬にかかる追加的開示を行い、連結の範囲に関する情報を比較開示
18	1993/4/1	Warnford Investment社	1991/12/25	注記における開示問題	SSAP19	SSAP19に従うことに合意
19	1993/4/5	Penrith Farmers' & Kidd's社	1992/3/31	遡及修正の開示の不備	1985CA 4(2) ス4	遡及修正に関する補足的開示を追加
20	1993/7/27	Breverleigh Investments社	1992/6/30	子会社の連結外し、キャッシュフロー計算書の不備、基準からの重大な離脱	1985CA/SSAP14, FRS1, 1985CA 36A ス4	すべての基準に準拠し、補足開示も行うことに合意
21	1993/8/10	Royal Bank of Scotland Group社	1992/9/30	子会社の保険戦略にかかる買収費用の繰延の処理の変更	SSAP6	1993年度の財務諸表で過去の数値を訂正し、補足開示も行うこと
22	1993/9/24	Control Techniques社	1992/9/30	キャッシュフロー計算書の分類の問題	FRS1	FRS1に準拠して訂正版を公表
24	1993/10/19	BM Group社	1992/6/30	現金同等物の定義を満たさない項目が含まれていた、のれんの戻し入れの処理	FRS1	FRRPの指示に従い、全て準拠して作成することに合意
25	1993/10/25	Ptarmigan Holdings社	1992/6/30	のれんの会計方針の変更に関する説明の不備（消却から経済耐用年数にわたる償却へ変更）	SSAP22, 1985CA	FRRPの指示に従い、十分な開示を行うことに合意
26	1993/11/29	Chrysalis Group社	1992/8/31	関連会社への投資額の再評価	SSAP1	FRRPの指示通り適切な修正・開示を行うことに合意

47	1997/10/2	Burn Stewart Distillers社	1996/6/30	実質を反映する重要な開示の不備, 不確定要素を含む収益の可能性を開示せず	FRS5	FRRPの指示に従うことで合意
48	1997/11/10	Stratagem Group社	1996/8/31	のれんの公正価値による再評価に関する開示の不備	FRS6, 1985CA ス4a para. 13(5)	基準に従い十分な開示を行うことに合意
49	1998/2/25	Guardian Royal Exchange社	1996/12/31	連結からの子会社の債務の除外（含まれていた場合、3,300万ポンド税引き前利益が減少）	1985CA, GAAP	1997年度の財務諸表に直ちに訂正を反映
50	1998/4/27	Stratagem Group社	1997/8/31	「訴訟の和解」という項目が営業外損益項目に含まれる等の分類にかかる問題	FRS3 para20	FRRPの指示に従い、補足開示を行った
51	1998/5/12	RMC Group社	1995/3/31	罰金の可能性に関する開示	1985CA, FRS3	FRRPの指示に従い、補足開示を行った
52	1998/7/22	Reutersﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ社	1997/12/31	のれんの償却費用に関する処理のFRS10の早期適用	FRS10	FRRPの指示に従い、現段階の基準に準拠
53	1998/8/7	H & C Furnishings	1997/4/26	買収の対価に関する会計処理、複数の開示規定からの離脱	FRS1, FRS3, FRS8, FRS7, 1985CA ス 4a	FRRPの指示に従うことに合意
54	1998/9/2	Photo-Me International社	1997/4/30	ｸﾞﾙｰﾌﾟ間での取引が損益に含まれていた	1985CA ス 4a	FRRPの指示に従い、ｸﾞﾙｰﾌﾟ間での損益を除くことに合意
55	1998/10/20	Concentric社	1997/9/30	買収の会計処理に関する開示の不備	FRS1, FRS6, FRS7, SSAP21	FRRPの指示に従うことに合意
56	1999/2/24	AIM Group社	1998/4/30	企業再編にかかる引当金の処理の問題、会計方針の変更に関する開示不備	FRS7, FRS6, 1985CA ス 4a	FRRPの指示に従うことに合意
57	1999/10/28	Photobition Group社	1998/6/30	重要な企業買収にかかる開示の不備、セグメント情報の不備	FRS6, SSAP25	FRRPの指示に従い、補足開示を行った
58	2000/1/10	PWSﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ社	1998/9/30	のれんの償却費の分類に関する問題	FRS3	FRRPの指示に従い、分類を訂正することに合意
59	2000/2/18	Eurocity Properties社	1999/3/31	株式割当の条件付権利に関する開示の不備	1985CA ス4 para40	FRRPの指示に従い、十分な開示をすることに合意
60	2000/2/25	Sinclair Montrose Healthcare社	1998/12/31	研究開発費約350万ポンドの資産化の妥当性に関する疑義、広告宣伝費の資産	SSAP13, FRS10	大部分を費用計上することで合意
61	2000/7/1	Ensorﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ社	1999/3/31	剰余金の移転に関する開示の不備	FRS3	FRRPの指示に従い、十分な開示をすることに合意
63	2000/10/18	London Underground社	1999/3/31	政府補助金に関する処理の不備等	SSAP4	FRRPの指示に従い、十分な開示をすることに合意
64	2001/2/23	Artisan (UK)社	2000/3/31	買入のれんの大部分を剰余金に消却	FRS10	FRRPの指示に従い、訂正を行う
65	2001/3/8	Wiggins Group社	1996～2000/3/31	多額の研究開発費の資産計上、条件付販売契約に関する多額の収益の認識等	1985CA, SSAP13, FRS5,	FRRPの指示に従って、5年分の財務諸表を訂正
67	2001/7/4	Northgate社	2000/4/30	車輌の購入に基づくボーナスを繰延収益として処理していた	FRS15	FRRPの指示に従い、当該項目を費用として「固定資産から減額することに合意
68	2001/7/18	Avesco社	2000/3/31	関連会社の取得に関する処理	FRS9,FRS7	FRRPの指示に従い、基準に準拠することに合意
69	2001/8/28	Princedale Group社	2000/4/30	子会社の売却、のれんの戻入に関する収益の分類表示の問題	FRS3	FRRPの指示に従い、基準に準拠することに合意

70	2001/9/11	Wyevale Garden Centres社	2000/12/31	短期リースに供する資産の減価償却を行わない	FRS15	FRRPの指示に従い、基準に準拠して減価償却を計上
71	2001/9/26	Chez Gerard社	2000/6/25	固定資産の減価償却に関する遡及修正に関する問題	FRS15	FRRPの指示に従うことで合意
72	2001/11/6	Pontis Consulting社	1999/5/31	企業買収に関する開示の不備等	FRS6	FRRPの指示に従い、十分な開示をすることに合意
73	2002/2/26	Liberty International社	2000/12/31	負ののれんに関する会計処理等	FRS2, FRS10, SSAP19	FRRPの指示に従い、基準に準拠することに合意
74	2002/7/26	Equator Group社	1999/12/31	映像資料館の買収に関するのれんの処理	FRS10	FRRPの指示に従い、のれんを償却することに合意
75	2003/1/31	Finelot社	2001/1/31	研究開発費の資産計上に関する疑義	SSAP13	FRRPの指示に従い、関連費用を計上することに合意
76	2003/2/14	Kensington社	2001/11/30	準子会社の連結に関する問題	FRS5	FRRPの指示に従い、準子会社を連結することに合意
78	2004/5/17	Thorns Group社	2002/4/30	リース資産の減価償却を行わない	FRS15	FRRPの指示に従い、基準に準拠して減価償却を計上
79	2004/6/9	McKechnieﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ社	2002/8/2	キャッシュフロー計算書・連結財務諸表の省略	FRS1, FRS2, 1985CA sec227	FRRPの指示に従い、連結財務書表を作成
80	2004/12/17	Alertbind社(2002年はAMSMP社)	2000/10/29, 2001/10/28	連結財務諸表の省略	FRS2, 1985CA sec229(3)(b)	FRRPの指示に従い、連結財務書表を作成
87	2005/7/5	Seymour Pierce Group社	2000/9/30, 2001/9/30	企業買収に関する評価の問題、複数の開示の不備	FRS6, FRS7, 1985CA ｽ4 50(5)	企業が取引を停止し、精算手続きに入ってることを考慮して、FRRPは当該処理の変更の指示を強制しなかった。

（出典：FRRP のホームページに公表されている報道用通知に基づき作成。入手可能な情報が限られており、詳細が把握できない場合も少なくない。また、報道用通知の番号は必ずしも FRRP による調査の数を表わしているわけではない。報道用通知の中には、単なる意見表明等が含まれているものもあるからである。）

企業とのコミュニケーションにより、独断的な判断ではなく、協調的に対応しているのは述べたとおりである。

例えば、FRRP の報道用通知 7 の案件であった FORTE 社のケースがある。この案件では、FORTE 社の 1991 年 1 月 31 日の貸借対照表において「長期リースに供した土地および建物」が減価償却されることなく、前年度 26 億ポンドから 27 億ポンドへと評価替された処理が問題となった。FRRP の調査に対し、当時 FORTE 社の財務担当役員であった Donald Main 氏は、「我々は、これらの建物を維持・改善する目的で定期的に多くの投資を行ってきたため、価値は増加していると考える。これらを減価償却する理論的妥当性はどこにもない。(*Financial Times* 1992 年 2 月 5 日)」と主張した。また、実際 FORTE 社がその投資に 9,100 万ポンド費やしていることから、FRRP は FORTE 社の説明を受け入れ、何ら財務諸表の修正を要求しなかった。これは会社法からの離脱に関して、企業と FRRP の調査が協調的な解決に至った典型的なケースである。

しかしながら、クリエイティブ・アカウンティングにはもうひとつの側面がある。それは、既存の会計基準に準拠しながら、その抜け穴を利用することで、自らが望む結果をもたらす手法である。これは会計基準の文言は満たしているが、その精神に抵触している場合であり、「創造的準拠(creative compliance)」と称される[21]。創造的準拠のスキームの多くは、特定の規制を熟知した専門家集団の協力により巧妙に仕組まれる[22]。

原則主義-対-細則主義の構図に当てはめた場合、先に挙げた TFV の原則を都合良く解釈するクリエイティブ・アカウンティングの側面は、原則主義的側面が問題となっているのに対し、ここでの創造的準拠の問題は、どちらかといえば細則主義が生み出す問題である。実際、イギリスにおいても、会計制度が法規制の網に縛られていく方向性や、現実に法定優先主義が跳梁している点が指摘されている[23]。例えば、イギリスにおいて 1980 年代以降問題視された、オフバランス金融はそういった細則主義的側面を利用した典型的な手法で

[21] McBarnet=Whelan [1999b], p. 68. クリエイティブ・アカウンティングに係る問題は、基準からの離脱ではなく主に創造的準拠にあると指摘される。
[22] Shah [1996], p. 36.
[23] 山浦 [1993], 546 頁。

あった。

この場合、企業は明らかに会計基準から離脱しているわけではないので、FRRP が調査の対象として取上げることは困難である。TFV の反映という包括的原則に基づき、このような基準に準拠している財務諸表を問題であるとするのは、FRRP の過度な介入であり、逆に ASB が設定する会計基準を無為にする危険性がある。ここに、FRRP の調査が完全に事後的な規制体制をとるという限界がある。

第 3 項　FRS5 と実質優先の会計判断

このように、基準に準拠してはいるが、取引の経済的実質を反映しない処理を排除する目的で 1994 年に ASB により公表されたのが FRS5 である。この FRS5 は、約 10 年にわたる設定プロセスを経たものであり、その目的は、取引の実質が財務諸表で報告されることを確保することにある。具体的に、「企業の取引の商業的効果、およびそれにより生じる資産・負債や利得・損失が財務諸表に忠実に反映されるべきである(パラグラフ 1)」との目的を掲げ、一定期間における企業の財政状態および損益に関して、TFV を反映することを目的とし、財務諸表を作成する企業のすべての取引に適用される(パラグラフ 11)。

FRS5 はさらに、「取引の実質を決定する際には、すべての影響や側面が認識され、中でも実際に商業的効果を有するものに重点を置くべきである(パラグラフ 14)」との包括的原則を掲げ、より具体的に資産の認識・測定・開示の原則的な基準を示し、個別取引への適用指針まで指示する。FRS5 は、取引の「商業的効果」を重視することで、主に会計基準の抜け穴を利用したオフバランス取引等を排除するのを意図したものである。

FRS5 の存在により、FRRP の事後的規制体制では対処しきれない点をいかに補完し、経済的実質が反映されるのか、特に 2 つのケースを取り上げて検討してみたい。

(ｉ) Associated Nursing Services 社のケース[24](報道用通知 44)

Associated Nursing Services 社(以下 ANS)は、1981 年に設立されたイギリスを代表するヘルスケア会社である。1995・96 年の財務諸表が FRRP の調査の対象となった。特に 2 つの取引に関する会計処理が問題視された。

まず ANS 社は、当時 2 者のパートナーと異なるジョイント・ベンチャー(以下 JV)を組み、両方とも関連会社として処理していた。JV の一方は、銀行との共同出資であったが、持分が 50:50 のいわゆる「デッドロック」の状態であった。この場合 ANS 社が選択した会計処理は持分法であり、投資対象企業に対する持分割合にあたる純資産の増加分を利得として計上していた。もうひとつの JV は、5 つのベンチャーファンドと共同で設立したものであった。ANS 社はこちらも持分法として処理していた。当時、SSAP1 に従いこのような JV を関連会社として、持分法を適用することには大きな問題はなかったと考えられる[25]。

しかし、FRRP の調査後の見解は、被投資対象企業の営業および財務活動の決定は実質的に契約上で取り決められていたとするものであった。FRRP は、FRS5 に基づき取引の実質を反映した場合、これら 2 つのジョイント・ベンチャーは、準子会社(quasi-subsidiary)として両方とも全て連結すべきであると修正を命じた。FRS5 は、準子会社と見なされる事業体はすべて連結に含まれると規定している。準子会社に含める条件として、ある企業が事業体の財務・経営政策を実質的に先決しているか契約上取り決めており、それから生じるリスクに曝されている場合を挙げており(パラグラフ 34)、これが適用されたと予想される。

もう一方の処理は、複雑なセール・アンド・リースバック取引に関する処理である。ANS 社は、コール・オプションが付与された 25 年の長期セール・アンド・リースバック契約を締結していた。この契約は、さらに 25 年の更新が可能であった。

当該契約に対し、FRRP は、対象資産に関する相当の権利やアクセスおよびそれらの便

[24] FRRP の報道用通知と McBarnet=Whelan [1999a], pp. 63-64 に基づく。
[25] 斉藤 [1998], 134-135 頁。

益から生じるすべての相当なリスクは、資産の買手に移転されたわけではないと主張した。そのうえで、FRS5 に基づき取引の実質を重視し、ANS 社は一度売却された当該資産を貸借対照表に再度計上し、売上も借入金の項目に含めるよう財務諸表を遡って修正するべきと命じた。

FRS5 は、買戻条件付譲渡についての適用指針を示しており、セール・アンド・リースバック取引もこれに含まれる。適用指針は、各当事者が取引を行うに至った動機や意図を考慮し(パラグラフ B6)、実践において商業的効果を有する可能性の高い取引の主要な特徴的側面(特にセール・アンド・リース・バック取引の条件等)のすべてを検討し(パラグラフ B8)、これらの各側面について便益とリスクの状況を把握し(パラグラフ B7)、最終的に取引の実質を判断するよう指示している。また具体的にも、セール・アンド・リース・バックに該当する取引は、売却益を計上すべきではないと指示されている(パラグラフ B20)。

FRRP が取上げた ANS 社の案件は、これら 2 つの会計処理が実質の反映を求める FRS5 に準拠していないと判断されたケースである。FRS5 自体も、個別の取引形態に適用可能な具体的指針を示しているが、それは主に厳密な基準ではなく、リスクや便益の帰属を原則的に規定するものである。FRS 5 がリスクや便益、支配力といった概念について必ずしも詳細かつ厳密な基準を規定しているわけではないため、FRRP が企業の処理をいかに判断するか不確実性が増大する。ゆえに企業は FRRP による強制的修正の屈辱を避ける目的から、「取引を行った動機や意思」といった主観的側面、および「商業的効果」といった客観的側面の両面からの判断に基づき取引の実質を反映する必要がある。

(ⅱ) Burn Stewart Distillers 社のケース[26](報道用通知 47)

ANS 社のケースは、主に資産の認識・評価に関する問題であったが、FRRP は実質優先主義の観点から、開示の問題にも迫っている。Burn Stewart Distillers 社（以下 BSD 社）は、1988 年創業のスコットランド製ウィスキーの製造を手掛ける会社である。同社は、1980

[26] FRRP の報道用通知に基づく。

年代後半から売上を拡大し、1991 年にはロンドン証券取引所に上場し、さらなる飛躍を遂げていた。

問題となった処理は、1996 年度の財務諸表である。当該財務諸表で BSD 社は、約 100 万ポンドの収益を計上していた。しかしながら、BSD 社は他社との巨額な販売取引があり、それが当期に実現すれば、さらに約 230 万ポンドも収益が増大する可能性があった。しかしながら、当該取引が成功するか否かは、BSD 社の経営者がコントロールできない諸要素に依存しており、販売に関するリスクや便益は、未だ販売者に移転しているとは断定できない状態であった。そのため、BSD 社は資産の定義を考慮し、当該取引からもたらされる収益を計上しなかった。

FRRP は当該処理に対し、収益を計上しない処理は歓迎しつつも、当該契約の内容を開示しないことは、FRS5 に準拠しておらず、実質を反映していないと判断した。FRS5 のパラグラフ 30 には、以下のように規定されている。「取引の実質を決定するには、当該取引が報告企業に新たな資産もしくは負債をもたらすかどうか、既存の資産もしくは負債が変動しているかどうかを認識しなければならない。取引が資産もしくは負債をもたらすかを認識するかどうかにかかわらず、FRS5 はその商業的効果を財務諸表利用者が理解できるように十分な開示をすることを要求する[27]。(パラグラフ 30)」。この規定に従い、BSD 社は、FRS 5 に従い、収益が倍増する可能性を開示することに決めた。

このケースから言えることは、開示に関しては、実質優先主義は「商業的効果」の客観的側面を先ほどの ANS 社のケースよりも広く捉え、企業による情報開示の主観的側面を強調していると言えるだろう。

(iii) FRRP の判断に見る実質の規範的側面

ここで FRRP の判断を総合的に捉え、第 2 部で検討した会計における実質概念の規範的側面と絡めて論じることにしたい。本項ではここまで、特にイギリスにおける FRS5 に関

[27] ASB [1994], par. 30.

連する事例を検討した。その結果、企業の処理の主観的側面である「取引を行った動機や意図」と客観的側面である「商業的効果」が重視される点を指摘した。

第 4 章における実質概念の理論的検討において、実質概念には、集合的に容認された社会的規範と規則的規範が影響を及ぼす点を示した。ここでの「取引を行った動機や意図」という主観的判断規準は、どちらかというと社会的規範との関係に位置付けられる。動機や意図といった主観的側面は抽象的であるが、信念のレベルにおいて、それが純粋に事業目的を意図した結果であると判断できる場合、FRRP は容認する傾向があるように思われる。それは先に述べた FORTE 社や BSD 社のケースでも顕著に見られる。投資家を誤導させようとする意図がない場合、FRRP はそれを否認して強制的に変更を命ずるといった制裁を加えることはしない。例えば、報道用通知 14 にもある British Gus 社は、財務諸表の表示に関する問題を FRRP に指摘されたが、調査の結果、FRRP は「企業は誠実に活動し、投資家を誤導する意図がなかったことを確認した」として、例外的な処理を容認しているのである。その一方、純粋な事業目的ではなく、会計数値の操作を単に目的とした処理は、社会的規範からの逸脱と捉えられ、TFV の反映という絶対的原則のもと、強制的な修正が命じられる。

その一方、客観的な「商業的効果」の重視は、どちらかというと規則的規範の色合いが強い。「商業的効果」の言葉自体は抽象的であるが、集合的に合意された規則的規範からの影響が強いと考えられる。特に、明文化された従来の会計的な便益・リスクの認識・測定手法が、商業的効果の測定において、重要な位置付けを占めると考えられる。商業的効果をなす企業にとってのリスクや便益の会計上の認識および測定は、それまで積み重ねられた会計基準や原則を中心として、その時代における企業環境の変化等を考慮することによって流動的に決定され得ると思われる。

第4節　小括

本章では、イギリスにおける会計規制に焦点を当て、実質の最終的な裁定者として機能

する FRRP の判断に関する事例を検討した。特に個別事例を対象として、いかに経済的実質が反映されているか共通点を探った。注目したのは、取引の実質を報告することを規定する FRS5 に関連する事例である。FRS5 に関する FRRP の判断に注目することで、会計における経済的実質の判断規準を浮き彫りにしようと試みた。

その結果、会計における実質は、財務諸表作成者の取引を行った意思や動機といった主観的側面と、商業的効果という客観的側面からの判断が重視される点を強調した。取引を行った意図や動機を重視する際、純粋な事業目的を有しているかという社会的規範が作用していると思われる。すなわち、単なる会計目的を達成することのみを意図した処理には、FRRP が社会的規範からの逸脱と判断し、制裁を加える。こうした事業目的の重視は、エンロン以降のアメリカでも示されている[28]。

しかしながら、企業の主観的な動機を正確に把握することは困難であるため、客観的側面からの判断も必要になる。その際に重視されるのが、企業が意図した「商業的効果」である。商業的効果は、企業にとってのリスクや便益の認識・測定に基づき、主に判断され得るだろう。これはどちらかというと規則的規範に分類され、既存の会計原則・理論を基礎として、経済環境や企業環境等の変化を加味した判断となるだろう。

---

[28] 例えば、2002 年 5 月 1 日に下院議会で行なわれた委員会（hearings before the Subcommittee on Capital Markets, Insurance, and Government Sponsored Enterprises of the Committee on Financial Services, U.S. House of Representatives, One Hundred Seventh Congress）「企業会計実務：GAAP に信頼性はあるか(Corporate Accounting Practices: Is There Credibility GAAP?)」の中で、以下のような議論が交わされている。

…Baker 議長：「負債を隠し、もしくは利益を水増しする目的で、企業構造が組織された場合を仮定しよう。そういった会計手法の創造に関与している個人に、「これを行なう事業目的は何か」と問うた際に、当該活動から発生する公益や株主の便益についての納得のいく説明が返ってこなければならない。それができないならば、真実の財政状態が隠蔽されている疑いがある…」

…Sherman 氏：「…事業目的原則、つまり事業目的を持たない取引は認識されるべきではないという原則がある。これは税務会計の注目すべき部分である。当該原則は同様に財務会計でも必要ではないか。」
Jenkins 氏：「うむ、我々は取引の事業目的を理解するよう努めるべきと思われる。ゆえに、当該目的を掲げ得るのに適した基準を作ったらどうか。」
Sherman 氏：「収益を認識したり、損失の認識を先延ばしにしたりする以外に事業目的を持たない取引があるとして、その取引は本当に財務諸表の作成に影響があると言えるのか。」
…Jenkins 氏：「それは不明確であるだろう。」
…Herdman 氏：「我々が企業の取引を見た場合、税務領域と同様に、ある目的のみの達成を意図したと同定し得るかは非常に困難であると言わざるを得ない。」

以上のように、実質優先の会計判断を分析した結果、企業の意図や動機といった主観的側面と客観的な商業的効果という 2 元的な判断規準が浮き彫りになった。同様の判断規準は、隣接領域である税務における経済的実質優先の論理とも基本的に合致するものと解される[29]。しかしながら、本章で取り上げたイギリスの FRRP は、他国にも例を見ない特殊な機関であり、いかに最終的な決定に至ったかに関する情報の入手は、限られたものであった。上記に述べた 2 元的判断規準を確立するためには、さらに多くの事例を集めての分析が必要になると思われる。

[29] 詳しくは拙稿 [2004b]を参照されたい。

第7章　会計基準設定に対する研究方法

第1節　はじめに

前章とは対照的に、本章以降ではマクロレベルの視点から、会計基準設定による実質の反映に焦点を当てる。財務諸表作成者である企業は、主として基準セッターが設定する会計基準に準拠しなければならず、会計基準が会計において反映されるべき実質の大部分を規定することになる。これまでも会計判断のレベルのみならず、会計基準のレベルにおいても実質優先主義が論じられてきた。例えば、現在のリース会計基準は、リース取引の経済的実質の反映を規定しており、実質優先主義を体現したものであると考えられてきた。そのため、基準設定レベルで実質優先主義を論じることに大きな問題はないと思われる。ただし、基準セッターにより設定される特定の会計基準が、企業の経済的実質を最も良く反映するとは限らない。流動的な企業環境の変化等から、実質も通時的に変化するため、それに伴う会計基準の改訂も当然必要となる。

周知のように、会計基準の設定は、疑いも無く基準セッターによる政治的プロセスである[1]。そのプロセスには、当然、基準セッターの外部から様々な影響が作用しているはずである。勿論、基準セッターに対する企業からのロビー活動もそれに含まれる。本章以降、様々な利害関係者からのロビー活動を考慮し、会計基準設定による実質の反映について考察していく。

本章以降においても、第 4 章で提示したように、2 つの規範について集合的容認が存在すると仮定とする。すなわち、基準セッターは、規則的規範もしくは社会的規範に関する集合的容認に突き動かされ、基準の設定・改訂を行っているのではないかと仮定する。そこで、本章以降では、具体的に以下の 2 つの疑問に取り組むことにしたい。

(1)　既存の会計原則・基準ならびにアプローチと整合性を保ちつつ、制度を維持させようとする規則的規範に関する集合的合意が、いかに基準セッターに認識され、会計基準が設定（もしくは変更）されるのか

[1] Sutton [1984], p. 81.

(2) 会計に関連する企業の行動について、集合的な信念としての社会的規範が、いかに基準セッターに捉えられ、その逸脱に対する制裁として会計基準が設定（もしくは変更）されるのか

これらの疑問を解明するためには、実際の基準設定活動を取り上げて分析する必要がある。先にも述べたように、2 つの規範を明確に区別するのは困難であるため、相当程度、解釈に基づく主観的要素が介入するのは避けられない。そこで、解釈主義的アプローチに依拠しつつ、複数の会計基準設定に焦点を当てて考察する。その過程において、本論文では客観性を確保すべく定量的分析を指向している。その準備段階として、本章では前提となる検討を行うことにしたい。まず第 2 節では、実際の基準セッターの位置付けと基準設定プロセスについて概括する。特にここでは、会計基準セッターとしてアメリカの FASB と（G4＋1[2]も含めた）国際会計基準審議会の基準設定活動を中心に論じる。2 つの基準設定機関に焦点を当てた理由として、第 1 に、FASB が世界で最初の民間基準設定団体であり、FASB の設定する会計基準が各国の会計基準設定に大きな影響を与えてきたのは否めないからである。第 2 に、国際会計基準審議会は、近年ますます影響力を増しており[3]、両機関の活動を総合的に捉えることで、会計基準設定の基本的な姿を描写できると考えられるからである。第 3 節では、具体的に基準設定活動を取り上げて分析した先行研究を網羅的にレビューし、次章以降での分析への足掛かりとする。加えて第 4 節において、さらなる分析ツールとして本論文で導入を試みる内容・主張分析に関する検討を行う。

第2節　基準セッターと基準設定プロセス

第 1 項　基準セッターの構造と位置付け

まずアメリカの基準セッターである FASB が、いかなる位置付けにあるのかを論じる[4]。

---

[2] G4＋1 とは、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダおよびニュージーランドの 5 カ国の代表メンバーにより、財務会計問題の共通の解決策を求める目的で組織された集団であり、現在の会計基準設定に非常に大きな影響を与えている組織である。

[3] 2005 年 4 月から、欧州では連結財務諸表は国際財務報告基準の適用が義務付けられている。さらに、先進国のみならず、中国・インド・ロシアといった国々も欧州の動きに追随しつつある。IASCF [2005], p. 5.

[4] 以下で概説する FASB の組織構造や手続については、詳細に解説した Miller et al. [1998]に依拠してい

図表 15 に示すように、FASB は、3 つの組織からなる有機的な集合体の中の 1 組織である。

図表 15　FASB の構造

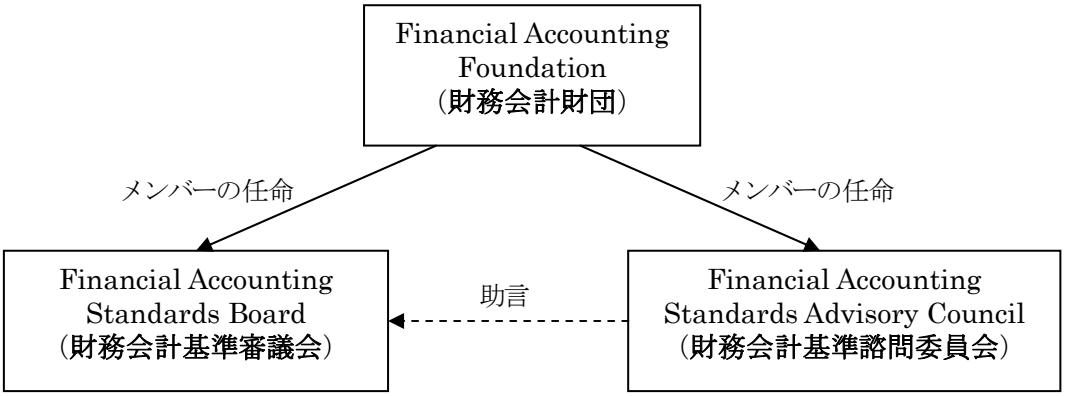

財務会計財団（以下 FAF）とは、他の 2 つの組織に対し、親組織としての機能を果たすものであり、内国歳入法の定めにより、非営利法人として認められている。この FAF は 1 名の専務理事を中心とした 16 名の理事により構成されており、具体的な任務は、3 組織の運営資金を調達することに加えて、FASB のメンバーを任命することにある。しかしながら、与えられる権限はメンバーを任命することに限られており、FAF が基準設定プロセスに介入することはできない。

財務会計基準諮問委員会（以下 FASAC）は、約 40 名の有識者から成っており、財務会計の領域で問題になっているのは何であるか、また諸々の問題を解決する上でいかなる問題を優先的に取り上げるか、FASB に助言することができる。また、FASAC のメンバーは、FASB と同様に FAF によって任命される。このように、FASB は関係する他の 2 つの組織から間接的に影響を受ける。勿論それだけではなく、SEC が FASB は一般に認められた会計原則を設定する権限を公的に有することを保証しており、FASB の活動に影響を与えている[5]。

る。

[5] FASB の歴史を簡単に要約する。1993・34 年証券諸法では登録企業が準拠すべき会計基準の設定権限が SEC に委譲されたが、SEC は設立早々、登録企業が従わなければならない新しい体系的な会計基準を自

次に、昨今ますます影響力が増している国際会計基準審議会(以下 IASB)の構造を概説する。IASB は 1973 年以降会計基準の国際的調和を目指した旧来の組織である IASC（国際会計基準委員会）を 2001 年に改組したプライベートセクターである。IASB の構造は**図表 16** の通りである。IASB の組織は複数の機関との関係から成り立っている。

図表 16　IASB の構造

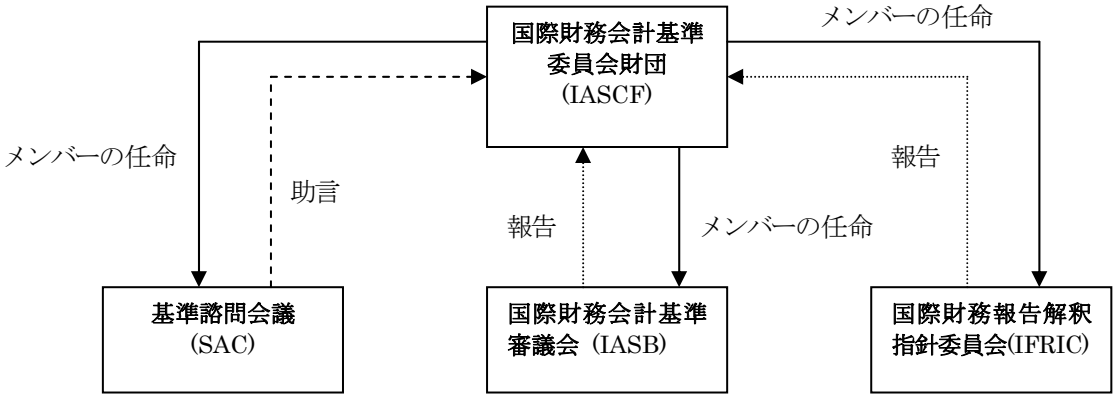

国際会計基準委員会財団（IASCF）は、組織全体を統治することを目的として、質の高い国際的会計基準の設定を側面からサポートする。IASCF が直接会計基準設定に参加することはないが、財団に任命される 22 人の評議委員（Trustee[6]）は、IASB ならびに SAC のメンバーを任命し、IASB の活動をモニターする。例えば、基準設定が掲げられたデュー・プロセスに従っているかどうかを判断する。

IASB は、IASCF の評議委員から任命された専門知識と経験を備えた 14 名（常勤 12 名・非常勤 2 名）で構成され、独立性を保持しつつ主として基準設定を遂行する。公開草案や財務報告基準は 14 名中 9 名以上の賛成を必要とする。

ら設置しないことを決定した。それに代わり、すでに現存している会計基準を「実質的に権威あるものとして支持」する方針をとった。これにより、当時の会計基準の設定権限が SEC からアメリカ会計士協会（AIA:今日の AICPA）に移った。これを受けて AIA は、会計手続委員会（CAP）を設置し、問題の解決にあたった。CAP は 1959 年に会計原則審議会（APB）に引き継がれた。しかし、APB はその独立性や規模の大きさの問題から、産業界の幅広い支持が得られず、より小規模な FASB が 1973 年に設立されるに至った。詳しくは、Miller et al. [1998]を参照されたい。

[6] 6 名は北米から、6 名が欧州から、6 名がアジア／オセアニアから、残り 4 名がバランスを考えた上で各地から選抜される。3 年を任期とし、1 回の更新が可能である。

国際財務報告解釈指針委員会（以下 IFRIC）のメンバーは、IASCF の評議委員から任命される 12 名から構成され、国際財務報告基準（国際会計基準を含む）の適用に関する解釈やガイダンスを公表する。IFRIC は直接的に会計基準設定に関与することはなく、解釈指針も IASB の許可をもって公表することになっている。

基準諮問会議（SAC）のメンバーは、IASCF の評議委員から任命される 30 名以上のメンバーから構成される。SAC の主な役割は、IASB の会計基準設定や諸々の活動に対し、助言を行い、意見を表明することである。

以上、FASB ならびに IASB の構造を概観したが、会計基準設定において、メンバーの利害が衝突しないよう各機関が独立しており、上位機関によりメンバーが任命されることに特徴がある。これは、様々な利害関係者の利害を調整し、公益に資する基準設定を目指す上では不可欠であると思われる。

しかしながら、上記に挙げた複数の機関以外にも、基準セッターには学会や産業界から、目に見えない多くの影響が及ぼされていると想定される。例えば、FASB 活動に影響を及ぼす団体として、少なくとも**図表 17** にある種々の団体が考えられる。これらの機関は、構造上は基準セッターと繋がりは無いが、基準設定過程において影響を及ぼし得る存在である。

図表 17　FASB に影響を与えるとされる団体

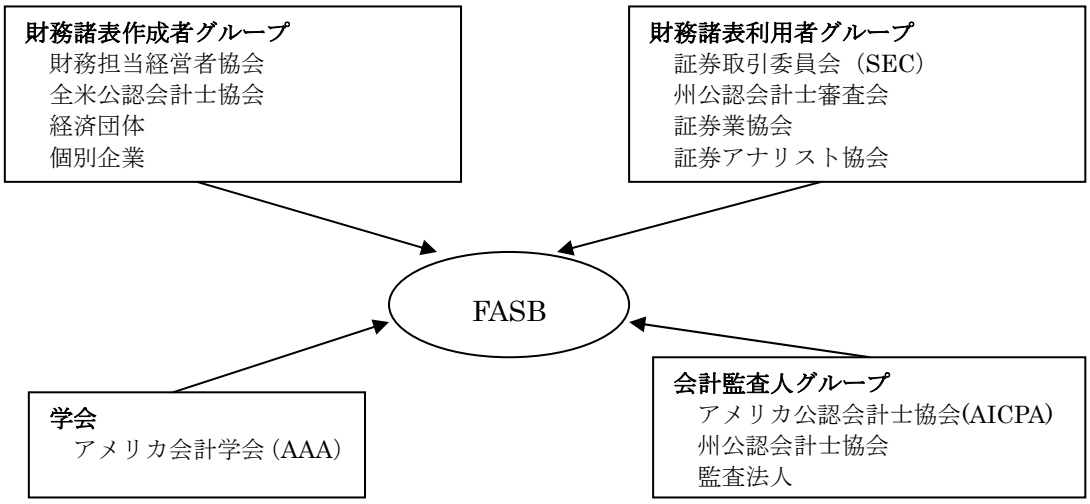

IASB についても、同様に国際的な機関が大きな影響を及ぼすと考えられる。これら利害関係者（団体）の主張がいかに把握され、会計基準設定に反映されているのだろうか。

第 2 項　FASB・IASB の会計基準の設定プロセス

基本的に、FASB および IASB とも実施する手続きは、デュー・プロセスに遵うこととされる。デュー・プロセスとは、行政管理上の問題を解決する際、当該問題に利害を有する人々の利害が侵害されないよう当然払われるべき注意深い配慮が、実際に払われたことを確かなものにするために実施される一連の手続きを指す。

例えば、FASB はデュー・プロセスに随い、会計基準等を設定し、公表する過程において、利害関係者の利害に十分配慮したことを保証するため、以下の 5 つの目的の達成を主眼とする。

(1)　具体的な会計上の問題の発見
(2)　問題の根底にある根本的な会計問題の認識
(3)　当該会計問題に対する代替的な解決策の認識
(4)　当該解決策の評価
(5)　望ましい解決策の選択

上記の 5 つの目的のもと、デュー・プロセスが必要不可欠である。なぜなら、それが問題解決にとって体系的なアプローチを提供してくれるだけではなく、利害関係者をはじめとした他の経済社会の構成員が、その手続きから生み出されるものに対して影響力を行使し得る機会をもち得たと感じる状況を作り出すからである。また、デュー・プロセスの採用は、FASB の正当性を周囲に対して維持する目的もあると考えられる[7]。

ここで、FASB の基準設定を要約すると**図表 18** のようになる。最終的に基準が設定されるまで、6 つのプロセスを経ることになる。

[7] Tandy=Wilburn [1992], p. 47.

図表 18　FASB のデュー・プロセスにおける活動と公表

設定プロセスの流れ	活動	考えられる公表物
1. 事前調査	発生問題専門委員会の勧告 公報によるモニタリング 利害関係者との意見交換 SEC からの勧告	調査研究 プロジェクトの見通し
2. 審議日程への組み入れ	審議会の審議	
3. 初期審議	スタッフによる関連文献の調査 プロジェクト特別専門委員会 公聴会 審議会の審議	討議資料（DM） コメントレターの勧誘
4. 代替案の策定	審議会の審議 票決	暫定的結論 予備的見解 公開草案（ED）
5. 追加審議	審議会の審議 公聴会 実地テスト	改訂公開草案
6. 最終案策定	審議会の審議 票決	財務会計基準書[8] 解説書[9]

1. **事前調査**―まず事前調査の段階では、FASB が取り上げるべき問題が認識される。問題認識へと移行する要因は様々であるが、主要なものとして、1984 年に設置された緊急問題特別委員会(EITF)の存在がある。EITF は、基本的に極めて限定された狭い範囲の問題に対処することを目的としているが、EITF のみでは解決できないような重要な問題であると合意されれば、その旨は FASB に通知され、FASB が問題解決に取り組むよう勧告される。その他にも、調査・技術活動スタッフが、財務会計問題に関連する経済新聞や雑誌の記事に目を通し、当該会計問題が蔓延している場合、FASB が取り上げるかどうか

[8] **財務会計基準書**は、いわゆる FASB の設定する会計基準としての位置付けを占めるものであり、監査人が監査意見書の中で、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠書作成された旨の意見を述べる際の拠り所となるものである。また、SEC 財務報告通牒第 1 号の規定により、財務会計基準書は SEC の登録企業及び登録企業の財務諸表を監査する公認会計士に対して拘束力を持つ。

[9] **解説書**の目的は、現行の財務会計基準書、APB 意見書、CAP 会計研究公報等々についての理解を深めるため、内容を詳細に解説し明確にすることにある。そのため、財務会計基準書と比べて、解説書の作成に実施される手続きはそれほど複雑ではない。具体的に、解説書の公開草案は、FASB 公表物の全ての購読者に配布され、少なくとも 30 日以内にコメントレターを表すことが望まれる。SFAS と同様に、解説書は審議会メンバーの 3 分の 2 の支持の結果、公表される。

を検討する[10]。それに加えて、FASB は財務諸表作成者や監査人の意見にも耳を傾け、AICPA や財務担当経営者協会（Financial Executives Institute）といった専門機関とも意思疎通を図り、SEC とも密に連絡を取り、問題を検討する。

2. **審議日程への組み入れ**―この段階では、認識された問題が、FASB の審議過程に含められるかどうかの判断が下される。FASB が当該問題を議題に載せるかどうかは、重要な問題である。なぜなら、一度議題に載せると、その後のデュー・プロセスにおいて FASB のみならず、財務報告に関する利害関係者の多くの資源の投入が必要となるからである。この重要な決定には、以下の要素が考慮される。

①当該問題が財務諸表や経済全体に与える影響が極めて大きく、問題の及ぶ範囲が極めて広い
②当該問題に対する代替的解決策が、それぞれ論争を巻き起こすほどに異なる
③当該問題が審議日程に組み入れられ、利害関係者が納得して解決される可能性が高い

①は問題の重要性に関するものであり、問題がさほど重要でないならば、コスト・ベネフィトの観点から、無理に議題に載せて長期間審議する必要はないということである。②は解決策の相違に関するものであり、将来的にもたらされる解決策に大きな違いがないならば、一連の審議を進める必要性が低いということである。③は問題の解決可能性に関するものであり、決して合意が得られないような問題に立ち向かうことは、単に問題の解決が長引くだけであり、望ましくないとするものである。

3. **初期審議**―以上の 3 点が考慮され、議題に載せられた後、審議会は問題の初期審議へと移行する。初期審議の段階では、一般的に根本的な問題を慎重に検討し、関連する権威ある専門的文献等のレビューが行われる。同時に、FASB のスタッフは、財務諸表利用者やそれ以外の集団に対し、問題の性質や範囲を明らかにするための調査を実施する。また、時には特別専門委員会(Task Force)や諮問委員会(Advisory Group)が設置され、公式に利害関係者とのコンタクトを図ることもある。また重要な問題については、討議資料（DM）及び意見勧誘書が一般に公表される。それに加えて、討議資料の公表に続いて、公聴会が開催され、審議会に意見を述べる機会が設けられる。討議資料に対して寄せられたコメントは、スタッフにより検討・分析され、審議会での審議や内輪の会合で重要

[10] Miller et al. [1998], p. 68.

な参考資料となる。この過程で非公式に紙上投票が行われることもあり、意見が 1 つにまとめられていく。

4. **代替案の策定**―初期討議が終わると、当該問題に対する審議会の個々のメンバーの立場が公的に形成され、あらゆる合意が確立される段階に至る。この段階において、公開草案が公表されることになる。財務会計基準書及び財務会計概念書の公表前には、公開草案が必ず公表されなければならず、当該公開草案は基本的には最終的な報告書と成ることが想定されたものである。この公開草案は、審議会のメンバーによる多数決により公表に至り、少数派の意見を有するメンバーは、代替的見解を含めることができる。

5. **追加審議**―公開草案に対して寄せられた各界からのコメントレターの検討・分析を経て、追加審議が行われる。特に、それまでの審議会の立場を覆すような確証が発見されるかどうかに焦点が置かれ、必要があれば公聴会が再び催される。この段階から次への段階としては、以下が予想される。

① プロジェクト自体が消滅する

② 再度、公開草案が公表される

③ 最終的な公表に向けて手続きへと移行する

まず、①のように公開草案に寄せられたコメントレターに基づき、直面している問題がさほど重要なものではないと判明するか、もしくは利害関係者が納得のゆくかたちで合意が得られない場合、審議会における当該プロジェクト自体が消滅することになる。また、②のように公開草案が修正され、再度公表されることもあり得る。それ以外の場合は、③のように順当に最終手続きへと移行することになる。

6. **最終案策定**―その後さらに審議会のメンバーによる審議が行われ、検討を経て最終報告書の策定を目指すことになる。この際、メンバーには投票用草案(Ballot Draft)が作成され、3 分の 2 の支持をもって合意に達し、基準書もしくは解説書が公表される。少数派の意義を唱えたメンバーの見解は、公表される文書に含まれることになる。

IASB による基準設定プロセスも FASB のそれと類似しており、以下の(1)～(4)の過程を経る。

(1) 審議事項に追加するプロジェクトの決定

(2) プロジェクトに沿った SAC やワーキング・グループの形成

(3) ディスカッション・ペーパーまたは公開草案の作成・公表

(4) 14 名中 9 名の賛成で基準を公表

(1)の段階では、メンバーの構成員により会議が複数回行われる。この会議は基本的に公開されることになっている。続いて、SAC などの助言に基づき審議への組み入れを決定し、ワーキング・グループを形成し、専門家等からの意見も参照することになる。その後に、ディスカッション・ペーパーや公開草案を公開し、コメントレターを募る。この過程では FASB と同様に、公聴会も随時行われる。加えて、フィールド・テスト（先進国や新興市場における）を行い、基準の導入の是非を検討する。

このように、会計基準設定に関して、IASB も FASB と類似する基準設定プロセスを指向しており、外部の利害関係者の意向に配慮するよう努めていると考えられる。加えて、IASB 固有の特徴的な点として、各国の基準設定主体と共同的に作業を進めていることが挙げられるだろう。

第 4 項 利害関係者の FASB デュー・プロセスへの関与

上記のようなプロセスを経て、最終的に会計基準が公表されることになるが、基準設定プロセスの様々な局面において、利害関係者が影響を及ぼし得る機会が存在する。中でも特に影響を及ぼし得る機会は、公開草案や討議資料といった公表された資料に対するコメントレターならびに、公聴会における証言であると考えられる[11]。しかしながら、そのような意見の送り手の目的が、基準セッターのメンバー全てに公平に捉えられているわけではない。以下は、インタビュー調査に基づき、FASB のスタッフが、コメントレターの有効性に関して述べたコメントである[12]。

---

[11] Sutton [1984]は、基準設定の初期の段階でのインフォーマルなロビー活動が有効な点を指摘しているが、インフォーマルかつ客観的な確証を得るのは困難であるため、ここではコメントレターによるロビー活動を重視する。

[12] Miller et al. [1998], pp. 80-81.

- 明瞭に理路整然と述べられた主張が効果的である。反対する見解に対して、単に誤っているとか「馬鹿げている」と退けるのは、最も説得力がないと見なされる。
- コメントレターが説得力を持つためには、冗長すぎても短すぎてもいけない。やたらと改行されたレターは、何が重要なポイントなのか明解ではなく、見落とされがちである。逆にあまりにも短すぎるのは、回答者が論点を理解していないことを示す以外の何物でもない。
- 明快な具体例を伴う主張は、様々な産業において一般的な取引に対して検討されている会計基準が、いかなる影響を与えるのかを明らかにするのであれば、大いに歓迎される。
- 概して、自身の利害を単に追求した主張は、有効ではないと考えられる。ある審議会のメンバーは、そのようなコメントレターは興味深いものではあるが、回答者が自身の立場は自己中心的であると明確に理解しており、主張の論理的限界を越えようとしていない場合に、多少は役に立つと述べている。
- コメントレターは、予備的立場の支持数を集計する「票数」として用いられるわけではない。したがって、同様の機関の異なる構成員からの複数のコメントレターは、特に説得力のあるものとは見なされない。ある審議会のメンバーは、そのような手紙によるキャンペーンが説得力を有すると考えることは無いが、関連する問題が、どの程度回答者の感情に影響を与えているかを知るのには有用であると話している。
- 脅しめいたコメントレターは、全く無意味である。
- ある審議会のメンバーは、「私は審議会の提案を好ましいとは思わない」と単に主張するコメントレターからは、何も学ぶものはないと述べる。同様に、あるメンバーは実際に同様のコメントレターをほとんど無意味と見なすと述べた。その代わり、説得力のあるレターは、文書には記述されていない特別な実施上の問題を明確にしているか、審議会により提案された基準が、うまく機能しない特定の状況を明確に示している。
- ある審議会のメンバーは、審議会が用いたのと同様の概念的レベルで問題に言及するような回答は、通常有効ではないと述べた。審議会等のメンバーは、可能な誰よりも概念フレームワークに関して精通し、専門的知識を実質的に備えている。その結果、コメントレターによる回答者は、めったに概念を適切に用いていない。
- 特に認められるレターは、回答者が当該変更に反対の立場であったとしても、提示された条件の企業状況への適用を試みた結果を述べるものである。
- 審議会のメンバーは、既存の要件を改善する提案以外に、新たなアプローチを提供するため、代替的な解決策を提示する否定的なレターにもまた影響を受ける。

上記のインタビュー結果で注目すべきは、企業のコメントレターが単なる票数として捉えられていないという点である。非常に説得力があり、基準セッターの意思決定に影響を及ぼすものもあれば、説得力に欠ける主張であるため、全く考慮されないコメントレターもあるということである。しかしながら、制度に参加する者の支持が得られなければ、社会的に望ましい会計基準は設定され得ない[13]。

そのため、コメントレターに基づく利害関係者からの主張が、いかに基準設定に反映されているか分析する必要があるだろう。これまで、そのようなコメントレターを考察対象とした先行研究が多く存在する。次節では、それら先行研究をレビューすることにしたい。

第3節　会計基準設定に関する先行研究のレビュー

会計基準設定プロセスに関する企業のロビー活動に関して、1980 年以降行われてきた研究は、コメントレターを中心とした一般に公開された文書を分析対象として、ロビー活動を定量的に分析したものが多い[14]。それら先行研究を分類しようとすれば、2 つに大別できる[15]。第 1 に、企業特性分析型と呼べるものであり、主にコメントレター等の送付によってロビー活動を行った企業の特性等を分析し、ロビー活動の動機を探究するものである。第 2 に、コメントレター分析型と呼べるものであり、企業の特性も考慮に入れつつ、コメントレターの内容を仔細に検討し、主に基準の変更に影響を与えているか分析するものである。このような先行研究の分類を**図表 19** にまとめた。

第 1 項　企業特性分析型の先行研究

ロビー活動を行った企業の特性を分析する研究は、主に Watts=Zimmerman [1978]の実証理論（positive theory）に基づく研究を契機とし、企業のロビー活動を経済的動機から捉えようとする。すなわち、企業は基準がもたらす経済的帰結を予測し、制度の変更が自社

[13] Sunder [1988], p. 39.
[14] Walker=Robinson [1993], p. 6.
[15] Schultzs=Hollister [2001], p. 86、Kenny=Larson [1993], p. 536.

にとって経済的に不利な影響を及ぼすと考える場合、コメントレターを送付し、ロビー活動を行うという立場をとる。例えば、Watts=Zimmerman [1978]や Francis [1987]、Deakin [1989]は、企業の企業規模がロビー活動と相関があり、企業規模の大きな企業ほどロビー活動を行なう傾向がある結果を示し、規模の経済性が作用している点を示唆している。これらの研究は類似するものも含めて、財務制限条項や経営者報酬、負債比率も変数に組み入れて分析する。最近では、アメリカで 80 年代および 90 年代で最も議論の多い基準であったとされる[16]ストック・オプションの会計基準を対象としたものが見られ、Dechow et al. [1996]、Hill et al. [2002]や Lo [2003]が、株式リターンやストック・オプションのボリュームなどを変数に組み入れて、相関関係を分析している。

こういった研究アプローチは、財務諸表数値を主とした客観的数値を用いて統計的に分析し、企業のロビー活動の目的を把握しようとするものである。客観的な数値が中心となるため、統計的に有意な相関があるかどうか基づき、仮説との整合性を検証するものであり、特にアメリカで好まれているアプローチである。しかし、この研究スタイルは、個々のロビー活動が基準設定にいかに影響を与え得るのかに加えて、ロビー活動ごとの主張のウエイトをあまり考慮しないため、ロビー活動を行なった否かでコメントレターをグルーピングする。こういった側面を補うアプローチとして存在するのが、もう一方の内容分析を中心とした研究アプローチである。

第 2 項　コメントレター分析指向型の先行研究

コメントレターの主張分析を重視する研究スタイルは、より内容分析(content analysis)を厳密に適用し、個々の主張の分類に利用する。上記の企業特性分析型の研究も、コメントレターを研究題材として取り上げているが、基本的には賛成か反対かの二分法によって分析を行なうことに限定されている。

確かに、企業が基準セッターに送付するコメントレターは、自身にマイナスの影響が被

[16] Dechow et al. [1996], p. 1.

図表 19　会計基準設定に対する先行研究

企業特性分析指向型の研究				
論文	公表年度	検証された文書	仮説・研究方法	結果
Watts=Zimmerman [1978]	FASB 1974 年	一般物価水準会計に関する討議資料に対するコメントレター	(1)企業規模と物価水準変動後の利益の増減を推定し、それらと賛成/反対のロビー活動を行った企業との関係を予想 (2)企業のロビー活動を従属変数、経営者報酬、売上、減価償却費、純貨幣性資産、利益の増減等の項目を組み合わせて独立変数として関係を分析	(1)企業規模とロビー活動（賛成/反対）の間には、相関関係が高いと推定 (2)売上をベースとした企業規模に関する変数が最も有意に企業のロビー活動を説明する（売上の高い企業は利益を減少させる基準を望む）
Haring [1979]	FASB 1974－76 年	8 つの議題に関する討議資料に係る問題に対するコメントレター	(1)FASB の提案に対する監査法人の立場と、当該監査法人のクライアントの選好する会計方針との相関 (2)最終的な FASB の立場と利害関係者集団の選好との相関の定量分析	(1)監査法人は、必ずしもクライアントの選好する方針を支持しない (2)FASB は、監査法人及びその他利害関係者の影響を受けている
Dhaiwal [1982]	FASB	SFAS34 につながる討議資料に対するコメントレター	(1)支払利息の資産計上を支持する企業ほど、負債比率が高い (2)支払利息の資産計上に反対する企業ほど、規模が大きい (3)支払利息の資産計上を支持する企業ほど、会計数値と連動した報酬体系を有する かどうかを検証	(1)支払利息の資産計上を支持する企業ほど、負債比率が有意に高い (2)支払利息の資産計上に反対する企業ほど規模が大きいが、有意水準は 14%であった (3)支払利息の資産計上を支持する企業ほど、会計数値と連動した報酬体系を有する結果は得られなかった
Puro [1985]	FASB 1975-77 年	7 つの基準設定に対するコメントレター	ビッグ 8 の監査法人が、FASB に重大な影響を及ぼすか (1) ビッグ 8 はロビー活動を頻繁に行なうか (2) 互いに同様の意見を形成する可能性が高いか を検証	(1) ビッグ 8 はロビー活動を行なう傾向が強い (2) ビッグ 8 は連合して意見を形成しているわけではない
Francis [1987]	FASB 1982 年	SFAS87 につながる前提見解に対するコメントレター	(1)ロビー活動を行う企業は、規模が相対的に大きいか (2)企業規模とは独立にロビー活動を行なった企業は財務諸表に大きなマイナスの影響がある かどうかを検証	(1)ロビー活動を行なった企業は、規模が大きい (2)財務諸表（特に貸借対照表）にマイナスの影響（負債の増加）が予想される企業ほど反対のロビー活動を行なった

Deakin [1989]	FASB 1975-78 年	SFAS19 につながる討議資料、公開草案、および SEC への嘆願に対するコメントレター	石油・ガス会計に関するロビー活動を行った企業の特性（財務制限条項、経営者報酬、業務の規模、規制の影響）を分析	財務制限条項、経営者報酬、業務の規模、および規制の影響の全ての項目が、企業のロビー活動に影響を与える傾向が強い
Ndubizu et al [1993]	FASB 1985 年	SFAS87 につながる公開草案に対するコメントレター	公開草案に反対した企業とコントロール・サンプル企業の複数の属性（規模、レバレッジ、年金費用、利益のボラタリティ）を比較	収益のボラティリティーが、ロビー活動と正の相関を有する重要な要素である可能性が高い
Dechow et al [1996]	FASB 1993 年	FAS123 につながる公開草案に対するコメントレター	(1)役員がより多くのストック・オプション報酬を得ている企業ほど、公開草案に反対する (2)資本コストが高い企業ほど、公開草案に反対する という仮説を検証	(1)ストック・オプションに関連した報酬の多い企業ほど、コメントレターを提出する傾向がある。 (2)資本コストは、企業のロビー活動を有意に説明しない
Hill et al [2002]	FASB 1993 年	FAS123 につながる公開草案に対するコメントレター	ストック・オプションの開示に関するロビー活動を行った企業の特性（ストック・オプションの額、プロフォーマへの影響額、売上高等）を分析	さらなる開示に反対するロビー活動を行った企業ほど、多くのストック・オプションを抱えている傾向が強い
Lo [2003]	SEC 1992 年	SEC のストック・オプションの開示に関する規定に対するコメントレター	SEC にロビー活動を行なった企業と行なわなかったサンプル企業を抽出し、さらに SEC の提案に反対/支持・ノーコメントの立場を取るかに二分する。その上で、反対の主張を 8 つの項目別に抽出し、属性（株式リターンや業績 ROA/ROE）との関係を分析	(1)短期的には、ロビー活動は株式リターンに大きな影響を与えなかった。 (2)SEC の提示に反対した企業ほど、異常リターンを得る傾向が強い
George=Roberts [2004]	ASB 1995 年	繰延税金に関する討議資料に対するコメントレター	従属変数を①ロビー活動をしなかった企業、②提示に賛成のロビー活動をした企業、③提示に反対のロビー活動をした企業に分離。独立変数に、企業規模、アメリカへの上場、借入制限条項額、税引後利益と連動した長期の報酬制度、ならびにロビー活動の歴史を組み入れて両者の相関を分析	(1)ロビー活動は、企業の規模とそれまでのロビー活動の歴史と正の相関がある (2)討議資料に反対する企業は、借入限度額条項が付される傾向がある

コメントレター分析型の研究				
論文	公表年度	検証された文書	仮説・研究方法	結果
O'keefe=Soloman [1985]	FASB 1975 年	SFAS19 につながる公開草案に対するコメントレター	SFAS19 への反対意見を①強いものと、②そうでないものに分類し、企業の属性との関係等を分析	企業規模と負債比率が大きい企業ほど、公開草案に否定的見解を示す傾向が強い
MacArthur [1988a]	ASC(ASC 以前は AASC) 1970-1982 年	イギリスにおける約 22 の公開草案に対するコメントレター	ロビー活動に関して、監査法人がクライアントを追従するかどうかを検証 各公開草案に対するコメントレターについて、①企業の利益を増加させる、②企業の利益を減少させる、③中立的な主張に分類し分析	多くのクライアントを抱える監査法人の主張は、必ずしもクライアントの主張に沿ったものではない
MacArthur [1988b]	ASC(ASC 以前は AASC) 1970-1982 年	イギリスにおける約 21 の公開草案に対するコメントレター	(1)コメントレターを①経済的帰結、②政治的帰結を主張したものに分類し、コメントレターにおいてそれらに言及した企業の数を点数化 (2)コメントレターを提出した企業数と行数を集計し、(1)と(2)の相関を調べる	(1)と(2)の間に相関が見られ、ロビー活動は経済的・政治的帰結と直結している可能性が高いことが示唆された
Kaplan=Pany [1992]	AICPA の ASB(アメリカ監査基準審議会) 1986 年	ゴーイングコンサーンに関する SAS59 につながる公開草案に対するコメントレター	(1)コメントレターの主張（ボリューム等を算定）は、分類（ビッグ 8 監査法人、その他の監査法人、企業、その他）により異なるかどうかを検証 (2)どの集団が最も基準の変更に影響を与えたか	(1)ビッグ 8 が最も熱心にロビー活動を行なった (2)ビッグ 8 が基準の最終決定に最も大きな影響を与えた（3 社以上の反対があった提示項目は、変更されている）
Tutticci et al. [1994]	AARF 1989 年	認識可能な無形資産に関する会計基準にかかる公開草案(ED49）に対するコメントレターの 12 の項目	(1)ロビー活動を行なった企業の主張を内容分析により、①概念的な主張、②経済的帰結に関する主張、③両方を含む主張に大別して分析 (2)ロビー活動を行なった主体の属性を分類し、ページ数を点数化し分析	(1)ED49 については、概念的な主張に基づく説得を試みた企業の方が多い (2)会計事務所が、コメントレターにおいて最も強く意見を表明した
Weetman et al. [1996]	ASB 1992 年	Operating and Financial Review と名付けられた討議資料を修正して公表されたベストプラクティスをまとめたもの（強制的な基準ではない）に対するコメントレター	コメントレターを送付した集団を、①財務諸表作成者および②財務諸表利用者にグルーピングし、アナリストへのインタビュー調査も平行して行い、立場と項目別に支持か反対かを分類した上で、ASB が最終的にいかに決定を下すかを考察	①ボランタリーな準拠、②機密性に関する問題、③将来志向的な情報に関して、否定的な見解が多く集められたが、利用者への有用性についてはそうではなかった。 肯定的な見解を示す企業は、利用者指向的な主張を行う傾向が強い

Street et al. [1997]	1975-1993 年の新聞・雑誌記事	ストック・オプションに関する論説	関連記事の論説が基準設定（FASB の公開草案)にいかに影響を与えたかを考察（キーワード検索で記事を抽出し、①ストック・オプションの利用、②ストック・オプションの会計処理に関する FASB の提示を支持する主張かどうかに基づき分類）	経営者/企業/株主/その他の視点を支持する主張に基づき分類を行なったが、大きな偏りはなく、規制機関は、関連記事の論説に振り回されることなく、取引と一貫した会計処理が行なわれるよう行動した可能性が高い
Weetman [2001]	ASB 1992 年	FRS3 につながる公開草案（FRED1）に対するコメントレター	コメントレターを 11 の項目別にそれぞれ①賛成、②条件付賛成、③反対、④ノーコメントの主張に分類する。その上で、主張を①原則に依拠したもの、②技術的な議論に依拠したもの、③経済的帰結に依拠したものに分類し、分析	特に目立ったのは、最も説得力のある主張が、技術的な議論に依拠したものであった点である。
Schultz=Hollister [2003]	FASB 1992 年	FAS115 につながる公開草案に対するコメントレター	コメントレターの主張を 11 に分類し、基準設定の影響を考察	回答者の大半がボラタリティの増大など経済的帰結に基づく主張を提示しながらも、FASB は大きく考慮することはなかった

ることを危惧して、本音を明かすものではないかもしれない[17]。しかしながら、コメントレターの提出は強制的なものではなく、企業としては何も行動しないことが選択肢としてある。また、コストがかさむロビー活動を行なっても、何もしない企業が得をするというフリーライダー問題が起こることは目に見えている[18]。そういった制約を考慮した場合、企業は非常に強い主張を持ってコメントレターを提出していると予想される。コメントレターにおける企業の主張を分類・分析し、考察を加えるのがこのアプローチの特徴である[19]。その意味において、内容分析を基礎として、さらには主張分析を取り入れたアプローチと言えるだろう。このアプローチは、主観的な分類を導入している点において、数値を用いた定量的分析と比較して、客観性の度合いは低下することが避けられないだろう。

いかにコメントレターの主張を分類するかについては、複数の方法がとられている。例えば、否定の主張でも強いものと弱いものに分類したり（O'keefe=Soloman [1985]）、また企業の利益の増加もしくは減少を主張するものかどうかで分類したり（MacArthur [1988a]）するものがあるが、主として選好されているのが、経済的帰結の側面を主張したものか、概念的/技術的な側面を主張したものかに二分する方法である（MacArthur [1988b]、Tutticci et al. [1994]、Weetman [2001]、Schultzs=Hollister [2001]）。数多くのコメントレターにおける複数の主張を二分し、いかに基準設定に影響を与えたかを分析するのがこのアプローチの特徴である。本論文では、これまでの理論的検討とのつながりで、このアプローチを指向することにする。

第4節　会計基準設定における社会的規範からの逸脱に対する制裁

本論文では次章以降、利害関係者の主張に基づき、コメントレターを分類する。その方法として、主に先行研究では、「概念に基づく主張」と「経済的帰結に基づく主張」に分類されている。これまでの理論的考察との関係を考慮すれば、概念に基づく主張は、従来の

[17] MacArthur [1988b], p. 215.
[18] Francis [1987], p. 38.
[19] ロビー活動を行なう主体としては、財務諸表作成者である企業を選択するのが一般的なようである。Tutticci et al. [1994], p. 92.

会計原則や基準との整合性といった規則的規範を主張したものと捉えられるだろう。その一方、経済的帰結の関する主張は、それが社会的便益の観点からなのか、単に自身の便益を意図したものなのか判別が難しい。主に社会全体の公益を主張したものである場合、それは社会的規範に訴えかけたものであると考えられるが、明確な区別は困難である。社会的規範自体が抽象的であるため、区別の曖昧さは避けられない。そのため、本論文では解釈に基づき、特に会計基準の濫用（abuse）と指摘されるものを社会的規範からの逸脱と考え、基準セッターが逸脱に対する制裁を加えると捉える[20]。資源の効率的な配分を促進する公共財的性格を有する会計基準を考えれば、基準セッターの目的に反して基準を濫用することは、信念としての社会的規範から逸脱していると捉えられるだろう。勿論、社会的規範を逸脱するような会計処理を行なっている企業（産業界）自身が、社会的規範に訴えかけることは考えにくい。

このようなコメントレターの内容分析に基づく研究の成否は、分類（coding）の客観性に依存する[21]。しかし、単なる賛成か反対かという区分だけでは、企業ごとにコメントレターの内容・分量・構成などが異なるため、文面に込められた回答者の意図が反映され得ない。本論文で採用するアプローチは、主観的判断が介入するが、客観性もある程度確保し、有用であると思われる。

第 5 節　小括

会計基準が企業の会計処理の大部分を規定しており、会計基準設定は一時的に、マクロ的に企業の経済的実質を反映する重要な枠組みである。本章では、基準セッターによる会計基準設定プロセスの概要を論じた上で、会計基準設定に関する先行研究をレビューし、次章以降の分析の前提となる考察を試みた。会計基準設定は政治的プロセスであり、基準セッターが、利害関係者への影響等、様々な要素を考慮して最終的な決定を下す。その際、

[20] そういった制裁を加える機関として、会計基準セッター以外に、SEC や議会等、政府組織が介入することも大いに予想される。
[21] Jones=Shoemaker [1994], p. 162.

重要な検討材料となるのが、基準セッターが公表する資料に対する各界からのコメントレターである。本章では、コメントレターを対象とした先行研究をレビューし、研究アプローチを整理した。その中でも、コメントレターにおける主張を分析し、ケーススタディ的な観点から基準設定を考察するアプローチが有用と考えられるため、次章以降の分析で用いることにしたい。

第８章　会計基準設定による実質の反映―リース会計基準

第1節　はじめに

本章では、リース会計基準と経済的実質の反映について考察する。これまでリース取引に係る会計基準は、実質優先主義を体現した典型的な会計基準であると考えられてきた。だが近年、リース会計基準を大幅に改革しようとする世界的な動きがある。リース会計に対する新しいアプローチを提示する報告書が、Ｇ4＋１(アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド)によって、1996 年および 2000 年に相次いで公表されたのである。報告書の主な提案は、特にレシー（借手）の会計を対象にしたものであり、費用化処理されてきたこれまでのオペレーティング・リースまでもオンバランス化を要請するという点において、従来までとは大きく異なる。

そういった事実を背景として、本章では第２部における実質概念の理論的検討に基づき、リース会計基準の設定を検討する。まず次節において、リース取引について概説し、第 3 節で、特にアメリカに焦点を当て、リース会計基準の史的展開を論じる。さらに第４節で、基準設定活動に関するコメントレターの内容・主張分析を試み、考察を加える。最後に第５節で、本章の結論をまとめる。

第2節　リース取引の特性と位置付け

現代の経済社会においては、固定資産を所有するよりもいかに効率的に利用するかが問われる。所有から利用への企業の意識転換は、90 年代の世界経済がそれ以前のインフレを前提とした経済から、デフレを前提にした経済に大きく転換したことが関係している。冷戦後の世界は持続的な供給圧力が続く中で大競争時代を迎えているが、それは不断の技術革新と合理化の進展による継続的な生産コストの低下からくるデフレ圧力にさらされていることを示している[1]。つまり、インフレの時代においては株式や土地といった資産を所有していればその価値が向上することが期待されたが、デフレの時代においては資産価値を

[1] 大野[1999], 19 頁。

押し下げる圧力が存在する[2]。それまでは売却により利益を生み出すと期待された資産の価値が、経済状況の変化により、急激に下落し、一気に不良債権となる可能性もある。

所有から利用への社会の転換は、物財を中心とした社会から金融財を中心とした社会へのシフトの流れである[3]。産業経済から金融経済への経済基盤の変化は、ハード社会からソフト社会への変化とともに、固定的・閉鎖的「所有」から弾力的・創造的「利用」へと舵を大きく切り替えつつある[4]。

企業が資産を購入するよりも利用する取引の典型的な例はリースである。リースを選択すれば、資産の法的所有権を獲得せずに、その資産の効用のみを得ることができる。アメリカのリース会計基準 SFAS13 によれば、リース取引は「固定資産（土地、又は償却資産）を使用する権利を通常一定期間移転する契約[5]」と定義される。リース取引の歴史は古く、その始まりはおよそ紀元前 2000 年まで遡る[6]が、今日でもリースは重要な取引手段であり、その利用は年々増加を続けている。

世界におけるリース市場の規模は、21 世紀(2001 年)には 4,776 億ドルに達し、アメリカおよびヨーロッパの規模を合計すると全世界の 82.7%を占める[7]。わが国のリース市場も年々発展し、アメリカに次いで世界第 2 位の規模を誇っている[8]。特にアメリカではリース取引が盛んであり、固定資産に対する全設備投資額に占めるリースへの投資額が 3 割以上を占め、圧倒的に高い[9]。**図表 20** は、全米における民間設備投資額と新規リース取引高の推移を示したものである[10]。図表によれば、新規リース取引額は、米国の好景気による企業の設備投資額増加とともに、2001 年まで順調に増加している。

なぜ企業はリース取引を選択するのか。企業が資産を購入するよりもリースという手段

---

[2] 大野[1999], 18 頁。
[3] 古賀[2000], 7 頁。
[4] 古賀[2000], 7-8 頁。
[5] FASB [1998], par. 101.
[6] Halladay=Amembal [1998], pp. 6-7.
[7] World Bank [2004], p. 23.
[8] World Bank [2004], p. 23.
[9] World Bank [2004], p. 24.
[10] Scahllheim [1994], p. 2. およびリース事業協会[2001], 13 頁を参考に作成した。

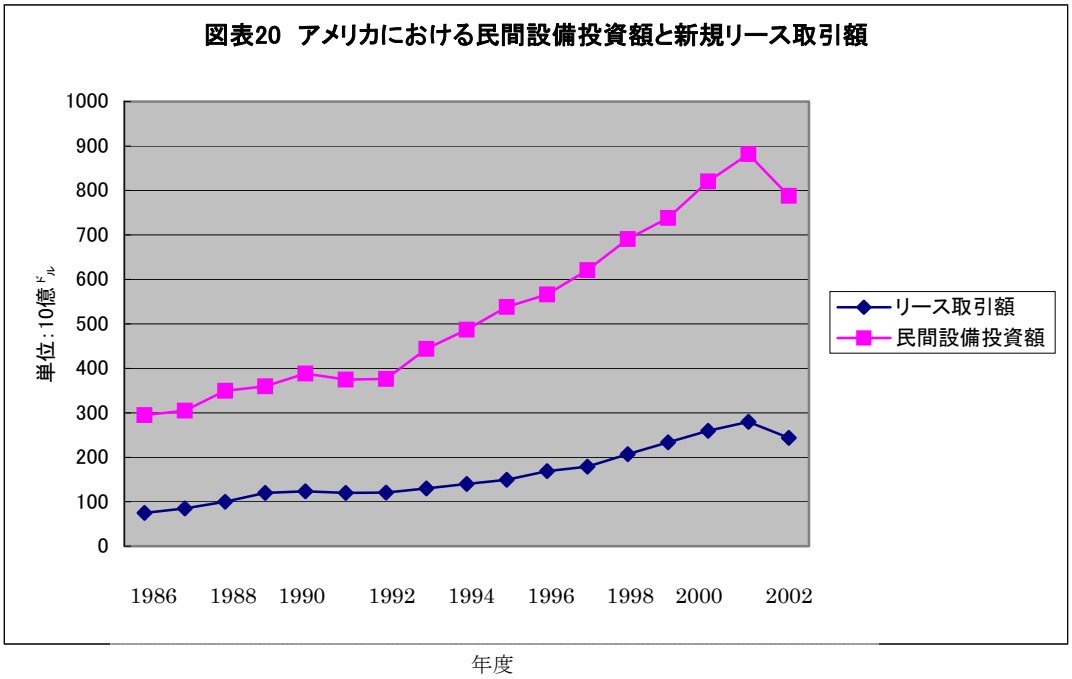

を選択する経済的理由として、Scahllheim[1994]は以下の 4 つを挙げている[11]。企業が自ら資産を購入して利用する場合に得るベネフィットをリースする場合のベネフィットが超過するのであれば、企業はリースを選択するであろう。

(1) 税務上のメリット

(2) 純粋なコスト削減

(3) 付随的コストの削減

(4) リスク・シェアリング

(1)の税務上のメリットは、企業がリース取引を選択する主要な要素である。リース取引は、魅力的な税負担軽減額(タックス・シールド)を、当事者（通常レシー）から第三者（通常貸手：レッサー）へ移転することを可能にする[12]。アメリカにおいてリース取引に対する課税方式は 2 つに分かれる。「純正リース」として処理する方法と、それとは認められず「条件付販売契約」とみなして処理する方法である。リース取引が税務上「純正リ

[11] Scahllheim [1994], p. 4.
[12] Scahllheim [1994], p. 62.

ース」として認められれば、レッサーは賃貸収益を課税所得に含め、減価償却費と投資税額控除を損金算入することができ、レシーから支払われる追加的費用も損金として処理することができる。また、レシーは支払リース料を費用とみなし、損金算入することができる[13]。しかし、リース取引が「条件付販売契約」と見なされれば、賃貸料の損金算入は認められず、それに代わって、非現実的な長い法定耐用年数基づき、定額法によって算定される減価償却費が損金に算入される。その差額分（早期償却の効果が得られない分）だけ、リースを利用することによって得られると期待される課税所得が大きくなり、課税繰延べのメリットを失うことになる[14]。税務上「純正リース」もしくは「条件付販売契約」と判定されるかは企業にとって重要であり、アメリカにおいてリースに関する税法は幾度にもわたり改正されている[15]。税務上の恩恵があることで、ますます企業がリース取引を選択することになり、リース産業も活性化する。企業がリースにより新たな設備を導入することで、生産性も向上し、結果的に経済成長につながる。しかしながら、リース取引に過度の税務上の恩恵を与えることは、国家の財政運営にはかかせない税収にも影響を与えることになる。例えばリースにかかる税制として、 セーフ・ハーバー・リース規定[16]や、減価償却手段の加速償却法の容認されたことは、企業のリース選択のインセンティブに大きな影響を与えた。同様に 1981 年には、加速原価回収制度(ACRS)が導入され、レッサーが恩恵を受けた[17]。

上記(2)の純粋な財務コスト削減には、自己資金や借入金により資産を購入するのと比べて、市場で定められたリース料を払うだけで資金の流出を抑えられる自己金融効果や、リース取引をオフバランス化することにより負債比率の悪化を防ぐオフバランスシート効果が含まれる。通常、支払リース料は資産を購入する場合と比較すると、支払利子および減

---

[13] Scahllheim [1994], p. 39.
[14] 嶺 [1984], 16 頁。
[15] 米国におけるリース取引に関する税法規定については, Scahllheim [1994], pp. 39-63 を参照されたい。
[16] セーフ・ハーバー・リース規定は、1981 年の経済再建租税法(Economic Recovery Tax Act)の一部である。当該規定を利用し、レッサーがレシーと共に条件を満たせば、資産からもたらされる効果的な経済的便益およびその実質的な所有権をレシーに移転しつつ減価償却費を損金に算入でき、またレシーも支払リース料を損金算入できる。
[17] Nunnally et al. [1991], p. 84.

価償却費を低く抑えることができ、利益数値の改善につながる。その他にも、レシーがリース契約期間中に倒産に陥った場合、レッサーは最小の法的コストでリース資産を再び所有することが可能であり、他の債権者よりも優位に立つことができるといったメリットがある[18]。

(3)の付随的コストの削減とは、例えば支払リース料に何らかの修理サービス等が付随していれば、購入を選択し、別に修理を依頼する場合と比べて、コストが低く抑えられることである。加えて、資産の耐用年数に応じてリース期間を選択できるので、陳腐化にも弾力的に対応できる。

(4)のリスク・シェアリングの主な例としては、リース期間が終了した時点でのリスクシェアがある。リース期間終了後、レシーはレッサーに資産を返却することで残存価値リスクを回避でき、レッサーは種々のリスクを考慮して、リース料を決定する。リース料が固定されている場合には、インフレ・リスクも回避できる。

Nunnally et al. [1991] は、リースを選択することによる上記のメリットを達成するためには、リースを分析的な枠組みから検討するべきであると指摘する。財務担当者は、すべての目的適合的なキャッシュフローを予想し、適切な契約を決定するための経済的分析を用いなければならない[19]。リース資産の取得は売却目的ではないので、企業の将来キャッシュフローに貢献することが企業にとって重要となる。

一方、リース取引のデメリットとして、レシーが中途解約できない場合に陳腐化のリスクを負うことなどがあげられる。それに対し、近年リース会社（レッサー）は、顧客へのサービスと顧客からの要求を満たすことに重点を置き、専門事業分野を持ち、リース契約を多様化したり、市場を部門化したりすることで対応している[20]。例えば、レッサーが実質的にリース資産の残存価値リスクを負担する場合がそうである。実際に資産を利用しないレッサーは、損失を未然に防止するために、常に資産価値をモニター・評価・予測し、

---

[18] Scahllheim [1994], p. 12.
[19] Nunnally et al. [1991], p. 214.
[20] リース事業協会 [2001], 23 頁。

実際の損失を「減損対象」とし会計処理するなど、独自のノウハウを構築している。この場合、レシーはリスクを回避しながら資産を利用することで、その効用のみを得ることができ、リースのメリットが増大し、魅力的な選択肢となる。

レシーの観点からリース取引を選択する理由は、企業にとっての上記の複数のメリットに起因していると考えられる。どのメリットが企業のリース選択の際、高いインセンティブをもたらすのかは、それぞれ企業のおかれている状況に依存するだろう。

以上、本節では企業におけるリース取引の特性およびメリットを論じた。企業はリースを選択することで、所有することによる様々なリスクを回避し、その利用権のみを得ることができる。次節では、このリース取引に関する会計基準がアメリカでいかに規定されてきたのか、制度的な側面から論及する。

第3節　アメリカにおけるリース会計基準の史的展開

第１項　SFAS13 以前の経緯

アメリカにおいて現在、リース会計を規定する会計基準は、1976 年に発表された SFAS13 であり、リース資本化を要求するという点にその特徴がある。国際会計基準 IAS17 およびイギリスにおける SSAP21 も、同様にリース資本化を規定している。これら複数の基準の中で、リースの資本化を最初に導入したのは SFAS13 であり、その歴史的設定過程を振り返ることで、本質を見出すことができるのではないだろうか。そこで本節では、SFAS13 の公表前までにどのような議論が存在したのか、また基準がどのように形成されたか、当時の文献に焦点を当てて検討することにしたい[21]。

リース会計が最初に会計専門家の間で関心を持たれるようになったのは、セール・アンド・リースバック取引が登場してからである[22]。不動産のセール・アンド・リースバック取引がアメリカで最初に登場したのは、1936 年のことであり、特に小売店舗の急速な拡張

[21] リース会計基準形成に関する歴史については、嶺 [1986]に詳細が述べられている。
[22] 嶺 [1986], 36 頁。セール・アンド・リースバック取引とは、レシーが所有資産を売却し、即時に売却資産のリースを受ける取引であり、形式的には売買とリースという 2 つの取引が存在する。

を行ったチェーン店業者によって広く利用された[23]。セール・アンド・リースバック取引は、企業にとっての資金調達手段として（同時に租税回避の手段として）有効であった。セール・アンド・リースバック取引の増大に伴って、法律的認識を重視する伝統的な会計処理、すなわち、セール・アンド・リースバック取引を通常の売買取引および賃貸借取引として処理する方法に対して、疑問が提起された。また、戦後になって初めて登場してきた長期設備リース取引も、当時の伝統的な賃貸借取引としての会計処理に修正を求めるようになっていた[24]。こうした要求に応えて、AICPA により 1949 年に公表されたのが、会計調査公報第 38 号である。AICPA は、問題を以下のように提起している[25]。

1. 資金調達法のひとつとして長期リースを使用する実務の近年の発達は、財務諸表における開示についての諸問題を提起してきた。

2. リース財産の存在もしくはそれに関する年度賃借料いずれかを財務諸表に公表することは、財産を賃借する会社にとって一般的な実務ではなかった。所有や担保付借入れの代替としての長期リースの効果のひとつは、関連する資産も負債も一切が貸借対照表に表示されないことにある。

加えて、公報を作成した委員会は次のように述べている[26]。

(a) 次の点の開示は、財務諸表において、またはその脚注でなされるべきである
  (1) 支払期日の付記とともに、リース契約に基づき支払われるべき年度賃借料の総額
  (2) その他の重要な引受義務

(b) 上記の情報は単に取引が発生した年度のみでなく、その後の金額が重要である限りにおいて提供されるべきである。

(c) 取引発生年度において、重要なセール・アンド・リースバック取引の主要な明細が開示されるべきである。

---

[23] 嶺 [1986], 38 頁。
[24] 嶺 [1986], 39 頁。
[25] Myers [1962], p. 2.
[26] Myers [1962], p. 2.

若干の議論の後、委員会はさらに次のように述べている[27]。

…明白にリース取引が実質上購入であることが明らかであるならばその場合、リースされた財産は、リース財産使用者の資産の中に含められるべきであり、リース使用者はそれに相当する負債を計上し、さらにそれに対応する費用を損益計算書に計上するのが適切な会計である。

上記のように、会計調査公報第 38 号は、実質的に財産の購入であるリースについては、資産および負債の発生の事実を貸借対照表の本文で、それ以外の長期リースについては、取引の内容を財務諸表の脚注で開示することが必要であると指摘した。しかしながら、そのような処理の必要性が認識されてはいたが、計上される資産・負債が定義を満たすのかといった理論的問題、さらには資本化の測定方法などの技術的問題は未だ解決されていない段階であった。

その後、1964 年 9 月に AICPA の会計原則審議会(APB)が、意見書第 5 号「レシーの財務諸表におけるリースの報告」を公表する。会計調査公報第 38 号が 1949 年に公表されて以来、リース資本化の理論がその後より明確化されていくことになる。

Cohen [1954]は、財務諸表が分析用具として少しでも有用であろうとすれば、財務諸表に取引の本質を反映させる必要があり、そのためには、会計処理が取引の形式に反するものであっても正当化されるべき、つまり、ある会計処理が歪んだ写像を生み出すのならば、その処理から乖離することが必要と主張する[28]。実質的には割賦購入以外の何物でもないリース、すなわち、金融手段として利用されるリースが他のリースと区別されるべきだと述べ、「解約不能基準」、「全額回収基準」、および「財産管理義務基準[29]」を掲げている[30]。

同様に Shillinglaw [1958]は、リースの経済的実質を会計報告に反映させるためには、

---

[27] Myers [1962], p. 2.
[28] Cohen [1954], p. 109
[29] Cohen [1954], p. 117, 財産管理義務基準とは、リース契約がレシーに対し、実質的に財産の所有者と同等の財産の管理の義務および責任を課すかどうかにより判断される。
[30] Cohen [1954], p. 108. また Cohen は、会計調査公報第 38 号で要求されているような情報の脚注開示では不十分であると指摘し、リース契約によりレシーが要求される支払料の情報も開示される必要性を認識していた。さらには、これらの会計処理方法の不備を克服するために、長期リース契約についても法的所有権から逸脱して表示することが必要であるのかを分析することを提案している。

リースの資本化処理が必要であると指摘する。リースを選択する意思決定は、財産使用権の購入のための現在の現金支出の代わりに、リース期間にわたる将来の一連の現金支出を選択する意思決定である。Shillinglaw [1958]は、リースという手段による金融は自己償却ローン(self-amortizing loan)に極めて類似する点を認識しており、リースに関する負債の価値も自己償却ローンや社債のような長期金融契約に基づく負債の価値と同じく、契約に基づく将来の支払額を実効利子率で割引くという現行の測定原則に準拠して測定されるべきであり、またそれが可能であると主張する[31]。さらに、リースによってもたらされる財産権を貸借対照表から除外することは、このような方法によって算定された財産権の価値の推測を誤ることと比べて極めて大きな誤りをもたらすと指摘した[32]。

その一方、リース資本化に反対する意見もみられた。Zises [1961]は、長期リースおよびその他の契約に関する全ての開示が産業界からの要望であり、現行の開示制度は、財務諸表利用者に対し、長期リース契約の事実を伝えるのには十分であると主張する[33]。加えて、長期その他の賃貸借契約を資本化し、オンバランス化することは、それらの契約を誤って債務と同等視し、客観的な開示につながらず、際限ない状況を生み出すと批判する[34]。それらの理由について、オンバランスされる数値の客観性・公正性といった根本的な問題に加えて、経営者、株主、債権者、現行の税法、規制当局への絶大な影響、および計上した際に会計担当者が、「不当表示(misrepresentation)」と判決が下される法的責任の恐れの 3 つを挙げている[35]。これは、リース資本化の実務上の困難性を主な理由として、リース資本化を否定する見解である[36]。

---

[31] Shillinglaw [1958], pp. 585-587, 嶺 [1986], 75 頁。
[32] Shillinglaw [1958], p. 585.
[33] Zises [1961], p. 47.
[34] Zises [1961], p. 47.
[35] Zises [1961], p. 47.
[36] この Zises の主張をうけて、Hennessay [1961]はそれを批判した。彼は、支払リース料の現在価値の表示を省くことにより、財務諸表利用者が記述的な開示を評価することの困難になり、誤った意思決定を下すと主張した。注記開示よりは支払リース料のオンバランス情報の方が有用であるという立場に立つ。さらに、リース契約は実質的には資金調達の 1 つの手段であり、それによって財産の使用権が取得され、法的形態は債務でないとしても、種々の債務の形態に類似していることから Hennessay [1961]は資本化を主張する。その主張の中で、短期のリース契約については、さほど重要な問題が存在しないという理由から、資本化の対象には含まれなかった。Hennessay [1961], pp. 41-43.

このようなリース資本化の是非をめぐっての議論を経て、Myers は、1962 年に第二次大戦後普及・発展してきたリースについての諸事実、およびその財務的・会計的側面を再調査・分析した包括的研究報告『財務諸表におけるリースの報告』を、AICPA の会計調査研究第 4 号として公表した。Myers は、財産使用権が取得されるすべてのリース資本化を主張し、当時の会計理論ないし会計慣習の枠組みの中で、理論化を試みた[37]。Myers は、その中でリースの経済的特性に着目している。リース取引の経済的特性には、レッサー側、レシー側の経済的理由なども含まれるが、中でも興味深いのが、リース契約の典型的条項に着目している点である。それらは主に期間、満了時の選択権、賃借料の支払、用役、義務、早期の満了などである[38]。この取引に係る典型的条項が、後のファイナンス・リース／オペレーティング・リースの区別に影響を与えたと考えられる。Myers は、リース資産およびリース負債の認識時点がリース契約の締結時ではなく、リース資産が引き渡され、リース期間が開始された時点であることを主張した。つまり、リース契約は未履行契約であり、もしこれを会計上の取引として認識するのであれば、すべての未履行契約を同様に認識しなければ矛盾するという反対意見に直面する。しかし、リース契約はリース開始時においてリース財産が引き渡され、レッサーの義務は既に履行されているという点で、他の雇用契約といった未履行契約とは異なることを主張する上で、認識時点はリース開始時でなければならなかったのである[39]。

Myers による会計調査研究第 4 号の発表の 2 年後、1964 年 9 月に AICPA の会計原則審議会（APB）は、意見書第 5 号「レシーの財務諸表におけるリースの報告」を公表した。それによれば、もしリース契約が財産の重要な(material)持分を生じさせるのであれば、財産とそれに関連する義務は、資産および負債として貸借対照表に計上するべきであるとされる[40]。しかしながら、「重要な持分」が、曖昧な概念であるとも指摘される[41]。それで

[37] 嶺 [1986], 117 頁。
[38] Myers [1962], p. 18.。
[39] 嶺 [1986], 127 頁。
[40] 日本公認会計士協会国際委員会 [1978], 54 頁。
[41] 日本公認会計士協会国際委員会 [1978], 54 頁。

も APB 意見書第 5 号の大きな主張は、実質的に資産の割賦購入である取引を、購入とみなし処理することを要求した点にあり、後の基準設定にも影響を及ぼしたと解される[42]。また、財産の所有権が移転しない割賦購入と類似するリース取引について、漠然としているが、「持分」という概念が導入されたことは、後のリース会計基準の二分化の契機の 1 つであったと考えられる[43]。

APB 意見書第 5 号に続いて、1966 年 5 月には APB 意見書第 7 号「レシーの財務諸表におけるリースの会計」が公表される。両者には大きな変化がみられなかったが、実質的に割賦購入であるかどうかの判断規準に、APB 意見書第 5 号が「重要な持分」の移転を用いたのに対し、APB 意見書第 7 号は、「リース賃貸人の事業活動の性質やリース賃貸人の他の事業活動があるとすれば、これらとの関係を含めてリース活動の特定の目的、その財産の見積耐用年数との関係でみたリース契約条件、契約の更新または買い取り選択権の有無、および賃借人が契約更新または買い取り選択権を行使する可能性の有無、さらに所有権に付随する通常の危険または便益が賃貸人および賃借人のものとなる程度[44]」をその判断規準としている。つまり判断規準としての重要な持分という概念が、より具体的に、所有権の危険・報酬に姿を変えており、どの程度の危険・報酬の移転にその判断の基におくかは、明確に示されているわけではなかった。さらにその後、1973 年に 3 月に FASB が正式に発足する。その直後、APB は 4 月に意見書第 31 号「レシーによるリース・コミットメントの開示」を発表した。これは、レシーの資本化されていない部分を開示で補うことを意図したもので、FASB がリースに関する何らかのステートメントを出すまでの一時的な解決策のようなものであった[45]。

---

[42] FASB [1974], p. 8.
[43] Graham=Langenderfer [1965], p. 58.
[44] 日本公認会計士協会国際委員会 [1978], 74 頁。所有権の通常の危険とは、陳腐化、不利益な営業、遊休設備などを表し、所有権の報酬とは、利益のある営業等を示す。
[45] FASB [1974], p. 8.

第 2 項　SFAS13 の設定の経緯

FASB は、1973 年 3 月に発足してすぐにリース会計を最初の調査課題として採択し、基準書の設定を目指して検討に入った。FASB はリース会計基準に関して、まず 1974 年 7 月に討議資料を公表し、1975 年 8 月には最初の公開草案を公表し、その後 1976 年 7 月に改訂公開草案を公表し、同年 11 月に最終的に SFAS13 を公表している。公開草案以降公表された 3 つの文書ともリース資本化を標榜しており、Walker=Robinson [1993]が指摘するように、公開草案もしくは討議資料以前の議題形成の段階で既に基準の大枠が固まっていたとも予想される。具体的に、リース会計基準の変遷を**図表 21** に表示した。

図表 21　SFAS13 設定に至る概要

	75 年公開草案	76 年公開草案	SFAS13
資本化	有り	有り	有り
分類規準	所有権移転規準 割安購入選択権規準 見積経済耐用年数規準 見積残存価値規準 特別仕様規準	所有権移転規準 割安購入選択権規準 見積経済耐用年数規準 公正価値規準	所有権移転規準 割安購入選択権規準 見積経済耐用年数規準 公正価値規準

図表 21 を参照すれば、1975 年の公開草案の公表段階で SFAS13 の大枠はほぼ固まっていたと認識される。1975 年から 76 年の改訂に際して、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類規準のうちの 2 つに改訂があっただけである。それによれば、25%の見積残存価値規準[46]が削除され、公正価値の 90%回収規準[47]に訂正されている。また特別仕様規準[48]も撤廃されている。見積残存価値規準が撤廃された理由としては、リース期間の考慮という理由が挙げられる。すなわち、リース開始時点での対象資産の見積残存価値は、リース期間を考慮しておらず、リース期間を考慮し、リース支払料を現在価値に割引く方が、財産の所有権に伴うリスクと便益が実質的に移転したと見なせるという論拠である。後者の仕様規準の撤廃は、「特別仕様」の概念が相対的かつ抽象的な点が指摘される

[46] リース財産の見積残存価値がリース開始時点でその財産の公正価値の 25%未満であるという規準。
[47] 最低リース支払料の現在価値が、リース財産の公正価値の 90%以上であるという規準。

[49]。

これらの公開草案における訂正は、リース資本化規準の重要な部分をなす[50]が、リース資本化の流れが確立したのは、討議資料以前もしくは討議資料とそれに対するコメントの影響が大きかったと考えることができる。FASB は公表した討議資料において、9 の基本的問題点ならびに 10 実行上の問題点をそれぞれ提起している[51]。基本的問題の 1 ならびに 3 は、以下のように根本的問題点を提起している。

(1) 実質的に割賦購入であるリースは資本化されるべきか

(2) 実質的に割賦購入ではなく、かつ法的債務を生ぜしめないリースは、Ⅰ. 無形財産権を取得するから、Ⅱ. 負債を生ぜしめるから、Ⅲ. 未履行契約であるから資本化されるべきかもしくはそうではないのか

例えば、(1)に関して、プライス＝ウォーターハウスは、実質的に割賦購入に類似するという論拠で資本化を賛成する立場に立ち、重要な持分の移転、資産の経済的耐用年数を基準に判断すべきであると指摘している[52]。AICPA も「そのようなリース資産およびリース

---

[48] リース財産がレシー向けの特別仕様であるという規準。

[49] 嶺 [1986], 256 頁。

[50] 公開草案の改訂プロセスにおけるコメントレター等の分析については、加藤 [1997]を参照されたい。

[51] 基本的問題は、以下のとおりである。

1. 実質的に割賦購入であるリースは資本化されるべきか。
2. 条件が厳密な法律上の意味での債務を生ずるリース契約は、負債として記録されるべきか。
3. 実質的に割賦購入ではなく、かつ法的債務を生ぜしめないリースは、Ⅰ. 無形財産権を取得するから、Ⅱ. 負債を生ぜしめるから、Ⅲ. 未履行契約であるから資本化されるべきか、もしくはそうではないのか
4. リースが資本化される場合、純利益への影響は、資本化しない場合のリース料支払いのパターンから結果的に生じるものとは異なるべきか
5. リース取引に関する情報についての利用者のニーズを満たすことに関して、脚注開示はリース資本化の代替となるか
6. リース資本化を求める現在の要求に変化がないと仮定した場合、現在価値の開示は、ある一定の資本化されないリース契約にも要求されるべきか
7. 上記 6 で言及したリースが資本化されたと仮定した上で、それが純利益に及ぼす影響について開示することが要求されるべきか
8. もしリースが資本化されるとしたら、リースに関する脚注開示は不必要となるか
9. レシーによるリース会計とレッサーによるリース会計は、対称的なものであるべきか

[52] FASB [1974], pp. 30-47.

負債を財務諸表に含めることは、レシーの経済的実質および財務状態を明確に報告する」という観点に立ち、資本化を賛成する[53]。また AAA（American Accounting Association）の財務会計基準委員会のリース小委員会も、実質的に割賦購入とみなすリースの資本化を賛成しており[54]、当時のビッグ 8 監査法人のうち 7 法人[55]が(1)に関して賛成している。それには、法的には賃貸借取引であっても、実質的には割賦購入である取引は、その実質的特性に従い会計処理されるべきという、実質優先主義思考が広く支持されていたことが予想される。1971 年に発表された APB ステートメント第 4 号によれば、「財務会計は、事象の法的形式が異なり、異なる会計処理を要していても、経済的実質に強く基づくべきである。通常、事象の経済的実質は、その法的形式と一致して会計処理される。しかし時には、実質と形式は異なる。会計の技能を有する人は、与えられる情報が表現される経済的活動をより反映するために、事象の経済的実質に焦点をあてるべきである。（パラグラフ 127）[56]」と述べられており、この思考がリース資本化に影響を与えたと考えられる。

また(2)に関して AICPA は、「実質的に割賦購入とみなされない取引および法的債務を生じせしめないリースは資本化されるべきではない。それでも意味深く少数ではあるが会計基準執行委員会のメンバーの中には、リースによって互いが企業にとっての重要な経済的資源である無形的な財産権を取得し、対応する重要な義務を負うため、そのようなリースも資本化されるべきである[57]」と主張した。また AAA の財務会計基準審議会のリース小委員会は、「資産の利用権としての取得形態としてのリース資産は、無形的な財産権を生じさせ、最終的に資本化を必要とする[58]」と述べ、リース資産を財産使用権とみる考え方も存在していたことがわかるが、それは産業会から批判を浴び、達成はされなかった。

当時、リース資本化に対する強い反対もあったようである。当時開催されたリース会計に関する公聴会でも、資本化に反対する人々が、議会に訴えかけ、政治圧力によって資本

[53] FASB [1974], p. 295.
[54] FASB [1974], pp. 512-521.
[55] 嶺 [1986], 202-203 頁。
[56] AICPA [1971b], p. 9081.
[57] FASB [1974], p. 296.
[58] FASB [1974], p. 516.

化への動きを阻止しようとしている[59]。特に、セール・アンド・リースバック等を利用したオフバランスシート効果を売り物にしている産業界や、リース会社からの反対が強かったようである。そういった集団は大勢を占めており、経済的帰結説を主張して、何とか自らの意見を通そうと試みた。しかし、大半の監査法人や学会ならびに証券取引所は、投資家や既存の会計理論（資産や負債の定義）ならびに実務的な浸透を主張した。

ここまでの SFAS13 の設定過程を規則的規範と社会的規範の観点から捉えるならば、リース会計基準が存在しない環境において、セール・アンド・リースバック取引等によって産業界やリース会社がオフバランスシート効果を享受していた事実が、当時の FASB のみならず、監査法人および投資家から、社会的規範からの逸脱として考えられていたと捉えることができる。それに対する制裁として、FASB は確固として資本化導入の意思を貫いたと考えられる。しかしながら、当時、社会的規範からの逸脱が強く集合的に認識されていたというわけではない。セール・アンド・リースバック取引が望ましくないという主張は、ビッグ 8 の監査法人による主張の中には見受けられなかった[60]。むしろ、それまでの資産や負債の定義に参照した、理論的整合性に基づく主張が多く見受けられた。これは、それまでの会計原則や理論といった規則的規範が強い推進力となり、社会的規範の逸脱に対する合意と相俟って基準設定へ導かれたと捉えられるだろう。

しかしながら、公表された SFAS13 は、良くいえば産業界側の主張と財務諸表の利用者側との主張との双方を考慮した中立的なものであると言えるが、悪く言えば妥協の産物であり、中途半端で非常に複雑な構造となってしまったのは否めないだろう[61]。産業界側の経済的帰結の悪化をもたらすという主張を FASB が無視できなかったからである。

以上、本節ではリース資本化の歴史を米国の SFAS13 号の設定経緯を考察した。リース資本化の最初のきっかけとなったのはセール・アンド・リースバック取引であり、その法的形式と経済的実質が一致しないことに起因していた。その後、長期リース取引のオンバ

[59] 嶺 [1986], 201 頁。
[60] 嶺 [1986], 202-210 頁。
[61] 嶺 [1986], 265 頁。

ランス化の必要性も叫ばれるようになり、会計調査公報第 38 号が発表され、実質的に割賦購入とみなすリースの資本化が提示された。さらに、APB 意見書がそれを形作り、様々な判定規準の議論等の存在にもかかわらず、最終的に FASB は討議資料を公表し、その必要性を社会に問い、結果多くの賛成が得られた。全てのリースを財産使用権と捉える意見も存在したが、そのオンバランス化の賛成は得られず、リース取引の実質を賃貸借もしくは売買とみなし、判定規準により経済的実質を判断するアプローチに落ち着くこととなったのである。

第4節　リース会計基準設定における社会的規範からの逸脱に対する制裁

第 1 項　SFAS13 の不備に対する集合的認識

上記のような妥協的側面を有する SFAS13 は、時間が経つにつれ批判の対象として捉えられるようになった。例えば 1996 年の G4＋1 による報告書でも、「最も頻繁に論じられる問題点は、オペレーティング・リースのもとで生じる権利と義務が、レシーの財務諸表に資産および負債として認識されることを強制しない事実に関するものである。基準がオペレーティング・リース分類の判定規準にあわせるように、契約を修正することを推し進める結果となっている[62]」と恣意的な会計操作の背景があることが示唆される。また AIMR（投資運用調査協会）も、「我々は、SFAS13 およびそれを補足するために設定されたキャピタル・リースとオペレーティング・リースとを区別する規準が恣意的なものであり、その適用は故意に気まぐれに行われている場合が多いことを承知している[63]」と、リースに関して恣意的な操作が行われていることを指摘する。

また、Reither [1998]は、1996 年の AAA/FASB 財務報告問題委員会において、それまでの会計基準の体系について、合計 57 人（証券アナリスト 3 人、学会人 33 人、FASB メンバー12 人、公認会計士 7 人、規制当局関係者 2 人）に対しアンケート調査を行い、現存

[62] McGregor [1996], p. 10.
[63] AIMR [1993], pp. 87-88, 八田・橋本 [2001], 134 頁。

する会計基準の中で、SFAS13 が最も不適切であるという結果を示している[64]。その理由としては、「実質的にはファイナンス・リースと分類される取引がオペレーティング・リースとして認められている」、「複雑であり、かつ基準の濫用を招いている」といった意見が寄せられている[65]。中には、「概念的にも実務的にも悪夢のような会計基準である」という意見もあったほどである。

また Lipe [2001]は、それまでのリース会計に関する実証結果を整理した。それによれば、「学者もアナリストも認識している過去の研究の主要な発見は、オペレーティング・リースがレシーにオフバランス化の機会を与えていることである[66]」。その論拠として、株主リスクの市場による測定が、レシーのオペレーティング・リースの処理に基づく潜在的債務と関連していることに加えて、経営者が資本化回避のためにリース契約を修正することを指摘している。

以上のように、経営者がオペレーティング・リースを恣意的に選択しているという問題点が指摘されている。そこで次項では、経営者がどのようなインセンティブのもとで、いかに判定規準を回避することが可能であるのか検討する。

第 2 項　資本化回避のインセンティブと契約の修正

SFAS13 は、レシーの会計処理に関して、オペレーティング・リースとキャピタル・リースの 2 つを容認しているが、両者の間では会計処理が全く異なる。まず貸借対照表に着目すると、キャピタル・リースと判定された場合には、リース債務が負債として計上されるが、オペレーティング・リースの場合、負債は全く計上されない。負債が貸借対照表に計上されない場合、企業は潜在的な債務を覆い隠すことができる。このような不備を補う開示として SFAS13 は、レシーがオペレーティング・リースに関して、

[64] 当該委員への出席者に会計基準の体系を配布され、その中から最も望ましい会計基準と最も問題を抱えている会計基準をそれぞれ 3 つ選択し、その理由を付すよう要求された。
[65] Reither [1998], p. 288.

① 当期の賃借料総額、最低賃借料、偶発賃借料、転貸賃借料を区分して表示

② 解約不能期間が 1 年を超えるものについて、その将来の最低賃借料支払総額と今後 5 年間の年度別金額およびこの解約不能な転貸リースに基づく将来受け取るべき最低賃借料の合計

③ 賃借契約の一般的説明

を開示することを義務付けている。ところが、「このような開示は潜在的な投資家や債権者に対し、リース債務の存在と範囲を警告するのに十分であると思うかもしれない。しかし、たとえ貸手がリース債務の分析により習熟していたとしても、オフバランスシートを目的としたリースは、融資規制を潜り抜けるのに用いられる[67]」という批判も依然存在する。

損益計算書に関して、リース取引がキャピタル・リースと判定された場合、レシーが支払うリース料はどちらかというと債務の返済の意味合いを持つ。つまりリース債務という元本とその利息を支払っているとみなされる。また、資本化したリース資産の減価償却費を毎期計上する。一方、オペレーティング・リースでは、計上されるのは毎期の賃借費用それだけである。ここで注意したいのは、概念的にもし全く同じリース契約がオペレーティングおよびキャピタル・リースとして処理された場合、利息費用と減価償却費をあわせて計上するキャピタル・リースの方が、賃借費用のみを計上するオペレーティング・リースに比べて早期に多額の費用が計上されることである。結果としてリース契約トータルでの利益は同じ結果が生じるが、オペレーティング・リースを選択した場合、早期に利益が多く計上されるため、短期的に業績をよく見せることができる[68]。

このように、オペレーティング・リースを選択することで、企業にはいくつかのメリットが存在する。企業は様々な方法でキャピタル・リース判定規準を回避できる。SFAS13 によれば、キャピタル・リースと判定される規準は、以下の 4 つである。

---

[66] Lipe [2001], p. 308.
[67] Halladay=Amembal [1998], p. 291.
[68] オペレーティング・リースとキャピタル・リースの費用、利益に与える影響を深く分析した研究とし

① リース資産の所有権がレシーに移転するか

② リース契約に割安購入オプションが含まれているか

③ 解約不能なリース期間がリース資産の見積り耐用年数の 75%以上であるか

④ 解約不能なリース期間中の最低支払リース料の現在価値がリース開始時におけるリース資産の公正価値の 90%以上あるか

ここでその操作が比較的容易であるため、③と④を取り上げてその判定規準の回避を考える。まず③のリース資産の見積り耐用年数に関して、オペレーティング・リースと判定されるためには、リース期間を見積り耐用年数の 75%以下に抑えればよい。この判定規準の抜け道として 2 つの方法がある。ひとつはリース期間を短く設定する方法であり、もうひとつは見積り耐用年数を長く見積もることである。まずリース期間であるが、これは契約年数を短くし、更新オプション（renewal option）を付与すれば、形式上短縮される。更新オプションとは、「レシーに与えられる、公正な賃借料[69]より十分に低い賃借料で、リース期間開始時にリース契約が更新される可能性の高いオプション[70]」である。リース会計基準は、一般的に更新の可能性が高い場合にこの更新期間をリース期間に含めることを要求しているが、この更新オプションはただの宣伝であり、リース契約期間に含めないという見解が存在する。実務上は、更新されなければ大きいペナルティが課せられる可能性が高い場合に、更新期間をリース期間に含める[71]。しかしながら、ペナルティといっても多様な解釈も存在し、レッサーと合意の上にペナルティを操作し、この判定規準を潜り抜けることは困難なことではない。

④の最低支払リース料の現在価値であるが、これも操作可能である。偶発賃借料[72]を操作することで、リース契約は判定規準を回避して当事者間で満足の行くものとなり得る。レシーからレッサーへ対し、偶発賃借料として何らかの支払いがなされても、それは 90%

て、Imhoff et al. [1991]がある。

[69] 公正な賃借料とは、同様のリース資産が同様のリース期間で要求すると期待される賃借料である。

[70] FASB [1998], par. L10. 402.

[71] McGregor [1996], p. 10.

[72] 偶発賃借料とは、リース契約開始時以降に発生する将来の事象に基づき、追加的に課される支払額で

テスト判定規準に算定されない。また、最低支払リース料の現在価値は、残存価値保証額を減少させることにより、要求されたベンチマークより低く設定することができる[73]。このように、複雑なオプション等をリース契約に付与することで、キャピタル・リースを回避することは不可能ではない。結果として、リース契約において資産・負債を裁量的にオフバランス化することは、困難なことではないと言える[74]。

ここまで、現在のリース会計基準の問題点をあげた。それを端的に要約すると、「現在のリース会計基準は満足のいくものではなく、最も大きな問題点は、貸借対照表に重要なレシーの資産および負債が計上されないことである。加えて、基準に定められたオール・オア・ナッシングの本質を持つアプローチの裁量的な側面である。規準の 90%テストを正確に例に取れば、レシーはもし最低支払リース料の現在価値が 91%であれば全てオンバランス化し、89%であればなにも変化はない。結果として、実質的に類似する取引に対して全く異なる会計処理がなされるのである[75]」と端的に表現される。

こういったリース会計基準の濫用には、オプションのような金融技術が発達し、より一般化してきた点も見過ごせない。そういった金融技術の発達により、リース契約がますます多様化し、資本化回避が容易にできる環境へと変化したのは否定できない。そういった環境を利用した会計基準の濫用は、社会的規範からの逸脱と考えられ、基準に対する批判が高まっていったのである。リース会計基準に対する社会的規範からの逸脱が徐々に認識された結果、基準セッターは基準を変更して制裁を行う必要性から行動を起こすことになる。

第 3 項　G4+1 による提案の内容

前章までにあげた資本化回避の問題を克服するために、新たなリース会計基準を提示する報告書（ポジション・ペーパー）が、G4+１により発表された。G4＋1 は、1996 年に

あり、変動的要素を含む。

[73] McGregor [1996], p. 11.

[74] 具体的なリース資本化回避例は、McGregor [1996], pp. 33-34 も参考になる。

もリース会計に関する報告書を提示しているが、それは基本的には問題提起という形をとり、議論は抽象的であった。それに対し、2000 年に公表されたものは、より具体的であり基準設定を現実的に意識したものであると位置付けられる。間の 4 年間に、リース会計基準への批判は高まっていったと考えられる。

新しいアプローチの具体的提案をこれまでと比較し、変更点をまとめると、以下のように整理できる[76]。

(1) 資産・負債の認識

(2) オプション特性をもつリース契約

(3) レシーの残存価値に対する持分

まず上記(1)の資産・負債の認識に関して、提案によれば、リース期間中にリース資産を使用する権利を与える義務をレッサーが実質的に果たした時点で、リース契約により発生する権利および義務に応じて資産および負債がレシーによって認識される。具体的処理として、レシーはリース開始時にリース契約によってもたらされる権利および義務の公正価値を計上することになり、発生する権利の公正価値はリース契約に定められた最低支払リース料の現在価値もしくはそれ以上と規定される。つまり、現在オペレーティング・リースと分類され、オンバランス化されないリース契約にも資産・負債が計上される。これが、このアプローチの最も大きな変更点であると言えるだろう。

次に、上記(2)のオプション特性をもつリース契約に関してＧ4+1 は詳細に検討している。現在、レッサーはレシーに対し、より柔軟なサービスを提供するために、リース契約を多様化している。多くのリース契約は、レシーに対して契約の更新もしくはキャンセルのオプションを付与し、レシーは追加的費用を支払うことにより、リース契約を更新するか終了するかといったリース期間終了後の資産に関するオプションを獲得することができる[77]。さらに、リース契約のなかには支払リース料が固定したものではなく、レシーによる資産

---

[75] Nailor=Lennard [2000], par. 1. 5.
[76] Nailor=Lennard [2000], pp. 21-79 を参考にした。
[77] Nailor=Lennard [2000], par. 3. 18.

の使用度合や売上高と連動して追加的に変動するものも存在する。例えば、このようなオプションの行使によってリース期間が延長されれば、レシーの支払うべき義務や享受する便益は増大するため、このオプションをいかに処理するかは重要である。ポジション・ペーパーは、レシーに付与されるオプションを会計処理する場合、継続もしくは購入オプションの行使は、一般的に予期されるべきものではないと提示する。つまり、リース契約開始時に入手されるオプションそれ自体の公正価値が、リース契約の最低支払リース料に反映されるべきであるという立場に立つ。このオプションの認識には、重要性の原則が適用される。加えて、リース期間の継続・キャンセルが不確実な場合は、すべて更新するとみなして判断すべきとしている。またレシーに要求される最低支払料が、リースによってもたらされる財産権の価値をはっきりと表さない場合（例えば偶発賃借料があるケース）には、そのような権利の公正価値が資産および負債として計上されることになり、偶発賃借料（リース期間開始時における最低支払リース料を超過する部分）は偶発性判定規準（発生の可能性が高く合理的に見積り可能）に基づいて認識される。

上記(3)のレシーの残存価値に対する持分に関して、これは例えばリース期間終了時にレシーに資産の所有権が移転するケースなどが該当する。対照的に、レシーが資産の残存価値を保証する義務を負う場合もある。つまり、リース期間終了時に資産の残存価値が一定額を下回っていれば、該当する部分を保証しなければならない。ポジション・ペーパーはこの残存価値に対するレシーの持分に関して、レシーがリース契約終了時にリース資産売却にかかる収入を受領する場合、レシーはリース期間中にその分に相当する額を支払うことになると提示する。つまりその場合、当初のリース資産はリース期間中の資産を使用する権利と売却収入を得る 2 つの権利から成るとみなされる。リース契約がその経済的耐用年数の一部の使用権を移転し、レシーがリース契約終了時に残価保証を与える場合には、資産および負債としてリース契約開始時に要求される支払リース料の現在価値および、保証の現在価値（数量化が可能な場合）が認識される。つまり、変動リスクにさらされる残存価値に対する権利および義務の取引がある場合、リース開始時の資産および負債は、リ

ース契約開始時に要求される支払リース料の現在価値および、残存価値契約の価値が個別に評価され、計上されることにポイントがある。

以上、2000 年に発表された特別ポジション・ペーパーによる新しい提案について概括した。レシーの会計処理について提案されている 2 つの大きな動きをまとめると、オペレーティング・リースとキャピタル・リースのオール・オア・ナッシングの区別処理法を排除するリース基準の一本化と、資産の認識に関して財務構成要素ごとに分離して評価・計上する財務構成要素アプローチが導入の 2 つが提示されている。

第 4 項　G4+1 による提案に対するコメントレター

前節では、2000 年に公表されたポジション・ペーパーにおけるリース会計への新しいアプローチの概要を要約した。本節では、そのポジション・ペーパーに対して寄せられたコメントレターの内容・主張分析を行なうことにより、現代におけるリース取引の実質を検討することにしたい。本論文における理論的検討部分では、会計における実質は 2 つの規範に対する集合的合意に基づくものであるとの仮説を提示した。本節でも、その理論的枠組みの中で、リース取引の実質を検討することにしたい。

2000 年のポジション・ペーパーに対するコメントレターは、IASC [2001]から公表されているものに加え、リース事業協会がアメリカで現地調査を行なってインタビューした結果を含めて分析する。合計すると 32 の回答者からの意見が集められた。合計 32 と数は少ないが、個人や個別企業ではなく、ヨーロッパ会計士連盟や各国の基準セッター等の機関からの意見が多く、コメントの影響力は非常に高いと思われる。

図表 22 にコメントレターによる内訳をまとめた。賛成が反対を若干上回っており、会計士協会・監査法人は 100%賛成しているのに対し、リース業界に属する回答者は 100%の反対意見を表明している。さらに、具体的にポジション・ペーパーの質問に対し、いかに回答しているかを検討する。**図表 23** は、ポジション・ペーパーの具体的質問項目と回答者の賛成/反対の割合を図示したものである。図表にもあるように、基本的には G4＋1

図表 22　ポジション・ペーパーに対するコメントレターの内訳

	賛成	反対	明言されず	合計
会計士協会・監査法人	100%(10)	0	0	10
基準セッター	33.3%(1)	0	66.6%(2)	3
リース業界	0	100%(7)	0	7
産業界	10%(1)	40%(4)	30%(3)	8
学会その他個人	33.3%(1)	33.3%(1)	33.3%(1)	3
合計	42%(13)	39%(12)	19%(6)	31

図表 23　ポジション・ペーパーの質問項目と回答の内訳

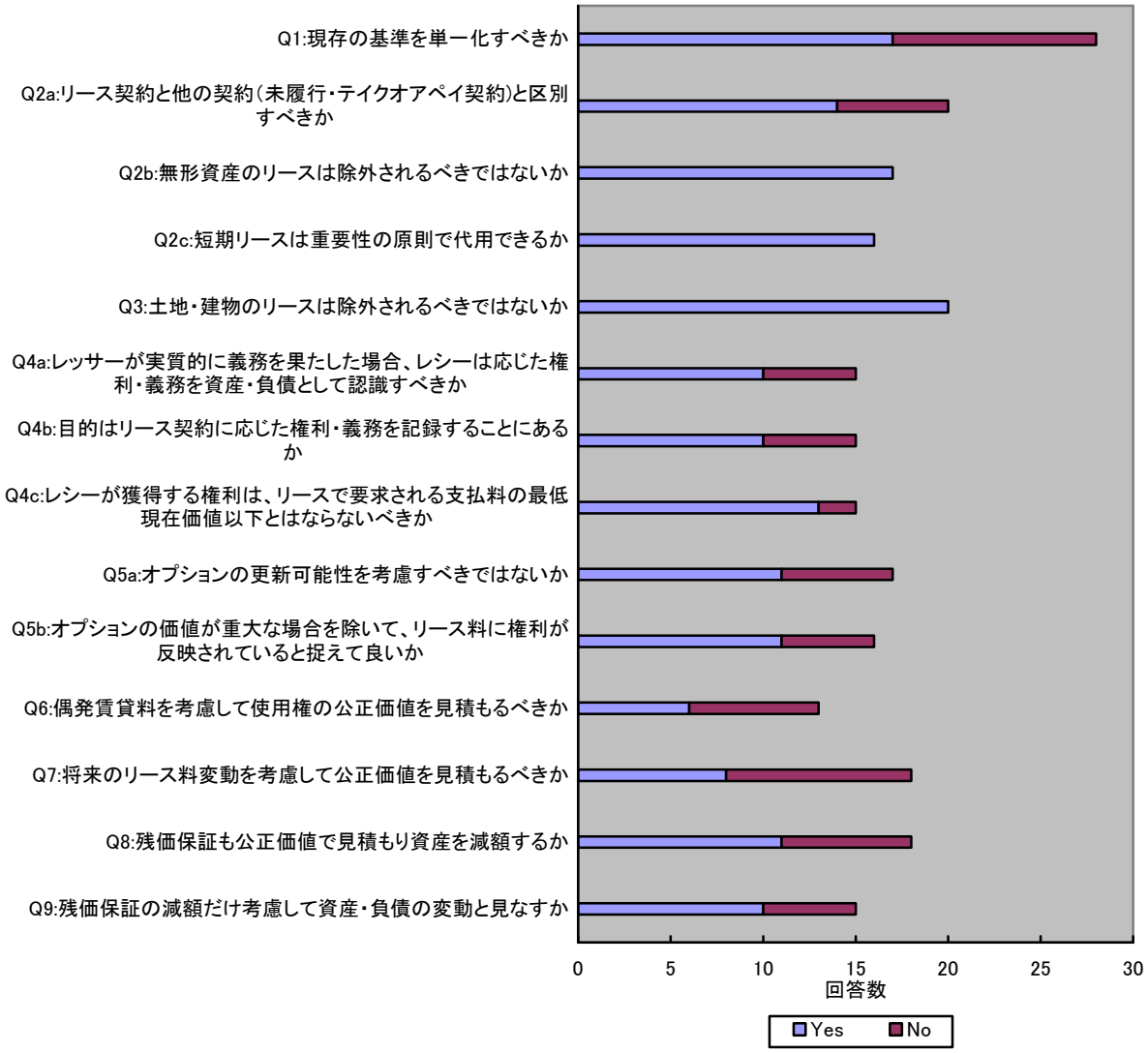

の立場に賛成する意見の割合が高い。特に無形資産のリース取引を基準に含めるかに関し

て、全面的な支持が得られている。それぞれの質問項目に対する回答数が異なるのは、コメントレターにおいて各質問項目に対して何も言及しなかったか、中立的な立場を示した結果である。その中でも注目すべきは、質問 1 の「既存の基準を単一化すべきか」という問いに対し、ほとんど全ての回答者が意見を表明している点である。これは、既存のリース会計基準の 2 つのアプローチ（オペレーティング・リースとファイナンス・リース）に対する意見表明であると捉えられ、新たな基準を導入するかどうかの根幹をなす議論と言っていいだろう。そのため、質問 1 に対する回答者の立場を正当化する主張を項目別に集計した。これには Shultz=Hollister [2003]等を参考に、内容分析をおよび主張分析を適用する。**図表 24** に、その結果を示した。

図表 24　コメントレターにおける主張の内訳

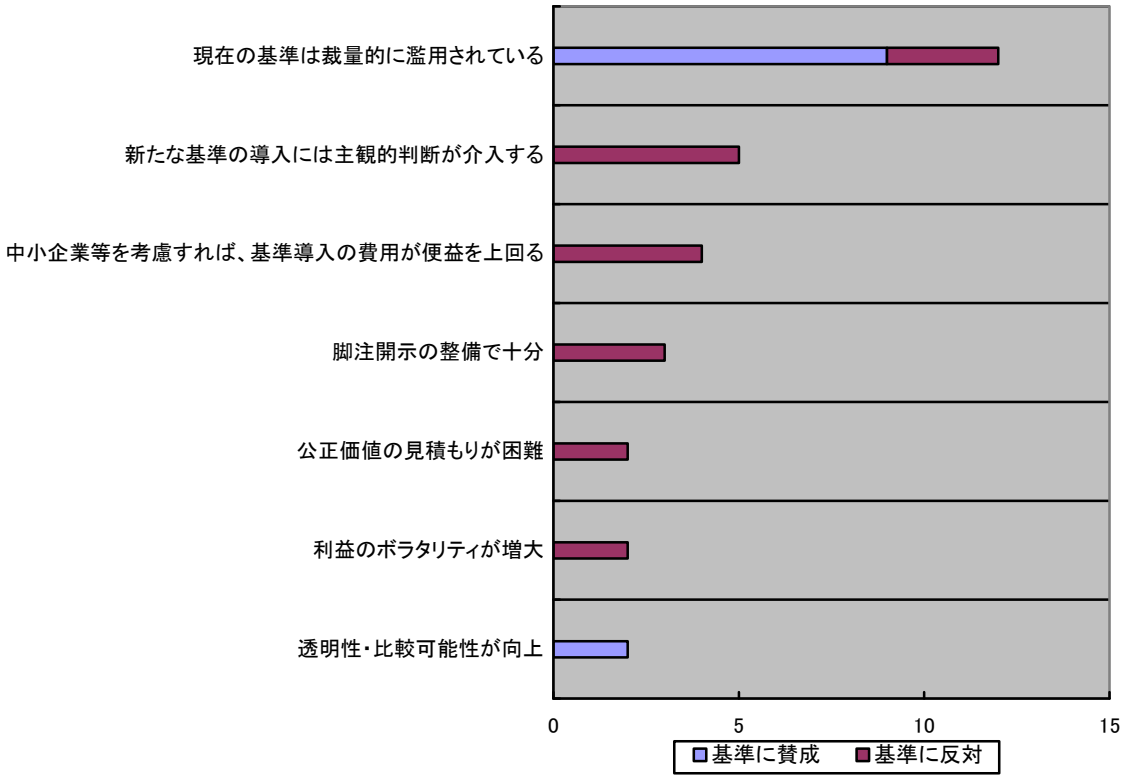

図表 24 は、コメントレターにおいて基準の是非にいついて、いかなる主張が展開され

ているかを示したものである。図表にあるように、賛成のほとんどは、基準が裁量的に濫用されている点が注目に値する。また、基準に反対するグループも現在の基準が濫用されている点を認識している。基準に反対する主張の多くは、導入に主観的判断や見積もりが介入し過ぎるといった実践上の難点や導入の費用便益や利益のボラタリティといった経済的帰結に基づく主張を提示する[78]。

このように、ポジション・ペーパーに対する主張を表明する上で、基準の濫用が大きな問題点と認識されている点が明らかになった。これは、基準の濫用を利用した行為が望ましくないとの利害関係者からの意思の表明であり、基準の変更の大きな推進力となっていると捉えられる。先にも述べたとおり、こういった望ましいと認められない行為は、基本的には基準に準拠した枠内で行われている。基準に準拠しているのに認められない行為は、先の理論的検討に従えば、社会的規範からの逸脱と捉えられていると考えることができる。それは、FASB だけではなく、世界的な会計士協会や学会からも同様に認識されている。この点を鑑みれば、社会的規範からの逸脱に対する制裁として、新たな基準がポジション・ペーパーの提示する方向性で落ち着くのではないかと予想される。こういった動きに対し、規則的規範の上では、導入についての困難も存在する。そういった既存の会計理論や会計アプローチとの整合性の問題は、いかに解消され得るのか、次節で検討する。

第5節　新たなアプローチの理論的検討

リース会計に関する G4＋1 の提案による主要な変更は、以下の 2 点に集約できる。

1. オペレーティング・リースの資本化＝基準の統一化
2. 購入オプション、残価保証の資産化＝財務構成要素アプローチの導入

[78] 同様にポジション・ペーパーに対する財務諸表作成者および利用者の反応を調査した研究に Beattie et al. [2001]がある。彼らは作成者（財務担当者）と利用者（証券アナリスト）に対してアンケート調査を行い、132 の有効解答を得た。その結果、両者はまず現行のリース会計基準の問題点を認識しながらも、その改訂には全面的に賛成はしていなかった。しかしながら、G4+1 の提案に対し、財務諸表利用者は強く賛成した。一方、財務諸表作成者は、細部の不備を指摘し、支持しなかった。両者とも、新しい提案は経済的に大きな影響をもたらすことを認識しているという点では一致している。この結果は、コメントレターにおける各氏の発言と一貫している。

基準の統一化については、前節で詳しく検討した。既存のリース会計基準の濫用は、集合的に合意されたものであり、経済的実質を反映する目的のもと基準を統一化させようとする大きな動きがある。G4＋1 は、統一化の方向性として、財務構成要素アプローチを指向している。ポジション・ペーパーが提示する財務構成要素アプローチは、レシーがリース契約から生じる権利・義務を資産・負債を認識・計上する。この際に計上される資産は、リース使用権の意味合いを持ち、減価償却も行われる。さらに、レシーはリース契約開始時に支払うべきリース料の現在価値のみならず、リース契約に付された更新オプション、残存価値保証もしくは偶発賃借条項の公正価値を資産・負債として計上する。理論的に重要な問題は、リース取引を権利の売買として捉えることに加えて、更新オプションや残存価値保証といった付帯条項をいかに公正価値で評価することである。無形的な権利の売買を会計的に認識した場合、雇用契約やサービス契約といった取引までもが議論の対象となる。これまで長年にわたって物財の取引を対象としてきた会計にとっては、この変化は決して小さいものではないだろう。

財務構成要素アプローチの導入に否定的な見解も見られる。Monson [2001]は、G4+1 によるポジション・ペーパーの発表をうけて、リース会計に対する代替的アプローチとして、財務構成要素アプローチに替わる全体資産アプローチを提示した。全体資産アプローチでは、リース契約から生じる負債は、リース期間にわたるリース料を支払う義務だけでなく、リース期間終了後、リース契約が継続されるか延長されなければ返却するリース資産の返却義務も含める。そのため、全体資産アプローチのもとでは、支払リース料の現在価値ではなく資産の価値ならびに返却義務を負債として、財務構成要素アプローチよりも資産・負債の計上額が大きくなる。

Monson [2001]は、航空会社の多くが航空機をリースしている事実を鑑み、航空会社が航空機を 3 年間のリースで調達していた場合、3 年後には操業を継続するため、再びリースもしくは購入するなどして航空機を再調達しなければならず、財務構成要素アプローチ

は、その経済的便益の犠牲を表示しないと指摘する[79]。さらに、航空機が乗客を運送しているのであって、無形的な権利の束が飛んでいるのではないと、残存価値保証や新規選択権の公正価値の検証可能性の問題を指摘しつつ、物的実体の描写を重視する[80]。

しかし、リース取引に継続オプションが付与されていれば、返却義務が存在するかは、不確実である。リース契約締結時では、レシー側の意向を反映した契約条件が設定され、リース期間が経済耐用年数より短ければ使用を継続する、あるいは購入オプション等が付与されることになり、返却義務として計上することには問題が伴うだろう。それでも、Monson [2001]の指摘するように、利用権という無形的な権利の売買を会計的に認識することには困難が伴う。

G4＋1 の提案によれば、理論的にレッサーは、リース資産から使用権を独立させ、それをレッシーに購入してもらうことで利益を得ると見なされる。それでは、機械や設備といった有形固定資産から、無形的な使用権をどのように分離認識できるのであろうか。APB 意見書第 17 号によれば、「識別可能な資産は単一で取得、もしくは資産集合の一部、もしくは企業全体の一部として取得されるであろうが、識別不可能な資産は単一で取得されることはない（パラグラフ１）[81]」とある。使用権としての資産は、対象となる固定資産（サービス）と同時に集合体として取得されるため、この定義から完全に識別可能であるとは言えないだろう。

しかし、資産の認識に関して使用権を含めた考えは以前にも存在している。例えば Samuelson [1996]は、資産を権利の束ととらえ、財産権(property rights)に基づく資産の認識を肯定する[82]。それによれば、会計において認識される多くの資産は、部分的な権利をなす[83]。

---

[79] Monson [2001], p. 282.
[80] Monson [2001], p. 283.
[81] AICPA [1971b], p. 6662.
[82] 財産権の資産性を議論した邦文献としては、古賀 [2000], 65-68 頁や茅根 [1998], 176-178 頁がある。
[83] Samuelson [1996], p. 153.

具体的に、この財産権を構成する権利としては以下の 3 つがあるとされる[84]。

① 財貨を費消または利用する権利

② 財貨を転換する権利

③ 財貨を譲渡（売却）する権利

この観点から、計上されるリース資産は①の使用権としての意味合いを持ち、購入オプションは、リース期間終了時の資産を購入する③の譲渡権としての性質を有する。このような財産権アプローチによれば、前述の財務構成要素アプローチも支持され得るであろう。

Wolk et al. [2001] は、財産権アプローチの核心部分は、③の譲渡性にあると指摘する[85]。リースを例にとると、資産そのものの所有権（実質的なものを含む）が移転していると考えた場合、レッシーは資産そのものをレッサーから購入したわけではないので、第 3 者に譲渡できない。しかし、資産の使用権が移転していると考えれば、レッシーはそれを譲渡可能であるし、実際も実務上、サブリースとしての取引が多く行われている。この見解から、レッシーは使用権を購入していると考えることが可能である。

しかし、財産権には使用権だけでなく所有権も含まれる。むしろ所有権の方が一般的である。資産の認識の観点としての財産権アプローチの発展可能性を考えれば、前提となる財産権自体に関する議論も必要であろう。

財産権の経済的特性として Furubotn=Richter [1997]は、「もし政府の決定その他として、財産権の内容が変化すれば、資産の所有者や想定される買い手にとっても、当該資産の価値が同様に変化するだろう。さらに予想されるように、財の交換価値の変化が、人々の行動様式に影響を与えることは避けられない。このような影響を通して、財産権の割当は資源の配分、経済的アウトプットの構成、収益の分配等々に影響を与える[86]」と述べる。

ここで述べた財産権は、特に経済学的な視点に立つものである。しかし、財産権は経済学と法学の分野で多く用いられる言葉であり、経済学者による定義と、法学者と法律専門

---

[84] Furubotnn and Pejovich [1972], p. 1138.　このような 3 つの区分は、例えば Furubotnn and Richter [1997], p. 72 にもある。

[85] Wolk et al. [2001], p. 231.

家による共通の理解とは、時には明確に異なる[87]。さらなる反論として、このアプローチは財産権、つまり権利という法的属性を特に重視するものであるという意見がある。一方、FASB や IASB の資産の定義は経済的便益を基本としており、資産の経済的属性を重視する。しかしながら、FASB は「法的分析、つまり誰が特定の経済的便益への権利を有するのかの法的な決定の予測は、特別な状況において、どの企業体が資産を有するのかどうかを決定する際に貢献することが可能である[88]」と、特別な状況においては資産の法的解釈も有用であると述べている。これにより、財産権アプローチは、FASB の経済的アプローチの不備な点を補足する場合、有効であると考えられる。

このように、補足的に法的概念を参考にするとしても、実質優先主義に基づき、法的形式を絶対と見なすべきではないだろう。法学者は一般的に「所有権」や「財産権」という言葉を限定して用いるが、経済学者は、「所有権（財産権）」を物に限らず広くすべての財への支配を含んで用いる[89]。もし現行の権利構造が、関連する価格や技術の変化に対応するのを制限し妨げるならば、手にされていない潜在的な利得の存在が、個人に、より扱いやすい財産権を適用するように導く[90]。

つまり、経済的な観点から、財産権は絶対的なものではなく、種々の状況の変化により姿を変え、また新たに登場してくると認識できる。その上で、財産権を資産として認識する財産権アプローチは、資産の認識に対して新たな可能性を提示すると思われる。財産権アプローチは、社会の変化に柔軟に対処し、会計における資産認識を体系化する理論として位置付けられるだろう。資産を権利の束と捉える財産権アプローチは、リース会計における財務構成要素アプローチへの移行を理論的に支持する。最後に、会計認識に財産権の変化を取り入れて柔軟に対応しようとするならば、**図表 25** のように資産概念の広がりを図示できるだろう。リース会計における認識は、社会におけるリース取引の位置付けの変

---

[86] Furubotn=Richter [1997], p. 72.
[87] Cole=Grossman [2002], p. 317.
[88] FASB [1976], par. 122.
[89] 岸田 [1998], 73 頁。
[90] Alessi [1990] はこの点に関して、私的所有権から利用権、共同所有権までスペクトラムを移動すると

化とともに、所有権の移転から実質的（大部分の）所有権の移転を経て、残価保証や更新オプションといったサービス権の移転へと拡大しつつある。

図表 25　資産概念の拡大と会計認識の拡張

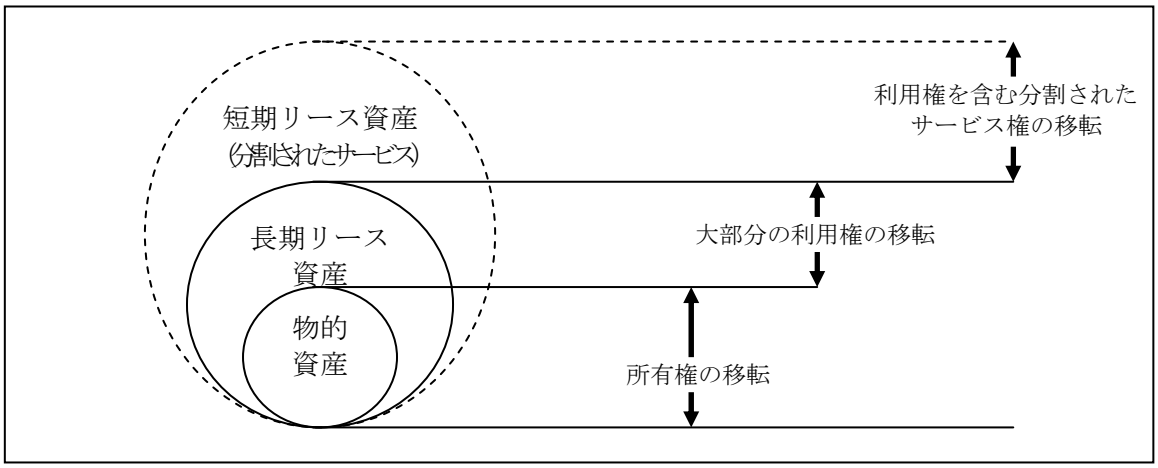

第 6 節　小括

本章では、特にアメリカのリース取引の会計基準設定に焦点を当て、いかにして実質の反映が行われてきたかを検討した。1970 年代に策定された SFAS13 設定の背景には、セール・アンド・リースバック取引の処理に対する批判があったが、そういった批判のみが大きな推進力であったわけではなく、それまでの実務慣行や原則を参照した議論が活発であり、規則的規範との整合性を図りつつ設定が進められた。その一方、現在のリース会計基準一本化の動きは、リース会計基準の濫用に対する批判が、大きなウエイトを占めていると言って良いだろう。現在の基準に対する企業の集合的な態度が、社会的規範からの逸脱とも捉えられており、それを排除するような方向で基準が大きく変わりつつある。

リース会計の流れを SFAS13 の設定と現在の議論に分けて考えると、SFAS13 の設定は、まさに法的所有権の認識から会計的認識の拡張の構図であり、規則的規範との整合性が慎重に検討された。その一方、現在の基準改訂の動きは、基準の濫用（形式優先主義）から

述べる。

基準の濫用の排除への構図であり、それを捕捉する形で規則的規範との検討が図られていると捉えられるだろう。本章では、財産権アプローチの観点から、新たなアプローチの理論的整合性を検討した。

第 9 章　会計基準設定による実質の反映―証券化・連結の会計基準

第1節　はじめに

本章では、エンロン事件でも問題になった SPE（特別目的事業体）の連結ならびに証券化取引に関する会計基準を対象として、経済的実質の反映を考察する。証券化取引は通常、SPE と呼ばれる事業体を介して行われる。SPE が連結対象となるか、つまり SPE を設立する企業が実質的に SPE を支配しており、オンバランス化するかどうかは、会計領域では実質優先主義との関連で議論されるトピックであり、取り上げることにしたい。ここでは、連結全般の会計基準全てを対象とするのではなく、証券化取引と関連する SPE の連結に限って論じることにする[1]。証券化取引とそれに伴う SPE の設立には、通常、会計および法律の専門家の知識が結集され、非常に複雑な構造をなしており、会計基準もそれに伴い複雑になっている。本章では、前章と同様に、実質概念の理論的検討を分析視角として、証券化取引の実質がいかに反映されているかに焦点を当てる。具体的に、次節で証券化取引と SPE の概要と関連する会計問題を提起し、第 3 節で会計基準に論及し、第 4 節で基準設定にかかるコメントレターを対象として、主張の分析を試みる。

第2節　証券化と SPE の連結問題

資産の証券化は、特に近年になってポピュラーになった取引である。証券化取引は、基本的に**図表 26** に示される関係のもとで行われる。まず、企業がオリジネーターもしくはスポンサーとして SPE を設立し、魅力的ではあるが流動性の乏しい資産をプールして SPE に譲渡する。SPE は、プールされた資産から発生するキャッシュ・インフローを担保として投資家に証券を発行すると同時に、証券の売却金を元手に、スポンサー企業から原資産を購入する。その際、投資家の間にはトランシェと呼ばれる優先劣後が付けられることが多い。その後、原資産から回収されたキャッシュフローは、証券の購入者（投資家）に分

[1] 実務的な視点から証券化に関する会計基準を詳細に解説するのが、本章の目的ではない。証券化に関する会計基準の丁寧かつ詳細な解説は、萩 [2005]を参照されたい。

配される。

ここで設立される SPE は、スポンサーとなる企業により設立された法的実体であり、スポンサー企業からの資産の移転を受け入れるといった、証券化取引に限定した目的のみを果たす存在である。つまり、SPE は証券化の目的以外は果たすことはなく、従業員もいなければ、物的な資産を有しているわけでもない。通常、SPE は従業員ゼロであり、経済的意思決定が不可能な、倒産から隔離されたロボットのような企業としての性格を備える[2]。SPE は、パートナーシップ、信託、法人といった様々な企業形態をとる。証券化に伴い設立される SPE は、多くは信託としての形態を選択するようである。

図表 26　証券化取引の概要

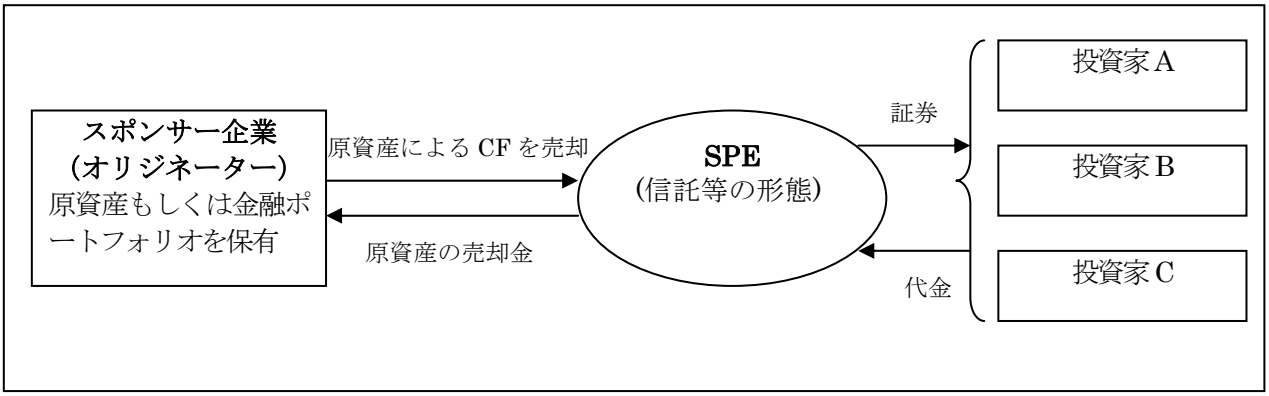

なぜ SPE を設立し、証券化を行なうのか。その主な目的として 2 つ考えられる。まず第 1 に、貸借対照表から非効率な資産を売却（オフバランス化）することによる資金調達（資本）コストの低減がある[3]。例えば、企業が回収可能性の低いローンを抱えている場合、減損対象となるため損失が発生し、利益を圧迫する。また、企業は流動性の低い資産を早急に資金に変換するのが必要な状況に直面する。そういった状況において、企業は倒産隔離の SPE を設立し、対象となる資産を SPE に売却し、証券化することにより、バランス

[2] Gorton=Souleles [2005], p. 2.
[3] Gorton=Souleles [2005], p. 2.

シートのスリム化を図り、かつ資金を調達することができる。第 2 に、保有資産のリスクの分散効果である。保有資産の価値下落リスクが高い場合、証券化を行なうことにより、投資家に対象資産のリスクが小口化され、分散されることになる。

このような証券化取引は、アメリカを中心に近年、増加の一途を辿っている。1995 年末には 2.4 兆ドルであった証券化債券の取引額は、2003 年 9 月には、3 倍もの 6.8 兆ドルに膨れあがっている[4]。**図表 27** を参照されたい。これは、証券化の際に発行される CP（コマーシャル・ペーパー[5]）のうち、AB(Asset-Backed)のものである。ABCP は、住宅モーゲージローン以外を対象とした証券化商品であり、特に CP の形態をとるものである。図表によれば、ABCP の割合は 1995 年以降、急激に増加しており、現在でもポピュラーな取引であることがわかる。

図表27　年代別のABCPの割合の変化

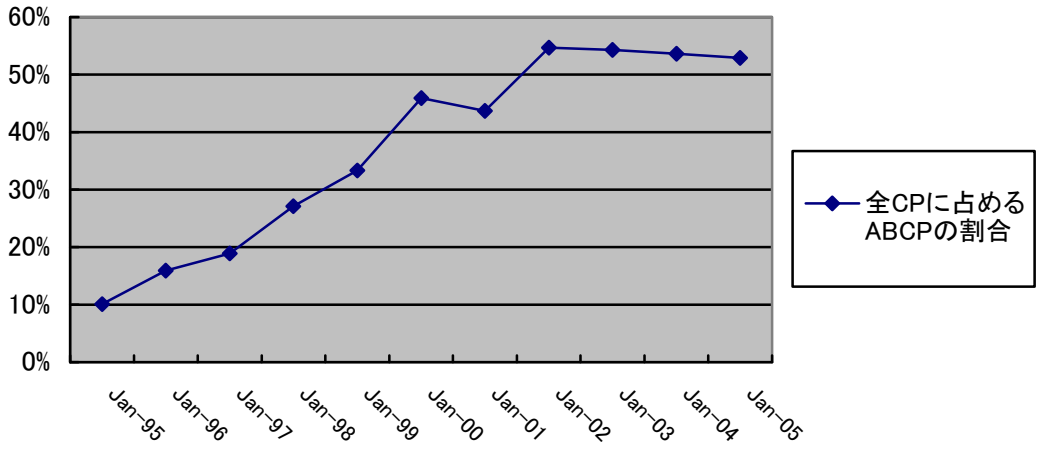

第3節　SPE 連結にかかる会計基準―エンロン事件以降の原則主義への転換

証券化および SPE に関する会計問題の論点がいくつか考えられるが、本章では特に金

[4] Dechow et al. [2005], p. 1.
[5] 事業会社が、短期資金調達のために発行する短期・無担保の約束手形のことで、証券取引法上の有価証券に相当する。

融資産の証券化に焦点を当て、主として①SPE が連結されるか、および②スポンサー企業の原資産がオフバランスされるかの 2 点に集約して論じる。前者に関して、スポンサー企業が SPE を支配しており、連結すべきか、さらには SPE から生じる利得・損失をいかに計上するかが問題となる。また、後者に関して、SPE に移転される金融資産または負債が売却されたと見なされるのか、それともローンと見なされるのかが問題となる。それぞれ関連する論点ではあるが、FASB は異なる基準や指針により主に対処している。

本節では、上記 2 つの論点のうち、まず SPE の連結問題を取り上げて論じることにしたい。エンロンの不正会計問題以来、特に SPE 連結に係る会計処理に注目が集まり、FASB は原則主義に基づく対応を指向し、基準設定に取り組んでいる[6]。この流れは、細則主義の会計基準を巧みに利用したエンロンの会計スキームという社会的規範からの逸脱に対する制裁が推進力となって、基準設定が進みつつあると捉えることができる。本節では、最近の動向を追うことにより、この点を確認することにしたい。

第 1 章でも取上げたように、エンロン事件以前は、SPE 連結に関する個別規定が存在してはいたが、基本的には ARB51 に依拠することになっていた。FASB は特別な形態をとる SPE の連結に関して、部分的に種々の EITF（EITF D-14[7], EITF 90-15[8]、EITF 96-21[9] など）を公表することにより対処してきた。ARB51 は、基本的に持株基準に基づき子会社の連結を判断するものであり、追加的に公表された EITF にも 3%規準等の規定が暗黙のうちに存在していたため、原債権者が SPE を設立し、3%規準に依拠しつつ意図的に資産をオフバランスし、見せかけの業績を良く見せるのが可能であった。これがエンロン事件を契機として、広く認識されるようになった問題である。エンロンの会計不正の発覚以

---

[6] 原則主義への流れは本論文第 3 章で既に論及している。

[7] SPE の連結を規定した文書であり、非連結の条件として(1) SPE の所有者の過半数が独立した第三者であり、実質的な資本拠出を行なっていること、および(2) SPE を支配し、SPE の資産（残余持分を含む）の所有に起因するリスクと便益が帰属することを掲げている。

[8] リース資産のレシー（借手）が SPE であるレッサー（貸手）を連結しなければならない規定として、①SPE の活動の実質的な全てが単一のレシーにリースされる資産関するものであること、②リース資産について期待される実質的残余リスクおよびほとんど全ての残余利益ならびに SPE の負債によって生じる義務がレシーに直接・間接に属していること、および③SPE の記録上の所有者がリース期間にわたりリスクに曝される所期残余持分投資（最低 3%）を実施していないことが挙げられた。

[9] EITF 90-15 の実務適用を詳説したもの。

後、FASB は積極的に SPE の連結に関する基準設定に取り組んできた。

2003 年 1 月に FASB により公表され、同年 12 月に改訂された FIN(FASB Interpretation)46 は、SPE を用いたオフバランス取引による利益操作の問題を背景にしつつ、FASB ならびに SEC による原則主義の主張の影響を受けたものである[10]。FIN46 は、従来の基準のように、議決権付持株の割合に基づき連結を規定するのではなく、変動持分(variable interest)という新たな概念を導入した[11]。

FIN46 によれば、変動持分とは事業体（証券化取引における SPE）の純資産の変動に応じて変化する、契約、所有、金銭に関する持分であり、変動持分を有する変動持分事業体を主たる受益者(primary beneficiary)が連結することを規定している[12]。問題は、被投資会社が変動持分を有するかどうか、さらに投資会社が受益者に該当するかどうかである。FIN46 によれば、変動持分事業体を連結するかどうかは、複数の段階を経て判断される。

まず第 1 に、以下の(a)・(b)いずれかの条件を満たす事業体は、変動持分事業体としてオフバランス（非連結）の可能性が残される[13]。逆に言えば、変動持分事業体ではない場合、議決権付株式数ベースの ARB51 が適用される。以下のいずれかの条件に当てはまるか否かは、事業体が組成される方法で判断する。

(a)リスクを負担する持分投資[14]の総額が不十分なため、第三者の追加的劣後債務支援(subordinated loan[15])なくして事業活動に必要な資金調達ができない

(b)リスクを負担する持分に対する投資家が、以下の 3 つの財務的支配の特質のうちいずれかを欠いている（全て該当すれば変動持分事業体ではない）

①議決権または同様の権利を通じて、事業体の事業の成否に重要な影響を及ぼす意思決定を直接または間接的に支配する能力を有する[16]（意思決定権）

---

[10] AAA Financial Accounting Standards Committee [2003], pp. 162-164.
[11] これには「SPE とは何か」という回答が困難で無益な議論を避ける目的があった。荻 [2005], 166 頁。
[12] FASB [2003b], p. 1.
[13] FASB [2003b], p. 6. 資産保有主体が変動持分を有さない場合は、通常の連結に関する基準（ARB51 と SFAS94）の対象となる
[14] 持分投資とは、その事業体の財務諸表にて資本として報告される持分を指す。
[15] 事業体の期待損失の一部または全部を負担する変動持分を指す。
[16] 例えば契約関係に関する条項等によってである。

②事業体の予想される損失を負担する義務がある（損失負担義務）

③事業体の残余財産から生じると期待されるリターンを受ける権利を有する（残余利益請求権）

(a)に関して、リスクを負担する持分投資には議決権付株式数には限定されない点が指摘されており、持株基準から支配力基準への転換が見られる。それでも(a)の規準は、基本的に定量的なものであり、事業体の総資産の 10%未満しか持分投資がない場合のみ、追加的な劣後財務支援なくして事業活動に必要な資金を調達するのに十分ではないとされ、変動持分事業体となる[17]。(b)に関して、視点が持分投資家に置かれ、意思決定等を通じた支配力が原則的に規定され、実質的な判断が要求される。

第 2 に、変動持分事業体が変動持分を有するかどうかが判定され、変動持分を有さない場合、非連結となる。ここで、変動持分とは、純資産の公正価値の変動に伴って変化する事業体に対する契約、所有、その他金銭上の権利である。言い換えれば、変動持分とはエクイティ（株式、出資等）を通じた投資、すなわち変動持分事業体の期待利益・損失の一部を負担する投資である。

第 3 に、事業体が変動持分を有する場合、単独でその過半数を所有する主たる受益者が存在するのであれば、当該受益者が変動持分事業体を連結する。言い換えれば、変動持分事業体の期待利益・損失の過半数以上を負担する受益者が連結することになり、至極妥当な基準である。ここで、単独で過半数以上の変動持分を所有していなくても、該当する受益者の関連当事者や代理人[18]の持分を合算して過半数を超える場合には、連結の対象になる。

最後に、過半数の変動持分を所有する受益者が存在しない場合には、関連当事者グルー

---

[17] 実質的に 10%定量的基準だけではなく、定性的分析を用いて総合的に判断することになっている。

[18] 事実上の代理人とは、以下のいずれかである。
①その会社の劣後財務支援なくして、必要な資金を調達できない者
②その会社から寄付または貸付けにより持分を得た者
③その会社の役員または従業員
④その会社の事前の承諾なしに有する持分を売却、移転、担保差入ができない契約の当事者
⑤緊密な業務関係がある者

プの中で、事業体に最も深く関係している事業体[19]が主たる受益者として変動持分事業体を連結する。同時に、主たる受益者とはならない受益者も、重要な変動持分を有する場合はその旨を開示することになる[20]。

基準で採用されている予想される損失の負担の義務ならびに期待される残余利益を受領する権利については、長期的視野からの変動性に基づいて生じるものとし、単なる予想変動損益および損益計算ではなく、変動持分以外の保有資産の変動損益により判断しなければならない。この判定は、次の理由から定量的分析よりも定性的分析によって強化できると考えられている。

①事業体が追加の劣後融資を得ずに、自己の活動が行えるかどうかの判断に、詳細な見積りや数学的な計算が不要な場合がある

②定量的分析が定性的分析よりも正確(緻密)かつ客観的な判断であるにもかかわらず、不正が見受けられる場合がある

上記に加えて、投資額の十分性による変動持分事業体の判断についても、10%規準によらず、定性的分析を優先とし、定量的分析を重視しないことを打ち出している。

このように、FASB が 2003 年に公表した FIN46 は、数的規準に基づき SPE の連結を判断するものではなく、期待利得を受領する権利や予想損失の負担義務といった原則に重点が置かれている。さらに、SPE がスポンサー企業（投資会社）から独立しているのか、また支配されているのかについては、実質的判断の重要性が指摘されている。一連の会計基準改訂は、エンロン事件以降に広く認識されるようになった会計基準の濫用に対する反発によってもたらされた、会計基準設定を原則主義へと転換する流れの中に位置付けることができる。

---

[19] 以下の事項に関連する事実・状況に基づき判断する。
①本人・代理人関係の有無
②関連当事者グループ内の各関係者と事業体の活動との関係や重要性
③事業体の期待損失の負担
④変動持分事業体の組成

[20] 主たる受益者でない企業は、①変動持分事業体との関係および関係が始まった時期、②変動持分事業体の性格・目的・規模および事業活動、③変動持分事業体との関係によりその企業にもたらされる損失

この観点から、新たな SPE 連結の基準である FIN46 は、社会的規範の逸脱に対する制裁として、原則を基底に置くことにより、SPE と設立会社との支配関係の実質を反映するに至った経緯と捉えられる。すなわち、複雑な構造をなす証券化取引に対し、3%規準のような形式優先主義から、実質優先の判断の介入の幅を広げた実質優先主義への転回があったのである。

第4節　証券化と基準濫用抑止の目的の衝突―SFAS140 へのコメントレターの分析

上記のように、FIN46 により規定される変動持分事業体の連結に関して、定量・定性の両基準による判定が、企業による意図的な連結外しへの対抗策として導入された。しかし先述の通り、証券化取引に関して、連結の問題に加えて、SPE への金融資産の譲渡が売却と見なされるのかという問題が存在する。**図表 28** に証券化取引の会計基準の体系図を図示した。図表左下の連結に関する FIN46 は、適格 SPE（以下 QSPE）にまで影響が及ぶものではなく、SFAS140 が SPE への金融資産の売却（適格 SPE の判定）に対処することになる[21]。FIN46 の冒頭には、QSPE は適用範囲に含まれない旨が記されている。QSPE は、FAS125（FAS140 の前身）において導入されたものであり、QSPE の規準を満たせば、SPE への資産を容易に売却と見なす、すなわち資産の消滅を認識することが可能であった[22]。

エンロンが行なっていた複雑な SPE を用いた意図的な連結外しは、投資家を欺いたものであり、社会的に見ても望ましいものではない。しかし、証券化自体は正当性を有する取引である。証券化のメリットとして、オリジネーターが流動性の乏しい資産を金融機関等の仲介機関を介さずに、証券化して資金調達できる点がある。さらに、資産に関わるリスクが小口化され、投資家に移転される。証券化のメリットであるこの「リスクの移転」

エクスポージャーの最大額の開示が要求される。詳しくは萩 [2005]を参照されたい。

[21] FIN46 の適用が及ばないものとして、他に「非営利組織」、「従業員給付制度」、「登録投資会社」、「保険会社の分別口座」、「政府組織」がある。詳しくは萩 [2005]を参照されたい。

[22] FAS125 は、QSPE の規定について抽象的なものであったため、連結に関する問題が提起され、その後の FAS140 の設定につながったようである。Hartgraves=Benston [2003], p. 254.

を会計的に反映しようとすれば、証券化取引を SPE への金融資産の売却と見なす QSPE 容認の方向も納得できる。エンロン事件の発生は、SPE を用いた証券化取引自体に原因が

図表 28　証券化に関する会計基準の体系図

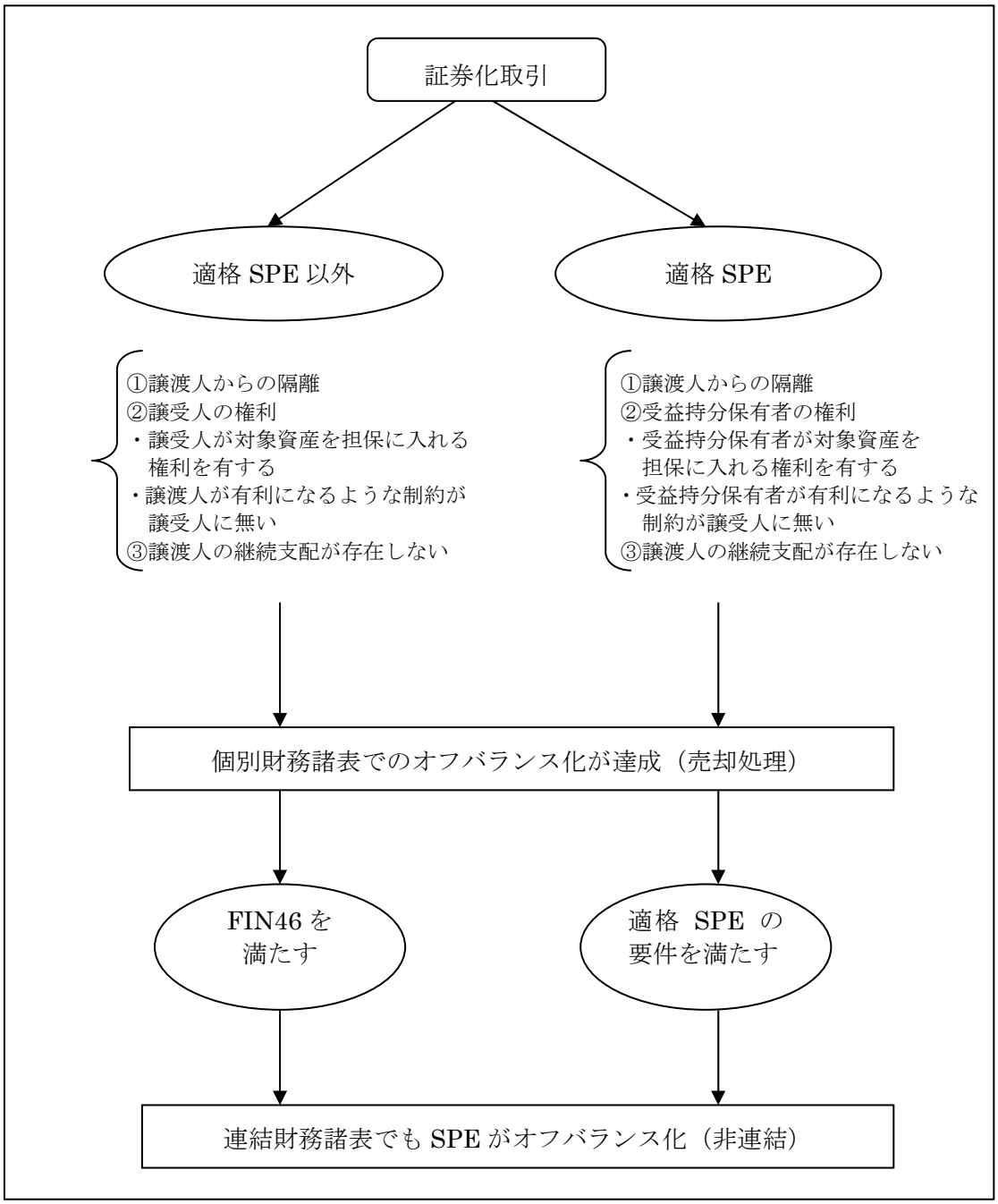

あったのではなく、主に内部の利害衝突によって引き起こされたという主張も見られる[23]。しかしながら、QSPE を例外的に容認すれば、巧妙な手口を用いた基準の濫用が再び発生する恐れがあり、基準セッターはいかに両目的、すなわち企業の正当な証券化の目的と基準の濫用の抑止という目的の間でジレンマに陥ることになる。ここに、証券化取引の経済的実質を会計上いかに反映していくかという問題に再び直面する。

証券化取引に対する会計基準として、過去に SFAS125 が存在していたが、エンロン事件が発覚する以前から、QSPE の存在は基準の濫用につながるのではないかと危惧されていた[24]。その後、2000 年に FAS125 を改訂した FAS140 では、QSPE の認定にさらに厳しい規準が課せられ、大きく以下の条件が規定された。

(1) SPE の譲渡人（オリジネーター）からの明確な分離[25]

(2) SPE の活動の制限[26]

(3) SPE の保有資産の制限[27]（受動資産の保有）

(4) SPE の資産処分の制限[28]

以上の要件を満たした場合のみ、FAS140 は QSPE への譲渡として、オリジネーターのバランスシートから譲渡資産がオフバランス化を認める。証券化の大きな目的として、バランスシートのスリム化があり、SPE が適格 SPE として連結の対象とならないのかどうかは、SPE を設立するオリジネーターにとって重要な問題である。しかしながら、エンロン事件以降、適格 SPE の判定をさらに厳格化しようとする動きが起こった。適格 SPE が資産のオフバランス化に利用され、第 2・第 3 のエンロン事件が発生するのを未然に防ぐ

---

[23] Schwarcz [2003], pp. 11-12.

[24] AAA Financial Accounting Standards Committee [2003], p. 165.

[25] 一般的な条件として、①譲渡人（オリジネーター）、その関連者または代理人が一方的に SPE を解散することができない、②SPE が発行する受益権持分 10%以上（公正価値ベース）が第三者によって保有されているが挙げられる。

[26]一般的な条件として、①活動が相当に制限されている、②当該 SPE の法的根拠文書またはその保有する譲渡金融資産を創設する根拠文書において、認められる活動が定められている、③譲渡人（オリジネーター）、その関連者、およびその代理人以外の第三者が保有する受益権持分の最低過半数の保有者の承認を得ることが、認められる活動に重要な変更を行なうために必要となる。

[27] 基本的に受動的性格を有する金融資産（保有に伴いサービスに固有の意思決定を必要としない）が対象となる。詳しくは荻 [2005], 81-85 頁を参照されたい。

[28] 文書に定められた事象や譲渡人によるコール・オプションの行使等、いくつかの理由による売却のみ

意図が少なからずあったように思われる。

具体的に、FASB は 2003 年 6 月に SFAS140 を改訂する公開草案を公表し、QSPE と認められる条件をさらに厳格化する規定を盛り込んだ。当該公開草案には、**図表 29** のような改訂点が提示されていた。FASB は、当該公開草案の冒頭において、本改訂の目的は QSPE が連結を意図的に外れている、つまり、裁量的に基準が濫用されているのではという恐れを FASB が表明しているのである。当該改訂は、移転される資産に対し継続的に支配を及ぼしつつも、連結を逃れていた処理を取り除くことを目指したものであった。

図表 29　公開草案の内容

該当パラグラフ	内 容
35e	SPE の連結の受益持分保有者に対する義務を果たすための流動性契約、財務保証もしくは SPE や受益持分保有者に追加的現金や資産を拠出するその他の契約の禁止 トータル・リターン・スワップ[29]や他のデリバティブ契約、もしくは SPE へ資産を拠出することを要するその他の契約の禁止
35f	次の①から③を除き、譲渡人（その関連者や代理人を含む）以外との信用補完契約がある場合、適格 SPE の連結とはならない ①信用補完契約の公正価値の半分以上を占める契約を提供する関係者が存在しない場合 ②受益持分の追加発行の意思決定する契約を提供する関係者がいない場合 ③非最優先受益持分保有者が契約を提供しない場合
35c	SPE が持分証券を保有することを禁止する
45	もし QSPE が事業体の存続期間以前に現金化されない契約条項が付された金融資産を保有する場合、当該金融資産の処分時期や方法を事前に決定する必要がある
83	もし資産の移転の結果として受益持分の発行に至る場合、移転資産の法的隔離を達成するために用いられる 2 段階目の SPE は QSPE とすることを求める

これら改訂案は、それぞれが実務上の細かな項目ではあるが、全体的に見れば、QSPE の要件が大きく厳格化される。その結果、数多くの SPE が QSPE には該当されず、連結対象となる SPE の範囲が大きく拡大される可能性がある[30]。例えば、パラグラフ 35c の要件は、持分証券を保有する SPE が FIN46 の対象となり、定性・定量的基準に基づき慎重

が容認される。詳しくは荻 [2005], 85-86 頁を参照されたい。

[29] 債券投資で発生する損失・利益などを受払いする取引。譲渡人は金融資産を売却するとともに、譲受人（SPE）と当該契約を締結することがある。この場合、当該金融資産の全ての金利キャッシュフローが、固定金利または変動金利と交換に譲渡人に送金され、当該資産にかかる公正価値変動も譲渡人によって吸収される。

[30] 萩 [2005], 158 頁。

に連結の可否が判断されることになる。また、パラグラフ 83 の要件は、それまで 2 段階目の SPE は QSPE としなくても売却処理が可能という見方が存在していたため、その見解を排除しようとするものであった。

これらの厳しい基準が課されることになると、複数の SPE が複雑な関係のもとで持分を持ち合い、オリジネーターが SPE のオフバランス化を達成するのは困難になる。2003 年 6 月に公開された当該公開草案に対しては、全体で 52 のコメントレターが寄せられた。その内訳を**図表 30** に示した。

図表 30　公開草案に対するコメントレターの内訳

	賛成	反対	明言されず	合計
金融機関	6%(2)	88%(29)	6%(2)	63%(33)
会計事務所	17%(1)	83%(5)	0	12%(6)
法律事務所	0	40%(2)	60%(3)	10%(5)
産業界	17%(1)	66%(4)	17%(1)	12%(6)
公的機関その他	50%(1)	50%(1)	0	3%(2)
合計	10%(5)	79%(41)	11%(6)	52

図表 30 の賛成／反対は、FASB の公開草案の大まかな動き（QSPE 厳格化）について、賛成か反対かの立場に分類したものである。コメントレターの多くは、SPE を利用するサービスを提供している金融機関によるものが圧倒的に多く、倒産隔離等の法律問題を扱う法律事務所も複数意見を寄せている。寄せられた主張としては、反対の主張が多数を占める。特に金融機関から猛烈な反対意見が浴びせられている。

次に、具体的な主張の中身を検討することにしたい。もしコメントレターを寄せた利害関係者が、FASB の危惧する基準の濫用を認識しているならば、その意向に対し反対の主張を行うか、少なくとも何か言及するはずである。**図表 31** にコメントレターの主張別にエンロン事件もしくは基準の濫用について言及しているか調査した。FASB がエンロン事件を背景とした基準の濫用を問題視して QSPE の厳格化に臨んだように、反対の主張を述べた関係者も、大部分というわけではないが、半数近くの割合で基準の濫用を問題視して

図表 31　エンロン事件もしくは基準の濫用への言及

	エンロン事件もしくは基準の濫用に言及する	エンロン事件もしくは基準の濫用に言及しない	合計
賛成	40%(2)	60%(3)	10%(5)
反対	44%(18)	56%(23)	79%(41)
明言せず	50%(3)	50%(3)	11%(6)
合計	44%(23)	56%(29)	52

いることが明らかになった。

さらに、コメントレターを送付した関係者が、いかなる主張を前面に出して自身の立場を表明したのかを分析する。図表 32 に特に明確な主張を分類し、その内訳を示した。公開草案に寄せられた多くの反対意見の根拠を示す主張の多くは、公開草案における新たなアプローチが従来の財務構成要素アプローチと一貫せずに、概念的妥当性を欠くというものであった。財務構成要素アプローチとは、金融商品を分割可能な単位（構成要素）の集合として扱い、個々の構成要素について、「支配の移転」を基礎にして、金融資産の中止を判断する方法であり、SFAS125 において採用されたアプローチである[31]。例えば、改訂点

図表 32　コメントレターにおける主張の内訳

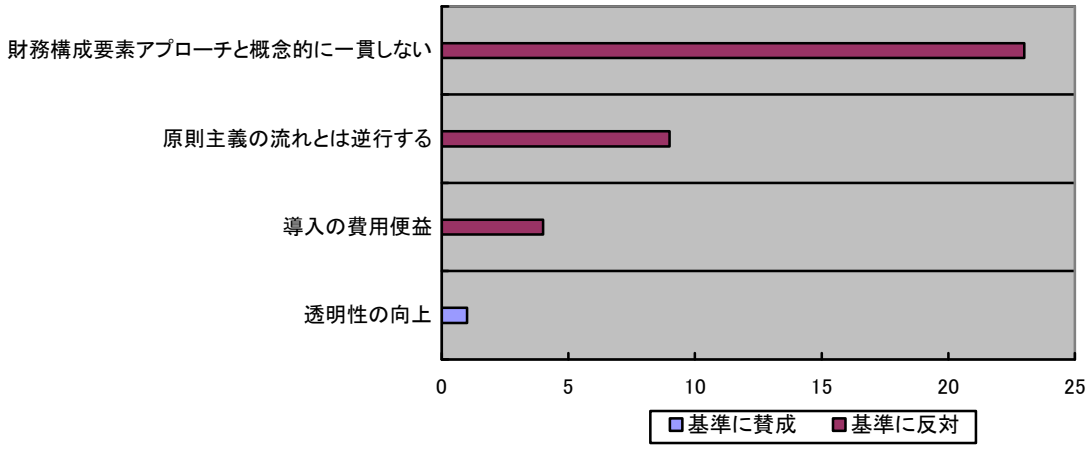

[31] 資産概念に関して、「分割され得る将来の経済的便益の束」という見方に基づく当該アプローチは、金融商品の商品特性を一層明確に示すものであると主張される。古賀［2003], 233 頁。

のパラグラフ 35e は、SPE が QSPE と判定されるために複数のデリバティブ契約を包括的に禁止しているが、このような契約を名目的に禁止するアプローチは、 SFAS125 からの流れを汲む財務構成要素アプローチとは一貫しないというのが、コメントレターに寄せられた反対意見の中心を占めている。さらに、その主張を支える論拠として財務構成要素アプローチという原則と一貫しているという主張が、次に多く見られる。それに対し、導入の費用便益を重視した経済的帰結の悪化を主張する反対意見は僅かであった。ゆえに、本公開草案に対する利害関係者の主張をまとめると、証券化取引（における QSPE の容認）のメリットを減少させることになる QSPE 厳格化の動きに対し、経済的帰結を前面に出して反対しているのではなく、むしろそれまでの財務構成要素アプローチという規則的規範が重視されているのである。

こうしたコメントレターの集計の結果、FASB は証券化取引の実質をいかに規定しようとしたのか。FASB は 2005 年に公開草案の改訂を公表している。その変化を**図表 33** に示した。

公開草案の改訂の結果として、利害関係者の主張が受け入れられ、全体的契約禁止規定の撤廃（パラグラフ 35e）や、2 段階目の SPE の QSPE の必要性に関する規定についても実質的に判断するよう変化しており、コメントレターの主張通り、改訂前の公開草案に見られた財務構成要素アプローチとは一貫しない規定が撤廃されている。これは、金融技術の発達によって導入されるようになった財務構成要素アプローチという規則的規範を重視した結果、証券化取引の実質が反映されるようになったと解釈できるのではないだろうか。

第5節　小括

本章では、証券化取引の会計基準に焦点を当てて、いかにして実質が反映されているのかを考察した。特に、SPE の連結問題と SPE への金融資産の譲渡が売却と見なされるかという問題（適格 SPE の判定問題）に分けて議論を行なった。

前者については、エンロン事件以降の基準設定の流れが原則主義へ動きつつあることか

図表 33　公開草案の改訂

該当パラグラフ	2003 年公開草案	2005 年 6 月改訂後
35e	SPE の連結の受益持分保有者に対する義務を果たすための流動性契約、財務保証もしくは SPE や受益持分保有者に追加的現金や資産を拠出するその他の契約の禁止 トータル・リターン・スワップや他のデリバティブ契約、もしくは SPE へ資産を拠出することを要するその他の契約の禁止	2 つとも撤廃
35f	次の①から③を除き、譲渡人（その関連者や代理人を含む）以外との信用補完契約がある場合、適格 SPE の連結とはならない（パラ 35f） ①信用補完契約の公正価値の半分以上を占める契約を提供する関係者が存在しない場合 ②受益持分の追加発行の意思決定する契約を提供する関係者がいない場合 ③非最優先受益持分保有者が契約を提供しない場合	撤廃
35c	SPE が持分証券を保有することを禁止する	SPE が持分証券を保有することを禁止する→変更（reissue という言葉から rollover に変更）。契約を規定する文書が便益持分の rollover を認めている場合、いかなる当事者も事業体と複数以上の関係を持つことにより、僅少額以上の便益を得ることができない。
45	もし QSPE が事業体の存続期間以前に現金化されない契約条項が付された金融資産を保有する場合、当該金融資産の処分時期や方法を事前に決定する必要がある	もし QSPE が事業体の存続期間以前に現金化されない契約条項が付された金融資産を保有する場合、当該金融資産の処分時期や方法を事前に決定する必要がある→事業体と複数以上の関係を持つことにより、僅少額以上の便益を得ることは、事実と状況を考慮するのみ規定となる
83	もし資産の移転の結果として受益持分の発行に至る場合、移転資産の法的隔離を達成するために用いられる 2 段階目の SPE は QSPE とすることを求める	もし資産の移転の結果として受益持分の発行に至る場合、移転資産の法的隔離を達成するために用いられる 2 段階目の SPE は QSPE とすることを求める→適格 SPE でなければ、譲渡者が連結すべきかどうかを決定する

ら、その影響を受け、SPE の連結問題をリスクや便益といった原則によって実質的に判断する方向へ移行した。これは、エンロン事件を背景とした利益操作に対する抑止力、すなわち社会的規範からの逸脱に対する制裁として、原則主義の名のもと基準設定が進められたと捉えられる。

後者については、SPE への金融資産の譲渡が適格 SPE への売却と見なされるかどうかが問題であり、基準セッターは意図的な連結外しという基準の濫用と証券化の正当な目的

との関係を考慮する必要があった。本章では、公開草案の改訂というプロセスのみを考察対象とし、コメントレターの分析した結果、適格 SPE を利用した会計基準の濫用に対する主張が、前面に押し出されたわけではなかった。むしろ、対象を構成要素に区分して認識するという、それまでの規則的規範が重視される形で多くの利害関係者からの強い反発があり、FASB も納得し、財務構成要素アプローチを再度重視するような動きをとった。本項の考察結果は、前章のリース会計基準の動きとは異なり、規則的規範が社会的規範の逸脱よりも重視され、基準設定に反映されたものと捉えられる。

産業における金融業の占める比重が高い昨今では、金融市場への参加者は、契約を締結する上で、キャッシュフローやリスクを多様な方法で組み合わせ、分離することにより開発された商品を売買する。複雑な金融商品が組み合わされた証券化取引が、顕著な例である。それに対し、個々の権利や義務を分離して認識する財務構成要素アプローチは、このような特性を最もよく反映すると考えられる[32]。開示も含めて[33]、今後の証券化取引の会計基準設定が、いかに決着がつくのか注目されるところである。

[32] SEC [2005], p. 45.
[33] SEC [2005], pp. 46-49.　SEC が最新の調査報告書において、証券化の会計処理による（旧 FAS140 ベース）オフバランス問題を追究し、脚注開示が不十分な点を指摘している。

第 10 章　会計基準設定による実質の反映―企業結合の会計基準

第1節　はじめに

本章では、企業結合会計に焦点を当て、経済的実質の反映を考察する。現在、M&A と呼ばれる企業買収が一般的に行われ、企業成長の有効な戦略となっている。M&A に関する会計基準も世界的に落ち着いたというわけではなく、未だに論争があり、FASB ならびに IASB により、現在も検討が進められている。本章では、企業結合会計基準における大きな転機となったパーチェス法への一本化という動きに焦点を絞り、企業結合取引と経済的実質の反映について考察することにしたい。

従来、企業結合に関する会計処理は、パーチェス法と持分プーリング法という 2 つの方法が併存していたが、FASB ならびに IASB が、企業結合会計基準をパーチェス法に一本化する決定を相次いで下した。この事実は、2 つの方法により企業結合取引の実質が反映されていたが、基準セッターにより疑問視された結果であると捉えることができる。果たして、パーチェス法のみを適用することにより、対等合併を含む全ての企業結合取引の経済的実質は反映されるのであろうか。

本章では、企業結合の一本化の動きの背景を探り、これまでと同様、実質反映の構図に基づき考察することにしたい。まず次節で、企業結合に関する 2 つの処理法を整理しつつ、アメリカにおける企業結合会計の変遷に論及する。第 3 節では、特にアメリカで持分プーリング法の濫用に対する認識が高まった点を指摘する。その上で、特に IASB の基準設定を対象として、コメントレターを分析する。

第2節　企業結合会計の 2 つの方法

近年、特にアメリカを中心に株主至上主義が浸透し、株価を重視する経営が一般的となりつつあるなか、企業の買収合戦が繰り広げられている。世界における M&A の総額は、1980 年代から急激に増加し、2000 年には 3.5 兆ドルと、世界の GDP の 10%を超える巨

額の規模を記録した[1]。これは、過去において比較的M&Aがブームとなった1980年代後半[2]の額の約7倍にも上る。さらに、全世界におけるM&Aのうち、LBO[3]の割合は、2000年の約2%から、2004年には10%弱近くにまで急激に上昇している[4]。M&A市場が一段と過熱するなか、会計基準も大きな変化を遂げた。

長い間、企業結合に関する会計基準は、パーチェス法と持分プーリング法が併存していた。1970年にアメリカで公表されたAPB16「企業結合」や1998年に改訂されたIAS22「企業結合」においてそうであった。その根底には、企業結合取引が「取得」と見なされるのであればパーチェス法が、対等合併のような持分の結合（真の合併）と見なされるのであれば、持分プーリング法が、取引の経済的実質を反映するという論拠によるものである[5]。

基本的にパーチェス法は、被結合会社の資産・負債を公正価値で測定し、識別可能な純資産額との差額を買入暖簾として資産計上する。一方、持分プーリング法は、被結合企業の資産・負債および利益剰余金をそのまま引継ぎ、株主持分を修正し、暖簾を計上することはない。

このうち持分プーリング法では、買収プレミアムとしての暖簾を計上した結果生じる暖簾の償却費を計上する必要が無い。加えて、減価償却なども合併前の低い帳簿価額に基づいて行うことができる。その結果、企業が持分プーリング法を採用すれば、合併後複数年度にわたり、買収会社の費用負担を軽減し、公表会計利益を押し上げることが可能となる。そのため、アメリカでは企業が持分プーリング法を選好し、「持分プーリング法を買う（pay to pool）」という企業行動が認識されていたようである[6]。

---

1 三井トラスト・ホールディングス [2005], 17頁。
2 当時、その背景にはレーガン政権による規制緩和や金融技術の発展があった。三井トラスト・ホールディングス [2005], 20頁。
3 LBOとはLeveraged Buyout（レバレッジド・バイアウト）の略語で、買収先の資産などを担保に資金を借入れ、その資金で企業買収することをいう。株価が割安で現金など換金性の高い資産を持つ企業がLBOの対象となる。企業買収に成功すれば、資産の売却や買収企業を他の企業に転売し利益を上げることができる。
4 三井トラスト・ホールディングス [2005], 22頁。
5 齋藤 [2004], 34頁。
6 岡部 [2000], 87頁。

アメリカにおいて企業結合会計基準が規定されたのは、1950年に公表されたARB（会計研究公報）40にまで遡る[7]。会計手続委員会（CAP）は、当時認められていた暖簾を持分から控除する方法を望ましくないと位置付けたため、持分プーリング法とパーチェス法をめぐっての論争があった[8]。その論争に対し、ARB40「企業結合」は、パーチェス法と持分プーリング法をそれぞれ「買収」と「持分の結合」であると規定し、両者の相違について、以下のように指摘した。「会計目的のためには、付帯条件のなかで持分の結合と買収の区別を見つけるべきである…持分の結合では、結合当時企業の全て、あるいは実質的に全ての所有持分が、そのまま結合当時企業の一つ、あるいは所与の目的により設立された新しい企業に継続する。一方、買収では、被買収企業の所有権の一部あるいは全てが禁止される(パラグラフ2)」。さらに、所有持分の継続性のほかに、①相対的規模規準[9]、②経営の継続性規準[10]、③類似性規準[11]の3つの条件を考慮して判断すべきとした(パラグラフ3)。さらに1957年には、ARB48「企業結合」が公表され、持分プーリング法適用要件の解釈が若干緩和され、経営者の裁量の余地が広がったと捉えられる[12]。

だが、当時から2つの基準の併存による基準の濫用が、危惧されていたようである。Gagnon [1967]は、1955年から1958年のNYSE上場企業の500の企業結合における企業結合と会計処理選択による会計利益の操作の関係を調査し、暖簾の額の大きさと持分プーリング法の頻度に正の相関がある可能性を指摘した[13]。さらにWyatt [1967] は、ARS48の公表(1958年)以後に、持分プーリング法への選好が強まったとして、Gagnon [1967]で提示された結果よりも状況は悪化していると論じた[14]。加えて、Copeland=Wojdak [1969]

---

[7] アメリカにおける企業結合会計基準の変遷は、梅原 [2000], 127-146頁を参照されたい。
[8] 1944年に公表されたARB24は、存続期間が不明な無形資産について、資産処理を原則とし、持分控除法をなるべく採用しないよう指示した。
[9] 結合当時企業の規模はほぼ同じであること。
[10] 経営者または経営者の支配権が継続すること。
[11] 事業内容が類似している、または補完的であること。
[12] 継続的に持分を有するかという点に関して、企業結合当事者に委ねられる部分が広がった。Gagnon [1965], p. 189, 梅原 [2000], 132頁。
[13] Gagnon [1967], p. 200.
[14] 背景には、1981年に公表されたARB51が企業結合の結果生じる暖簾の早期償却を要請したこともあると予想される。Wyatt [1967], pp.210-211.

は、1966－67 年における 118 の企業結合の会計処理を調査し、持分プーリング法が、利益を増加させるために利用されている点を指摘した[15]。

その後、APB 意見書第 16 号（企業結合）と 17 号（無形資産）が 1970 年に公表され、企業結合に関する会計基準としての地位を確立することになる。APB 意見書 16 号は、12 の規準を満たすことにより持分プーリング法を認めており(パラグラフ 46 から 48[16)、当該規準により、取引の経済的実質が反映されるとする主張を表明していた。12 の規準のなかでも厳しいのが、企業結合計画の完了時に、実質的に全て（90%）の議決権付普通株同士を交換するという要件（90%規準）である。持分プーリング法により反映される経済的実質は、「結合当事企業の互いの株主によるリスクの共有としての取決め（パラグラフ 28 および 29)」として表現された[17]。パーチェス法は文字通り、他企業の買収の経済的実質の反映としての位置付けであった[18]。

このように、持分プーリング法の濫用に対する批判が高まった結果、APB16 が設定されたと一般的に捉えられる。実際、1960 年代末期において、持分プーリング法とパーチェス法は、ほぼ 1 対 1 の割合で適用されていた[19]。持分プーリング法の適用に対する APB16 の規準の厳格化は、当時の社会的規範からの逸脱に対する、CAP による制裁と捉えて良いと思われる。

---

[15] Copeland=Wojdak [1969]は、買収企業が被買収企業の簿価を超える額を支払った際、パーチェス法/持分プーリング法のどちらの方法を選択したかを調査し、持分プーリング法への移行があり、結果的に利益増加仮説を支持する結果を得た。

[16] APB16 で規定される 12 の要件は以下である。**[結合当時企業の属性]**として、①企業結合計画の開始以前 2 年間に他社の子会社または事業部ではないこと、②結合当事企業が他社の企業結合からは独立していること（企業結合計画の開始直前に他結合企業の議決権付株式の 10%以上を保有していないこと)、**[持分の結合方法]**として、③企業結合取引が一取引であり、企業結合計画の開始以降 1 年以内に完了すること、④企業結合計画の完了時に、実質的に全て（90%）の議決権付普通株同士の交換取引であること、⑤企業結合計画の開始以前 2 年間および取引中に、結合当事企業が議決権付普通株同士交換しないこと、⑥企業結合計画の開始から完了までに、企業結合目的以外で議決権付普通株を再取得しないこと、⑦株主持分の比率に変更がないこと、⑧株主による議決権の行使が直ちに可能であること、⑨企業結合取引が計画通りに完了すること、**[計画取引の有無]**として、⑩結合当事企業が企業結合にかかる株式を再取得または消却しないこと、⑪結合当事企業が相手企業の株主に便益をもたらすような契約を結ばないこと、⑫企業結合以後 2 年間、重要な資産の処分を意図・計画していないこと、の 12 要件である。

[17] Joseph [2002], p. 102.

[18] Joseph [2002], p. 102.

[19] 梅原 [2000], 134 頁。

第3節　アメリカにおける持分プーリング法濫用に対する集合的な認識

第1項　SFAS141設定に至るまでの批判の高まり

持分プーリング法の適用を厳格化したAPB16は、企業行動にいかなる影響を及ぼしたのだろうか。Anderson=Louderback [1978]は、APB16公表以後の1970－74年における64の企業結合取引を分析し、持分プーリング法の適用による利益増加仮説を検証した。その結果、約85%の企業結合に持分プーリング法が適用され、APB16以前とさほど状況は変わらなかった[20]。しかし、この背景には、1970年から1973年の間、APB16の内容自体が複雑なため、実務に浸透していなかった点が予想される[21]。その間、AICPAは30の関連する解釈指針を公表したため、1974年以降、持分プーリング法の適用は激減し、10年後の1984年には約10分の1まで減少している[22]。

しかしながら、1980年代後半から、企業結合が大規模であり、影響力の強い(material)持分プーリング法は、増加している[23]。1990年代、再度M&Aブームが起こったアメリカでは、企業が持分プーリング法を選択するためにプレミアムを支払っていると問題視され、持分プーリング法の濫用の認識がより高まっていったようである。Davis [1991]によれば、当事、企業が早急に報告利益を高めなければならない逼迫した状況に直面した場合、パートナーである監査法人が、利益を上がっている企業を買収し、持分プーリング法を適用することで手っ取り早く会計目的を達成するのを提案することも想定されていたようである[24]。

アメリカにおける歴史上の大合併においても、買収企業によるプーリング法への偏向が明らかになっている。1991年、民営化されたAT&TがNCR社を買収したが、当時のアメリカにおける買収契約でも最大規模であった[25]。当該買収において、AT&Tは、持分プ

---

[20] Anderson=Louderback [1975], p. 342.
[21] Davis [1991], p. 101.
[22] Davis [1991], p. 103.
[23] Davis [1991], p. 104.
[24] Davis [1991], p. 99. さらにDavis [1991]は、持分プーリング法の起源自体、1940年代の公益事業同士による合併において、資産の評価替が目的であったことに対し、連邦電力委員会がそれを否認したことにあると指摘し、偶発的であったと指摘する。
[25] Lys=Vincent [1995], pp. 344-345.

ーリング法を適用するために 5 億ドルを支払おうと意図したことが明らかになった。AT&T は、民営化以後の業績拡大のため、IT 産業に参入する目的から、株価が割安と考えられていた NCR をターゲットして、買収交渉を始めた。AT&T は、買収の会計処理を持分プーリング法で行うと決めていたため、NCR に話を持ちかけ、APB16 の 12 の規準をクリアしようと試みた。もしパーチェス法が適用されていたならば、56.9 億ドルの暖簾が計上されることになり、AT&T は将来にわたる償却費により、持分プーリング法と比較して、EPS（1 株当たり利益）が 0.45 ドル低下していたのである[26]。AT&T は、NCR と交渉を進めるが、NCR は APB16 の要件を満たすのに共同するため、自社にとって有利な条件を AT&T にいくつか突きつけた。それでも、AT&T はそれに応え、巧みに買収取引を仕組むことにより、SEC の承諾を得た上で、持分プーリング法を勝ち取ったのである。最終的に、NCR との取引を持分プーリング法にするために、5 千万ドルの追加的支出を承諾した[27]。AT&T は、EPS の低下を防ぐ目的から、望ましい会計数値をもたらす持分プーリング法を獲得するために多額の費用を費やしたことになる。

AT&T 社の事例は、基準の濫用を行った典型的ものであるが、アメリカでは特に 1990 年代において、APB16 が濫用されており、基準セッターが望むように機能していないという認識が高まっていった。EPS といった会計数値の改善のためだけに、買収企業に対し追加的な支出を行うのは、純粋な事業目的に動機付けられた企業行動ではなく、単なる会計目的の達成を意図したものと言えるだろう。この点に関して Joseph [2002]は、アカウンタビリティの観点からアメリカにおける企業結合を分析し、持分プーリング法は不公平な競争環境を招くことになり、グローバル経済での民主的な資本主義おいて、競合他社に対する義務を果たさないことになると主張する[28]。

---

[26] Lys=Vincent [1995], p. 369.
[27] Lys=Vincent [1995], p. 365.
[28] 加えて Joseph [2002]は、意思決定有用性の観点から、パーチェス法による会計利益が合併後の株価の説明力が高いことを指摘する。Joseph [2002]は、合併を行った企業の合併前後の複数年（1984 年から 1991 年）の会計数値と株価との相関（説明力）を 2 つの方法（パーチェス法・持分プーリング法）に

第2項　SFAS141による問題解決

SFAS141は、このように持分プーリング法への濫用に対する集合的合意が高まった結果、企業結合取引に対する会計処理をパーチェス法に一本化したと考えられる。SFAS141の冒頭部分によれば、当該基準は、以下の問題を解決するために公表されたことを明示している。

(1) 企業間で異なる会計処理が選択され、比較可能性を損なう。

(2) 無形資産が多くの企業の経済的資源として重要性を増大させ、企業結合で取得される資産の割合の多くを占め、無形資産に対する情報ニーズが高まった。プーリング法の下では、これらの資産が反映されない。

(3) 異なる処理方法の併存がM&Aの市場競争に影響を与えている。

これらの指摘のうち、(2)は無形資産の重要性の増大という経済環境の進展というポジティブな側面を指摘しているのに対し、(1)と(3)は基準の濫用の可能性を暗示しているように思われる。SFAS141の冒頭部分において、持分プーリング法を選択適用するために取引を仕組むことによるコストは、必要なものではないとFASBは指摘している。

APB16の濫用の問題点とSFAS141による問題解決を明確に指摘しているのが、SEC [2003]である。SEC [2003]は、APB16を典型的な細則主義の会計基準だと批判し、取引自体が異ならなくても、代替的な2つの処理により会計数値が大きく異なるため、企業はしばしば望ましい会計数値（持分プーリング法の適用）を達成するために、困難な道を選択し、多くのコストを費やしていると大きく批判する[29]。その上で、持分プーリング法の例外適用は、企業結合における幻想的な比較可能性を提供していると述べる[30]。SEC [2003]は、SFAS141を取り上げて原則主義―対―細則主義のフレームワークから対比し、SFAS141がいかに望ましい基準であるかを力説する。その対比を**図表34**に示した。図表にもあるように、SFAS141はSECの理想とする目的指向型の会計基準であり、基準の目

基づき比較し、結果的にパーチェス法の方が、説明力が高いと結論付けている。

[29] SEC [2003], p. 15.

[30] SEC [2003], p. 15.

図表 34　SEC [2003] における SPB16 と SFAS141 の対比

基準の要素	細則主義(APB Opinion No. 16)	原則主義 (SFAS No. 141)
基準に目的が明記されているか	明記されていない	明記されている
基準の視点が明記されているか	明記されていない	明記されている
基準に十分な指針が含まれているか	不明	含まれている
数的な例外規定	有り	なし
判定基準(bright-line)	有り-持分プーリング法を区別する 12 の指針	なし-すべての企業結合にパーチェス法が適用される
基準に含まれる詳細な実務指針	有り	なし
多くの追加的指針の必要性	有り-APB16 の公表以後，SEC のスタッフから Staff Accounting Bulletin が、AICPA からは AICPA interpretations, the EIT からは数多くの consensuses の追加的指針が提供された	なし
企業結合の定義	なし	有り
比較可能性がもたらされるか	もたらされない-持分プーリングの適用に判定基準が存在するため，本質的には経済的に類似する取引異なった処理がなされる。	もたらされる

(出典：SEC [2003], pp. 24-25 に加筆・修正)

的や視点が明確で、正しい比較可能性が達成されると指摘される。その論理は以下のようなものである。

SEC [2003]によれば、SFAS141 は原則主義と細則主義の連続帯の最適なバランスをとる、目的指向型の会計基準であり、望ましいとされる[31]。SFAS141 は、企業結合を以下のように定義する。

「企業結合は、ある企業が一つまたはそれ以上の他の企業の事業を構成する純資産または持分を取得し、かつ当該企業または企業群に対する支配を獲得する場合に生じる（パラグラフ 9)」

この定義のもとでは、「支配」に重点が置かれ、支配する者が、支配される者を結合しなければならないという概念が貫かれている[32]。その上で、SFAS141 が APB16 と異なるのは、企業結合は支配の獲得であるという見方を貫徹し、例外規定を導入しなかった点にあ

[31] SEC [2003], p. 23.
[32] SEC [2003], p. 23.

り、基準の例外を巧みに利用した問題は引き起こされないと SEC は指摘する[33]。

このように、米国では細則主義の基準の典型として APB16 が位置付けられ、当該基準が濫用されているという社会的規範からの逸脱が集合的に認識された結果、濫用を抑制する制裁として SFAS141 の設定(パーチェス法への一本化)に至ったと捉えられる。

第4節　企業結合会計基準の一本化—IASB に対するコメントレターの分析

基準の濫用が顕著であるとされる FASB と同様に、IASB も企業結合会計基準をパーチェス法に統一化した。1983 年に設定（1993 年および 1998 年に改訂）された IAS22 は、「買収」にはパーチェス法（パラグラフ 17)、「持分の結合」にはプーリング法の適用しか容認せず、経営者の意図に基づく選択適用アプローチが抑制された。さらに、例外的な持分プーリング法が適用される「持分の結合」の条件として、結合企業前の議決権株式の交換や、公正価値の同規模性など、プーリング法が適用可能な規定を設けた（パラグラフ 13－16[34)]。IAS22 は、APB16 と比較すれば、極度に厳格な細則主義ではないと言えるだろう。加えて、国際会計基準の導入は強制ではなく、各国に委ねる選択適用としての位置付けであったため、IAS22 が濫用されているという強い主張は、アメリカほど一般的ではないと予想される。また、国際会計基準は潜在的に複数の国々を対象としているが、アメリカのように基準の濫用が存在しない国もあるだろう。

それでは、どのような動きが、IAS22 から基準の一本化へと突き動かしたのだろうか。確かに、SFAS141 以前の FASB による G4＋1 による公開草案にも、「企業結合に対する会計基準の unlevel playing field が国際的に拡張する（パラグラフ 84)」点が指摘され、国際的な M&A 市場に与える影響も見過ごせないものであろう。

そこで、IASB に寄せられたポジション・ペーパーに対するコメントレターを分析する

---

[33] SEC [2003], p. 23.

[34] IAS22 において持分プーリング法を適用する要件は、リスクと便益の共有である必要がある。その要件として、以下の 3 つがある。(a) 結合当事企業同士の議決権付普通株式の全てではないが、実質的に大部分が交換されるかプールされる、(b) 結合当事企業の一方の公正価値が、他方の公正価値と大きく異ならない、(c) 結合当事企業同士株主が、実質的に同様の議決権もしくは持分を維持する（パラグラ

ことにしたい。G4+1 による検討に基づき、1996 年に公表されたポジション・ペーパーは、以下の 6 つの質問を利害関係者に投げ掛けている。

1. 各国における企業結合会計に対する差異は、M&A市場に影響を与えているか
2. ポジション・ペーパーは、企業結合の会計基準は二分法よりも統一化を望む。この意見に賛成か。その理由はなぜか。
3. 特定の方法を考慮した後、ポジション・ペーパーは、企業結合の定義を満たす取引には、持分プーリング法を適用すべきではないと主張する。この意見に賛成か。その理由はなぜか。
4. ポジション・ペーパーは、全ての企業結合取引に対して、唯一の基準が適用されるべきと考え、パーチェス法が最適だと考える。この意見に賛成か反対か。その理由はなぜか。
5. パーチェス法の適用は、どちらが買収企業であるかの識別が重要であるが、識別が困難である場合、以下のいずれの代替案が望ましいか。その理由はなぜか。
   a. 結合企業のうちの一社を買収企業として指定し、パーチェス法を適用する。
   b. 買収企業を識別する追加的規準（例えば、いずれの企業の株主が合併後に過半数の市場価額を占めるか）を設けて、パーチェス法を適用する。
   c. 全ての合併企業にフレッシュ・スタート法を適用する。
6. ポジション・ペーパーは、パーチェス法の全面適用を主張するが、特定の状況においては、フレッシュ・スタート法の適用も容認されると認識している。特定の状況は、(a)買収企業が識別不可能である、(b)買収企業が識別可能だが、企業結合の結果として実質的に変更する、である。フレッシュ・スタート法の例外適用は、パーチェス法の全面適用よりも望ましいか。いかに対応すべきと考えるか。

当該ポジション・ペーパーに対し、IASC には 34 のコメントレターが各国から寄せられた。その内訳を示すと**図表 35** のようになる。

フ 16)。

図表 35　ポジション・ペーパーに対するコメントレターの立場

	賛成	反対	明言されず	合計
会計士団体・監査法人	%(7)	6	0	13
基準セッター	0	100%(2)	0	2
金融機関	33.3%(2)	66.7%%(4)	0	6
産業界(団体/個人)	50%(5)	40%(4)	10%(1)	10
政府その他個人	0	100%(3)	0	3
合計	41.1%(14)	55.9%(19)	3%(1)	34

コメントレターを寄せたのは、各国における会計士協会や産業界組織が大部分であった。また反対が賛成を上回る結果となった。これは、基準の一本化には障害があるということを示している。それでは、コメントレターを送った利害関係者が、基準の濫用に言及し、IAS22 の問題を認識していたかを調べた。**図表 36** は、コメントレターにおいて、基準の

図表 36　コメントレターにおける持分プーリング法濫用への言及

	持分プーリング法の濫用に言及する	持分プーリング法の濫用に言及しない	合計
賛成	84.6%(11)	15.4%(2)	10%(13)
反対	60%(12)	40%(8)	79%(20)
明言せず	100%(1)	0%(0)	11%(1)
合計	70.6%(24)	29.4%(10)	34

濫用(abuse)や関連する意味合いを含む用語に言及しているかどうかである。図表にもあるように、利害関係者の約 7 割が基準の濫用が存在することを認識している。特にパーチェス法の一本化に反対する者であっても、基準の濫用に言及している。この場合、持分プーリング法の判定規準を改善するという意見が多かった。

次にそれぞれの質問項目に対する回答を見てみたい。ここでの検討において重要なのは、上記質問 1 から 4 であると思われる。**図表 37** は、各質問に対する賛成/反対の内訳を示したものである。図表を見る限りでは、どちらかというと基準の一本化に反対する回答の割合が多いが、賛成もかなりの割合で存在する。それでは、いかなる主張のもと、賛成/反対

が提示されているのだろうか。コメントレターの問 2 から 4 に対する主張を、**図表 38** に示した。

図表にもあるように、コメントレターにより、特に反対の主張が顕著に展開されている。各国における規則的規範を重視し、対等合併のような稀なケースには、伝統的な持分プーリング法こそが、経済的実質を反映するという主張も見られる。対照的に、賛成意見にお

図表 37　コメントレターにおける質問への回答

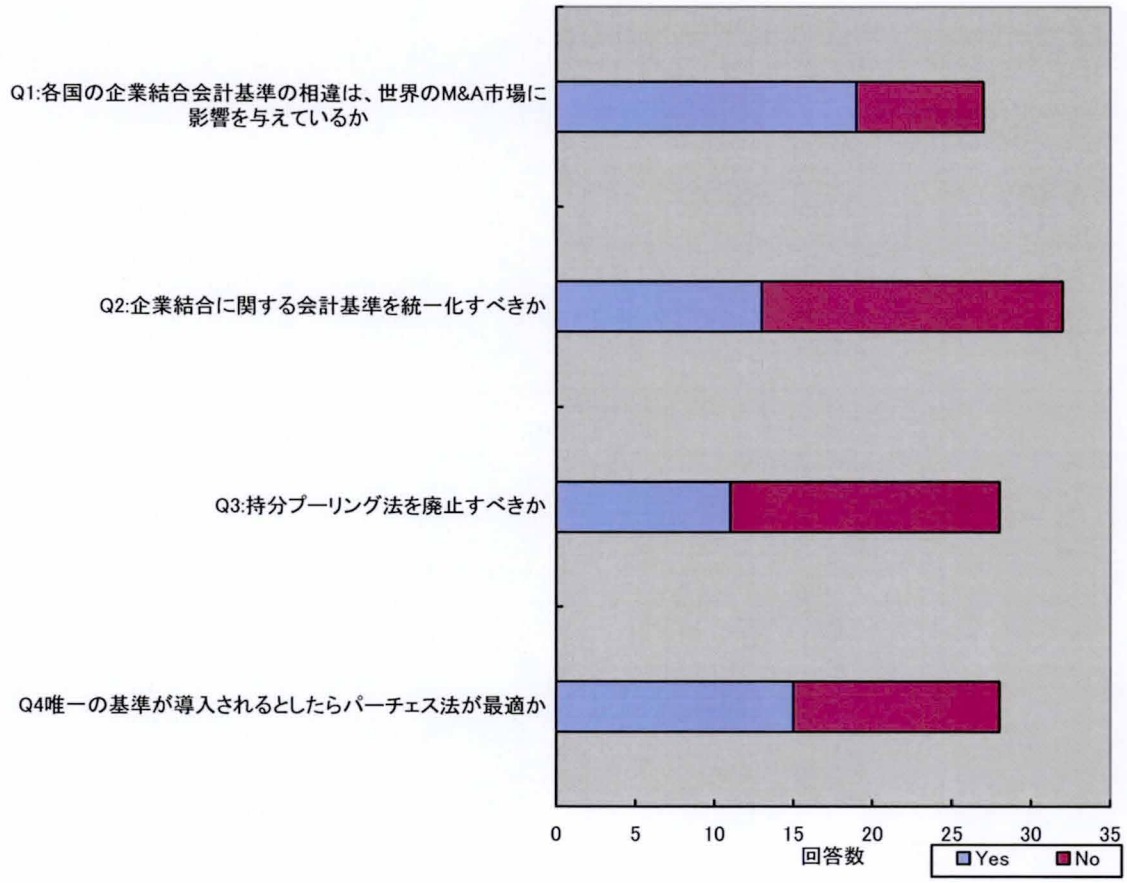

ける主張のうち、基準の濫用を指摘したものが多かったが、さほど明確な賛成の主張が提示されたわけではなかった。ゆえに、IASC はコメントレターで示されたように、持分プーリング法を維持し、伝統的な規則的規範を重視するのか、またアメリカにおいて問題視されている基準の濫用を抑制するのかを決定する必要性に直面することになる。

それでは、IASC はいかなる決定を下したのか。企業結合基準の改訂を意図し、2002 年に IFRS により公表された公開草案では、パーチェス法への一本化が念頭に置かれている。その冒頭部分において、パーチェス法と持分プーリング法の併存は、投資家の比較可能性を損ねている点に言及しつつ、「2 つの異なる基準が全く異なる結果を生み出すため、企業が望ましい会計数値をもたらすよう取引を仕組むインセンティブを作り上げている（パラグラフ I1)」と基準改訂の理由を説明し、社会的規範からの逸脱を問題視している。

図表 38　コメントレターにおける主張の内訳

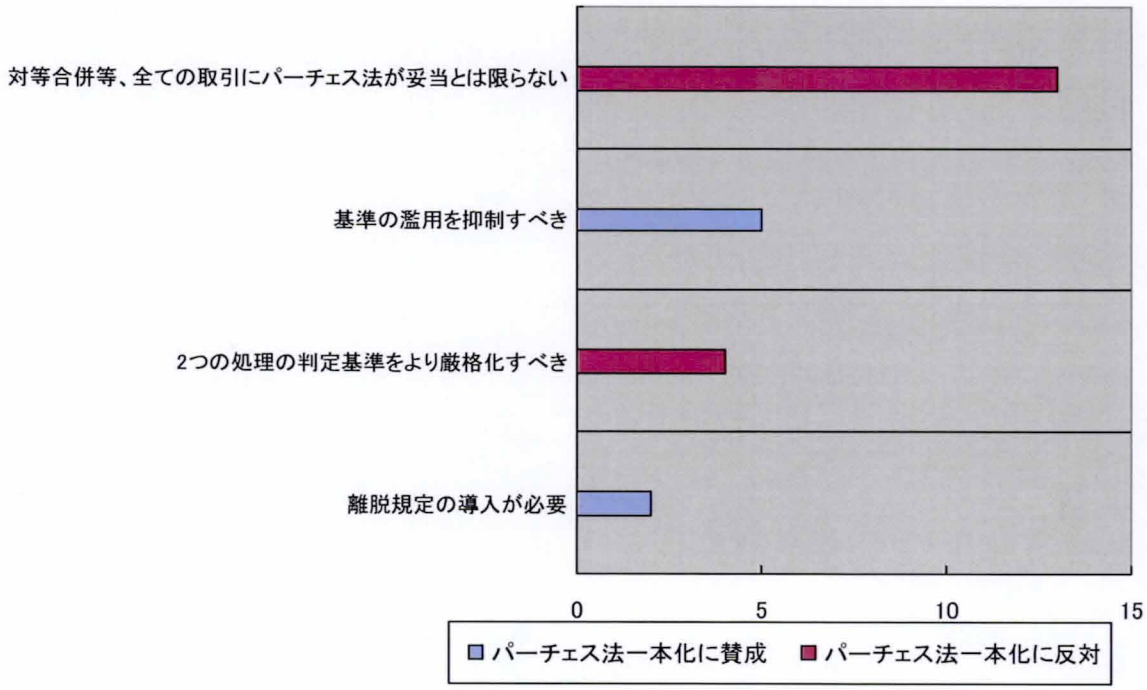

注目すべきは、IASB は FASB と同様に、基準の濫用を問題視したのに加えて、オーストラリアならびにアメリカが一足先に、パーチェス法に一本化したのと歩調を合わす必要性に言及し、改訂の理由を述べている（パラグラフ I2）点である。結局、IASB は、アメリカに加えて、オーストラリアにおける基準改訂の動きと歩調を合わせる形になった。アメリカおよびオーストラリアの M&A 市場は大きく、2005 年からヨーロッパで全面適用さ

れる IFRS が異なる基準を打ち出すことは、クロスボーダーM&A 取引にも影響を及ぼしかねない[35]。コメントレターにおいては、持分プーリング法維持への強い主張も相当数見られたが、IASB はアングロサクソン系の基準セッターの動きと歩調を合わす形になったのである。この動きには賛否両論があるだろう。

それでは、持分プーリング法排除を、規則的規範の観点から、会計理論との整合性は、いかに解決されているのか。IASB は、特に持分プーリング法排除の理論的説明として、「持分証券によって行われる企業結合は、所有者持分を継続させることにはなるが、そのような持分は企業結合の結果として変質していることに着目し、これらの議論を棄却した。結合当事企業の所有者は、企業結合の結果として、結合後企業の純資産に対する残余持分を保有している。プーリング法の適用によって提供される情報はこのような残余持分を反映できず、目的適合性に欠ける（パラグラフ BC31)」と説明される。

しかし、「持分の変質」に着目した場合、パーチェス法によって持分が変質する被取得企業のみならず、取得企業の株主の持分が変質するため、公正価値で評価替えするのでなければ、理論的な整合性が損なわれる。すなわち、IASB の理論の先にあるのは、パーチェス法への一本化ではなく、フレッシュ・スタート法への一本化である[36]。この場合、増資や減資によっても持分が変質することになり、その都度評価替えするのかという根本的な問題を孕み、これまでの会計学の考え方を覆す恐れがあり、危険を孕んでいる[37]。支配される側の持分のみが変質するという論理を突き詰める必要性があると思われる。

このように IASB の基準設定は、基準の濫用の抑制、およびグローバル M&A 市場を意識したアメリカ・オーストラリアによる決定への同調という社会的規範を重視した決定とを下したと捉えられる。そのため、持分の変質等、規則的規範や理論的整合性の問題は、若干後回しになっているように思われる。「持分の変質」に内在する理論的整合性がいかに

---

[35] 例えば、IASC [1998]に寄せられたコメントレターにおいて、カナダ公認会計士協会は、のれんに対する会計処理の相違が、クロスボーダー合併の相手国の選択に影響を与えている点を指摘している。
[36] 斎藤 [2004], 40 頁。
[37] 斎藤 [2004], 40 頁。

解決されるのか、今後の動きに注目することにしたい。

第5節　小括

本章は、企業結合会計におけるパーチェス法への一本化の動きに焦点を当て、企業結合取引の経済的実質がいかに反映されるのかを考察した[38]。アメリカにおいては、持分プーリング法の導入以降から、基準の濫用が問題視されておいた。1990年代のM&Aブームでは、大規模なM&Aに対し、持分プーリング法へのプレミアムが支払われているとの認識が高まり、社会的規範からの逸脱に対する制裁として、SFAS141（パーチェス法の一本化）が導入された。その後を追うように、IASB も持分プーリング法を廃止し、パーチェス法に一本化する基準(IFRS3)を設定した。基準の濫用が存在する可能性に加えて、アメリカならびにオーストラリアが先に基準を一本化したという事実が、IASB の決定に影響を与えていたと考えられる。すなわち、国際的なM&A市場の拡大・発展を考慮すれば、ヨーロッパで全面適用されるIFRSは、アメリカ・オーストラリアの基準と大きく異なることは、問題が伴う決定であったと予想される。

その反面、IFRS の決定により、対等合併に持分プーリング法が妥当であるという従来の規則的規範を重視した主張が、蔑ろにされることになった。既存の会計理論との一貫性から、「持分の変質」に着目した場合にも、パーチェス法が最適であるという主張が打ち出されているが、批判も指摘される。だが、SECが主張するように、企業結合は支配の獲得であるという見方を貫徹すれば、持分プーリング法のような例外は不要であり、獲得した暖簾を償却する必要がないという論理も納得できるだろう。

---

[38] 本章では暖簾の償却には言及しなかったが、パーチェス法のもとで計上される暖簾をいかに処理するかという問題も残る。アメリカにおいて、APB16以降にも持分プーリング法が濫用された理由として、APB17が暖簾の規則的償却を要請していたからという理由もある(Anderson=Louderback [1975], p. 340)。

第11章　わが国における実質優先主義

第1節　はじめに

これまでの本論文の分析対象は、主にアングロ・サクソン諸国の会計モデルであった。すなわち、アメリカ FASB を中心に、IASB や構成される G4＋1 の会計基準設定活動とそれに対するコメントレターを分析してきた。これらアングロ・サクソン諸国が近年抱える会計スキャンダルや蔓延する利益操作の問題は、株主至上主義や市場中心主義のコーポレート・ガバナンスによる経営が行き詰った結果として、もたらされたものであると指摘される[1]。そのため、これまでの考察で明らかになったように、それら諸国の近年の会計基準設定において、社会的規範からの逸脱という歪みを正す目的が、重要な位置付け占めているのは、当然の動きと言えるだろう。

対照的に本章では、アングロ・サクソン諸国とは異なる、わが国の会計基準設定に焦点を当て、いかにして経済的実質が反映されるのかを考察することにしたい。具体的に、リース会計基準と企業結合会計基準の設定を考察対象として取り上げ、同様に規則的規範と社会的規範の観点から解釈を加える。まず次節において、2 つの会計基準設定を概説し、第 3 章でわが国独自の特性の解釈を試みる。

第 2 節　会計基準設定による経済的実質の反映―リースおよび企業結合会計

わが国における会計基準設定には、欧米の会計基準との収斂もしくは調和化の必要性が大きな影響を与えることに異論の余地はないだろう。このような影響は、日本独自の会計慣行や会計原則といった規則的規範の重視を脅かすものである。国際的投資環境の整備を考慮し、会計基準を収斂させることは重要であるが、調和化の圧力により、わが国の規則的規範が蔑ろにされる場合、わが国企業の経済的実質が反映されない危機的状況が想定される。

[1] Coffee [2003], p. 30.

第１項　わが国におけるリース会計基準設定と実質の反映

（ｉ）わが国リースの概要と会計基準

わが国におけるリース取引の規模は、欧米におけるそれと比較しても規模は小さいが、その規模は年々拡大している。リース事業協会［2005]のアンケート調査によれば、1990年の調査以来、リースの利用率（過去の経験も含む）は僅かではあるが増加しており、2005年には過去最高を記録している。リース取引に対するわが国の会計基準は、欧米の基準とは大きく異なる。**図表 39** は、アメリカならびに国際会計基準のリース会計基準を日本と比較したものである。図表に示されるように、わが国の基準には所有権移転外リースという例外的規定が存在しており、他国基準ではファイナンス・リースとして処理される取引が、オフバランス処理されることが容認されている。所有権移転外リースという例外規定

図表 39　各国のリース会計基準の比較

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">日本基準</th><th>アメリカ基準</th><th>国際会計基準</th></tr>
<tr><td>定義</td><td colspan="2">ノン・キャンセラブル（解約不能）・フルペイアウト</td><td>財産の所有権に付随するリスクと便益の実質的な移転</td><td>資産の所有権に伴うリスク・経済価値の移転</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分類基準</td><td>所有権移転ファイナンス・リース</td><td>所有権移転外ファイナンス・リース</td><td rowspan="2">①所有権移転基準
②割安購入選択権基準
③見積経済耐用年数の75%基準
④公正価値の 90%基準</td><td rowspan="2">①所有権移転基準
②割安購入選択権基準
③見積経済耐用年数基準
④公正価格基準
⑤特別仕様基準
⑥補足的状況[2]</td></tr>
<tr><td>①所有権移転条項付リース
②割安購入選択権付リース
③特別仕様物件付リース</td><td>①見積現金購入価格の 90%基準
②経済的耐用年数の 75%基準</td></tr>
<tr><td>会計基準</td><td>オンバランス（売買処理）</td><td>オンバランス（売買処理）または オフバランス（賃貸借処理）＋注記</td><td>オンバランス（売買処理）＋注記の説明</td><td>オンバランス（売買処理）＋注記の説明</td></tr>
</table>

（出典：茅根［2005], 図表 2 を参照に作成したものである）

は、リース取引について財務情報利用者に対する情報提供の充実と、税務上の処理との関

[2] 以下の 3 つの状況は、5 つの判定基準を補足する意味で例示される。
①契約の解約により被る賃貸人の損失に対する賃借人の負担
②残存資産の公正価値変動による利得または損失の賃借人への帰属

係を含む現行の実務慣行との調整という 2 つの目的の間の妥協的決着の結果であった[3]。その結果、わが国では 2 つの基準を満たせば、所有権移転外（ファイナンス）リースとして分類され、売買処理の他に賃貸借処理と注記という処理が容認されているのである[4]。

わが国の企業の大部分が、所有権移転外リースについて賃貸借処理を行っているようである。**図表 40** を参照されたい。図表 40 は、日本基準で財務諸表を作成した企業のうち所有権移転外ファイナンス・リースの処理方法に関する記述のある企業（連結：1,051 社、個別 1,266 社）を対象として調査したものである。図表にもあるように、所有権移転外リ

図表 40　所有権移転外ファイナンス・リースの処理方法

	連結		個別	
	企業数	構成比	企業数	構成比
売買処理	3	0.3	2	0.2
賃貸借処理	1,048	99.7	1,264	99.8
合計	1,051	100.0	1,266	100.0

（出典：リース事業協会［2003］、表Ⅰ-3 を抜粋したものである）

ースが売買処理され、オンバランスされるのは、ほんの僅かのようである。この結果を見れば、わが国では、ほとんどの所有権移転ファイナンス・リース取引が基本的に賃貸借処理されており、開示で補足することが慣行として定着しているといって良いだろう。

こういった所有権移転外・リースについて、民間の会計基準セッターである ASBJ は、その是非を検討することを決定した。2002 年 8 月から、リース会計専門委員会が、所有権移転外リースの賃貸借取引の廃止について検討を開始した。その主要な目的は、国際的動向との調和を図るためのものであった。欧米の基準と比較すれば、日本の所有権移転外リースの例外規定は、奇妙な存在であったのである。

図表 41 は、リース事業協会がリース会計基準改訂（所有権移転外ファイナンス・リー

③著しく低額なリース料による賃借人による再リース

[3] 茅根［2005］, 5 頁。

[4] 注記の内容としては、資産情報（取得価額相当額、減価償却費相当額、期末残高相当額）、負債情報（利息相当額を控除した未経過リース料期末残高相当額）、損益情報（当期支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額）および処理基準（減価償却費相当額ならびに支払利息相当額の算定方法）が要求され、時には省略も容認される。

スの賃貸借処理の廃止）の賛否を 1,194 社に質問した結果である。基準に反対した企業が圧倒的な数を占める。反対理由としては、事務負担軽減のメリットが失われる（約 7 割）といった経済的帰結に基づく主張や、現在の注記で十分である（約 6 割）というものが多い。賛成の理由としては、国際基準との調和というものが最も高くなっている。

図表 41　わが国リース基準改訂へのアンケート

	回答企業数	構成比
反対である	994	83.2
賛成である	86	7.2
わからない	112	9.4
無回答	2	6.2
合計	1,194	100.0

（出典：リース事業協会 [2003]、表Ⅱ-9 を抜粋したものである）

そのため、このアンケート結果により、わが国企業のリース取引に対する会計処理に関して、欧米（特にアメリカ）のように、基準が濫用されており望ましくないという集合的合意が、未だ形成されていない段階であることが理解できる。一方、所有権移転外リースについての賃貸借処理は、規則的規範として合意されたものであると考えられ、国際的調和化の必要性から、それを廃止することにより、実質が反映されるかどうかは疑わしい。その一方、わが国のリース会計基準が濫用されているという点が明らかになれば、その制裁として所有権移転外リースの例外規定は一気に廃止へと進むと予想される。

財務会計基準委員会 [2003]による検討の結果、リース会計専門委員会は、結局、反対意見と賛成意見の決着をつけることができず、議論を一旦中断することを決定した。当該委員会による中間報告においても、「我が国の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準制定以前から賃貸借取引として根付いており、リース会計基準制定時も、その理解のもとに例外的に賃貸借処理が認められている。賃貸借処理が会計基準に採り入れられ、その方法が実務に広く採用されてきたことは、実務慣行として認知されている証左である。リース会計基準制定後、これらの状況に全く変化はなく、また、所有権

移転外ファイナンス・リース取引自体にも何ら変化はないため、現状で会計基準を変更する理由はない[5]。」、また「現状の我が国の処理が国際的な会計基準と差異があるとしても、我が国の取引実態を反映したものであり、会計基準を変更する理由とはならない[6]。」といった主張が展開されており、わが国独自の規則的規範と一貫した基準設定が意図されていると思われる。

第 2 項　わが国における企業結合会計基準と実質の反映

リース会計のみならず、企業結合会計基準もわが国独自の規則的規範が重視された結果となっている。第 10 章で論じたように、FASB ならびに IASB がパーチェス法に一本化したのに対し、わが国の基準は「企業結合にかかる会計基準の設定に関する意見書」が 3 年を超える審議を経て、2003 年 10 月末に公表された。当該基準は、パーチェス法を基本としながらも、限られた状況においては、持分プーリング法の適用を容認する点において、海外の基準とは異なり、日本の独自性を打ち出したものと言える。持分プーリング法の余地を残した理由として、「取得側を決められない企業結合において、持分が清算されない結合企業なら、資産や負債の全面的な評価替えもないというわけである。情報の有用性という観点からも、我々は双方の持分が継続したまま結合する継続企業間の合併を、通常の取得と区別するのが望ましいと考えた[7]」点が挙げられる。さらに、当該基準は基準の濫用ができるだけ生じ得ないよう、共通のルールを体系的に定めている。新たな基準による持分プーリング法適用をフローチャートに示すと、以下の**図表 42** のようになる[8]。

まず、企業結合に関する対価の種類に関して、現金等の対価による取引は、パーチェス法が適用される。この場合、対価を受領する非結合企業の株主は、株式を引き渡して、株主たる地位を引退しているため、持分の継続は認められない。具体的には、6 つの要件が

---

[5] 企業会計基準委員会 [2004]。
[6] 企業会計基準委員会 [2004]。
[7] 斎藤 [2004], p. 4.

図表 42　わが国企業結合会計基準における持分プーリング法の適用

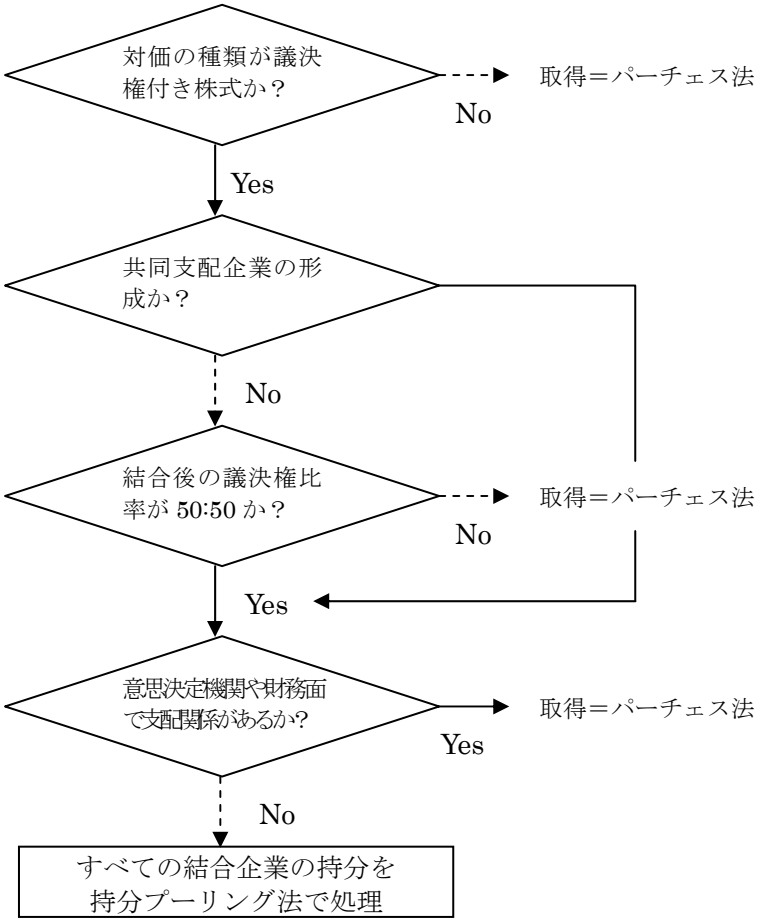

規定されている[9]。6 つ全ての要件を充たす企業結合取引が、契約等により共同支配明らかになる場合以外は、議決権比率が判定規準となる。この場合、議決権比率が 50 対 50 から上下おおむね 5%の範囲内にあることが持分プーリング法適用に必要とされる。最後に、共同支配型の企業結合も含めて、議決権比率以外の事実により原則的に判定が下される[10]。

---

[8] 斎藤 [2004], p. 43 を参照に作成した。

[9] 企業結合に対して支払われた対価の全てが、原則として、議決権のある株式であると認められるためには、同時に以下の要件の全てが充たされなければならない (注 2)。

1. 企業結合は、単一の取引で行われるか、又は、原則として、1 事業年度内に取引が完了する。
2. 交付株式の議決権の行使が制限されない。
3. 企業結合日において対価が確定している。
4. 交付株式の償還又は再取得の取決めがない。
5. 株式の交換を事実上無効にするような結合当時企業の株主の利益となる財務契約がない。
6. 企業結合の合意設立日前 1 年以内に当該結合目的で自己株式を取得していない。

[10] 以下のいずれにも該当しない場合には、試合関係を示す一定のリースがし存在しないものとする(注 4)。

このように、わが国の企業結合会計基準における持分プーリング法の適用には、非常に厳しい規準が課せられており、過去のアメリカ APB 意見書 16 号とも類似する規定が含まれている。前述のとおり、この理由は、双方の持分が継続したまま結合する継続企業間の合併の実質を、持分プーリング法により反映させようとする意図に基づくものである。この点において、伝統的に持分プーリング法を適用してきたわが国の規則的規範とも一貫する。しかし、例外規定を厳格化することは、かえって基準の濫用を招く恐れもある。また、企業会計審議会での議事録においても、当該基準を厳格に適用したとすれば、持分プーリング法適用が想定されるのは、「2.5%や年間数件というほんの僅かになる[11]」と想定されており、例外規定をわざわざ残す意義にも疑問が呈される。

結果的に、我が国の企業結合会計基準は、持分の結合と見なされる取引には持分プーリング法を適用するという、従来の基準・慣行を重視した形となっている。その背景には、欧米諸国と比較して、持分プーリング法の濫用という社会的規範からの逸脱が、わが国ではそれほど問題視されなかった経緯があると思われる。

第3節　アングロ・サクソン諸国との相違の解釈

わが国におけるリース会計および企業結合会計基準の設定に関して、基準が濫用されているという集合的な認識レベルは強くなく、従来の規則的規範が重視されるかたちで基準設定が進められていると認識される。リース会計基準については、所有権移転外リースという他国には例を見ない例外規定が存在しているにもかかわらず、それが一般的な慣行として定着しており、実質を隠蔽しようとする意図が認識されてはいないため、基準セッターも海外の動きと無理に歩調を合わせようとはしなかった。企業結合会計基準についても、

1. いずれかの結合当時企業の役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（重要な経営事項の意思決定機関）の構成員の過半数を占めている。
2. 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等により、いずれかの結合当時企業の株主が他の結合当時企業の株主より有利な立場にある。
3. 企業結合に日後 2 年以内にいずれかの結合当時企業の大部分の事業を処分する予定がある。
4. 企業結合の対価として交付する株式の交換比率が当該株式の時価に基づいて算定した交換比率と一定以上乖離し、多額のプレミアムが発生している。

「取得」を原則としながらも「持分の結合」と見なされる取引には、持分プーリング法が経済的実質を反映するという根拠から、維持される結果となっている。

これらの事実を鑑みれば、欧米の動きと比較して、わが国では社会的規範の逸脱と捉えられる基準の濫用があまり表面化せず、会計基準の設定・改廃に大きな影響を及ぼす傾向がないように予想される。この相違に関して、わが国における企業特性および信頼としての規範の観点から捉えて解釈することにしたい。

まず、わが国の企業特性は、アングロ・サクソン諸国を代表するアメリカとは伝統的に異なる。**図表 55** を参照されたい。図表 55 は、日米における企業特性の相違点を浮き彫りにし、要約したものである[12]。

図表 55　日米の企業特性の相違

	日本	アメリカ
企業の所有	企業は経営者の身内や従業員のものであるという意識が強い	企業は株主が経営者（および従業員）を雇い株主価値の最大化を目指す契約組織である
企業の目的	「従業員」から成る企業の成長に十分な資本蓄積を行う	キャピタル・ゲインと配当を通じて株主価値増大の実現を目指す
経営者の意思決定	経営者の意思決定に利益の短期的な変動はそれほど大きな影響は与えない	経営者は企業の競争優位性を妨げるとしても、短期的な利益の獲得を強調するような行動に従事する
利益操作の背景	経営者は継続的な利益を長期的に創出することに努める	経営者は短期的な利益の最大化に努める

（出典：Hazera [1995], Exhibit 1 を加筆・修正したものである）

まず、企業の所有と目的の相違は、両国の企業発展の歴史からもたらされたものである。日本企業は伝統的に家族としての会社観が存在し、企業の資源は、従業員を代表する経営者や取締役によって管理されるものであるという意識がある[13]。その一方、アメリカ企業は株主によって所有され、伝統的に株主価値を増大することで信頼を得てきた経緯があり、

---

[11] 2002 年 12 月 6 日の企業会計審議会第 23 回第一部会の議事録による。

[12] 日本の伝統的な企業特性は、グローバル化の波のなか、少しずつ減少する傾向がある。近年の IT 産業を中心とするニューエコノミー企業では、特にそれが顕著であると思われる。

[13] Hazera [1995], p. 487.

株主の富を増大しようとする意識が比較的高い。ゆえに、両国における経営者の一般的な意思決定は、短期的利益の追求か長期的利益の追及の間で大きな相違が生まれる。その結果、両国における利益操作の傾向にも相違が出る。アングロ・サクソン諸国を代表するアメリカでは、特に株式市場を意識した短期的利益の操作が発生しやすいと予想される。加えて、アメリカでは株式市場にサプライズをもたらすような、行き過ぎた利益操作が行われる可能性が高く、社会的にも目に付きやすいと考えられる。その一方、わが国では短期的な利益操作を助長する要因はさほど大きくないため、行き過ぎた利益操作が行われる可能性が低いと想定される。

さらなる論拠として、信頼(trust)としての規範の側面から検討する。一般的に著名な論者と同様に多くの研究者から、日本の社会・ビジネス環境には、相互の信頼関係が存在すると述べられる[14]。また、コミュニティとしての企業群を形成してきたわが国では、信頼の度合いがアメリカよりも強いと予想される[15]。だが、専門家の観点からの分析による見解は異なる。通俗的に考えられている日本の信頼関係の特徴は、一般的な人間の善意の信念に基づく信頼ではなく、むしろ長期間にわたる繰り返された人間関係の取り決めから生じる相互の保険のようなものであると分析される[16]。

Yamagishi=Yamagishi [1994] による実験結果からも、一般的な信頼のレベルは、日本人よりもアメリカ人が高いと示されている。そのパラドックスな結果の理由として、信頼は社会の不確実性[17]を低減させるために必要であると強調される。換言すれば、社会の不確実性が小さい程度においては、他者を信頼することはさほど必要とはされないのである

---

[14] Yamagishi=Yamagishi [1994], p. 130.

[15] 例えば、典型的な日本の系列システムのネットワークは、リスクを軽減し、取引コストを低下させ、コミュニケーションを円滑にし、企業間関係を進め、ネットワーク外からの競争を排除していたと指摘される。

[16] Cook=Hardin [2001], p. 340.　Yamagishi=Yamagishi [1994]によれば、信頼とは社会の不確実性を引き起こす問題への解決策を提示するものであり、特に他者や組織との間における信頼に焦点を当てている。また、「信用」と「信頼」は概念的に区別される。前者は他者の能力に対する期待であり、後者は他者の善意や好意的な意図を指し示す。一般化された信頼は、人間自身に内在する善意に対する認知的信念であるが、知識に基づく信頼は、特定の事物に限定される(Yamagishi=Yamagishi [1994], p. 131)。

[17] 社会の不確実性は、行為者が他者の意図を正確に把握できず、かつ他者が行為者に対し不誠実に行動するインセンティブを有する状況が存在する程度と定義される。

[18]。すなわち、信頼は他者の意図に関する不完全な情報を処理する際のバイアスとして定義されるのである[19]。また、「信頼」と「確信(assurance)」も区別される。前者が他者の個人的な特性や意図に基づくのに対し、後者は人間関係を散り巻くインセンティブ構造に関する知識に基づくものである。日本社会は、集団主義を基底とした、相互の行動の確信によって特徴付けられる[20]。

しかし、一般的な信頼を比較的に重視しない日本社会にも、マイナスの要素がある。日本社会は集団主義を重視するため、外部のより良い状況（企業にとっては利益獲得）を重視せず、集団の外部に存在する機会費用が増大することになる。一般的な信念としての他者に対する信頼の度合いがアメリカ社会よりも低いため、集団の中に留まることを望む傾向が強いのである。

この考え方を会計に応用すれば、アメリカ企業（の経営者）は、社会の不確実性が高くても、外部の人間（投資家や監査人）の信頼を期待し、利益操作の機会を掴もうとする傾向が強いと思われる。容認される利益操作の境界は曖昧であるため、時には経営者が行き過ぎた処理に手を染め、社会的規範を逸脱するような処理が表面化するだろう。一方、コミュニティとしての相互関係を重視する日本企業は、社会の不確実性が低い従来の関係・慣行（規則的規範）を重視する傾向が強いのではないかと解釈できる。その結果、わが国の基準設定において、突出した利益操作を行う企業（経営者）は比較的少ないため、社会的規範（からの逸脱）が大きな推進力とはならずに、従来の規則的規範が重視されるかたちで、基準の設定が進められていると解釈できるのではないだろうか。

第4節　小括

本章では、これまでの検討を踏まえて、わが国の会計基準設定により、いかに経済的実質が反映されているのかを考察した。特に、リース会計基準と企業結合会計基準の最近の

[18] Yamagishi=Yamagishi [1994], p. 135.
[19] Yamagishi=Yamagishi [1994], p. 136.
[20] Yamagishi=Yamagishi [1994], p. 160.

設定動向を検討し、両基準とも、日本独自の規則的規範を重視した基準設定が進められている点を明らかにした。多くの企業で採用されている所有権移転外リースの例外規定は、欧米の基準とは極めて異なるにも係わらず、基準の濫用として排除されるまでには至らなかった。また、企業結合会計基準についても、持分プーリング法を維持し、アメリカ、オーストラリアならびに IASB の基準設定とは一線を画す結果となっている。本章では、このような動きを 2 つの観点から解釈しようと試みた。

第 1 に、わが国では短期的な利益よりも長期的な利益を重視する風土が伝統的に存在するため、短期的な利益操作により基準を濫用するような社会的規範からの逸脱が、表面化する可能性が低いと予想される。第 2 に、わが国では企業外部の株主や監査人よりも親密な取引先を含めたコミュニティとしての企業集団を重視するため、短期的な株主価値向上を意図して、他社を出し抜くような、行き過ぎた利益操作を試みないのではないかと予想される。一方アメリカでは、株主価値の向上こそが主な目的であり、利益操作もひとつの機会と捉える傾向があると思われる。この場合、利益操作がどこまで望ましいのかは明らかではないため、時には行き過ぎた利益操作が問題視されることもあるだろう。

第11章　結論と課題

本論文は、会計において実質はいかに反映されるかという問題意識に基づき、会計判断と会計基準設定の側面から、理論化を試みることを目的としたものであった。本章では、本論文の主張を要約し、課題と展望に言及することにしたい。

第1節　本論文における主張の要約

第１項　会計における実質概念―制度論からの接近

本論文では、会計における実質概念を考察しようとする目的から、まず分析視角を明らかにした。その分析視角とは、「会計における実質とは何か」という問題に真正面から取り組むのではなく、「会計において実質がいかに反映されるのか」大まかな構図を探究するものであった。

そこで援用したのが、制度がいかにして構成されるのかという制度論である。特定の会計処理は、紛れもなく制度の範疇に含まれる。本論文における理論構築の基盤となったのは、Tuomela [2003]による「社会的制度における制度的実在は、集合的に容認された規則的規範と社会的規範の２つの規範によりもたらされる」という理論であった。会計における実質概念を検討する上で、Tuomela [2003]に依拠した理由は、以下の２点に集約できる。

第１に、社会的制度を構成する集合的な容認という観点からの分析である。会計処理が企業の経済的実質を反映するためには、会計制度に参加する者による、ある程度の容認が得られなければならない。基準セッターや監査人のみならず投資家までもが、特定の会計処理が企業の経済的実質を反映していないと考えるならば、その制度からもたらされる実質は実質とはなり得ない。その意味において、会計における実質は、集合的な合意や信念に基づく社会的制度のもとで導出されると考えられるだろう。

第２に、Tuomela [2003]が、規範(norm)という言葉を用いている点である。会計制度に参加する者のほとんど全てが、情報利用者指向的観点から、会計制度は実質を反映しなければならないと暗黙的に合意している。この意味において、会計における実質は、規範的

性格を強く帯びている言葉と考えられ、Tuomela [2003]の理論を援用する意義を見出せる。

以下では、第 3 部における分析から得られた知見を 2 つの規範の観点から整理することにしたい。

第 2 項　規則的規範に基づく実質の反映

規則的規範とは、権威に基づく規範とも呼ばれ、形式的もしくは非形式的であり、直接的もしくは間接的に集団によって、集合的に権限を与えられた合意形成に基づく基本的な制度設計が該当する。この規範は、形式的もしくは非形式的（言葉に表されるのみなど）な形をとるが、基本的には文章化・概念化され、集団が準拠することになるものである。規則的規範には、権限を有する政府や類似する機関により、公式の手続きによって決定されるものが含まれる。規則的規範の確立には、合意(agreement)の形成が重要な位置づけを示す。程度の弱い規則的規範に関しては、多くの人々が注意を払っていなくても存在し続ける。

まず、ミクロレベルにおいて実質優先の会計判断を探った。イギリスにおいて会計判断を最終的に審査する FRRP の判断事例を集めて分析した。その結果、規則的規範に基づく会計判断として、企業にもたらされる商業的効果の認識が重要な点を指摘した。企業にとっての商業的効果は、時代とともに変化するため、企業を取り巻く経済環境や営利活動の変化に注目し、従来の会計原則や基準との整合性を意識しつつ、判断することが重要である。企業にとっての商業的効果のひとつをキャッシュフローと仮定するならば、過去においては機械や設備といった有形財から主にもたらされていたが、現在では金融商品や知的資産といった無形財から主にもたされていると予想される。

次に、マクロレベルにおいて、会計制度に参加する利害関係者のロビー活動に焦点を当て、コメントレターの内容を分析することにより、複数の会計基準設定における実質の反映を考察した。近年のリース会計基準改訂の動きは、蔓延する基準の濫用という社会的規範からの逸脱によるものと捉えられるが、これを規則的規範の観点からすると、財産権ア

プローチにより説明できる。従来、所有権の移転が会計における資産認識の基礎にあったが、リース取引に複雑な条項が付与される現在の状況では、企業にとってのサービス権までもが、資産認識の基礎に置かれることになる。この流れは、財産権アプローチに基づき、資産を権利の束と捉える財務構成要素アプローチの導入から説明可能である。同様に、証券化取引に対する会計は、金融資産の売却（認識の中止）に関して、金融技術や金融商品の発達と相俟った財務構成要素アプローチの浸透が、規則的規範として重要な役割を果たしている。

企業結合会計については、暖簾を計上するパーチェス法への一本化が進められた。この背景には、持分プーリング法の濫用という社会的規範からの逸脱があり、伝統的な持分プーリング法は、濫用を抑止するために排除された。しかし、この流れを理論的整合性の観点から説明するとすれば、企業結合取引の実質は、支配権の獲得にあると言える。すなわち、支配権を獲得しない取引は、企業結合とは見なさないという一貫した論理である。支配を獲得した側が、支配された側の暖簾を計上するという方法に限定され、例外としての持分プーリング法は存在意義を失うことになる。

取り上げた 3 つの会計基準における実質反映の動きについて、規則的規範の観点から共通点を見出すとすれば、いずれも企業が何を獲得しているのかということを会計上具体的に把握し、貸借対照表上に反映させていこうという動きであると捉えられる。リース会計および証券化会計に共通する財務構成要素アプローチは、金融技術の発達により、個別に資産・負債を把握することが容易になったため可能となった方法である。またパーチェス法への一本化も、M&A により取得した無形資産を把握し、財務諸表上にストックしようという動きである。従来、リース会計ならびに企業結合会計は、企業が一定の規準を満たすことで、獲得した何かを貸借対照表に計上しないことが可能であったが、その余地は極端に狭まった。ここに、規則的規範の観点から、実質優先主義の現代的意義を見出せる。すなわち、企業が何を獲得したのか、いかなる商業的効果があったのかを具体的に把握し、財務諸表に反映させていこうという動きである。

この潮流は、情報技術の発展によって、機械設備とは異なり、かつ利用によって磨耗しない無形的な情報を膨大にストックできることになった経済環境とも関係しているだろう。例えば、そのような環境下では、デリバティブやオプションといった脱物質化(dematerialization)された金融商品の市場が確立され、膨大な量の金融情報が取引される[1]。特定の情報は、単一では有用ではなく、他の情報と組み合わせたり、比較したりすることにより、有用となる[2]。しかしながら、情報の組み合わせや比較の価値は、情報を受け取る人によって異なり、不確実である。そういった不確実性に対し、企業が何を得たのか個別に財務諸表上で表すことが、現代において企業の経済的実質を一層反映すると思われる。

第 3 項　社会的規範からの逸脱に対する制裁としての実質の反映

社会的規範とは、集団において、相互に規範的に行動することが期待されるものであり、しばしば明文化されず、多くは言語的にも表現されない潜在的なものである。この社会的規範には良否の価値判断が伴い、その逸脱に対し、しばしば制裁が加えられることになり、それは結果的に機能の付与や剥奪として制度に顕在化する。この社会的規範は、規則的規範における合意のレベルは強くなく、より信念の側面に基づく抽象的な存在である。

勿論、社会的規範からの逸脱が起こらないのが理想である。だが近年、経営者に対する市場からの圧力が高まり、財務諸表作成者である企業が、行き過ぎた利益操作や投資家を欺くような処理を選択する傾向が見られる。そういった社会的規範の逸脱に対し制裁を加えるのは、それ以外の者である必要があり、監査人や基準セッター、もしくはイギリスにおける FRRP のような機関が該当する。

まず実質優先の会計判断に関して、FRRP の事例分析により浮き彫りになった社会的規範は、企業の事業目的を優先する判断規準である。正当な事業目的の判断には困難が伴うが、明らかに会計数値の操作を目的とした会計目的の取引が排除される点に本質がある。

---

[1] Goldfinger [2000], p. 72.
[2] Goldfinger [2000], p. 68.

同様に、リース会計や企業結合会計においても、単に望ましい会計数値をもたらそうとうする企業行動が広く問題視されつつあり、基準改訂の後押しとなった。このような企業行動が増加した理由として、金融技術の発達により取引が複雑化し、様々な組合せを仕組むことが容易になった環境要因も指摘される。その一方、証券化会計のように、基準の濫用に対する合意が強く見られないケースもある。この場合、基準セッターが規則的規範に従い、基準設定を進めることにより実質が反映される。

第 4 項　規則的規範と社会的規範の相克

このように、会計における実質は、規則的規範と社会的規範の相互作用によって反映されると考えられる。会計における経済的実質に対峙する概念として、「（法的）形式」が引き合いに出されるが、「形式」は、かなり客観的なレベルでの規則的規範と見なされる。しかし、これまで会計判断と会計基準設定の側面から考察してきたように、規則的規範は社会的規範の逸脱により、変化を余儀なくされる。社会的規範は、基本的に明文化・概念化されないが、制度に参加する者の信念のレベルに埋め込まれているため、時には制度設計に大きな影響を及ぼす。会計原則や会計基準を基礎とした現代の会計制度は、体系的かつ複雑な構造をなしているため、絶えず規則的規範と社会的規範の相克に直面する。

特に近年、アメリカを中心としたアングロ・サクソン諸国において、株価・市場至上主義が浸透した結果、行き過ぎた利益操作が問題視され、それを排除する方向で会計制度の設計が進められている。規則的規範からの逸脱が引き金となって、隠れていた社会的規範の逸脱も一気に表面化した格好となっている。アメリカにおける原則主義への回帰も、社会的規範に依拠したかたちで財務諸表作成者や監査人の専門的判断を重視し、社会的に望ましい制度へと導くことを目的としたものである。

一方、最新のわが国におけるリース・企業結合会計基準の設定は、わが国独自の規則的規範を重視した結果となっている。しかし、会計基準の収斂の波が押し寄せ、急速に株価

至上主義が行き過ぎた結果とした粉飾が社会的問題になる[3]など、規則的規範の重視のみならず、社会的規範が問われる結果となっているのは否定できないであろう。

第2節　本論文の課題と展望―哲学・社会学的制度論からの接近

本論文は、会計における実質を分析する視角として、主に哲学・社会学における制度論からの考察を試みた。制度論自体、現在、様々な学問からの学際的な研究アプローチが混在しているため、いかなる制度観を選択するのは分析目的に依存するだろう。これまでも、経済学的・社会学的な制度論の観点から会計を捉えた先行研究は、数多く存在すると思われる。しかし、Searle [1995]を中心とする哲学の流れを汲む制度論の会計への適用は、さほど焦点が当てられることがなかった。Searle [1995]の『社会的実在の構成』以来、集合的志向性という概念を導入した制度論に観する議論が活発になりつつある。

そこで本論文では、Searle を参照しつつ再構築を試みた Tuomela の提唱する理論に基づき、会計における実質の反映に関して、社会的制度を構成する「規則的規範」と「社会的規範」いう集合的に容認された 2 つの規範的側面から描写しようとするものであった。従来、わが国の研究スタイルでは、会計原則・理論との整合性を重視した規範的主張が多く見受けられてきた[4]。それは、本論文における「規則的規範」との整合性に関する議論や主張とも符号する。だが本論文では、特に欧米において問題されている、過度な利益操作やクリエイティブ・アカウンティングといった社会的規範からの逸脱にも注目し、会計制度のダイナミズムを捉えようとした。

しかしながら、目に見えない 2 つの規範の存在を客観的に認識するのは至難であり、解

---

[3] 2006 年 1 月現在、株高を利用して次々とM&Aを繰り返し急成長したＩＴ企業のライブドア社が、粉飾決算を行っていたとして、東京地検特捜部の捜査を受けている。ライブドアグループの時価総額は、3 日間で数千億円下落するなど、「ライブドア・ショック」として、社会的問題となっている。ライブドア社長の堀江貴文氏は、2005 年 3 月の会見でも、「制度の不備は、誰かが行動しないと直らない」とする主張を展開し、暗に法の抜け穴を潜る経営の正当性をほのめかしていた。

[4] 例えば、わが国会計基準の基礎をなす概念体系を形にした概念フレームワークでは、会計情報の質的特性として「内的な整合性」が導入されている。その背景には、「わが国では、会計基準は少数の基礎概念に支えられた 1 つの体系を形成していると理解され、その基礎概念、あるいは基本的な考え方と整合している会計基準から生み出された会計情報は有用であると理解されてきた」点が挙げられる。斎藤 [2005], 48 頁。

釈に拠る部分があった。また、2 つの規範を明確に区別することは困難が伴い、主観的な解釈に基づくものであった。これらの課題は、Tuomela の理論をより精緻化し、制度論をより深遠かつ幅広い見地から援用することで解決することができると思われる。

今後、そういった制度論の会計への適用可能性を探り、会計判断および会計基準設定を中心とした会計制度設計に対する考察を進め、提言をなすことも必要となるだろう。原則主義-対-細則主義に関する議論に対する結論も明確なものではなく、さらなる考察が不可欠である。加えて、本論文の分析対象は、主にアメリカを中心としたアングロ・サクソンの会計モデルであったが、わが国独自の制度的・文化的背景のさらなる考察を踏まえて、研究を進展させ、提言をなしていくことを今後の課題としたい。

参 考 文 献

AAA Financial Accounting Standards Committee [2001], "Commentary: Evaluation of the Lease Accounting Proposed in G4+1 Special Report," *Accounting Horizons,* Vol. 15, No. 3, pp. 289-298.

――― [2003], "Comments on the FASB's Proposals on Consolidating Special-Purpose Entities and Related Standard Setting Issues," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 2, pp. 161-173.

Accounting Standards Board (ASB) [1994], Financial Reporting Standards 5, *Reporting the Substance of Transaction.*

Alexander, D. [1999], "A Benchmark for the Adequacy of Published Financial Statements," *Accounting and Business Research*, Vol. 29, No. 3, pp. 239-253.

Alexander, D. and Archer, S. [2003], "On Economic Reality, Representational Faithfulness and the 'True and Fair Override'," *Accounting and Business Research*, Vol. 33, No. 1, pp. 3-17.

Alles, M. G. and Datar S. M. [2003], "How Do you Stop the Books from Being Cooked?-A Management Control Perspective on Financial Accounting Standard Setting and the Section 404 Requirement of the Sarbanes/Oxley Act," *International Journal of Disclosure & Governance*, Vol. 1, No. 2, pp. 119-137.

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1971a], APB Accounting Principles, *Original Pronouncements as of December 1st 1971, Volume One,* Chicago, Commerce Clearing House Inc.

――― [1971b], APB Accounting Principles, *Original Pronouncements as of December 1st 1971, Volume Two,* Chicago, Commerce Clearing House Inc.

――― [1973], *Objectives of Financial Statements*, Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements.

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) Accounting Principles Board [1970], Opinions of the Accounting Principles Board, No.16, *Business Combinations,* New York (日本公認会計士協会 国際委員会訳 [1978], 「企業合同」『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会, 278-327 頁).

Anderson、J. C. and Louderback, J. G. [1975], "Income Manipulation and Purchase-Pooling: Some Additional Results," *Journal of Accounting Research*, Vol. 7, No. 5, pp. 210-212.

Association for Investment Management and Research (AIMR) [1993], *Financial Reporting in the 1990s and Beyond*, Charlottesville (八田進二・橋本尚訳 [2001], 『21 世紀の財務報告』白桃書房).

Baker, C. R. and Hayes, R. [2004], "Reflecting Form over Substance: the Case of Enron Corp.," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 15, No. 6-7, pp. 767-785.

Bauer, M. W. and Gaskell, G. [2000], *Qualitative Researching with Text, Image and Sound: A Practical Handbook*, SAGE, London.

Beattie, V., Goodacre, A. and Thomson, S. J. [2001], "Lease Accounting Reform and Economic

Consequences: the Views of Prepares and Users," *Working Paper*, University of Sterling.

Benston, G. J. and Hartgraves, A. L. [2002], "Enron: What Happened and What We Can Learn from It," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 21, No. 2, pp. 105-127.

Benston, G. J., Bromwich, M., Litan, E. R. and Wagenhofer, A. [2003], *Following the Money*, Brookings Institution Press.

Berger, P. L. and Luckmann, T. [1966], *The Social Construction of Reality-A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Anchor Books, New York (山口節朗訳 [2003], 『現実の社会的構成』新曜社).

Black, J. [1997], *Rules and Regulators*, Clarendon Press, Oxford.

Blair, M. M. [2003], "Shareholder Value, Corporate Governance, and Corporate Performance," in Cornelius and Kogut (eds.) [2003], pp. 53-82.

Brandt, R., Fearnley, S. and Beattie, V. [1997], "'The Financial Reporting Review Panel: An Analysis of Its Activities," in Institute of Chartered Accountants in England and Wales [1997], pp. 27-54.

Carnachan, R. [2003], "A Third Way: The Case for Competition between US GAAP and IFRS in US Capital Markets," *Working Paper*, Harvard Law School.

Cheng, Q. and Warfield, T. [2005], "Equity Incentives and Earnings Management," *The Accounting Review*, Vol. 80, No. 2, pp. 441-476.

Clarke, F., Dean, G. and Oliver, K. [2003], *Corporate Collapse—Accounting, Regulatory and Ethical Failure, Second Edition*, Cambridge University Press, Cambridge.

Coffee, J. C. Jr. [2003], "What Caused Enron?-A Capsule of Social and Economic History of the 1990s," in Cornelius and Kogut (eds.) [2003], pp. 29-52.

Cohen, A. H. [1954], *Long-Term Leases: Problems of Taxation, Finance and Accounting*, Michigan Business Studies, Vol. XI, No. 5, University of Michigan Press, Ann Arbor.

Cole, D. H. and Grossman, P. Z. [2002], "The Meaning of Property Rights: Law versus Economics?" *Land Economics,* Vol. 78, No. 3, pp. 317-330.

Cook, S. C. and Hardin, R. [2001], "Norms of Cooperativeness and Networks of Trust," in Hechter and Opp (eds.) [2001], pp. 327-347.

Copeland, R. M. and Wojdak, J. F. [1969], "Income Manipulation and Purchase-Pooling Choice," *Journal of Accounting Research*, Vol. 7 (Autumn), pp. 188-195.

Cornelius, P. K. and Kogut, B. (eds.) [2003], *Corporate Governance and Capital Flows in a Global Economy*, Oxford University Press, New York.

Cuccia, A. D., Hackenbrack, K., and Nelson, M. K. [1995], "The Ability of Professional Standards to Mitigate Aggressive Reporting," *The Accounting Review*, Vol. 70, No. 2, pp. 227-248.

Davis, J. B. [2003], "Collective Intentionality, Complex Economic Behavior, and Valuation," *Proto Sociology*, Vol. 18-19, pp. 163-183.

Davis, M. [1991], "APB 16: Time to Reconsider," *Journal of Accountancy*, Vol. 172, October, pp. 99-101.

Deakin, E. B. [1989], "Rational Economic Behavior and Lobbying on Accounting Issues: Evidence from

the Oil and Gas Industry," *The Accounting Review*, Vol. 66, No. 1, pp. 137-151.

Dechow, P. M., Hutton, A. P. and Sloan, R. G. [1996], "Economic Consequences of Accounting for Stock-Based Compensation," *Journal of Accounting Research*, Vol. 34, Supplement, pp. 1-20.

Dechow, P. M, Linda, A. M. and Shakespeare, C. [2005], "Reporting a Rosy Future Today: The Role of Corporate Governance in the Reporting of Gains from Asset Securitizations," *AAA 2005 FARS Meeting Paper*.

Dhaiwal, D. S. [1982], "Some Economic Determinants of Management Lobbying for Alternative Methods of Accounting: Evidence from the Accounting for Interest Costs Issue," *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol. 9, No. 2, pp. 255-265.

Edwards, J. R. [1989], *A History of Financial Accounting*, Routledge, London.

Effendi, J., Srivastava, A., Swanson, E. P. and Chairholder, C. [2005], "Why DO Corporate Managers Misstate Financial Statements?-The Role of in-the-Money Options and Other Incentives," *Working Paper*, Texas A&M University.

El-Gazzar, S., Lilien, S. and Pastena, V. [1989], "Off Balance Sheet Financing to Circumvent Financial Covenant Restrictions," *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 4, No. 2, pp. 217-231.

Ely, K. M. [1995], "Operating Lease Accounting and the Market's Assessment of Equity Risk," *Journal of Accounting Research*, Vol. 33, No. 2, pp. 397-415.

Erickson, M., Hanlon, M. and Maydew, E. [2003], "Is There Link between Executive Compensation and Accounting Fraud?" *Working Paper*, University of Chicago.

Fearnley, S., Hines, T., McBride, K. and Brandt, R. [2002], "The Impact of the Financial Reporting Review Panel on Aspect of the Independence of Auditors and Their Attitudes to Compliance in the UK," *British Accounting Review*, Vol. 34, No. 2, pp. 109-139.

Financial Accounting Standards Advisory Council (FASAC) [2002], *Summary of Responses to the Annual FASAC Survey*, October.

Financial Accounting Standards Board (FASB) [1974], Public Record, Volume- IX: Discussion Memorandum——*Accounting for Leases*, Part1A, Position Papers, December.

——— [1980], Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information, May (平松一夫・広瀬義州訳 [2002], 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社).

——— [1984], Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, (平松一夫・広瀬義州訳 [2002], 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社).

——— [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements* (平松一夫・広瀬義州訳 [2002], 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社).

——— [1996], Statement of Financial Accounting Standards No. 125, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, June.

——— [1998], *Accounting for Leases*, A Codification as of October 1, October.

——— [1999], *The IASC-U.S. Comparison Project: a Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP*, 2nd edition.

——— [2000], Statement of Financial Accounting Standards No. 140, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities-A Replacement of FASB Statement No. 125*, September.

——— [2001], Statement of Financial Accounting Standards No. 141, *Business Combinations*, June.

——— [2002], Proposal for a Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting, October 21.

——— [2003a], Comment Letters to Proposal for a Principles-based Approach to U.S. Standard Setting.

——— [2003b], FASB Interpretation No. 46, *Consolidation of Variable Interest Entities*, An Interpretation of ARB No. 51.

Finnerty, J. D. [1998], "Financial Engineering in Corporate Finance," *Financial Management*, Vol. 17, No. 4, pp. 14-33.

Francis, J. R. [1987], "Lobbying Against Proposed Accounting Standards: The Case of Employers' Pension Accounting," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 6, No. 1, pp. 35-57.

Frederick, G. [2003], "Principles-Based Accounting Standards," *North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation*, Vol. 28, No. 4, pp. 967-981.

Freedman, J. and Power, M. (eds.) [1992], *Law and Accountancy*, Paul Chapman Publishing Limited.

Fuller, J. and Jensen, M. C. [2002], "Just Say No to Wall Street," *Journal of Applied Corporate Finance*," Vol. 14, No. 4, pp. 41-46.

Furubotn, E. G. and Pejovich, S. [1972], "Property Rights and Economic Theory: A Survey of Recent Literature," *Journal of Economic Literature*, Vol. 10, No. 4, pp. 1137-1162.

Furubotn, E. G. and Richter, R. [1997], *Institutions and Economic Theory: The Contribution of the New Institutional Economics*, The University of Michigan Press, Ann Arbor.

Gagnon, J. M. [1965], "Purchase Versus Pooling of Interests: The Search for a Predictor," *Journal of Accounting Research*, Vol. 5, Supplement, pp. 187-204.

General Accounting Office (GAO) [2002], Report to Chairman, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, U.S. Senate, *Financial Statement Restatements, Trends, Market Impacts, Regulatory Responses, and Remaining Challenges*, October.

Georgiou, G. [2004], "Corporate Lobbying on Accounting Standards: Methods, Timing and Perceived Effectiveness," *ABACUS*, Vol. 40, No. 2, pp. 219-237.

Georgiou, G. and Roberts, C. B. [2004], "Corporate Lobbying in the UK: An Analysis of Attitudes towards the ASB's 1995 Deferred Taxation Proposals," *British Accounting Review*, Vol. 36, No. 4, pp. 441-453.

Gibbins, M. [2002], "Discussion of Evidence from Auditors about Managers' and Auditors' Earnings

Management Decisions," *The Accounting Review*, Vol. 77, Supplement, pp. 203-211.

Gill, F. [2003], "Principles-Based Accounting Standards," *North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation*, Vol. 28, No. 4, pp. 967-981.

Giroux, G. [2004], *Detecting Earnings Management*, John Wiley &Sons, Hoboken.

Goldfinger, C. [2000], "Intangible Economy and Financial Markets," *Communications and Strategies*, Vol. 40, No. 4, pp. 59-89.

Gorton, G. B. and Souleles, N. S. [2005], "Special Purpose Vehicles and Securitization," *NBER Working Paper*, No. W11190.

Graham, W. J. and Langenderfer, H. Q. [1965], "Reporting of Leases: Comment on APB Opinion No. 5," *The Journal of Accountancy,* Vol. 119, No. 3, p. 58.

Grifith, I. [1995], *New Creative Accounting-How to Make Your Profits What You Want to be*, Macmillan (近田典之・鈴木裕明訳 [2001], 『クリエイティブ・アカウンティング』東洋経済新報社).

Hall, B. J. and Murphy, K. J. [2003], "The Trouble with Stock Options," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 3, pp. 49-70.

Halladay, S. D. and Amembal, S. P. [1998], *A Guide to Accounting For Leases,* Amembal, Deane and Associates, New York.

Haring, J. R. [1979], "Accounting Rules and 'The Accounting Establishment'," *Journal of Business*, Vol. 52, No. 4, pp. 507-519.

Hartgraves, A. and Benston, G. J. [2003], "The Evolving Accounting Standards for Special Purpose Entities and Consolidations," *Accounting Horizons*, Vol. 16, No. 3, pp. 245-258.

Haw, In-Mu, Hu, B., Hwang, L. and Wu, W. [2004], "Ultimate Ownership, Income Management, and Legal and Extra-Legal Institutions," *Journal of Accounting Research*, Vol. 42, No. 2, pp. 423-462.

Hazera, A. [1995], "A Comparison of Japanese and U.S. Corporate Financial Accountability and its Impact on the Responsibilities of Corporate Managers," *Business Ethics Quarterly*, Vol. 5, No. 3, pp. 479-497.

Healy, P. M. and Palepu, K. G. [2003], "The Fall of Enron," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 2, pp. 3-26.

Healy, P. M. and Whelan, J. [1999], "A Review of the Earnings Management Literature and its Implications for Standard Setting," *Accounting Horizons*, Vol. 13, No. 4, pp. 365-383.

Hechter, M. and Opp, K. [2001], *Social Norms*, Russell Sage Foundation, New York.

Hennessay, J. L. [1961], "Recording of Lease Obligations and Related Property Rights," *The Journal of Accountancy*, Vol. 111, No. 3, pp. 40-46.

Hill, N. T., Shelton, S. W. and Stevens, K. T. [2002], "Corporate Lobbying Behavior on Accounting for Stock-Based Compensation: Venue and Format Choices," *ABACUS*, Vol. 38, No. 1, pp. 78-90.

Hines, T., McBride, K., Fearnley, S. and Brandt, T. [2001], "We are off to See the Wizard—An Evaluation of Directors' and Auditors' Experiences with the Financial Reporting Review Panel,"

Accounting, Auditing and Accountability Journal, Vol. 14, No. 1, pp. 53-84.

Hopwood, A. G. [1990], "Ambiguity, Knowledge and Territorial Claims: Some Observations on the Doctrine of Substance over Form: A Review Essay," *British Accounting Review*, Vol. 22, No. 1, pp. 79-87.

Imhoff, E. A. and Thomas, J. [1988], "Economic Consequence of Accounting Standards: The Lease Disclosure Rule Change," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 10, No. 4, pp. 277-310.

Imhoff, E. A., Lipe, R. C. and Wright, D. W. [1991], "Operating Leases: Impact of Constructive Capitalization," *Accounting Horizons,* Vol. 5, No. 1, pp. 51-63.

Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW) [1997], *Financial Reporting Today: Current and Emerging Issues*, Accountancy Books, Milton Keynes.

International Accounting Standards Committee (IASC) [1998], International Accounting Standards (IAS) 22, *Business Combinations*, September.

International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF) [2005], Report of the IASC Foundation Trustees, *Changes in the IASCF Constitution*, July.

Jensen, M. C. and Murphy, K. J. [2004], "Remuneration: Where We've Been, How We Got to Here, What are the Problems, and How to Fix Them," *Finance Working Paper No. 44*, European Corporate Governance Institute.

Johnson, L. T. and Swieringa, R. J. [1996], "Anatomy of an Agenda Decision: Statements No. 115," *Accounting Horizons*, Vol. 10, No. 2, pp. 149-179.

Jones, M. J. and Shoemaker, P. A. [1994], "Accounting Narratives: A Review of Empirical Studies of Content and Readability," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 13, pp. 142-184.

Johnson, S. A., Tian Y. S. [2003], "Executive Compensation and Corporate Fraud," *Working Paper*, Louisiana State University.

Joseph, G. [2002], "An Analysis of Accounting for Business Combinations from Decision-Usefulness and Accountability Perspectives, *Mirrors and Prisms: Interrogating Accounting*, Vol. 9, pp. 97-126.

Kaplan, S. and Pany, K. [1992], " A Study of Public Comment Letters on the Auditor's Consideration of the Going Concern Issue (SAS 59)," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 6, No. 1, pp. 3-23.

Kaplan, S. E. [2001], "Further Evidence on the Ethics of Managing Earnings: An Examination of the Ethically Related Judgments of Shareholders and Non-Shareholders," *Journal of Accounting and Public Policy,* Vo. 20, No. 4, pp. 967-981.

Kaplow, L. [1992], "Rules versus Standards: An Economic Analysis," *Duke Law Journal*, Vol. 42, No. 3, pp. 557-629.

Kelly-Newton, L. [1980], Accounting Policy Formulation: the Role of Corporate Management, Addison-Wesley, Reading (大石桂一訳 [1999], 『ケリー・ニュートンの会計政策論』九州大学出版会).

Kenny, S. Y. and Larson, R. K. [1993], "Lobbying Behavior and the Development of International Accounting Standards: The Case of the IASC's Joint Venture Project," *European Accounting Review*,

Vol. 3, pp. 531-554.

Kershaw, D. [2005], "Evading Enron: Taking Principles too Seriously in Accounting Regulation," *Modern Law Review*, Vol. 68, No. 4, pp. 594-625.

Koepsell, D. and Moss, L. S. [2003], *John Searle's Ideas about Social Reality—Extensions, Criticisms and Reconstructions*, Blackwell Publishers Inc., Malden, MA, USA.

Lagerspetz, E., Ikaheimo, H. and Kotkavirta, J. (eds.) [2001], *On the Nature of Social and Institutional Reality*, SoPhi, Oxford.

Langendijk, H., Swagerman, D. and Verhoog, W. (eds.) [2003], *Is Fair Value Fair?,* John Wiley and Sons Inc, West Sussex.

Leuz, C., Pfaff, D. and Hopwood, A. [2004], *The Economics and Politics of Accounting*, Oxford University Press, New York.

Lev, B. [2003], "Corporate Earnings: Facts and Fiction," *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 2, pp. 27-50.

Lindahl, F. W. [1987], "Accounting Standards and Olson's Theory of Collective Action," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 6, No. 1, pp. 59-72.

Lipe, R. C. [2001], "Lease Accounting Research and G4+1 Proposal," *Accounting Horizons,* Vol. 15, No. 3, pp. 299-310.

Livne, G. and McNichols, M. [2003], "An Empirical Investigation of the True and Fair Override," *Working Paper*, Stanford University and London School of Economics.

Lo, K. [2003], "Economic Consequences of Regulated Changes in Disclosure: the Case of Executive Compensation," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 35, No. 3, pp. 285-314.

Lys, T. and Vincent, L. [1995], "An Analysis of the Value Destruction in AT&T's Acquisition of NCR," *Journal of Financial Economics*, Vol. 39, No. 2-3, pp. 353-378.

MacArthur, J. B. [1988a], "Some Implication of Auditor and Client Lobbying Activities: A Comparative Analysis," *Accounting and Business Research*, Vol. 18, No. 71, pp. 56-64.

——— [1988b], "An Analysis of the Content of Corporate Submissions on Proposed Accounting Standards in the UK," *Accounting and Business Research*, Vol. 18, No. 71, pp. 213-226.

Martens, S. C. and McEnroe, J. E. [2002], "A New Look at Auditors' Reactions toward Substance versus Form in Financial Reporting," *Advances in Public Interest Accounting*, Vol. 9, pp. 149-164.

Mattessich, R. [1995], "Conditional-Normative Accounting Methodology: Incorporating Value Judgments and Means-End Relations of an Applied Science," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 20, No. 4, pp. 259-284.

McBarnet, D. [2001], "When Compliance is not the Solution but the Problem: From Changes Law to Changes in Attitude," *Working Paper No. 18*, The Australian National University Center for Tax System Integrity.

McBarnet, D. and Whelan, C. [1992], "The Elusive Spirit of Law: Formalism and the Struggle for Legal

Control," in Freedman and Power [1992], pp. 80-105.

——— [1999], *Creative Accounting and the Cross-Eyed Javelin Thrower*, John Wiley & Sons, Ltd, New York.

McEnroe, J. E. and Martens, S. C. [1992], "Substance over Form in Auditing and the Auditors' Position of Public Trust," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 3, No. 4, pp. 389-401.

——— [2002], "A New Look at Auditors' Reactions towards Substance versus Form in Financial Reporting," *Advances in Public Interest Accounting*, Vol. 9, pp. 149-164.

McGregor, W. [1991], "True and Fair View—an Accounting Anachronism," *Company and Securities Law Journal*, Vol. 9, No. 9, pp. 414-418.

McGregor, W. [1996], *Accounting for Leases: A New Approach-Recognition by Lessee of Assets and Liabilities Arising Under Lease Contracts,* Financial Accounting Series-Special Report, FASB, Norwalk.

Meeks, G. and Meeks, J. G. T. [2002], *Towards a Cost-Benefit Analysis of Accounting Regulation*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales.

Melis, A. [2005], "Critical Issues on the Enforcement of the 'True and Fair View' Accounting Principle, Learning from Parmalat," *Corporate Ownership and Control*, Vol. 2, No. 2, pp. 108-119.

Mezias, S. J. and Chung, S. [1989], *Due Process and Participation at the FASB-A Study of the Comment Period*, Financial Executive Research Foundation, New Jersey.

Miller, P. B. W., Redding, R. J. and Bahnson, P. R. [1998], *The FASB The People, the Process, and the Politics* (Fourth Edition), Irwin McGraw-Hill, Boston.

Miller, S. [2001], *Social Action*, Cambridge University Press.

Monson, D. W. [2001], "The Conceptual Framework and Accounting for Leases," *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 3, pp. 275-287.

Moriceau, J. [2005], "What Can We Learn from a Singular Case Like Enron?" *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 16, No. 6, pp. 787-796.

Mouck, T. [2004], "Institutional Reality, Financial Reporting and the Rules of the Game," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 29, No. 5-6, pp. 524-541.

Munter, P. [1991], "Say Goodbye to Pooling-of Interests Accounting," *The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol. 10, No. 3, pp. 97-102.

Murphy, K. J. [2003], "Stock-Based Pay in New Economy Firms," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 34, No. 1-3, pp. 129-147.

Myddelton, D. R. [2004], *Unshackling Accountants*, The Institute of Economic Affairs, London.

Myers, J. H. [1948], "Presentation of Long-Term Lease Liabilities in the Balance Sheet," *The Accounting Review*," Vol. 23, No. 3, pp. 289-295.

Myers, J. H. [1962], *Reporting of Leases in Financial Statement*, Accounting Research Study No. 4, AICPA, New York (松尾憲橘監訳 [1973], 『アメリカ公認会計士協会 リース会計』同文館).

Nailor, H., and Lennard, A. [2000], *LEASES: Implication of a New Approach,* Financial Accounting Series-Special Report (Norwalk, CT: FASB).

Nathan, K. [1988], "Do Firms Pay to Pool?" *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 7, No. 3, pp. 185-200.

Ndubizu, A. G., Choi, Y. C. and Jain, R. [1993], "Corporate Lobbying Strategy and Pension Accounting Deliberation: An Empirical Analysis," *Journal of Accounting, Auditing, and Financ*e, Vol. 8, No. 3, pp. 277-287.

Nelson, M. W. [2003], "Behavioral Evidence on the Effects of Principles and Rules-Based Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, pp. 91-104.

Nelson, M. W., Elliott, J. A. and Tarpley, R. L. [2002], "Evidence from Managers' and Auditors' Earnings Management Decisions," *The Accounting Review*, Vol. 77, Supplement, pp. 175-202.

Nobes, C. [1983], "The Evolution of the Harmonising Provisions of the 1980 and 1981 Companies Acts, *Accounting and Business Research*, Vol. 14, No. 6, pp. 43-53.

——— [2000], "Is True and Fair of Over-Riding Importance?: A Comment on Alexander's Benchmark," *Accounting and Business Research*, Vol. 30, No. 4, pp. 307-312.

——— [2005], "Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting," *Accounting Horizons*, Vol. 19, No. 1, pp. 25-34.

Nunnally, B. H., Plath D. A. and Johns, H. W. [1991], *Corporate Lease Analysis,* Quorum Books, Westport.

O'keefe, T. B. and Soloman, S. Y. [1985], "Do Managers Believe the Efficient Market Hypothesis? Additional Evidence," *Accounting and Business Research*, Vol. 15, No. 56, pp. 291-311.

Ordelheide, D. [2004], "The Politics of Accounting: A Framework," in Leuz et al. (eds.) [2004], pp. 269-284.

Ordelheide, D. and KPMG (eds.) [1995], *TRANSACC: Transnational Accounting*, Macmillan, New York.

Parfet, W. U. [2000], "Accounting Subjectivity and Earnings Management: A Preparer Perspective," *Accounting Horizons*, Vol. 14, No. 4, pp. 481-488.

Parker, R. H. and Nobes, C. W. [1994], *An International View of True and Fair Accounting*, Roultledge, London.

Peasnell, K. V., Pope, P. F. and Young, S. [2001], "The Characteristics of Firms Subject to Adverse Rulings by the Financial Reporting Review Panel," *Accounting and Business Research*, Vol. 31, No. 4, pp. 291-311.

Pereira, V., Paterson, R. and Wilson, A. [1992], UK/US Comparison: a Comparison between UK and US Accounting Principles, 2nd edition, Ernst & Young, London.

Perry, M. [2001], "Enron Collapse to Become IAS Ammunition," *Accountancy Age*, December.

Powers, W. C., Raymond, S.T. and Herbert, S. W. [2002], *Report of Investigation by the Special*

Investigate Committee of the Board of Directors of Enron Corp, February.

Psaros, J. and Trotman, K. T. [2004], "The Impact of the Type of Accounting Standards on Prepares' Judgments," *ABACUS*, Vol. 40, No. 1, pp. 76-93.

Puro [1985], "Do Large Accounting Firm Collude in the Standard-Setting Process?" *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 8, No. 2, pp. 165-177.

Reither, C. L. [1998], "What are the Best and the Worst Accounting Standards?" *Accounting Horizons*, Vol. 12, No. 3, pp. 283-292.

Ronen, J., Saunders, A. and Sandi, A. C. [1990], *Off-balance Sheet Activities*, Quorum Books, New York.

Rutherford, B. A. [1988], *The Doctrine of Substance over Form*, Certified Research Report, No. 11, The Chartered Association of Certified Accountants.

Samuelson, R. A. [1996], "The Concept of Assets in Accounting Theory," *Accounting Horizons*, Vol. 10, No.3, pp. 147-157.

Scahllheim, J. S. [1994], *Lease or Buy*, Harvard Business School Press, Boston.

Schultz, S. M. and Hollister, J. [2001], Lobbying FASB on Accounting for Investments," *Journal of Applied Business Research*, Vol. 19, No. 2, pp. 85-96.

Schwarcz, S. L. [2003], Securitization Post-Enron, *Duke Law School Research Paper*, No. 38.

Searle, J. [1983], *Intentionality: An Essay in the Philosophy of Mindy*, Cambridge University Press, Cambridge (坂本百大監訳 [1997], 『志向性―心の哲学』誠信書房).

――― [1995], *The Construction of Social Reality*, The Free Press, New York.

Securities Exchange Commission (SEC) [2003], *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, July 25.

――― [2005], Report and Recommendations Pursuant to Section 401(c) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, *On Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, Transparency of Filings by Issues*, June 15.

Shah, K. A. [1996], "Creative Compliance in Financial Reporting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 21, No. 1, pp. 23-39.

――― [1998], "Exploring the Influences and Constraints on Creative Accounting in the United Kingdom," *The European Accounting Review*, Vol. 7, No. 1, pp. 83-104.

Shapiro, B. P. [1997], "Objectivity, Relativism, and Truth in External Financial Reporting: What's Really at Stake in the Disputes?" *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 22, No. 2, pp. 165-185.

Shavell, S. [2002], "Law versus Morality as Regulators of Conduct," *American Law and Economics Review*, Vol. 4, No. 2, pp. 227-257.

Shillinglaw, G. [1958], "Leasing and Financial Statements," *The Accounting Review,* Vol. 33 (October),

pp. 581-592.

Shipper, K. [2003], "Principles-Based Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, pp. 61-72.

Smith, B. and Searle, J. [2003], "The Construction of Social Reality, An Exchange," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 62, No. 1, pp. 285-309.

Smith, T. [1996], *Accounting for Growth-Second Edition*, Random House, London.

Street, D. L., Fordham, R. and Wayland, A. [1997], "Stock Option as a Form of Compensation for American Executives: Impact on Accounting Rules of Themes and Arguments Reported in Newspapers and Business Magazines, 1975-1993," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol. 8, No. 3, pp. 211-242.

Sunder, S. [1988], "Political Economy of Accounting Standards," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 7, No. 1, pp. 39-41.

——— [2003], "Rethinking the Structure of Accounting and Auditing," *Indian Accounting Review*, Vol. 7, No. 1, pp. 1-15.

——— [2005a], "Social Norms versus Standards of Accounting," *Yale ICF Working Paper*, No. 05- 14.

——— [2005b], "Minding Our Manners: Accounting as Social Norms," *British Accounting Review*, Vol. 37, No. 4, pp. 367-387.

Sutton, T. G. [1984], "Lobbying of Accounting Standard-Setting Bodies in the U.K. and U.S.A.: A Downsian Analysis," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 9, No. 1, pp. 81-93.

Swartz, M. and Watkins, S. [2003], *Power Failure: The Inside Story of the Collapse of Enron*, Doubleday, New York (酒井泰介訳［2003], 『エンロン内部告発者』ダイヤモンド社).

Swieringa, R. J. [1990], "Recognition and Measurement Issues in Accounting for Securitized Assets," in *Off Balance Sheet Activities,* in Ronen et al. (eds.) [1990], pp. 67-90.

Tandy, P. R. and Wilburn, N. L. [1992], "Constituent Participation in Standard-Setting: The FASB's First 100 Statements," *Accounting Horizons*, Vol. 6, No. 2, pp. 45-58.

Taylor, P. and Turley, T. [1986], *The Regulation of Accounting*, Basil Blackwell Inc (染谷恭次郎監訳，市村巧訳［1991], 『イギリス会計規制論』森山書店).

Tuomela, R. [1995], *The Importance of Us-A Basic Philosophical Study of Basic Social Notions* Stanford University Press, Stanford.

——— [2002],*The Philosophy of Social Practices-a Collective Acceptance View,* Cambridge University Press, Cambridge.

——— [2003], "Collective Acceptance, Social Institutions, and Social Reality," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 62, No. 1, pp. 123-166.

Tutticci, I., Dunstan, K. and Holmes, S. [1994], "Respondent Lobbying in the Australian Accounting Standard-Setting Process: ED49, A Case Study," *Accounting, Auditing, Accountability Journal*, Vol. 7, No. 2, pp. 86-104.

Tweedie, D. [1983], "True and Fair Rules," *The Accountants' Magazine*, Vol. 87, No. 11, pp. 424-449.

Tweedie, D. and Whittington, G. [1990], "Financial Reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform," *Accounting and Business Research*, Vol. 21, No. 81, pp. 87-102.

Walker, R. G. and Robinson, P. [1993], "A Critical Assessment of the Literature on Political Activity and Accounting Regulation," *Research in Accounting Regulation*, Vol. 7, pp. 3-40.

Watts, R. and Zimmerman, J. L. [1978], "Towards a Positive Theory of the Determination of Accounting Standards," *The Accounting Review*, Vol. 53, No. 1, pp. 112-134.

Weetman, P. [2001], "Controlling the Standard-Setting Agenda: the Role of FRS3," *Accounting, Auditing and Accountability Journal,* Vol. 14, No. 1, pp. 85-108.

Weetman, P., Davie, E. S. and Collins, W. [1996], "Lobbying on Accounting Issues: Preparer/User Imbalance in the Case of the Operating and Financial Review," *Accounting, Auditing and Accountability Journal,* Vol. 9, No. 1, pp. 59-76.

World Bank [2004], "Leasing-An Underutilized Tool in Rural Finance," *Agriculture and Rural Development Discussion Paper*, No. 7, The International Bank for Reconstruction and Development.

Wyatt, A. [1967], "Discussion of Purchase Versus Pooling of Interests: The Search for a Predictor," *Journal of Accounting Research*, Vol. 5. Supplement, pp. 210-212.

Wysocki, P. [2004], "Discussion of Ultimate Ownership, Income Management, and Legal and Extra-Legal Institutions," *Journal of Accounting Research*, Vol. 42, No. 2, pp. 463-474.

Yamagishi, T. and Yamagishi, M. [1994], "Trust and Commitment in the United States and Japan," *Motivation and Emotion*, Vol. 18, No. 2, pp. 129-166.

Zises, A. [1961], "Disclosure of Long-term Leases," *The Journal of Accountancy,* Vol. 111, No. 2, pp. 37-47.

青木昌彦 [2001], 『比較制度分析に向けて』(瀧沢弘和・谷口和広訳) NTT 出版。

赤澤昭三・関谷登・太田正行・高橋真 [1999], 『制度経済学の基礎』八千代出版。

秋山直 [2004], 『米国の無形資産会計』信山社。

石井明 [2002], 「リース会計に係る革新的アプローチの考察」『企業会計』第 54 巻, 第 5 号, 119－126 頁。

石井幸夫・内田健・木戸功・圓岡偉男・間淵領吾・若狭清紀訳 [1998], 『ミクローマクロ・リンクの社会理論』新泉社。

石川雅之 [2004], 「米国における原則主義会計基準のゆくえ」『産業経理』第 64 巻, 第 2 号, 20-28 頁。

磯谷明徳 [2004], 『制度経済学のフロンティア』ミネルヴァ書房。

井上直樹・西村信勝・平林喜男・房広治・牟田誠一郎 [2000], 『金融先端用語事典』日経 BP 社。

氏原茂樹編著 [2005], 『国際財務会計論』税務経理協会。

梅原秀継 [2000], 『のれん会計の理論と制度』白桃書房。

太田康広 [1996], 「オフバランス問題と実質優先ルール―リースと金融派生商品の相違点―」『税経通信』

164-172 頁。
大野剛義 [1999], 『「所有」から「利用」へ』日本経済新聞社。
岡部孝好 [2001], 「利益数値制御としての持分プーリング法の適用」『會計』第 159 巻, 第 3 号, 87-102 頁, 森山書店。
岡本紀明 [2003], 「財産の使用権としてのリース資産」『六甲台論集（経営学編）』第 50 巻, 第 2 号, 1-16 頁。
――― [2004a], 「英国における離脱規定と会計規制」『産業経理』第 64 巻, 第 2 号, 118-127 頁, 産業経理協会。
――― [2004b], 「税務における経済的実質優先の論理」『税経通信』第 60 巻, 第 2 号, 93-104 頁, 税務経理協会。
荻茂生 [2005], 『証券化と SPE 連結の会計処理』中央経済社。
小野武美 [1999], 「創造的会計とその社会的監視」『経済論叢』(京都大学) 第 164 巻, 第 6 号, 734-753 頁。
加藤久明 [1997], 「リース会計基準設定をめぐる論点―SFAS No. 13 の公開草案に対するコメントレターの分析」『立命館経営学』第 30 巻, 第 3 号, 75-95 頁。
河野勝 [2002], 『社会科学の理論とモデル 制度』東京大学出版会。
企業会計基準委員会(ASBJ) [2004], 『所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告』。
――― [2005], 企業会計基準適用指針公開草案第 8 号　『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)』。
企業会計審議会 [2003], 『企業結合にかかる会計基準』。
岸田雅雄 [1998],『法と経済学』新世社。
黒田亘 [1992], 『行為と規範』剄草書房。
古賀智敏 [1999], 『デリバティブ会計　第 2 版』森山書店。
――― [2000], 『価値創造の会計学』税務経理協会。
古賀智敏編著 [2003], 『ファイナンス型会計の探究』中央経済社。
古賀智敏・五十嵐則夫 [2000], 『会計基準のグローバル化戦略』森山書店。
斉藤昭雄 [1998], 「ジョイント・ベンチャーの連結―イギリスの新展開によせて」『成城大学経済研究』第 143 巻, 133-147 頁。
齋藤静樹編著 [2004], 『企業結合会計基準』中央経済社。
――― [2005],『討議資料　財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
笹倉淳史 [1998],「イギリスの財務報告審査会」『商学論集』(関西大学) 第 43 巻, 第 4 号, 131-149 頁。
澤邉紀生 [2004],「会計制度と市場の共進化―細則主義の共進化構造とその背景にある考え方」『企業会計』第 56 巻, 第 11 号, 101-110 頁。
――― [2004], 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
清水泰洋 [2003a], 『アメリカの暖簾会計』中央経済社。
――― [2003b],「アメリカにおける無形資産会計基準の展開」『Business insight』第 11 巻, 第 2 号, 28-43

頁。

杉原泰治 [2001], 『法律の翻訳』剄草書房。

杉本徳栄 [2003], 「原則主義会計基準と概念フレームワーク」『會計』第 164 巻, 第 6 号, 44-58 頁, 森山書店。

鈴木直行 [2003], 「会計情報の提供プロセスにおける経営者の裁量の意義と問題点」『金融研究』（日本銀行）第 22 巻, 第 1 号, 21-40 頁。

須田一幸 [2000], 『財務会計の機能』白桃書房。

盛山和夫 [1995], 『制度論の構図』創文社。

高橋治彦訳 [1988], 『THE FASB 財務会計基準審議会―その政治的メカニズム』同文舘。

武田隆二 [1982], 『制度会計論』中央経済社。

田中弘 [1986], 「商法・企業会計原則による離脱規定」『會計』第 130 巻, 第 4 号, 28-43 頁, 森山書店。

茅根聡 [1998], 『リース会計』新世社。

――― [2005], 「わが国のリース会計基準をめぐる展開」『リース研究』第 1 号, 1-20 頁。

千葉準一 [1991], 『英国近代会計制度：その展開過程の探求』中央経済社。

津守常弘 [2002], 『会計基準形成の論理』森山書店。

冨塚嘉一 [1997], 『会計認識論』中央経済社。

内藤文雄 [2004], 「投資意思決定有用性と実質的会計・監査判断の客観性」『會計』,第 167 巻, 第 2 号, 185-206 頁,森山書店。

長久保如玄 [1998], 『制度会計学の基本問題』森山書店。

日本公認会計士協会国際委員会訳 [1978], 『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会。

萩茂生 [2005], 『証券化と SPE の連結の会計処理　第 2 版』中央経済社。

平松一夫・広瀬義州訳 [2002], 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社。

松浦良行 [1998a], 「会計規制戦略とリース資産化 (1)」『會計』第 153 巻, 第 1 号, 63-77 頁, 森山書店。

――― [1998b], 「会計規制戦略とリース資産化 (2)」『會計』第 153 巻, 第 2 号, 246-259 頁, 森山書店。

三井トラストホールディングス [2005],「M&Aの潮流を読む～企業支配権市場の活性化に向けて～」『調査レポート』No. 50。

嶺輝子 [1984],『アメリカリース会計論』多賀出版。

宮上一男 [1985], 『会計制度論』森山書店。

村田英治 [2003], 「企業結合会計におけるリアリズムー会計主体論の観点から」『會計』第 164 巻, 第 6 号, 815-825 頁, 森山書店。

弥永真生 [1999], 「『真実かつ公正な概観』と離脱規定」 奥島孝康教授還暦記念論文集編集委員会編『比較会社法研究』, 87-101 頁。

山浦久司 [1993], 『英国株式会社会計制度論』白桃書房。

山地秀俊編 [2003], 『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所。

リース事業協会 [2001],『米国リース市場と会計基準改訂の方向―第 17 回海外リース産業調査団報告―』。

――――― [2003], 『リース情報の開示と「賃貸借処理」削除の影響―「リース会計基準見直し」関連特別調査―』。
――――― [2005], 『リース需要動向調査報告書』。